

大 阪 府 最 低 賃 金 専 門 部 会

資 料 目 次

資料 1	令和 8 年度大阪府最低賃金専門部会委員名簿	1
資料 2	大阪府最低賃金専門部会運営規程	3
資料 3	大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）写	5
資料 4	令和 8 年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項	7
資料 5	令和 8 年度地域別最低賃金の審議の進め方（案）	9
資料 6	令和 7 年度大阪府最低賃金の改正決定について（答申）写	11
資料 7	令和 8 年春季賃上げ妥結状況（大阪府）	
	（7－1）（最終報）	17
	（7－2）（詳細分析報告）	25
資料 8	令和 8 年度 全国財務局長会議資料（近畿財務局）	31
資料 9	関西金融経済動向（2026 年 7 月 7 日 日銀大阪支店）	43
資料 10	「第 102 回経営・経済動向調査」結果について （関西経済連合会・大阪商工会議所）	45
資料 11	生活保護と最低賃金（令和 8 年度第 2 回目安小委員会資料 No. 3）	61
資料 12	足下の経済状況等に関する補足資料 （令和 8 年度第 1 回目安小委員会資料 No. 3）	65
資料 12-2	足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋） （令和 8 年度第 2 回目安小委員会資料参考資料 No. 2）	167

大阪府最低賃金専門部会委員名簿

令和8年7月16日任命

	氏 名	現 職
公益委員	衣笠 葉子	近畿大学法学部法律学科 教授 法学部長
	村上 礼子	近畿大学経済学部総合経済政策学科 准教授
	森 詩恵	大阪経済大学 経済学研究科長 経済学部 教授
労働者委員	赤瀬 史	日本労働組合総連合会大阪府連合会 副会長
	狼谷 將之	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 大阪地方協議会 事務局長
	清水 隆生	J A M大阪 書記長
使用者委員	柴田 昌幸	大阪府中小企業団体中央会 専務理事
	中村 裕子	大阪商工会議所 理事・総務企画部長 企画広報室長
	平岡 潤二	公益社団法人関西経済連合会 労働政策部長

(50音順)

大阪地方最低賃金審議会 大阪府最低賃金専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、大阪地方最低賃金審議会大阪府最低賃金専門部会（以下、「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(委員)

第2条 専門部会は、公益を代表する委員3人、労働者を代表する委員3人及び使用者を代表する委員3人をもって組織し、委員の総数を9人とする。

(会議の招集)

- 第3条 専門部会の会議（以下、「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、大阪労働局長（以下、「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、年度最初の会議は、大阪地方最低賃金審議会会長（以下、「審議会会長」という。）が招集する。
- 2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の出席等)

- 第4条 委員は部会長が必要と認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在になるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の進行)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要と認めるときには、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事要旨は、原則として公開する。

(報告)

第8条 部会長は、会議において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときには、その審議結果について、審議会会長に対して報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成25年7月30日から施行する。

この規程は、令和3年7月21日から施行する。

改正 この規程は、令和5年12月7日から施行する。



大労発基 0706 第 1 号
令和 8 年 7 月 6 日

大阪地方最低賃金審議会
会長 衣笠 葉子 殿

大阪労働局長
高橋 秀誠

大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、大阪府最低賃金（昭和 56 年大阪労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

令和8年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項

令和8年7月6日

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下記のとおり了解する。

記

地域別最低賃金専門部会

1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用

地域別最低賃金専門部会（以下「地賃部会」という。）において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令（昭和34年政令163号）（以下「令」という。）第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。

2 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。

3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- （1）大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。
- （2）前記（1）の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。
- （3）適正な改定最低賃金額の発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑かつ適切な調査審議を行う。
- （4）議決は、全会一致を旨とし、十分な議論を尽くすこと。

4 地賃部会の廃止

任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

特定最低賃金専門部会

1 特定最低賃金専門部会の任務

特定最低賃金専門部会（以下「特賃部会」という。）は、特定最低賃金（以下「特賃」という。）の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

2 令第6条第5項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

3 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。

4 審議の基本方針

(1) 適正な改定最低賃金額の発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑かつ適切な調査審議を行う。

(2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配意し、適正な金額を示すこと。

5 特賃部会の廃止

任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

令和 8 年度 大阪府最低賃金の審議の進め方（案）

大 阪 労 働 局

	本 審 （総会）	大阪府最低賃金専門部会	事務局の手続き
7 月	第370回審議会総会（第 1 回） 大阪府最低賃金改正諮問 7 月 6 日（月）9：00 4 号館 4 階講堂		7 月 6 日（月） 専門部会委員推薦公示 7 月14日締切 意 見 聴 取 公 示 7 月21日締切 7 月16日（木） 大阪府最低賃金 専門部会委員任命
		第 1 回 大阪府最低賃金専門部会 7 月22日（水）10:00 4 号館 4 階講堂	部会長、部会長代理の選出 審議の進め方について 審議資料等について 答申附帯事項に関する取組 状況報告
	第371回審議会総会（第 2 回） ・関係労使意見聴取（陳述） ・R 7 地賃答申附帯事項に 関する取組状況報告 ・中賃の目安伝達 7 月29日（水）10:00 4 号館 2 階第 2 共用会議室	第 2 回 大阪府最低賃金専門部会 7 月28日（火）10：00 4 号館 2 階第 2 共用会議室	金額改正審議
		第 3 回～結審 大阪府最低賃金専門部会 第 3 回 7 月30日（木）9：30 第 4 回 8 月 3 日（月）9：30 第 5 回 8 月 5 日（水）9：30 2 号館 9 階共用 B 会議室	金額改正審議・結審 全会一致の場合には答申
8 月	第372回審議会総会（第 3 回） 地域別最賃専門部会審議結 果の報告あるいは令 6 条 5 項適用不可(採決)の場合の 答申 8 月 7 日（金）10：00 4 号館 2 階第 1 共用会議室		答申後 大阪府最低賃金改正決定答申 意見要旨の公示（異議申出）
	第373回審議会総会（第 4 回） 異議申出に係る 諮問、答申 8 月21日（金）10:00 4 号館 2 階第 2 共用会議室		異議申出締切 5 日答申の場合 8 月20日（木）
9 月～ 10 月			



令和7年8月19日

大阪労働局長

高橋 秀誠 殿

大阪地方最低賃金審議会

会長 衣笠 葉子

大阪府最低賃金の改正決定について（答申）

本審議会は、令和7年7月14日付け大労発基0714第1号をもって貴職から諮問のあった大阪府最低賃金の改正決定について、設置した専門部会において、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」（同日閣議決定）に配意しつつ、各種資料、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取、事業場実地視察等の結果を参考に、「労働者の生計費」、「賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」という三要素を踏まえて、慎重に調査審議を重ねたが、改正最低賃金額及び発効日について労使の意見の隔たりが埋まらず、公益代表委員一任により、別紙のとおりとする結論に達したためここに答申する。

公益代表委員は、中小企業・小規模事業者の価格転嫁がいまだ十分ではない状況にあることを踏まえつつ、労働者の生活の安定を図ること、とりわけ、最低賃金近傍で働く多くの女性及び有期雇用・短時間労働者等の処遇を改善し、最低賃金引上げの効果を広く波及させることに留意して、三要素のうち労働者の生計費については、消費者物価指数が依然高い水準で推移していること、労働者の賃金については、春季賃上げ妥結状況における上昇率が昨年に続き高い水準となったこと、加えて、新規学卒者の初任給が大きく上昇していること、通常の事業の賃金支払能力については、中小企業の業況判断がマイナス圏で推移していること、一方で、売上高経常利益率や従業員一人当たり付加価値額が安定的な数値で推移していること、以上を総合的に勘案し改正金額を導いた。

効力発生の日・在り方については、中央最低賃金審議会からの要望に応え昨年に引き続き労使で更なる議論を尽くしたが、現行制度の枠組のままでは本審議会において一定の結論を得ることは極めて困難であること、こうした地方審議会の議論の実態を踏まえ、中央最低賃金審議会において議論が行われ一定の方針が示されるべきことを、あらためて確認した。

また、中央最低賃金審議会の議論において使用される調査資料、とりわけ賃金改定状況調査については、都道府県別で結果が公表されるべきこと、本審議会においては、専門部会の審議の精度を高めることに資する、より信頼性の高い調査資料が労働局から提供されるべきことを確認した。

なお、今回の答申にあたっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性が労使共通の認識であり、「成長と分配の好循環」及び「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、大阪府最低賃金の改正が企業経営を取り巻く環境、とりわけ、労務費や原材料・エネルギー価格などの企業物価の高騰を十分に価格転嫁できない中小企業・小規模事業者の賃金支払能力に与える影響を考慮し、関係省庁の連携した賃金引上げの環境整備のため、以下の支援策の早急な実施を政府及び大阪労働局に強く要望する。

(政府への要望)

- ① 賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめ、有期雇用・短時間労働者等の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金、中小企業省力化投資補助金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等を更に充実させること
- ② 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上等に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」を着実に実行すること
- ③ ①及び②について、効果的に実施するため、十分な予算措置を行うこと
- ④ 価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の施行を踏まえて、更なる取組の強化を図ること
- ⑤ いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進すること
- ⑥ 上記の取組の措置状況について、本審議会において随時報告すること

(大阪労働局への要望)

- ① 大阪府における未満率の解消に向けて、最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと
- ② 支援を必要としている中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること
- ③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、行政機関に対して公共調達での適切な価格転嫁推進などの取組強化を要請すること
- ④ 下請取引の適正化については、関係省庁と連携体制を強化し、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う1月から3月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図ると

もに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと

- ⑤ 上記①から④を効果的かつ的確に実施するために、十分な予算確保に取り組むとともに、実施体制の強化を図ること
- ⑥ 以上の取組状況については、実効性のある実施計画を作成し、公表するとともに、履行確保の状況及び効果の検証を併せて行い、本審議会において随時報告すること

大 阪 府 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
大阪府の区域内
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1,177 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 7 年 10 月 16 日

令和8年6月11日(木)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課

地域労政グループ 澤井・山口

▽直通 06-6946-2606

令和8年 春季賃上げ要求・妥結状況

最終報

【集計組合数:543組合(加重平均)】

【調査時点:5月26日現在】

□ 妥結額 16,230円(前年:15,948円)

□ 賃上げ率 4.96%(前年:5.11%)

【調査結果の特徴点】

- 全体平均では、妥結額は、加重平均による集計を開始した平成5年以降最高となっている。
また、賃上げ率は、5%に迫る水準となっている。
- 企業規模別では、「1,000人以上」の規模において妥結額は、16,000円台後半となり、賃上げ率は、5%を超えている。
- 産業別の妥結額は、製造業が非製造業より高くなっている。

■大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況等をまとめました。

■本集計は、定期昇給及びベースアップ(またはこれらに相当する賃上げ額)の合計額を記載しています。

■6月中旬に本調査の詳細分析(同一の組合による対前年比較)を当課ホームページに掲載します。
併せてご参照ください。

◆大阪府労働環境課 ホームページ
調査資料一覧

<https://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/chousa/>

※右のQRコードからもご覧いただけます。



本調査の調査対象・集計方法

■本調査は、府内に所在する約 1,700 組合を調査対象として実施し、5月26日までに妥結額が把握できた 689 組合のうち、平均賃金額、組合員数が明らかな 543 組合(197,990 人)について集計(加重平均・組合員一人あたり平均)しました。

【集計方法について】

加重平均は以下の方法で算出しています。

加重平均＝(各組合の妥結額×各組合の組合員数)の合計/各組合の組合員数の合計

経済的背景と要求・交渉経過

(1)経済的背景と労使交渉等の動向

〈政府の動向〉

・高市総理は、令和 8 年の年頭記者会見において、「本年の名目 GDP 成長率は 3.4%。実質賃金も 1.3%の伸びを見込んでい
る。実質賃金がプラス1%を超えるのはコロナ禍期間中の特殊要因があったと考えられる 2021 年を除けば、2005 年以来 21
年ぶりになる。こうした明るい動きを政策の力で、更に力強いうねりにしてい」と述べました。また、高市総理は翌日の経済 3 団
体共催 2026 年新年祝賀会において、「『責任ある積極財政』を掲げ、大胆かつ戦略的な投資を進めることで、日本の供給構造
を強化し、雇用と所得を増やし、消費マインドを改善する。そうすると事業収益が上がり、お給料も増える。そして研究開発投資や
設備投資もでき、経済が回っていく。税率を上げずとも税収が増えていく。そういう日本の姿をつくることが目標だ」との考えを示し
ました。

〈労使の動向〉

・連合の芳野会長は、令和 7 年 11 月 28 日の連合第 96 回中央委員会において、「2026 春季生活闘争を進めるにあたり、『こ
だわろう！くらしの向上 ひろげよう！仲間の輪』というスローガンを掲げることとした。3 年連続で 5%以上の賃上げをめざし、あ
わせて格差是正に拘り、中小組合は 6%、有期・短時間・契約等労働者にあつては 7%と、『5、6、7』と賃上げ水準を並べて相
乗的に訴えていく。みんなで実質賃金を『1%上昇軌道』に乗せ、それをこれからの賃上げノルムにしていこう。2026 闘争は、賃
上げノルムを定着させ、デフレマインドから完全に脱却することができるのか、日本社会全体の正念場となる。私たち一人ひと
りが『未来づくり春闘』をけん引する主役であることを自覚し、それぞれに求められる役割と責任を果たしていこう」と述べました。

・日本経団連の筒井会長は、令和 8 年 1 月 6 日の経済三団体共催 2026 年新年祝賀パーティー後の共同会見において、
「『投資牽引型経済』への転換には、賃金引上げを含む『人への投資』が不可欠であることを強調したい。こうした認識の下、本年
は、賃金引上げの力強いモメンタムの『さらなる定着』を掲げて取り組んでいきたい。具体的にはベースアップを賃金交渉のスタ
ンダードに位置付けるということである。複数年度にわたってベースアップが継続すれば、賃金引上げの力強いモメンタムの『さら
なる定着』は一層深まることとなる。引き続き、政府・日銀が 2%程度の物価安定目標を掲げる中で、『賃金と物価の好循環』を
確立するためには、適度な物価上昇を受容する消費者意識の醸成が重要となり、企業、政府双方の取組みが求められる」と述
べました。

〈経済的背景〉

・内閣府は、令和 8 年 1 月 22 日に公表した月例経済報告において、『景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中
心にみられるものの、緩やかに回復している』と判断しました。先行きについては、『雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が
緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリス
クに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある』との見方を示しました。

〈交渉経過〉

・こうした政労使の動向や経済的背景のもと、金属労協(JCM)を構成する産業別労働組合傘下の組合では、2 月 24 日までに要
求書を提出し、3 月 18 日の集中回答日に向けて、大手組合を中心に回答の引き出しが進められました。その後、中堅・中小組
合でも交渉が本格化し、現在も交渉が継続されています。

(2)労働団体及び経済団体の春闘における主張(概要)

労働側	経営側
○連合「連合白書(2026 春季生活闘争の方針と課題)」(令和8年 1 月) 〈基本的な考え方〉 ・「未来づくり春闘」のもと、日本の賃金水準を中期的に引き上げていくことをめざしてきたが、この 4 年間、名目賃金は伸びたものの、物価高によって実質賃金は低下し、日本の賃金の相対的位置も低いままである。2026 年は日本の実質賃金を少なくとも 1% 程度改善し、賃金における国際的なポジション回復をめざす必要がある。 ・将来にわたり人材を確保・定着させ、生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が重要。労働市場における募集賃金は上昇を続けており、同業他社との比較や同一地域の賃金相場に見劣りせず優位性を持てる賃金水準を意識した賃金決定が求められる。 ・賃金、経済、物価を安定軌道に乗せるためには、物価を安定させるとともに、賃上げの流れを定着させ、賃上げのすそ野を広げていく必要がある。 ・低所得層ほど物価上昇の影響が大きく、生活がより苦しくなっており、マクロの個人消費低迷の大きな要因となっている。企業規模間、雇用形態間、男女間の賃金格差是正を進めるとともに、中期的に分厚い中間層の復活と働く貧困層の解消をめざす必要がある。 ・近年、人材確保のために初任給を大幅に引き上げる一方、中高年層への配分を相対的に抑制するなどの傾向がみられた。賃上げ原資の配分についても、人材の定着やモチベーションの維持・向上などの観点を含め、労使でしっかりと協議し、すべての働く人の生活向上をめざす必要がある。 ・月例賃金は最も基本的な労働条件であり、社会的な水準を考慮して決めるべき。所定内賃金で生活できる水準を確保するとともに、「働きの価値に見合った水準」に引き上げることをめざす必要がある。 〈具体的な要求指標〉 ・賃上げ分3%以上、定昇相当分(賃金カーブ維持相当分)を含め5%以上とし、その実現にこだわる。 ・中小労組などは、この間の賃上げ結果や賃金水準を点検し、格差是正分を積極的に要求する。 ・雇用形態間格差是正の観点から経験 5 年相当で時給 1,450 円以上をめざす。 ・企業内のすべての労働者を対象に時給 1,300 円以上をめざす。 ○全労連・国民春闘共闘委員会「26 国民春闘方針」(令和8年1月) 〈基本的な考え方〉 ・財界・大企業の意向でいっそう非正規雇用労働者や細切れのスポットワークなど、無権利な労働者に誘導されている。それを政府が「働き方改革」と称して法律や制度の規制緩和にお墨付きを与え、促進する流れが強められている。 ・高市政権は、総裁選で「ワークライフバランスという言葉を捨てる」と発言し、首相として「労働時間の規制の緩和の検討」を指示した。労政審で検討されている裁量労働制やデロゲーションの拡大を念頭に更なる長時間労働を労働者に強いる構えであり、断固として職場からの運動で阻止し、1 日 7 時間労働の実現など規制強化をめざす。 ・大企業の内部留保は過去最高を更新し 561 兆円となる一方、労働者の実質賃金は下がり続け、大企業の労働分配率は過去最低の 37.3%で統計史上最低を更新しており、物価高騰が労働者の生活に追い打ちをかける中で労働者が声を上げ、力関係を変えて、賃金上がる国への転換をはかる。 〈具体的な要求指標〉 ・賃上げ：月額 33,000 円以上、時間額 250 円以上(約 17%以上) ・企業内・産业内最低賃金：月額 255,000 円以上、時間額 1,700 円以上	○経団連「2026 年版経営労働政策特別委員会報告」(令和8年1月) 〈連合「2026 春季生活闘争方針」への見解〉 ・連合が、「2026 年闘争方針」で示した、「賃上げノルム」や中小企業等への賃金引上げの波及、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配、適切な価格転嫁・適正取引への取組みなどが必要といった基本スタンスや認識の多くは経団連と一致している。 〈基本的な考え方〉 ・企業が原資を安定的に確保し、賃金引上げの力強いモメンタムを着実に定着させるには、労働生産性の改善・向上による企業収益の改善・増大が不可欠である。そのためには、「付加価値の最大化」に注力するとともに、「労働投入の効率化」を図る「働き方改革」の深化が必要である。 ・原資の安定的な確保を伴う「構造的な賃金引上げ」の実現には、「賃金は上がっていくもの」との考え方・機運が広く認識されるとともに、そのために必要な「適正な価格転嫁と販売価格アップの受入れ」が社会的規範(ソーシャルノルム)として浸透することが求められる。 ・賃金引上げの力強いモメンタムが継続・定着して名目賃金の上昇が今後も続くこととあわせて、適度な物価上昇を通じた実質賃金の安定的なプラス化の実現により、企業と働き手双方が賃金引上げ効果をより実感できることが望まれる。 ・経団連・企業の社会的責務として、賃金引上げの力強いモメンタムの「さらなる定着」に取り組み、「分厚い中間層」の形成と「構造的な賃金引上げ」の実現に貢献することが求められている。各企業には引き続き、賃金引上げと総合的な処遇改善をコスト増ではなく「人への投資」と位置付けた「賃金・処遇決定の大原則」に則った積極的な検討と着実な実行が望まれる。 ・2026 年においても、ベースアップ実施の検討が賃金交渉におけるスタンダードであり、賃金引上げの力強いモメンタム継続とさらなる定着に向けた重要な柱である。具体的な検討にあたっては、自社の賃金水準や労働分配率の動向、近年の改定状況等を踏まえつつ、重点配分を基本に据えながら、自社にとって最適な方法を見出す必要がある。 ・近年、新規学卒者を中心とした若年者の採用激化に伴って初任給を大きく引き上げるケースが増えている。結果、賃金カーブの調整・是正と賃金水準自体の見直しの必要性が高まっている。初任給の大幅引上げを行った場合には若年社員の賃金水準との整合性の確認、子育て世代や中高齢社員への配分度合いを含めた賃金カーブ全体のあり方の検討が求められる。

調査結果の概要

(1) 妥結額・賃上げ率の推移【P5「妥結額・賃上げ率の年次推移」参照】

全体平均では、妥結額は、16,230 円(前年:15,948 円)となり、加重平均による集計を開始した平成5年以降過去最高となりました。また、賃上げ率は、4.96%(前年:5.11%)となり、5%に迫る水準となりました。

(2) 企業規模別の妥結状況【P6「企業規模別の妥結状況」参照】

企業規模別の妥結額をみると、

「299 人以下」が、11,540 円（対前年比:191 円増、1.7%増）

「300 から 999 人」が、14,984 円（対前年比:667 円減、4.3%減）

「1,000 人以上」が、16,801 円（対前年比:315 円増、1.9%増）

となりました。

(3) 産業別の妥結状況【P7「産業別の妥結状況」参照】

産業別(大分類)の妥結額は、製造業の妥結額平均が 17,551 円、非製造業の妥結額平均が 15,050 円となり、製造業が非製造業より高くなっています。

なお、全体平均(16,230 円)と比べて妥結額が高かった業種(集計対象組合が 10 組合以上)は、「機械器具(19,896 円)」、「輸送用機械器具(19,818 円)」、「繊維・衣服(18,396 円)」等となりました。

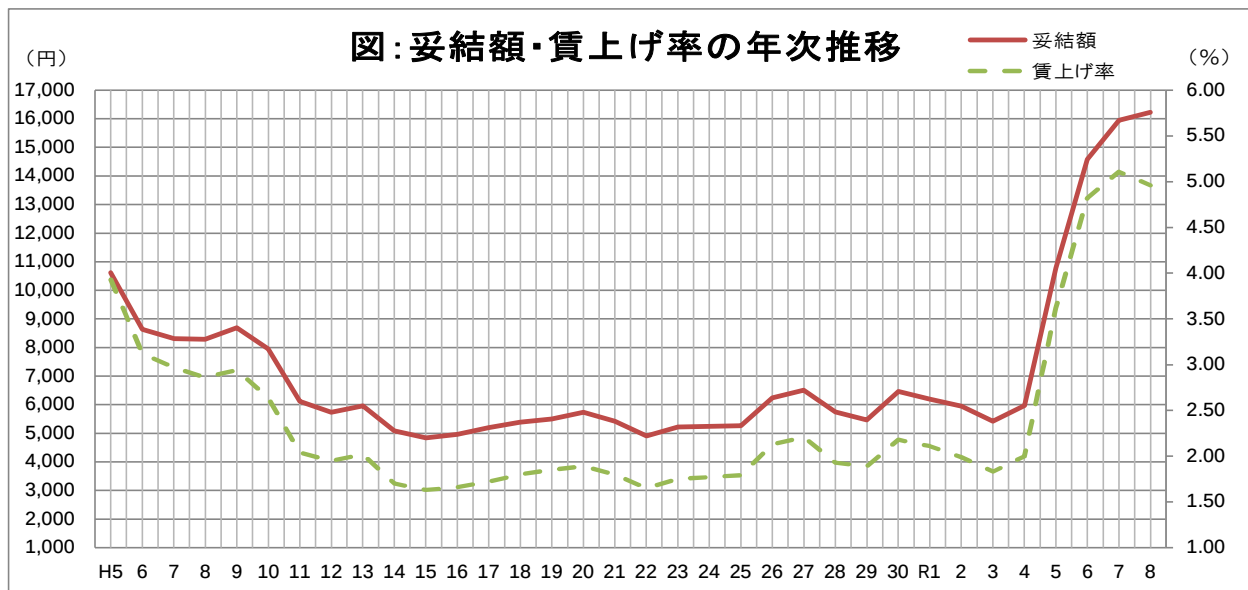
一方、低かった業種(集計対象組合が 10 組合以上)は、「運輸業・郵便業(13,941 円)」、「複合サービス事業、サービス業(14,347 円)」、「情報通信業(15,487 円)」等となりました。

■妥結額・賃上げ率の年次推移

【加重平均】

年	集計 組合数	妥結額		賃上げ率	
		金額 (円)	前年との差 (円)	賃上げ率 (%)	前年との差 (ポイント)
H5	585	10,614	—	3.93	—
6	554	8,632	▲ 1,982	3.12	▲ 0.81
7	450	8,316	▲ 316	2.97	▲ 0.15
8	492	8,289	▲ 27	2.86	▲ 0.11
9	453	8,691	402	2.94	0.08
10	391	7,952	▲ 739	2.64	▲ 0.30
11	453	6,115	▲ 1,837	2.04	▲ 0.60
12	798	5,733	▲ 382	1.95	▲ 0.09
13	669	5,957	224	2.02	0.07
14	473	5,086	▲ 871	1.70	▲ 0.32
15	473	4,836	▲ 250	1.63	▲ 0.07
16	446	4,961	125	1.66	0.03
17	476	5,198	237	1.72	0.06
18	503	5,388	190	1.80	0.08
19	522	5,503	115	1.85	0.05
20	505	5,739	236	1.89	0.04
21	391	5,426	▲ 313	1.80	▲ 0.09
22	397	4,903	▲ 523	1.65	▲ 0.15
23	363	5,221	318	1.75	0.10
24	417	5,239	18	1.77	0.02
25	409	5,265	26	1.79	0.02
26	395	6,239	974	2.13	0.34
27	400	6,513	274	2.21	0.08
28	417	5,743	▲ 770	1.93	▲ 0.28
29	468	5,465	▲ 278	1.89	▲ 0.04
30	394	6,463	998	2.18	0.29
R1	337	6,201	▲ 262	2.11	▲ 0.07
2	305	5,950	▲ 251	1.99	▲ 0.12
3	416	5,422	▲ 528	1.83	▲ 0.16
4	391	5,967	545	2.00	0.17
5	419	10,792	4,825	3.62	1.62
6	554	14,578	3,786	4.82	1.20
7	509	15,948	1,370	5.11	0.29
8	543	16,230	282	4.96	▲ 0.15

要求額	
集計 組合数	金額 (円)
434	7,883
447	8,361
455	7,448
364	8,250
344	6,677
318	7,077
385	6,379
370	6,689
380	8,548
361	10,604
392	9,408
411	8,638
374	9,492
308	9,660
287	9,528
403	8,365
375	9,191
401	14,412
521	18,055
481	19,720
510	20,005



※加重平均集計は平成5年より開始しました。

※要求額は、その年の最終報時点て要求額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の集計結果であり、加重平均による集計を開始した平成18年より記載しています。

※令和8年は、543組合の集計結果を表しています。

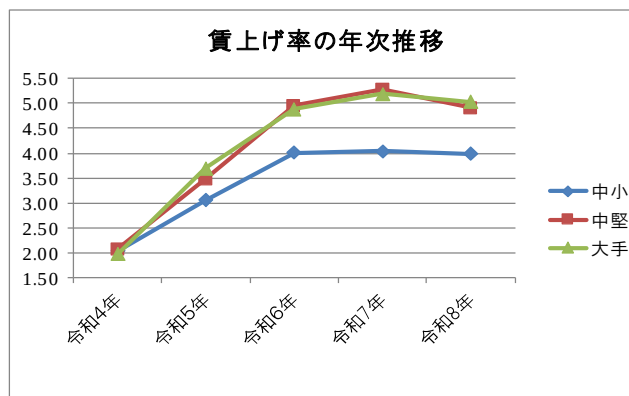
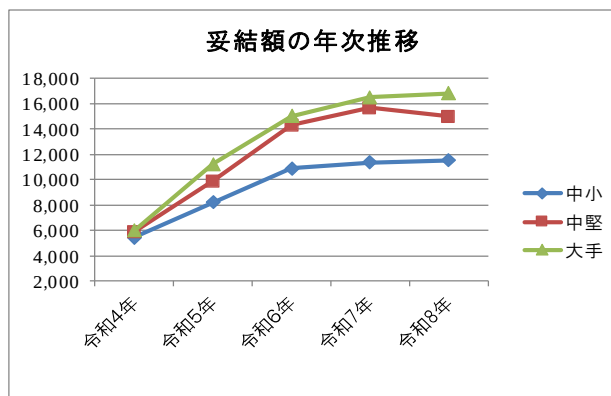
■企業規模別の妥結状況

企業規模 (従業員数)		集計組合数	平均賃金額 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)
299人 以下の 内訳	29人以下	24	277,681	8,692	3.13
	30～99人	80	285,538	11,314	3.96
	100～299人	118	290,494	11,682	4.02
299人以下		222	289,182	11,540	3.99
300～999人		128	305,513	14,984	4.90
1,000人以上		193	334,575	16,801	5.02
総平均		543	327,480	16,230	4.96

■企業規模別 妥結額・賃上げ率の年次推移

【加重平均】

		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年		令和8年	
		妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)
299人 以下の 内訳	29人以下	4,486	1.52	8,179	2.75	8,107	2.90	7,152	2.34	8,692	3.13
	30～99人	5,377	2.08	7,537	2.94	9,465	3.59	9,757	3.54	11,314	3.96
	100～299人	5,529	2.03	8,416	3.10	11,311	4.13	11,851	4.21	11,682	4.02
299人以下		5,476	2.04	8,213	3.06	10,917	4.01	11,349	4.04	11,540	3.99
300～999人		5,867	2.08	9,883	3.48	14,314	4.95	15,651	5.27	14,984	4.90
1,000人以上		6,026	1.98	11,241	3.70	15,017	4.88	16,486	5.18	16,801	5.02



※各年の妥結額は、その年の最終報時点での、妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

■産業別の妥結状況

(集計組合数:543 組合)【加重平均】

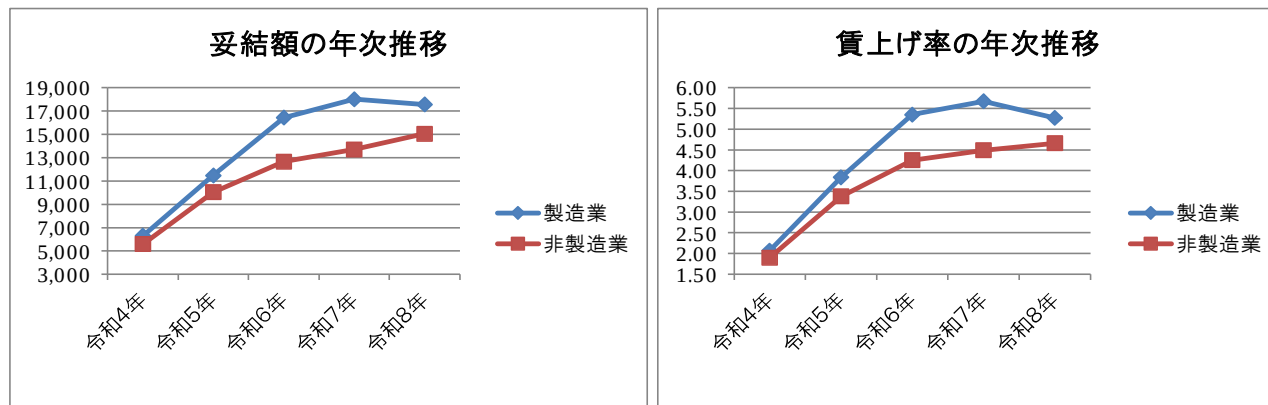
産 業		集計 組合数 (組合)	妥結人数 (人)	平均賃金 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	【参考】 要求額 (円)
全産業計		543	197,990	327,480	16,230	4.96	20,005
製造業	製造業平均	355	93,440	332,895	17,551	5.27	20,565
	食料品・たばこ	36	4,868	339,113	17,376	5.12	17,968
	繊維、衣服	22	4,501	333,640	18,396	5.51	19,644
	木材、家具・装備品	4	2,834	363,293	13,695	3.77	18,063
	パルプ・紙・紙加工品	8	873	310,214	18,369	5.92	18,708
	印刷・同関連	8	2,005	303,352	14,671	4.84	21,297
	化学	48	6,448	352,125	17,246	4.90	20,729
	石油・石炭製品	1	12	363,754	21,233	5.84	21,149
	プラスチック製品	3	516	266,268	5,067	1.90	18,984
	ゴム、皮革製品	4	1,120	312,166	14,138	4.53	16,867
	窯業・土石製品	4	166	275,179	9,754	3.54	16,330
	鉄鋼	37	7,394	309,102	17,016	5.50	21,137
	非鉄金属	16	3,952	333,168	16,827	5.05	18,242
	金属製品	49	9,968	285,328	15,891	5.57	19,906
	機械器具	73	23,845	346,060	19,896	5.75	23,388
	電子部品・デバイス	3	2,381	416,191	13,989	3.36	17,979
	電気機械器具	14	6,813	342,065	15,602	4.56	18,741
	情報通信機械器具	3	2,057	365,478	14,574	3.99	18,046
	輸送用機械器具	18	12,344	326,792	19,818	6.06	20,994
	その他の製造	4	1,343	321,437	12,967	4.03	13,912
非製造業	非製造業平均	188	104,550	322,642	15,050	4.66	19,421
	農林水産業						
	鉱業・採石・砂利						
	建設業	20	10,976	339,038	16,195	4.78	19,739
	電気・ガス・熱供給・水道業						
	情報通信業	26	6,904	365,710	15,487	4.23	20,153
	うち、通信・放送	2	1,146	382,841	20,605	5.38	22,742
	うち、情報サービス	7	4,874	367,520	15,842	4.31	19,691
	うち、情報制作(出版等)	17	884	333,521	6,893	2.07	19,123
	運輸業・郵便業	53	41,960	316,295	13,941	4.41	18,750
	うち、私鉄・バス等	17	22,817	317,777	15,715	4.95	21,424
	うち、道路貨物輸送	18	5,098	319,505	10,349	3.24	16,672
	うち、郵便業	1	11,334	324,600	12,000	3.70	16,780
	うち、その他	17	2,711	263,069	13,886	5.28	21,789
	卸売・小売業	53	28,333	320,298	15,646	4.88	19,184
	金融・保険業、不動産、物品賃貸業	3	1,012	312,913	16,697	5.34	18,773
	うち、金融・保険業	2	361	303,703	18,132	5.97	18,548
	うち、不動産業	1	651	318,020	15,901	5.00	18,897
	うち、物品賃貸業						
	学術研究、専門・技術サービス業	5	5,190	329,886	19,172	5.81	19,765
	飲食店、宿泊業	5	1,634	321,935	15,427	4.79	16,387
	生活関連サービス業、娯楽業	4	69	298,953	11,643	3.89	19,960
	医療、福祉、教育、学習支援業	7	1,650	351,251	12,266	3.49	30,483
	うち、教育・学習支援業	4	105	248,038	7,916	3.19	27,028
	うち、医療・福祉	3	1,545	358,266	12,562	3.51	30,752
	複合サービス事業、サービス業	12	6,822	290,867	14,347	4.93	20,112
	うち、複合サービス事業	4	3,775	250,200	13,802	5.52	19,427
	うち、自動車整備・機械修理	1	75	254,890	10,850	4.26	15,641
	うち、賃貸・広告業						
	うち、その他	7	2,972	343,429	15,128	4.40	21,098

※集計数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※要求額は、最終報時点て要求額・組合員数・平均賃金額が明らかな 510 組合の集計結果を表しています。

■産業別 妥結額・賃上げ率の年次推移

	令和4年		令和5年		令和6年		令和7年		令和8年	
	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)
製造業	6,307	2.07	11,475	3.84	16,419	5.35	18,016	5.67	17,551	5.27
非製造業	5,582	1.90	10,029	3.38	12,663	4.25	13,706	4.49	15,050	4.66



※各年の妥結額は、その年の最終報時点で、妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

■参考 単純平均の結果一覧(発表時期別 要求・回答・妥結状況)

	令和8年 発表日	要求		回答		妥結	
		令和8年	令和7年	令和8年	令和7年	令和8年	令和7年
第1報	4月3日	618組合	626組合	254組合	203組合	148組合	105組合
		25,109円	24,567円	13,386円	14,571円	15,655円	16,177円
第2報	4月21日	718組合	733組合	535組合	511組合	370組合	366組合
		24,536円	23,753円	13,107円	12,433円	15,335円	14,552円
第3報	5月18日	754組合	760組合	613組合	597組合	477組合	471組合
		24,213円	23,543円	13,052円	12,375円	14,591円	13,760円
最終報	6月11日	812組合	782組合	697組合	671組合	689組合	668組合
		23,726円	23,319円	13,108円	12,314円	13,179円	12,356円

※本表では、平均賃金額や組合員数が把握できたか否かを問わず、要求額、回答額、妥結額のすべてもしくはいずれかが把握できた組合をすべて集計対象としています。

■参考 年間一時金・夏季一時金の回答・妥結状況(最終報時点)

区分	集計組合数	内容	回答・妥結額
回答	112組合	年間一時金	1,510,733円
妥結	266組合	夏季一時金	743,640円

※本集計は、春闘時に合わせて年間一時金又は夏季一時金の交渉を実施している組合において単純平均し集計したものです。なお、夏季一時金の調査結果については、6月中旬以降に順次、発表します。

令和8年6月16日(火)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課
地域労政グループ 澤井・山口

▽直通 06-6946-2606

令和8年 春季賃上げ妥結状況

詳細分析報告

【同一の組合による対前年比較】

(調査時点:5月26日現在)

(加重平均(組合員1人あたり平均))

(集計組合数:443組合)

【全体結果】(表1)

項目	令和8年	令和7年	対前年比
妥結額	16,496円	16,490円	6円増 (0.04%増)
賃上げ率	5.12%	5.18%	0.06ポイント減

【注】最終報(6月11日公表)の543組合(妥結額16,230円:賃上げ率4.96%)のうち今年、前年の妥結額が把握できた443組合による比較

【主な特徴点】

- 妥結額は、前年をわずかに上回っている。
また、賃上げ率は、前年に引き続き5%を超える水準となっている。
- 企業規模別では、「299人以下」、「1,000人以上」の規模において前年を上回っている。
- 産業別では、非製造業が前年を上回っている。

○大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況について、前年からの妥結額等の動きを詳細に把握するため、5月26日までに「妥結額」、「組合員数」、「平均賃金額」が把握できた543組合のうち、前年の妥結額についても把握できた443組合(今年、昨年の同一の組合)について、対前年比較及び詳細な分析を行いました。

○詳細な分析結果については次ページ以降をご覧ください。

調査結果の詳細分析 【集計組合数:443組合】

(1) 妥結額の状況 【1ページ・表1 参照】

本年調査では、妥結額16,496円(前年:16,490円)が、対前年比6円増・0.04%増となり、前年をわずかに上回る結果となりました。

(2) 企業規模(従業員数)別の妥結状況 【下の表2 参照】

企業規模別の妥結額における対前年比較では、

「299人以下」が、対前年比164円増・1.5%増（令和8年:11,426円、令和7年:11,262円）

「300から999人」が、対前年比879円減・5.5%減（令和8年:14,977円、令和7年:15,856円）

「1,000人以上」が、対前年比170円増・1.0%増（令和8年:17,162円、令和7年:16,992円）となりました。

(表2) 企業規模別妥結状況

企業規模 (従業員数)		集計組合数 (組合)	妥結額 (円)		対前年比		
			令和8年	令和7年	金額(円)	増減率(%)	増減傾向 (※)
299人 以下の 内訳	29人以下	22	8,805	5,768	3,037	52.7	
	30～99人	69	11,256	10,583	673	6.4	
	100～299人	98	11,554	11,542	12	0.1	
299人以下		189	11,426	11,262	164	1.5	↗
300～999人		103	14,977	15,856	▲ 879	▲ 5.5	↘
1, 000人以上		151	17,162	16,992	170	1.0	↗
全体加重平均		443	16,496	16,490	6	0.0	
全体単純平均(参考)			13,763	13,670	93	0.7	

※増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印で示しています。

(3)産業別の妥結状況【4, 5ページ・表4-(1), (2) 参照】

産業別(大分類)における対前年比較では、製造業が18,124円(対前年比383円減、2.1%減)、非製造業が14,945円(対前年比375円増、2.6%増)となりました。

また、製造業では、19業種のうち12業種でプラス傾向となりました。

一方、非製造業では、10業種のうち4業種でプラス傾向となりました。

なお、集計組合数が10組合以上あった業種のうち、前年に比べ増減率の大きい業種は下記表のとおりです。

(表3) 前年に比べ増減率の大きい上位3業種と下位3業種

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比			コメント 【主な特徴点など】
			令和8年 (円)	令和7年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向	
建設業	12	4,491	17,927	14,714	3,213	21.8		8割弱の組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調であると考えられる。また、組合員数の多い大手組合の一部が大幅なプラスで妥結していることが、平均額を押し上げている。
卸売・小売業	37	23,771	16,074	13,509	2,565	19.0		8割強の組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が好調であると考えられる。また、組合員数の多い大手組合の一部が大幅なプラスで妥結していることが、平均額を押し上げている。
繊維・衣服	19	4,365	18,546	17,316	1,230	7.1		8割弱の組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調と考えられる。また、組合員数の多い大手組合の一部が大幅なプラスで妥結していることが、平均額を押し上げている。
情報通信業	15	1,189	10,014	11,344	▲ 1,330	▲ 11.7		7割弱の組合が前年よりマイナス妥結しており、同業種が概ね不調であると評価せざるを得ない。なお、組合員数の多い中堅組合の一部が大幅なマイナスで妥結していることが、平均額を押し下げている。
非鉄金属	15	3,854	17,077	18,880	▲ 1,803	▲ 9.5		7割強の組合が前年よりマイナス妥結しており、また、組合員数の多い大手組合の一部が大幅なマイナスで妥結していることが、平均額を押し下げている。しかしながら、同業種の平均額が、集計全体の平均額を超えていることから、同業種が不調とまでは評価し難い。
鉄鋼	32	7,258	17,104	18,728	▲ 1,624	▲ 8.7		5割の組合が前年よりマイナス妥結しており、全体として前年比マイナスとなっているが、同業種の平均額が集計全体の平均額を超えていることから、同業種が不調とまでは評価し難い。

※増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印で示しています。

(表4-1)) 産業別の妥結状況(製造業)【加重平均】

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和8年 (円)	令和7年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
製造業	302	77,741	18,124	18,507	▲ 383	▲ 2.1	
食料品・たばこ	25	3,239	18,010	17,865	145	0.8	
繊維、衣服	19	4,365	18,546	17,316	1,230	7.1	
木材、家具・ 装備品	1	19	12,000	18,000	▲ 6,000	▲ 33.3	
パルプ・紙・ 紙加工品	7	782	18,063	17,377	686	3.9	
印刷・同関連	6	1,731	14,144	13,767	377	2.7	
化学	45	6,335	17,284	17,014	270	1.6	
石油・石炭製品	1	12	21,233	20,151	1,082	5.4	
プラスチック製品	2	469	4,732	4,576	156	3.4	
ゴム、皮革製品	4	1,120	14,138	14,291	▲ 153	▲ 1.1	
窯業・土石製品	2	111	5,748	6,099	▲ 351	▲ 5.8	
鉄鋼	32	7,258	17,104	18,728	▲ 1,624	▲ 8.7	
非鉄金属	15	3,854	17,077	18,880	▲ 1,803	▲ 9.5	
金属製品	45	9,831	15,956	15,942	14	0.1	
機械器具	66	22,878	20,014	20,660	▲ 646	▲ 3.1	
電子部品・ デバイス	1	6	9,523	7,400	2,123	28.7	
電気機械器具	9	2,460	17,014	14,348	2,666	18.6	
情報通信 機械器具	1	10	17,400	15,400	2,000	13.0	
輸送用機械器具	17	11,918	19,990	21,381	▲ 1,391	▲ 6.5	
その他の製造	4	1,343	12,967	9,161	3,806	41.5	

※1 集計組合数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(表4-(2)) 産業別の妥結状況(非製造業)【加重平均】

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和8年 (円)	令和7年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
非製造業	141	81,635	14,945	14,570	375	2.6	↗
農林水産業							↘
鉱業・採石・砂利							↘
建設業	12	4,491	17,927	14,714	3,213	21.8	↗
電気・ガス・熱供給・水道業							↘
情報通信業	15	1,189	10,014	11,344	▲ 1,330	▲ 11.7	↘
うち、通信・放送	1	398	16,000	18,500	▲ 2,500	▲ 13.5	↘
うち、情報サービス	2	27	10,281	10,706	▲ 425	▲ 4.0	
うち、情報制作(出版等)	12	764	6,886	7,639	▲ 753	▲ 9.9	
運輸業・郵便業	50	41,653	13,941	14,865	▲ 924	▲ 6.2	↘
うち、私鉄・バス等	17	22,817	15,715	15,119	596	3.9	↘
うち、道路貨物輸送	17	5,030	10,325	10,612	▲ 287	▲ 2.7	
うち、郵便業	1	11,334	12,000	15,930	▲ 3,930	▲ 24.7	
うち、その他	15	2,472	13,821	16,293	▲ 2,472	▲ 15.2	
卸売・小売業	37	23,771	16,074	13,509	2,565	19.0	↗
金融・保険業、不動産、物品賃貸業	2	660	16,002	20,866	▲ 4,864	▲ 23.3	↘
うち、金融・保険業	1	9	23,281	24,490	▲ 1,209	▲ 4.9	↘
うち、不動産業	1	651	15,901	20,816	▲ 4,915	▲ 23.6	
うち、物品賃貸業							
学術研究、専門・技術サービス業	2	2,159	20,792	21,452	▲ 660	▲ 3.1	↘
飲食店、宿泊業	4	942	14,836	16,597	▲ 1,761	▲ 10.6	↘
生活関連サービス業、娯楽業	3	40	11,384	12,548	▲ 1,164	▲ 9.3	↘
医療、福祉、教育、学習支援業	5	305	8,738	7,898	840	10.6	↗
うち、教育・学習支援業	4	105	7,916	8,017	▲ 101	▲ 1.3	↘
うち、医療・福祉	1	200	9,170	7,835	1,335	17.0	
複合サービス事業、サービス業	11	6,425	14,369	14,147	222	1.6	↗
うち、複合サービス事業	4	3,775	13,802	13,357	445	3.3	↘
うち、自動車整備・機械修理	1	75	10,850	10,000	850	8.5	
うち、賃貸・広告業							
うち、その他	6	2,575	15,302	15,426	▲ 124	▲ 0.8	

※1 集計組合数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

令和 8 年度 全国財務局長会議資料

- I. 近畿財務局管内の経済情勢 (P2～3)
- II. 地域企業の人材戦略 (P4～7)
- III. 地域における人材戦略の特徴的な企業事例 (P8～11)

令和 8 年 4 月 22 日
近 畿 財 務 局

Ⅰ. 近畿財務局管内の経済情勢

近畿財務局管内の経済情勢

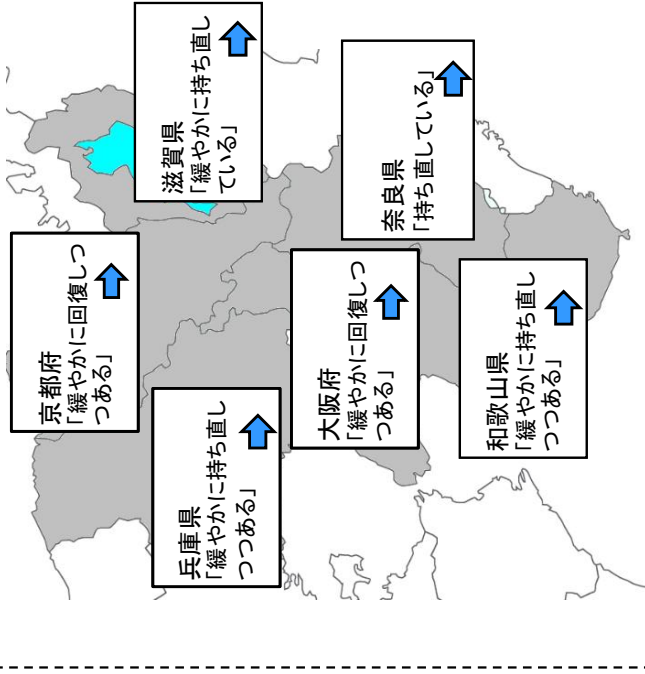
～ 総括判断 ～

8年1月判断	8年4月判断	総括判断の要点
緩やかに回復しつつある	緩やかに回復しつつある	個人消費は、国内消費が堅調に推移しており、緩やかに回復しつつある。 生産活動は、汎用・業務用機械などが上昇しているものの、電気・情報通信機械などが低下しており、一進一退の状況にある。 雇用情勢は、有効求人倍率がおおむね横ばいで推移するなか、完全失業率は低水準で推移しており、緩やかに持ち直している。

～ 情勢判断の主なポイント ～

	8年1月判断	8年4月判断
個人消費	緩やかに回復しつつある	緩やかに回復しつつある
生産活動	一進一退の状況にある	一進一退の状況にある
雇用情勢	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している
設備投資	7年度は前年度を上回る見込みとなっている	7年度は前年度を上回る見込みとなっている
企業収益	7年度は増益見込みとなっている	7年度は増益見込みとなっている
住宅建設	前年並みとなっている	前年並みとなっている
輸 出	前年を上回っている	前年を上回っている

＜ 府県別の経済情勢 ＞ ※8年4月判断



～ 先行き ～

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されるものの、中東情勢や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

Ⅲ．地域企業の人材戦略

1. 調査の概要

地域企業の人材戦略を把握するため、近畿財務局管内の企業に調査（ヒアリング）を実施。

- (1) 調査期間：2026年3月上旬～下旬
- (2) 調査対象：近畿財務局管内の経済情勢報告を取りまとめる際に従来から継続的にヒアリングを実施している企業。
(計107社 / 規模別：大企業 58社、中堅・中小企業 49社 / 業種別：製造業 48社、非製造業 59社)
- (3) 調査方法：近畿財務局においてヒアリング調査を行い、回答を分類。

2. 注意事項

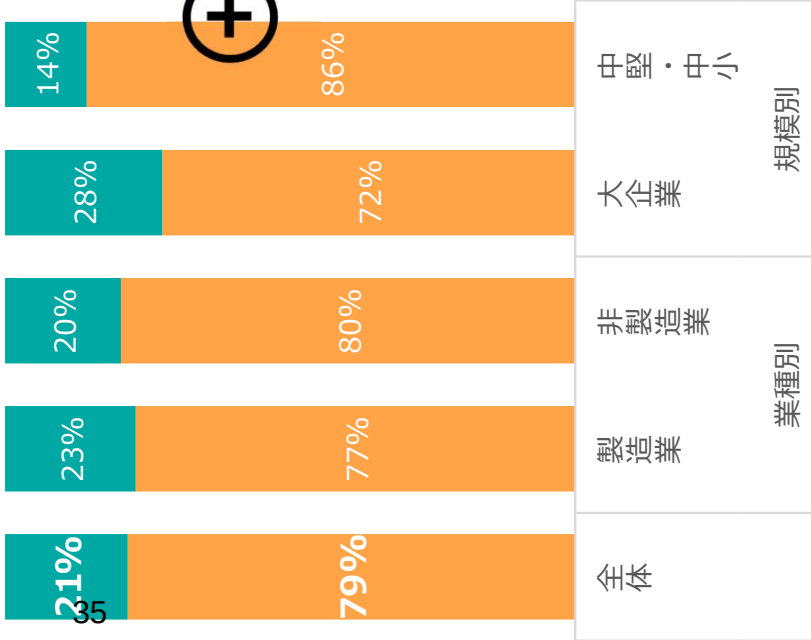
- (1) 結果数値（％）は小数点第1位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。
- (2) 複数回答の質問は、回答数を総回答社数で割った比率を回答割合としているため、合計が100%を超える場合がある。
- (3) 本調査では、「不明・無回答」を除いて各項目の割合等を集計している。
- (4) あくまで近畿財務局がヒアリングを行った企業についての調査結果であるため、管内企業全体の動向を網羅した調査結果ではない。

人手不足感の現状

- 人手不足感に関して、約8割の企業が「人手不足感がある」と回答。そのうち、「求人を出しているが、人手を確保できていない」企業が7割弱であった。規模別では、中堅・中小企業において「人手不足感がある」の割合が9割弱と高かった。
- 最も人材が不足している職種について、「現場職」と回答した企業が7割弱、「専門技術職」と回答した企業が3割弱だった。業種別では、製造業において「専門技術職」の割合が4割弱と高かった。

人手不足感の有無

■ 人手不足感がある ■ 人手不足感はない

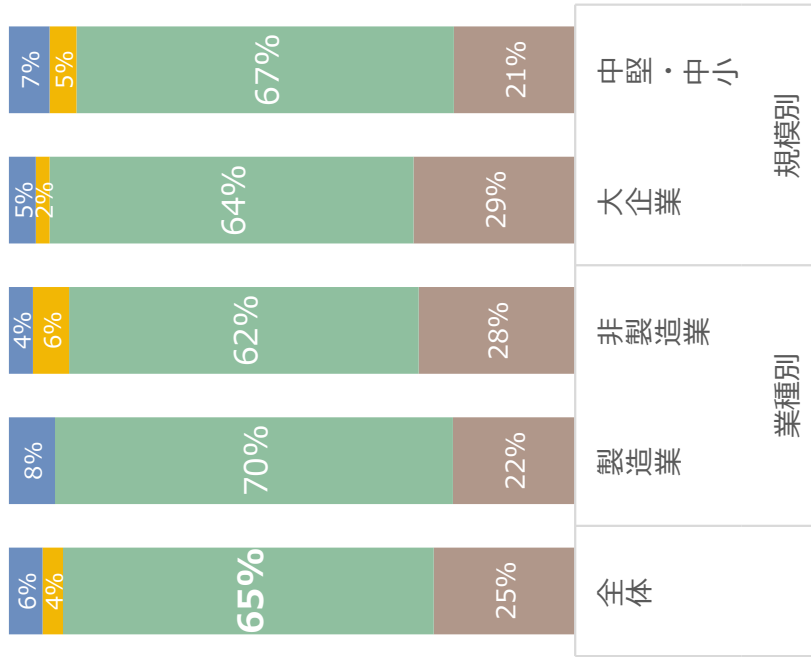


■ 求人を出すほどの状況ではない

■ 求人を出したが、人件費等が負担であり出せない

■ 求人を出しているが、人手を確保できていない

■ 人手不足だが上記に該当しない



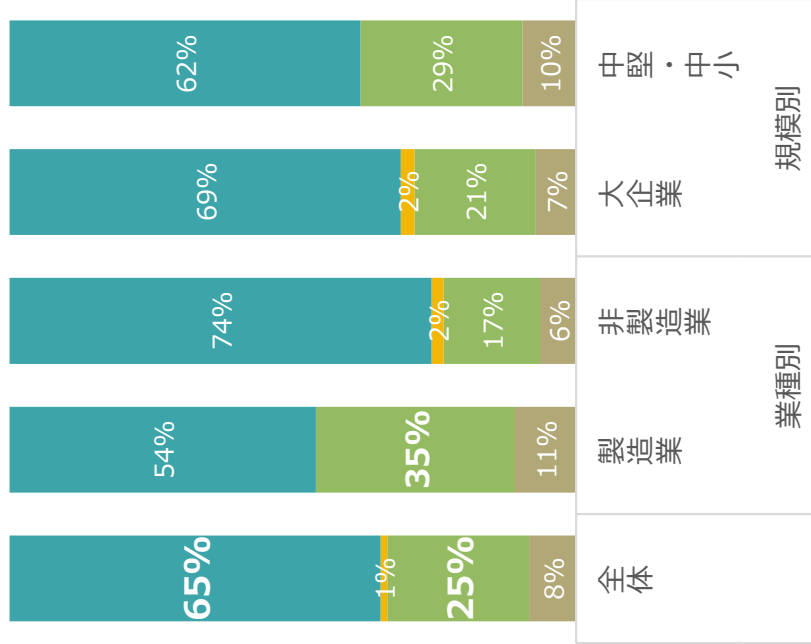
最も人材が不足している職種

■ 現場職（製造、物流、営業現場、店舗、サービス提供現場等）

■ ホワイトカラー（総務、人事、経理、営業事務等）

■ 専門技術職（機械、医療、研究開発、専門士業等）

■ デジタル・IT・AI人材

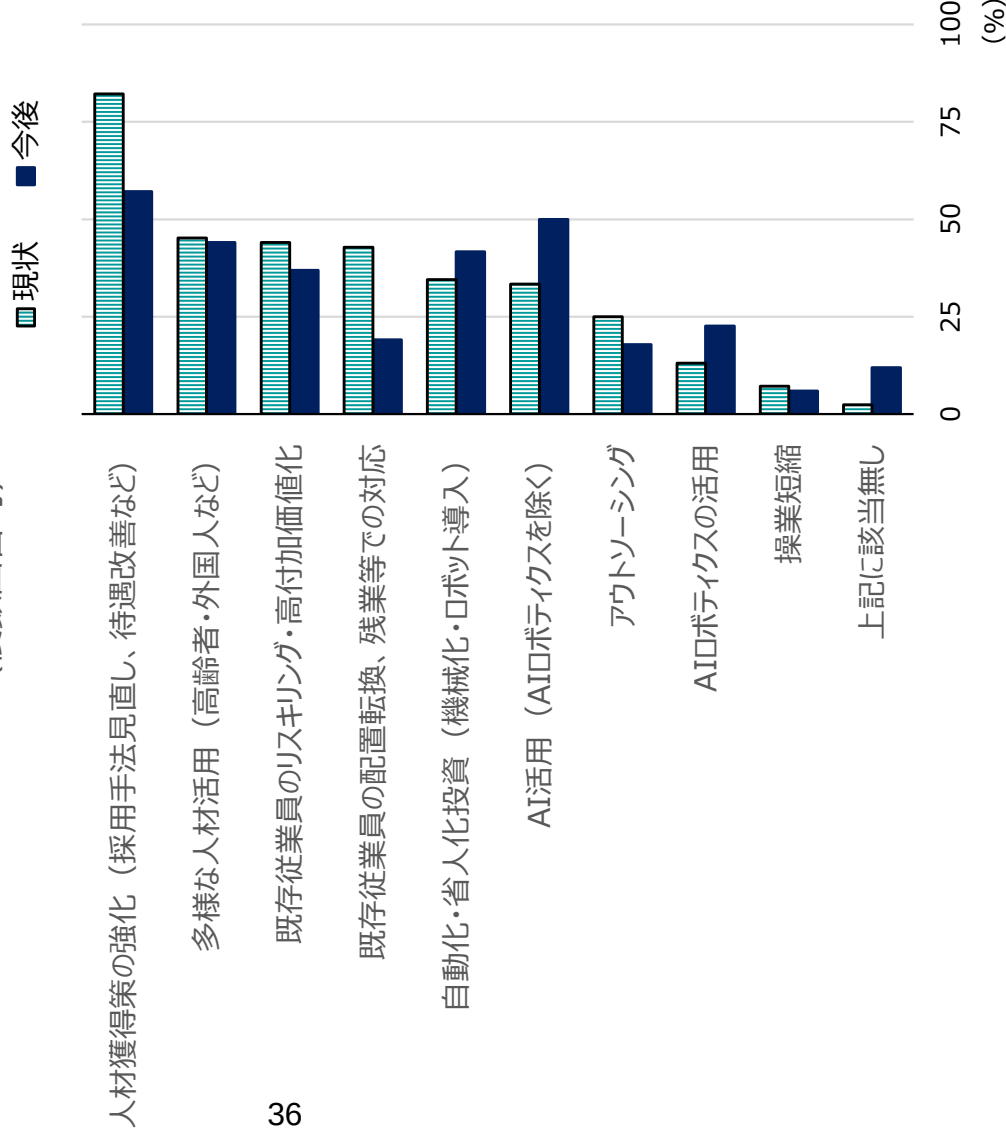


人材不足への対応策

- ・ 人材不足への対応策に関して、現状注力している取組としては、「人材獲得策の強化」が最も多く、「多様な人材活用」や「既存従業員のリスキリング・高付加価値化」、「既存従業員の配置転換、残業等での対応」も多くみられた。
- ・ 今後注力していく取組としては、「人材獲得策の強化」が最も多く、「AI活用」や「自動化・省人化投資」に取り組む見込みの企業も多く見られたのに対し、「既存従業員の配置転換、残業等での対応」に取り組む見込みの企業は少なかった。

人材不足への対応策として注力する取組

(複数回答可)



企業の具体的な取組

【現状】

- ・ 全国転勤を前提としないエリア採用などの**人事制度の試行や福利厚生**の充実で採用競争力を補完。
- ・ ハローワークのほか**複数媒体に求人掲載することや給与体系の改善**（手当拡充など）に取り組んでいる。
- ・ 整備等サービス部門で**外国人材を採用し、人手不足を補完**。
- ・ 経験や育成目的で**配置転換を工夫**。

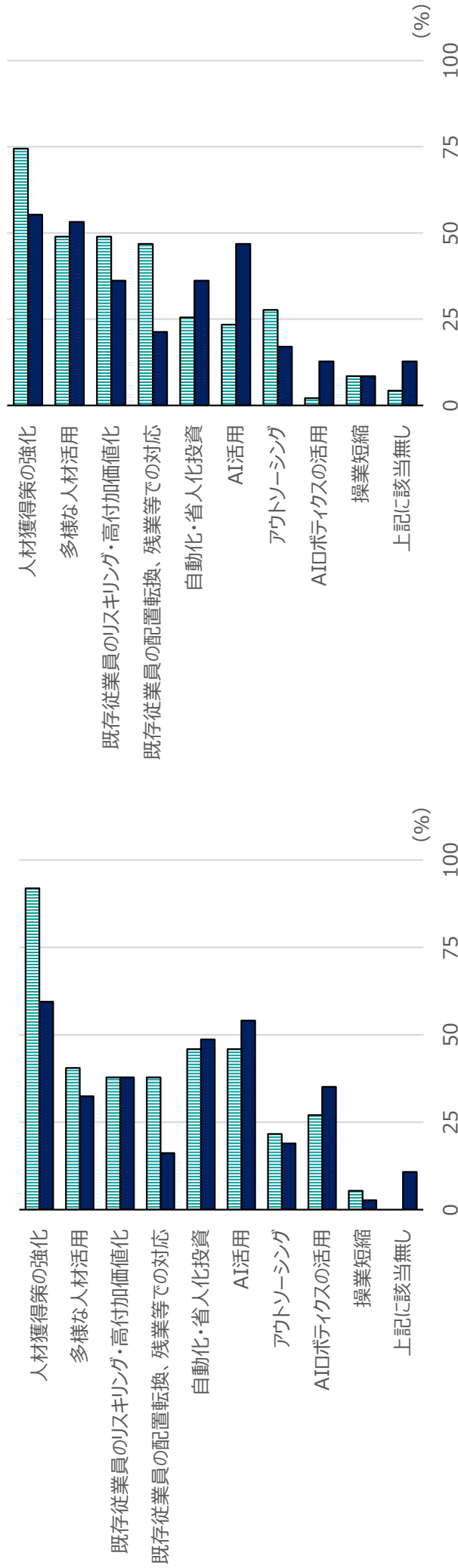
【今後】

- ・ **協働ロボットを一部試験導入**しており、実用性が実証されれば単純工程を中心に活用を予定。
- ・ **機械の設備投資において、AI活用を積極的に進める方針**。現場でも「まずAIに聞いてみる」という風潮が浸透しつつある。
- ・ 技術職の応募が少ないため、**エリアを拡大して採用活動を強化**していく。また、**積算業務や事務作業をAIに切り替えること**で、現場業務の人員を充実させていく。
- ・ 資格取得支援制度を設けており、**工場勤務において有用となる国家資格の取得などを促進**していく。

人材不足への対応策（規模・業種別）

製造業

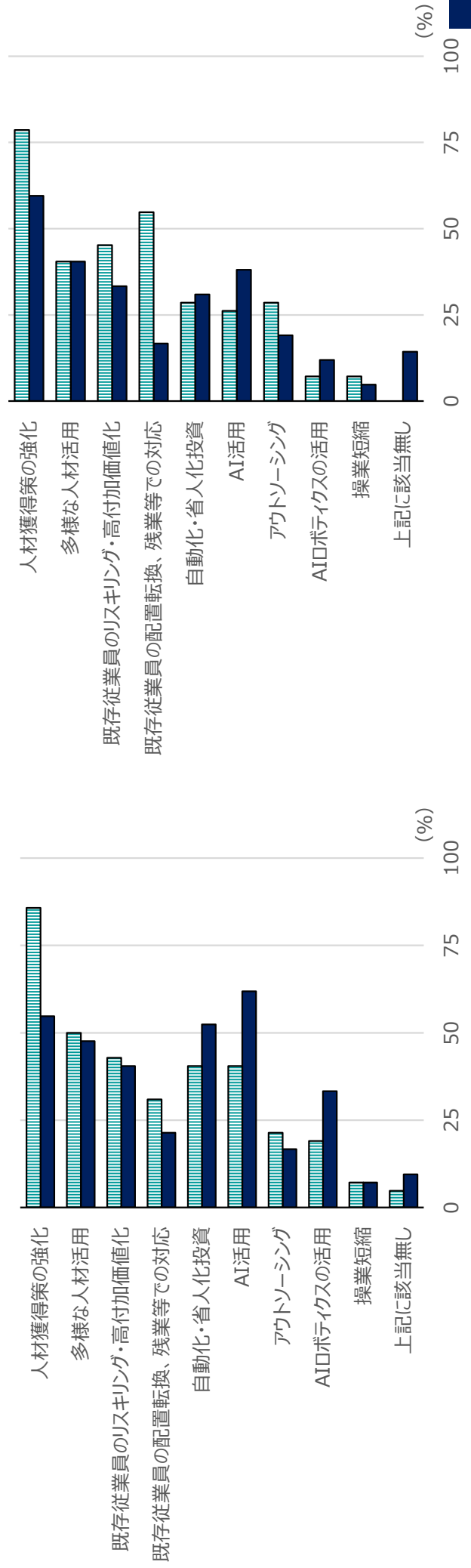
■ 現状 ■ 今後



非製造業

大企業

■ 現状 ■ 今後



中堅・中小企業

III. 地域における人材戦略の特徴的な企業事例

変化に対応し続け、お届けするのは“社員全員の力”

DANTO ダントー

本店：兵庫県南あわじ市
創業：1885年 資本金：60百万円 従業員：115名
事業：陶磁器等の製造・販売及び工事



株式会社 淡陶社

淡路島からタイルに挑み、
タイルと向き合い続ける。

創業以来140年にわたりタイルづくり一筋に歩み続け、
土づくりから製造、品質管理までを一手に担う。

日本各地から調達した素材を活かし、

33 タイルに多彩な表情をつける技術は独自のもの。

2024年に新ブランド“A.a. Danto”を立ち上げ、
インテリア部材への展開など、タイルの可能性を探る。

淡路島 マッチボックス

多様な労働力の発掘から就職まで

淡路島では、企業誘致の進展や観光客増加、若年層
の島外流出による人手不足が課題。

兵庫県は、多様な人材活躍や若者の県内就職を図る
ため、求職求人マッチングサイト“淡路島マッチボックス”を
開始し、単発バイトや体験就業にアプローチ。

マッチボックスが“企業と多様な人材が出会う場”となり、
短時間・単日勤務から長期雇用へ結びつける。



沿革

1885

「珉平焼」を継承し
て、食器、花器など
を製造、販売する
「淡陶社」を設立

1892

タイル生産を開始

1893

商法実施により、日
本で2番目の株式
会社となる

1985

創業100周年で
「ダントー株式会社」
に社名変更

2025

創業140周年を迎
え、創業精神に立ち
返るため、「株式会
社淡陶社」に社名
変更



社員一人一人の成長を応援し、まっすぐに成長し続ける会社



佐々木化学薬品株式会社
SASAKI CHEMICAL CO., LTD. -SINCE1946

本社：京都府京都市 創業：1946年 設立：1958年
資本金：60百万円 従業員：65名
事業：化学薬品の開発、製造、卸売

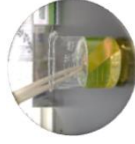
(写真提供) 佐々木化学薬品

研究開発企業への転換

- もととは主に工業用薬品を仕入れて販売する「薬品商社」
- EC販売などに淘汰される危機感を抱き、自社で製品を生み出す『研究開発企業』へ転換

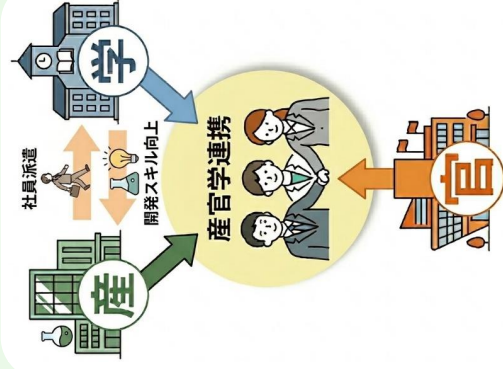
主力商品

- 金属表面処理薬品
(化学研磨・サビ取り液など)
- 機能性樹脂
(樹脂乾燥剤)



研究開発企業に向けた産学連携からの広がり

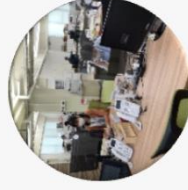
- ものづくりに必要な知見・ノウハウを補うため、大学に社員を派遣し、共同研究を通じて開発スキル向上とともに人脈を獲得
- 人脈等の拡大から官連携にも発展
- インターンシップ受入れや留学生の見学を通じ、将来の採用につながる学生との接点が拡大



個々の成長を支える働きやすい職場づくり

自由でオープンな職場

- 食堂にイベント用ひな壇
- 見える開放的なラボ
- 仕切りのないオフィス



コミュニケーションと創造性を促進

WLB・子育て支援の推進

- 育児支援として『ささのわ応援団』を発足し、育休前後の不安を気軽に相談できる仕組み、育休中の職場環境の変化の共有、復帰を祝うプレゼント贈呈など、復職にやさしい環境を構築
- 子育てサポート企業の『くるみん』認定を通じ、社員の声からより良い取組を実現するサイクルの確立
- フルリモート勤務の導入、柔軟な休暇取得



安心して働き続けられる環境

副業・兼業の容認

- 全社員に副業・兼業を容認

⇒ 本人の視野拡大とともに、会社側も新たな適性・強みを発見

能力の向上・発揮

「変わらないといけないのは社員ではなく企業、を心がけ
『一人一人の価値を無限に発揮できる会社』をめざす

独創的な人材確保・育成で「愛あるフライトを、すべての人に。」

peach Peach Aviation 株式会社

本社：大阪府泉佐野市 設立：2011年
資本金：1億円 従業員：2,045名
株主構成：ANAホールディングス株式会社（100%）
事業：航空運送事業（国内線・国際線）

2012～“就航”

目指す「おもろい」

低コスト航空会社として、安全を第一に自由で柔軟な環境を構築し、社員は会社の独創性を発揮。

- 安全最優先の考えを徹底
- 仕事は「自分のこと」と自覚、「楽しいと感じながら」
- 色々な業界経験者を採用
- コストをかけない、おもろいアイデアを起用

大阪弁
アナウンス

ダンボール製
チェクイン機



2020～“コロナ禍”

とんがって行こう。

行動制限が生じるなか、明けない夜はないと信じて、雇用の維持や航空需要の回復に挑む。

- 国内で10の新路線開設
- 飛ばない国際線の乗員等を、国内線へ振替え
- 長期的な人材確保の観点から、必要な範囲で採用を維持
- 固定概念に捉われない社員の挑戦を継続

旅くじ

10周年
特別運賃



2023～

愛あるフライトを、すべての人に。

業界の人材不足やサービス高度化を背景に、人材育成の強化とトータル品質向上を狙う。

- サービス向上と効率運航に向け、関西国際空港で旅客ハンドリングを自社化
- 運航を支える多様な職種に対応した、実機環境に近い世界最新レベルの訓練設備を導入

MOMO TRAINING LAB モモトレ



- ライセンス取得からの支援『パイロットチャレンジ制度』で、挑戦、訓練生から機長を継続育成
- チームの絆と『愛』の理解を深める目的で社員向け「もも本ワークショップ」開催



Peach人 Peachで働く社員

「NO PASSION, NO PEACH」

「本気じゃなければ楽しくない」を体現し、新しい事に挑戦する好奇心、安全への強いこだわり、チームワークを尊重する自律的な人材



(写真提供) Peach

2026年7月7日

日本銀行大阪支店

関西金融経済動向

【全体感】

関西の景気は、一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに回復している。

輸出や生産は、横ばい圏内で推移している。企業の業況感は、良好な水準を維持している。設備投資は、増加している。個人消費は、一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに増加している。住宅投資、公共投資は、横ばい圏内で推移している。雇用・所得環境をみると、緩やかに改善している。

先行きについては、今後の中東情勢の展開が、当地の経済金融情勢に与える影響などを注視していく必要がある。

【各 論】

1. 需要項目別動向

公共投資は、横ばい圏内で推移している。

輸出は、横ばい圏内で推移している。

設備投資は、増加している。

個人消費は、一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに増加している。

百貨店販売額は、高水準で推移している。スーパー等販売額、家電販売額、乗用車販売は、横ばい圏内で推移している。外食売上高は、増加している。旅行取扱額は、横ばい圏内で推移している。

住宅投資は、横ばい圏内で推移している。

2. 生産

生産（鉱工業生産）は、横ばい圏内で推移している。

内訳をみると、鉄鋼・非鉄金属などの一部業種に弱めの動きがみられているものの、生産用機械は堅調に推移している。

3. 雇用・所得動向

雇用・所得環境をみると、緩やかに改善している。

4. 物価

消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、１％台半ばのプラスとなっている。

5. 企業倒産

企業倒産は、概ね横ばいとなっている。

6. 金融情勢

預金残高は、企業収益の改善に伴う法人預金の増加や、雇用・所得環境の緩やかな改善に伴う個人預金の増加から、前年を上回っている。

貸出残高は、設備資金需要のほか、経済活動の改善や各種コスト高に伴う運転資金需要を背景に、前年を上回っている。

預金金利は、緩やかに上昇している。

貸出金利は、緩やかに上昇している。

以　上

2026年6月18日

記者発表資料

大阪経済記者クラブ会員各位

公益社団法人関西経済連合会
大阪商工会議所

「第102回経営・経済動向調査」結果について

関西経済連合会と大阪商工会議所は、会員企業の景気判断や企業経営の実態について把握するため、四半期ごとに標記調査を共同で実施している。今回は、5月13日から27日にかけて、1,474社を対象に行い、うち428社から回答を得た(有効回答率29.0%)。

【調査結果の特徴】

1 国内景気について 一足もと3期ぶりのマイナス。先行きもマイナス圏で推移する見込み。一

- 足もと(2026年4~6月期)における国内景気は、前期と比べ「上昇」と見る回答が13.5%、「下降」と見る回答が32.1%。この結果、BSI値(「上昇」回答割合－「下降」回答割合、以下同じ)は**▲18.5**と、3期ぶりにマイナスに転じた。先行きのBSI値について、7-9月期には**▲20.7**、10-12月期には**▲8.4**と、引き続きマイナス圏で推移する見込み。
- 規模別では、足もとのBSI値について、大企業は**▲14.9**、中小企業は**▲21.6**と、いずれもマイナスに転じた。

2 自社業況について 一足もと4期ぶりのマイナス。先行き7-9月期もマイナス圏で推移する見込み。一

- 足もと(2026年4~6月期)における自社業況の総合判断は、前期と比べ「上昇」と見る回答が24.5%、「下降」と見る回答が26.4%。この結果、BSI値は▲1.9と、4期ぶりにマイナスに転じた。先行きのBSI値について、7-9月期には**▲2.4**と引き続きマイナス圏で推移し、10-12月期には**4.1**とプラスに転じる見込み。
- 足もとの個別判断については、生産・売上高のBSI値が**▲5.0**と、4期ぶりにマイナスに転じるとともに、経常利益のBSI値は**▲11.2**と、マイナス幅が拡大した。また、製・商品価格のBSI値は**43.7**と、23期連続のプラスであるとともに、プラス幅が拡大した。

3 人手に関する現状 一人手を十分に確保できていない企業が全体の約4割。一

- 各社の人手に関する現状についてたずねたところ、「人手を十分に確保できていない」企業が全体の約4割(41.8%)に及んだ。一方、「人手の不足感／過剰感はない」との回答割合は27.6%であった。「人手の過剰感がある」との回答割合は1.2%にとどまった。

4 DX推進の度合い 一6割弱が全社戦略に基づき取り組む。一

- 各社におけるDX推進の度合いについてたずねたところ、全体の6割弱(59.6%)が全社戦略に基づき取り組んでいる。そのうち一部(全体の7.5%)は全社戦略のもと継続的かつ組織横断的に取り組み状況のモニタリングや見直しを行いながら取り組んでいる。

【お問合せ先】公益社団法人関西経済連合会 企画広報部(大場・田邊) TEL 06-6441-0105

以上

第102回経営・経済動向調査

公益社団法人関西経済連合会 大阪商工会議所

＜目次＞

1. 国内景気	1
2. 自社業況 総合判断	3
3. 自社業況 個別判断	5
4. 人手に関する現状	7
5. DX推進の度合い	11
参考 (BSI値の推移)	13
参考 (国内景気判断と自社業況判断の推移)	14

＜概要＞

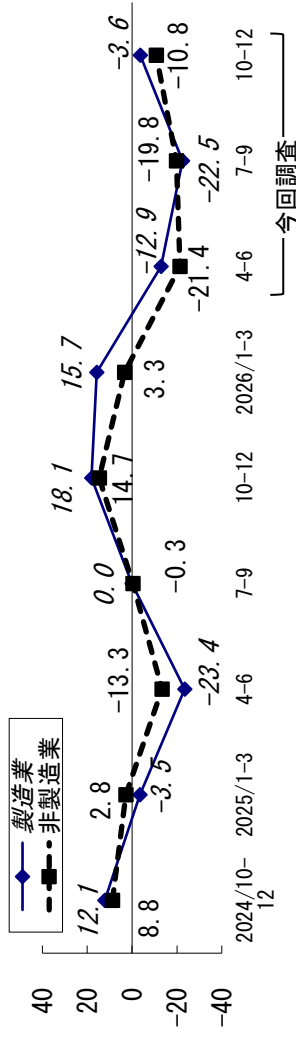
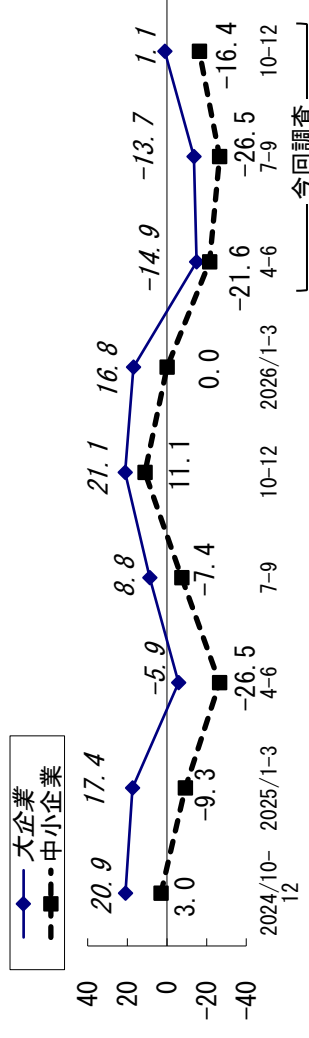
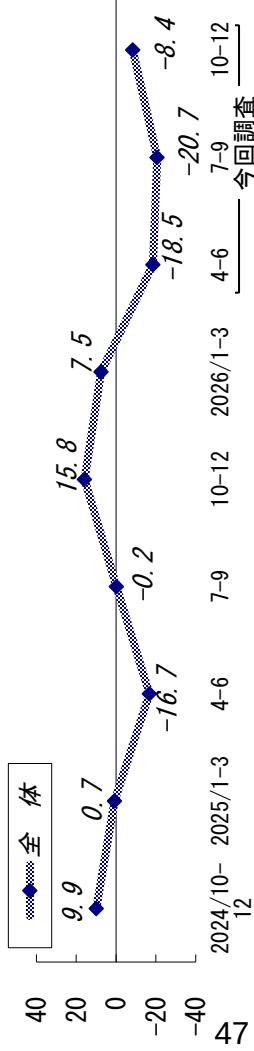
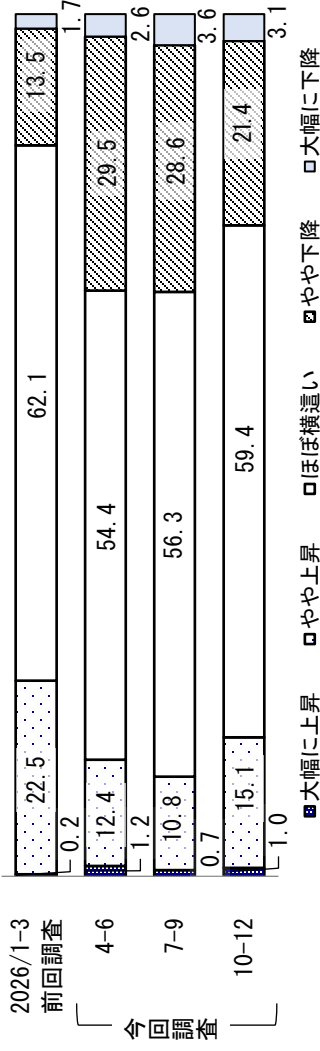
- 調査対象：関西経済連合会・大阪商工会議所の会員企業 1,474社
- 調査時期：2026年5月13日～5月27日
- 調査方法：メールで調査への協力を依頼。ウェブフォームで回答を受付。
- 回答状況：428社(有効回答率29.0%) (大企業：197社、中小企業：231社)
企業区分は、中小企業基本法に準拠し、次を中小企業とする。
(製造業他：資本金3億円以下、卸売業：資本金1億円以下、小売業・サービス業：資本金5千万円以下)
- 規模・業種別回答状況：

製造業				非製造業			
	大企業	中小企業	計		大企業	中小企業	計
食料品	0	1	1	卸売業	27	47	74
繊維・繊維製品	4	7	11	小売業	5	9	14
パルプ・紙製品	3	4	7	建設業・各種設備工事	23	34	57
化学	9	6	15	不動産業	10	9	19
鉄鋼	4	6	10	運輸・郵便業	5	13	18
非鉄金属・金属製品	7	10	17	金融・保険業	18	2	20
一般機械器具	2	4	6	電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	1
電気機械器具	12	6	18	サービス業	42	41	83
輸送用機械器具	6	4	10				
精密機械器具	1	1	2				
印刷	0	3	3				
その他製造	18	24	42				
計	66	76	142	計	131	155	286

※グラフの数値は、端数処理(四捨五入)の関係で、文章の数値と一致しないことがあります。

1. 国内景気

一足もと3期ぶりのマイナス。先行きもマイナス圏で推移する見込み。ー



<足もと>

足もと(2026年4-6月期)における国内景気は、前期と比べ「上昇」と見る回答が13.5%、「下降」と見る回答が32.1%。

この結果、**BSI値**(「上昇」回答割合－「下降」回答割合、以下同じ)は**▲18.5**と、**3期ぶりにマイナスに転じた**。

<先行き>

先行きのBSI値について、**7-9月期には▲20.7**、**10-12月期には▲8.4**と、引き続き**マイナス圏で推移する見込み**。

<規模別>

足もとのBSI値について、**大企業は▲14.9**、**中小企業は▲21.6**と、**いずれもマイナスに転じた**。

先行きのBSI値について、大企業は7-9月期にマイナス幅が縮小し、10-12月期にプラスに転じる見込み。一方、中小企業はマイナス幅が、7-9月期に拡大し、10-12月期に縮小する見込み。

<業種別>

足もとのBSI値について、製造業は**▲12.9**、非製造業は**▲21.4**と、**いずれもマイナスに転じた**。

先行きのBSI値について、製造業はマイナス幅が、7-9月期に拡大し、10-12月期に縮小する見込み。一方、非製造業はマイナス幅が縮小する見込み。

上昇

- ・ 春闘における賃上げムード、株高(6万円台)の好影響による富裕層の高額品消費、グローバルデシークにおける消費増、インバウンドにおける中国の訪日自粛モードの解放など。今後は中東情勢の影響による航空料金の上昇などを注視。【3億円超/小売業】
- ・ AIデータセンタ向けの高性能半導体の投資が活況で、半導体市場が急成長している。【5千万円以下/その他製造業】

※【】内は資本金区分/業種分類。

ほぼ横這い

- ・ 賃上げの継続により個人消費が底堅く推移し、インバウンド需要も堅調であることから景気の下支えが続く一方、原材料価格の高止まりや人手不足などが重なり、大きな回復には至らない。【3億円超/パルプ・紙製造業】
- ・ イラン情勢による面が大きいのが、原油輸入ルートの代替等により今年中盤以降は上昇局面になるものと考える。【3億円超/建設・各種設備工事業】
- ・ 実質賃金のプラス基調が続く中で個人消費は小幅ながら増加を維持するものの、中東情勢の悪化を受けた原材料・中間財の供給の不安定化、先行き不透明感の強まりなどが設備投資を下押しするほか、輸出の伸びの鈍化により、成長率は横這いと予想。【3億円超/金融・保険業】
- ・ 足もとでは好調を維持しているが、中東情勢の影響が7月以降に表れると想定。【5千万超1億円以下/繊維・繊維製品製造業】
- ・ 日中関係の悪化に伴う影響(磁石やタングステンなどの調達不足)や、中東向け自動車の減産、さらには原油調達に絡むサプライチェーン混乱での下振れリスクなど不透明な要素が多い。しかし、資材価格の上昇を受けた価格転嫁、インフレ基調の継続、また、人手不足に伴う賃金上昇が景気を下支えし、横這い。【5千万超1億円以下/機械器具卸売業】

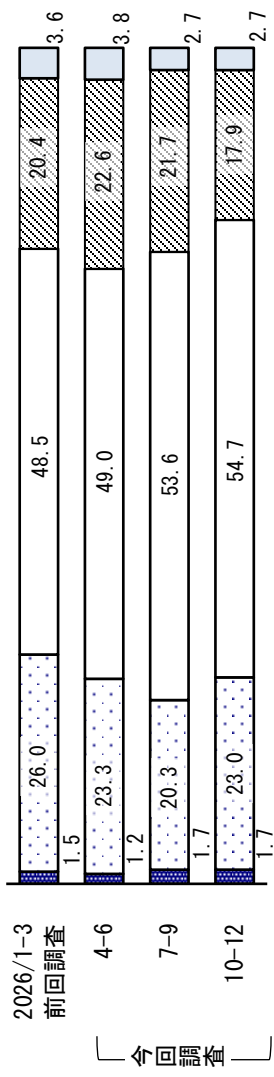
下降

- ・ 中東情勢による海外旅行需要が激減する中、円安による訪日需要と国内旅行需要でカバーができるまでには至らない。【1億超3億円以下/その他サービス業】
- ・ 中東情勢に端を発した石油製品の納期遅れや単価上昇による買い控えを感じる。【5千万円以下/一般機械器具製造業】
- ・ トルエン等溶剤の不足や資材の不足・高騰。【5千万超1億円以下/印刷製造業】
- ・ 中東情勢の影響を受けた原油価格の上昇が、交易条件の悪化などを通じて企業収益や家計の実質所得に対する下押し要因となることから、成長ペースは減速すると予想。【5千万円以下/旅館・その他宿泊所】

2. 自社業況 総合判断

一足もと4期ぶりのマイナス。先行き7-9月期もマイナス圏で推移する見込み。――

3



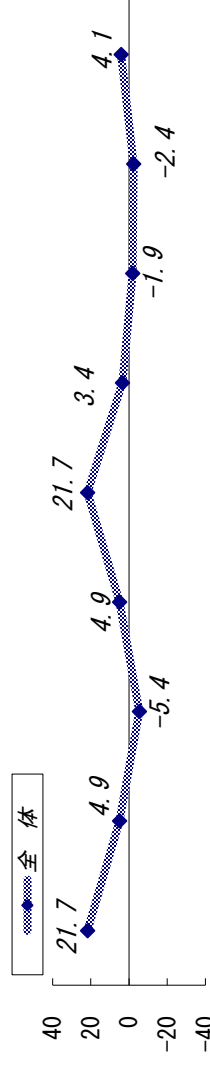
<足もと>

足もと(2026年4-6月期)における自社業況の総合判断は、前期と比べ「上昇」と見る回答が24.5%、「下降」と見る回答が26.4%。

この結果、BSI値は▲1.9と、4期ぶりにマイナスに転じた。

<先行き>

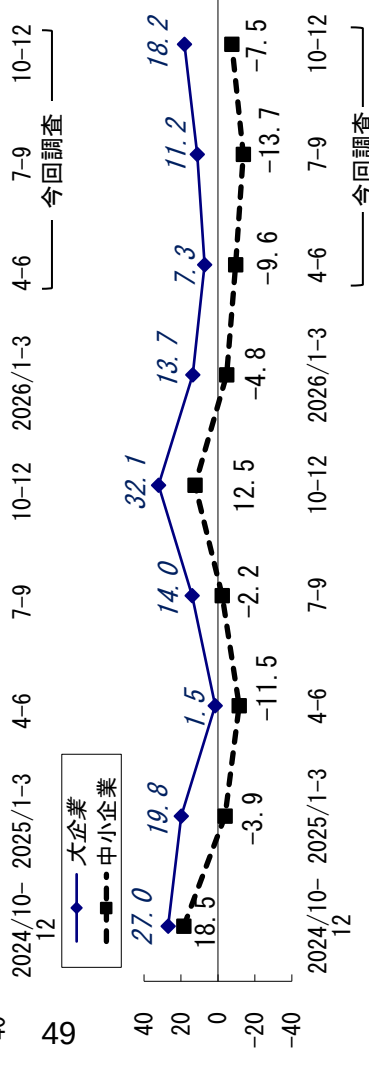
先行きのBSI値について、7-9月期には▲2.4と引き続きマイナス圏で推移し、10-12月期には4.1とプラスに転じる見込み。



<規模別>

足もとのBSI値について、大企業は7.3とプラス幅が縮小するとともに、中小企業は▲9.6とマイナス幅が拡大した。

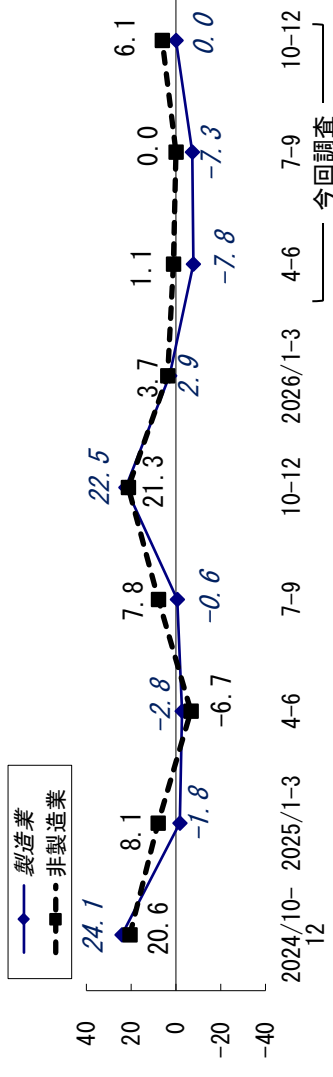
先行きのBSI値について、大企業はプラス幅が拡大する見込み。一方、中小企業はマイナス幅が、7-9月期に拡大し、10-12月期に縮小する見込み。



<業種別>

足もとのBSI値について、製造業は▲7.8とマイナスに転じるとともに、非製造業は1.1と、プラス幅が縮小した。

先行きのBSI値について、製造業はマイナス幅が縮小する見込み。一方、非製造業は7-9月期に横ばいで推移し、10-12月期にプラスに転じる見込み。



上昇

- ・半導体やAI関連での設備投資が伸びると予想される。【3億円超/電気機械器具製造業】
- ・AI関連案件を中心におおむね活況。ただし、わずかにイラン情勢による案件延期も見られる。【3億円超/情報通信業(出版等含む)】
- ・ナフサショックによる先行調達取引が発生。【5千万円以下/その他卸売業】

※【】内は資本金区分/業種分類。

ほぼ横這い

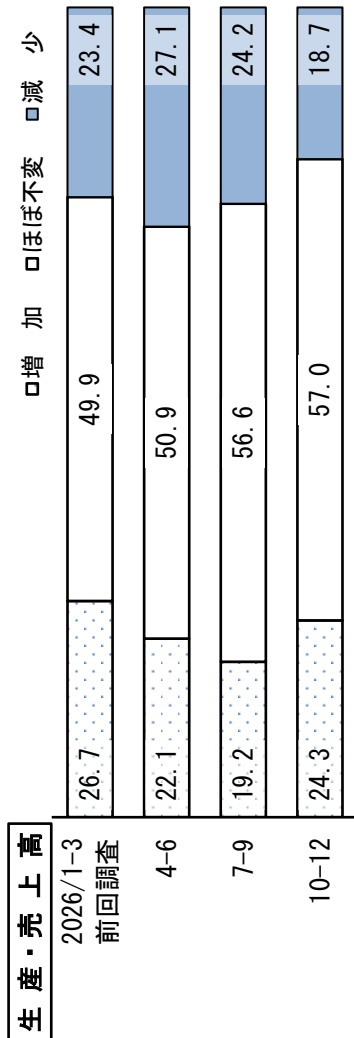
- ・中東問題により、国内経済としては多くの懸念があるものの、4月から6月は業績への影響は大きくはないと判断。状況を注視つつ、必要な対策を講じていく必要がある。【3億円超/鉄鋼製造業】
- ・建設業界は堅調な企業収益や省力化投資への対応などを背景に、持ち直しの傾向が続くことが期待される。一方で、中東情勢等の地政学リスクや物価上昇による影響については、4-6月期はまだそこまでの影響は出ていないが、今後注意は必要である。【3億円超/建設・各種設備工事業】
- ・中東情勢や中国の渡航自粛制限がありつつも国内需要の確保によりほぼ横這いを維持。【3億円超/旅館・その他宿泊所】
- ・中東情勢の不安定化による原料調達不安や価格上昇といった不安材料はあるが、現在はまだ何とか綱渡りながらも原料を調達できており、前期並みの業績は確保できる見込み。【1億超3億円以下/その他製造業】
- ・不透明な石油関連製品の原材料の入手困難が続くと、製品の出荷制限、販売中止などの事態が起こる可能性がある。【5千万円以下/化学製造業】
- ・中東情勢を受けた原材料の一部の仕入れコストの上昇がそのまま価格転嫁されることが難しいと想定される。その影響は上半期には小さいが、下半期には拡大すると予想される。【5千万超1億円以下/非鉄金属・金属製品製造業】

下降

- ・ホルムズ海峡封鎖による需要減速に加え、ナフサ由来の原材料が量・価格の両面で不安定であり、これらの影響が4-6期に業績悪化の形で顕在化。以降は、ホルムズ問題の解消が見えていないので、横這い状態としか見通せない【3億円超/化学製造業】
- ・原油の高騰および不安定な経済により需要が停滞気味に推移している。【3億円超/化学製造業】
- ・前期好調だった、自社グループの柱となる広告収入の反動減が来ている。また、イラン情勢による広告投下量の減少もじわじわ来ている。【3億円超/情報通信業(出版等含む)】
- ・季節性が要因。需要の波動が大きい。【5千万超1億円以下/運輸・郵便業】

3. 自社業況 個別判断

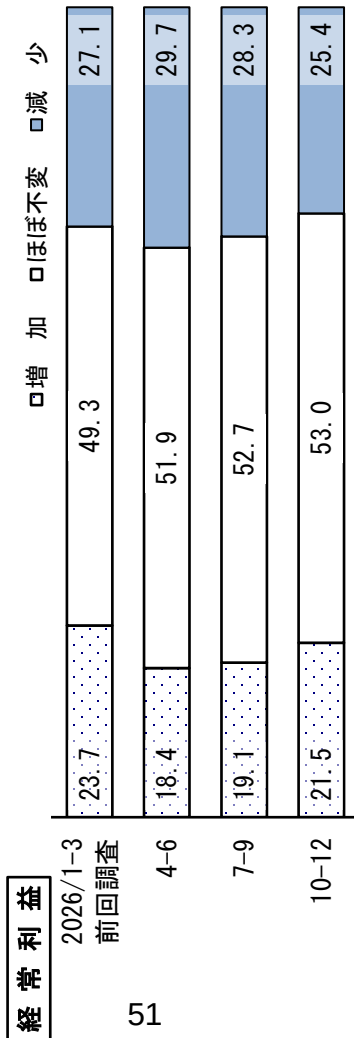
－生産・売上高および経常利益はマイナス。製・商品の価格はプラス幅が拡大。－



<生産・売上高>

足もと(2026年4-6月期)のBSI値は▲5.0と、4期ぶりにマイナスに転じた。

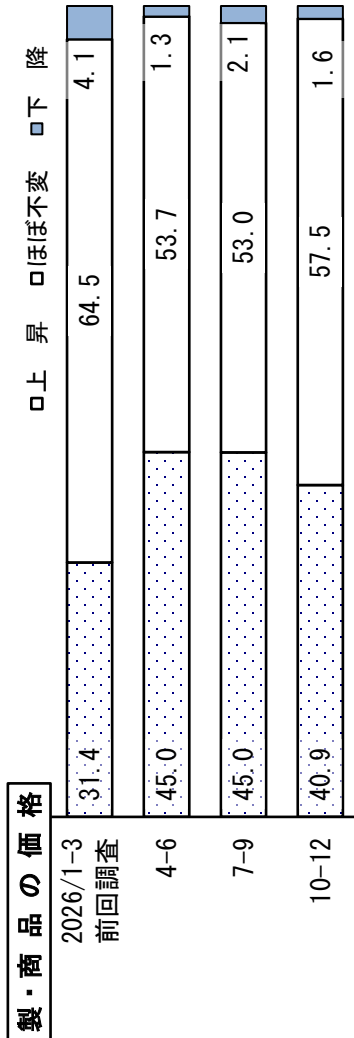
先行きのBSI値について、7-9月期には▲5.1と引き続きマイナス圏で推移し、10-12月期には5.6とプラスに転じる見込み。



<経常利益>

足もと(2026年4-6月期)のBSI値は▲11.2と、マイナス幅が拡大した。

先行きのBSI値について、7-9月期には▲9.2、10-12月期には▲3.9と、マイナス圏で推移するもののマイナス幅は縮小する見込み。

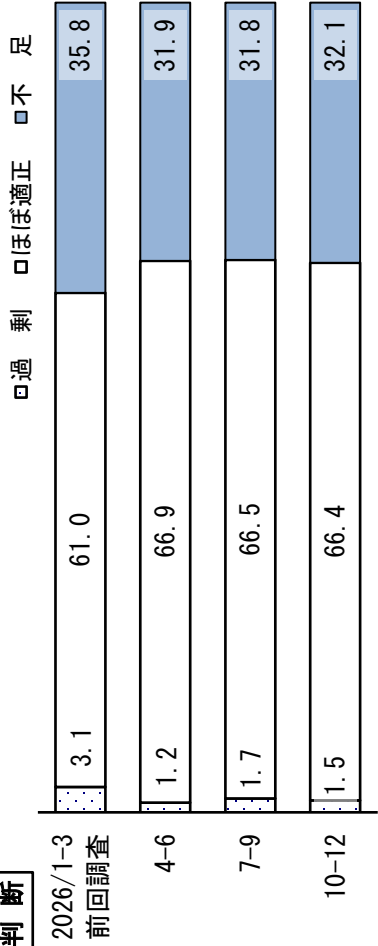


<製・商品の価格>

足もと(2026年4-6月期)のBSI値は43.7と、23期連続のプラスであるとともに、プラス幅が拡大した。

先行きのBSI値について、7-9月期は42.9、10-12月期は39.4と、引き続きプラス圏で推移する見込み。

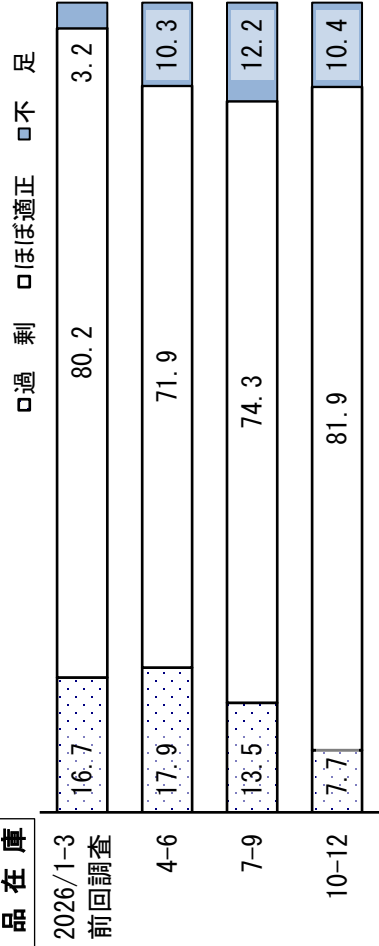
雇用判断



＜雇用判断＞

足もと(2026年4-6月期)のBSI値は▲30.7と、24期連続のマイナス(不足超過)となった。
先行きのBSI値について、7-9月期は▲30.1、10-12月期は▲30.7と、引き続き不足超過が続く見込み。

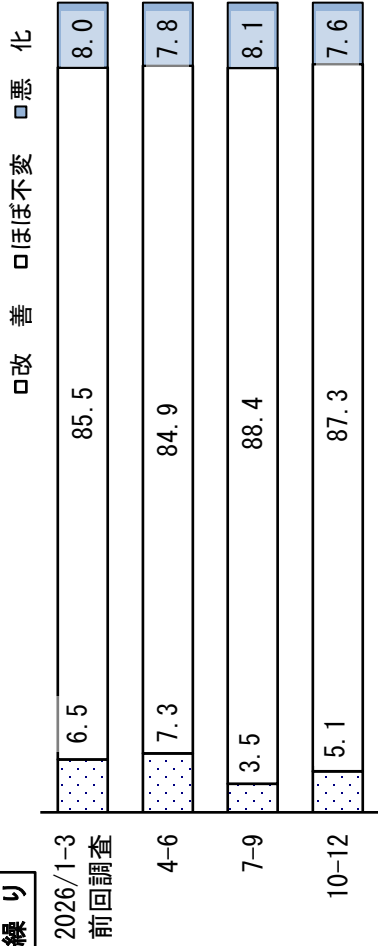
製・商品在庫



＜製・商品在庫＞

足もと(2026年4-6月期)のBSI値は7.6と、引き続きプラス圏で推移する(過剰超過)ものの、プラス幅は縮小した。
先行きのBSI値について、7-9月期には1.4とプラス幅が縮小し、10-12月期には「ほぼ適正」とする回答が8割台を占める見込み。

資金繰り



＜資金繰り＞

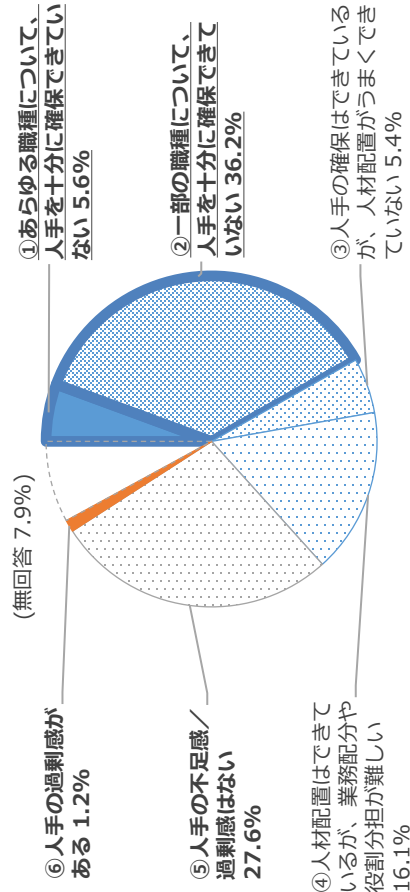
足もと(2026年4-6月期)のBSI値は▲0.5とマイナス圏で推移するものの、「ほぼ不変」とする回答が8割台を占める。
先行きについては、引き続き「ほぼ不変」とする回答が8割台で推移する見込み。

4. 人手に関する現状

(1) 人手※に関する現状－人手を十分に確保できていない企業が全体の約4割。－

※あらゆる雇用形態(正社員、パート、アルバイトなどの)の非管理職層。

- 各社の人手に関する現状についてたずねたところ、「人手を十分に確保できていない」企業が全体の約4割(①および②の合計、41.8%)に及んだ。一方、「人手の不足感／過剰感はない」との回答割合は27.6%であった。「人手の過剰感がある」との回答割合は1.2%にとどまった。



※斜体は規模別・業種別の総計に対する構成比(%)。

53

53

	総計	人手を十分に確保できていない(①+②)								(無回答)
		①あらゆる職種について、人手を十分に確保できていない	②一部の職種について、人手を十分に確保できていない	③人手の確保はできているが、人材配置がうまくできていない	④人材配置はできているが、業務配分や役割分担が難しい	⑤人手の不足感／過剰感はない	⑥人手の過剰感がある			
総計	428 100.0	24 5.6	155 36.2	179 41.8	23 5.4	69 16.1	118 27.6	5 1.2	34 7.9	
大企業	197 100.0	13 6.6	78 39.6	91 46.2	12 6.1	26 13.2	49 24.9	2 1.0	17 8.6	
中小企業	231 100.0	11 4.8	77 33.3	88 38.1	11 4.8	43 18.6	69 29.9	3 1.3	17 7.4	
製造業	142 100.0	5 3.5	56 39.4	61 43.0	6 4.2	31 21.8	31 21.8	1 0.7	12 8.5	
非製造業	286 100.0	19 6.6	99 34.6	118 41.3	17 5.9	38 13.3	87 30.4	4 1.4	22 7.7	

4. 人手に関する現状

8

(2) 人手※の不足感が強い職種 一製造業では「生産工程」、非製造業では「販売・営業」が最多。一

※あらゆる雇用形態(正社員、パート、アルバイトなど)の非管理職層。

- ・ 人手の確保や人材配置、業務配分・役割分担に課題を抱える企業(前問で①～④のいずれかを選択した企業、N=271)に対して、不足感がある職種について最大3つまでたずねたところ、「販売・営業」が最多となり、「製品・技術の研究開発」、「システムエンジニア・プログラマー等」および「生産工程」と続く。
- ・ 規模別では、大企業では「システムエンジニア・プログラマー等」が最多となり、「製品・技術の研究開発」、「販売・営業」と続くのに対し、中小企業では「販売・営業」が最多となり、「製品・技術の研究開発」、「システムエンジニア・プログラマー等」および「生産工程」と続く。
- ・ 業種別では、**製造業では「生産工程」が最多**となり、「製品・技術の研究開発」、「販売・営業」と続くのに対し、**非製造業では「販売・営業」が最多**となり、「システムエンジニア・プログラマー等」、「事務・バックオフィス」と続く。

※ 斜体は規模別・業種別の総計に対する構成比(%)。

※ 前問で①～④のいずれかを選択した企業を対象に実施。最大3つまで選択。

※ 「事務・バックオフィス」は「企画・マーケティング」および「人文・芸術系専門サービス」を除く。「サービス」は「販売・営業(店舗販売員含む)」を除く。

	総計	販売・営業 (店舗販売員含む)	製品・技術の研究開発	システムエンジニア・プログラマー等	生産工程 (組立・加工・検査・整備など)	事務・バックオフィス	運転・物流	企画・マーケティング	サービス	人文・芸術系専門サービス	その他*	(無回答)
総計	271 100.0	65 24.0	51 18.8	44 16.2	44 16.2	31 11.4	19 7.0	16 5.9	6 2.2	5 1.8	38 14.0	16 5.9
大企業	129 100.0	23 17.8	24 18.6	26 20.2	22 17.1	18 14.0	6 4.7	11 8.5	4 3.1	4 3.1	21 16.3	8 6.2
中小企業	142 100.0	42 29.6	27 19.0	18 12.7	22 15.5	13 9.2	13 9.2	5 3.5	2 1.4	1 0.7	17 12.0	8 5.6
製造業	98 100.0	17 17.3	35 35.7	13 13.3	38 38.8	12 12.2	2 2.0	2 2.0	1 1.0	2 2.0	6 6.1	2 2.0
非製造業	173 100.0	48 27.7	16 9.2	31 17.9	6 3.5	19 11.0	17 9.8	14 8.1	5 2.9	3 1.7	32 18.5	14 8.1

* 「その他」は、建設・電気・土木、福祉など。

＜参考 人手の過剰感が強い職種＞

- ・ 前問で「⑥人手の過剰感がある」と回答した企業(N=5)に対しても同様に、過剰感がある職種について最大3つまでたずねたところ、製造業(N=1)では「事務・バックオフィス」1件、非製造業(N=4)では「事務・バックオフィス」2件、「企画・マーケティング」2件であった。

4. 人手に関する現状

(3) 人手の不足感／過剰感の要因、現状の対応、必要な支援策など(自由記述)(1/2)

※<>内は不足感／過剰感のある職種。【】内は資本金区分/業種分類。

(あらゆる職種について、人手を十分に確保できていない)

- ・ 人手不足は多くの職種で継続しており、特に専門人材や営業人材の確保が難しい。〈システムエンジニア・プログラマー等/事務・バックオフィス/販売・営業〉【5千万超1億円以下/その他サービス業】
- ・ 仕事量の急拡大に対して、人の採用が難しい。作業の自動化、DX・AIの活用が必要である。〈製品・技術の研究開発/販売・営業/生産工程〉【5千万円以下/その他製造業】

(一部の職種について、人手を十分に確保できていない)

- ・ 当社の営業はある程度、感性やスキルがないと顧客の要望にうまく対応しにくいので、人材の確保に苦労している。〈販売・営業〉【3億円超/化学製造業】
- ・ サービス業・現場中心に人材を確保できているが、管理部門にて、特に専門性を必要とする人員の確保が困難である。(システムエンジニア、法務など)〈システムエンジニア・プログラマー等/事務・バックオフィス〉【5千万円以下/旅館・その他宿泊所】
- ・ デジタル人材の育成・確保のため、社内研修講座を開設しこれまで1,500名超の人材を育成している。〈システムエンジニア・プログラマー等/販売・営業/サービス〉【3億円超/電気機械器具製造業】
- ・ 55 営業がきつというイメージから嫌煙されているような気がする。〈販売・営業〉【3億円超/金融・保険業】
- ・ 生産年齢人口の減少に加え、土木・建築系の技術職を志望する学生数自体が減少しており、新卒採用における母集団が縮小している。〈その他〉【3億円超/建設・各種設備工事業】

4. 人手に関する現状

(3) 人手の不足感／過剰感の要因、現状の対応、必要な支援策など(自由記述)(2/2)

※<>内は不足感／過剰感のある職種。【】内は資本金区分/業種分類。

(人手の確保はできているが、人材配置がうまくできていない)

- ・新卒の採用を増やし人手不足に対応しているが、社員が育つまでのタイムラグがあるため、中途採用にも積極的に対応している。また、業界として作業員不足に対応するため、人件費の底上げを進めている最中である。<企画・マーケティング/販売・営業/生産工程>【3億円超/建設・各種設備工事業】

(人材配置はできているが、業務配分や役割分担が難しい)

- ・現場作業において業務が属人化している傾向がある。業務の標準化のため、企業のDXを促進する支援策が必要。<システムエンジニア・プログラマー等/サービス>【3億円超/建設・各種設備工事業】
- ・全体として人員数は確保できているものの、業務の高度化・多様化に伴い、部門や業務内容によって負荷に偏りが生じている。業務プロセスの見直しやデジタル活用による効率化など業務の平準化と生産性の向上に取り組んでいる。【3億円超/金融・保険業】

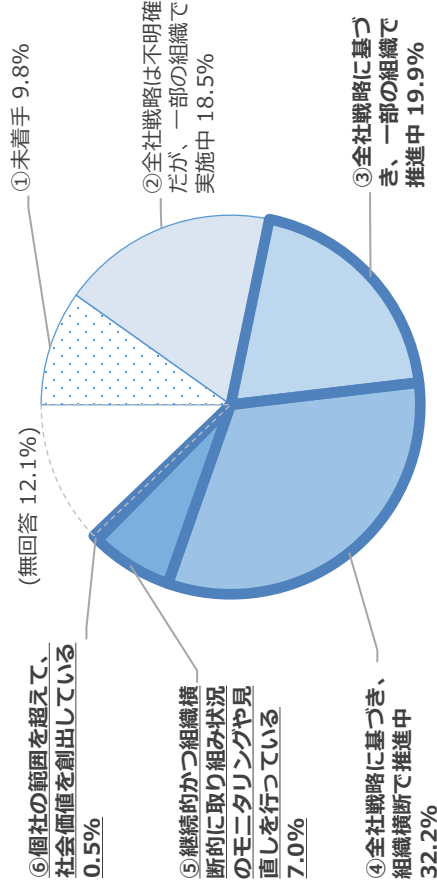
(人手の不足感／過剰感はない)

- ・新たに生まれた専門性ポジションや経年変化によって不足感が生じたポジションは社内教育とローテーションで補っていく方針である。【5億円超/情報通信業(出版等含む)】
- ・適切な採用計画を策定・実行し、事業環境の変化に対応した配置・育成を実施するとともに、職場環境の改善や人事制度・処遇等の見直しを通じて、人材の定着・パフォーマンズの最大化を図ることで対応している。【5千万超1億円以下/運輸・郵便業】

(人手の過剰感がある)

- ・不足を補うつもりが、むしろやや過剰になっている。仕事量の減少も背景にある。<事務・バックオフィス>【5千万円以下/不動産業】

5. DX推進の度合い



- 各社におけるDX推進の度合いについてたずねたところ、全体の6割弱(③～⑥の合計、59.6%)が全社戦略に基づき取り組んでいる。そのうち一部(⑤および⑥の合計、全体の7.5%)は全社戦略のもと継続的かつ組織横断的に取り組み状況のモニタリングや見直しを行いながら取り組んでいる。
- 規模別にみると、大企業では「④全社戦略に基づき、組織横断で推進中」が最多となった。一方、中小企業では、「②全社戦略は不明確だが、一部の組織で実施中」が最多となったものの、4割強(③～⑥の合計、43.3%)は全社戦略に基づき取り組んでいる。
- 業種別にみると、製造業・非製造業いずれも「④全社戦略に基づき、組織横断で推進中」が最多となるなど、業種間の大きな差は見られなかった。

※斜体は規模別・業種別の総計に対する構成比(%)。

※⑤は④を満たしていること、また、⑥は⑤を満たしていることを前提とする。

57	総計	全社戦略に基づき取り組み(③～⑥の合計)						(無回答)	
		①未着手	②全社戦略は不 明確だが、一部 の組織で実施中	③全社戦略に基 づき、一部の組 織で推進中	④全社戦略に基 づき、組織横断 で推進中	⑤継続的かつ組 織横断的に取り 組み状況のモニ タリングや見直 しを行っている	⑥個社の範囲を 超えて、社会価 値を創出してい る		
総計	428	42	79	85	138	30	2	255	52
	100.0	9.8	18.5	19.9	32.2	7.0	0.5	59.6	12.1
大企業	197	5	18	46	85	24	0	155	19
	100.0	2.5	9.1	23.4	43.1	12.2	0.0	78.7	9.6
中小企業	231	37	61	39	53	6	2	100	33
	100.0	16.0	26.4	16.9	22.9	2.6	0.9	43.3	14.3
製造業	142	7	28	35	49	6	0	90	17
	100.0	4.9	19.7	24.6	34.5	4.2	0.0	63.4	12.0
非製造業	286	35	51	50	89	24	2	165	35
	100.0	12.2	17.8	17.5	31.1	8.4	0.7	57.7	12.2

(2) (1)の回答理由(自由記述) ※【】内は資本金区分/業種分類。

(未着手)

- ・ WEB会議の導入や勤怠管理などのデジタル化は進んでいるが、そもそも「DX」の意味するものがわかりにくい。【3億円超/その他卸売業】

(全社戦略は不明確だが、一部の組織で実施中)

- ・ 推進するにあたって人材が不足しているほか、全社展開のための推進組織が不在である。【5千万超1億円以下/非鉄金属・金属製品製造業】

(全社戦略に基づき、一部の組織で推進中)

- ・ 全社的な施策として推進が必要なテーマに関しては、投資規模が大きくなることから、迅速かつ全体感をもって進めることが難しい状況である。一方で、事業所単位で実行可能な施策については、各拠点で順次取り組みが進められている。【3億円超/その他製造業】
- ・ 事業集約の途上であり、新たな業務プロセスの設定・改善や散らばっている情報の集約、経営・営業両方の目線で活用する体制の構築が課題。【5千万超1億円以下/その他製造業】

(全社戦略に基づき、組織横断で推進中)

- ・ 社内イントラでは、データ活用事例やデータ活用の進め方などを紹介しているほか、データ活用を希望する部署向けの伴走支援プログラムの提供なども実施している。しかし、設計・製造・品証部門は不具合データなどが豊富で、伴走支援を活用して成果が出ている一方、庶務・総務部門ではデータを活用した業務効率改善に結びにくいという課題がある。【3億円超/輸送用機械器具製造業】
- ・ 基幹システムを更新および周辺システムとの連動による、データドリブン経営を軸とした取り組みを推進中。生産・販売データを収集・分析しスピード感をもって経営に活用できている。今後は、国内外子会社での基幹システムおよび周辺システムの導入、生成AIを活用した業務効率化に向けた人材育成が課題と認識している。【3億円超/化学製造業】
- ・ 顧客情報や工場の図面に関して、情報セキュリティに注意しながら、DXやAIの活用を進めている。【5千万円以下/その他製造業】
- ・ 十分な検討をするための人材や時間的リソースが不足しており、親会社の支援や外部のコンサルタントなどの活用も含めて対応を推進中。AIがハードルを下げてくれる面もあり、セキュリティ面に注意しながら活用していきたい。【5千万超1億円以下/機械器具卸売業】

(継続的かつ組織横断的に取り組み状況のモニタリングや見直しを行っている)

- ・ 当社グループ全体に生成AIを展開、生産性向上に取り組んでいる。部署によって利用状況にばらつきがあり、一層の利用促進が必要状況。生成AIを軸とした業務プロセスの再構築が課題。【3億円超/金融・保険業】
- ・ 全社戦略に基づき、組織横断的にデジタル人材の養成およびビジネスモデル・業務プロセスの変革等を実施し、その状況をモニタリングするとともに、必要に応じて取り組みを見直している。【5千万超1億円以下/運輸・郵便業】

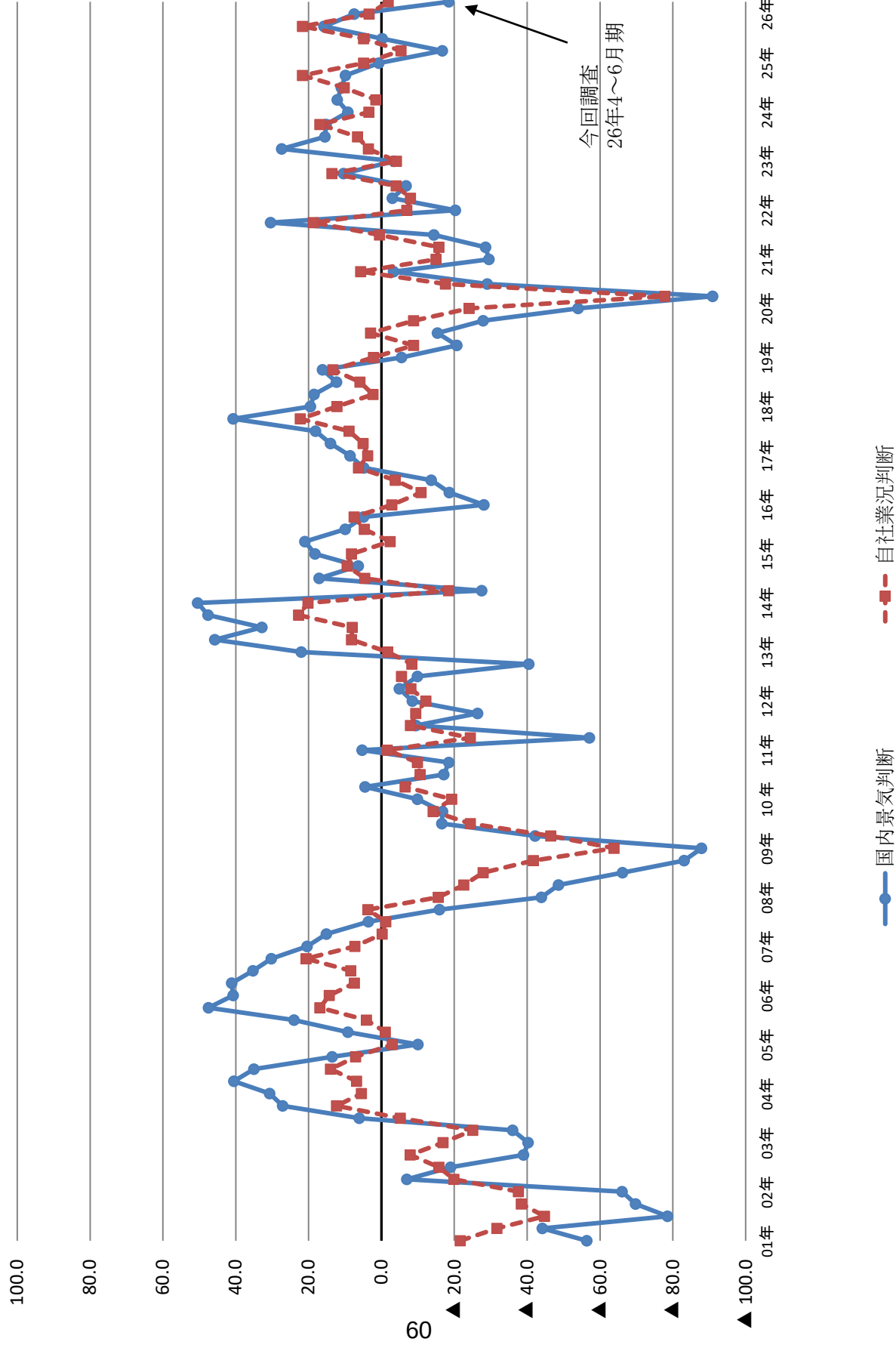
(個社の範囲を超えて、社会価値を創出している)

- ・ 複数の外部プログラムに継続的に参加し、事業計画やKPIを随時更新している。AIの活用を通じて、日本全国の病院・医師・患者・地域社会に対してDXによる社会価値を継続的に創出している。【5千万円以下/情報通信業(出版等含む)】

回数・時期	国内景況				自社景況				回数・時期	国内景況				自社景況					
	足もと		6ヵ月後		足もと		6ヵ月後			足もと		6ヵ月後		足もと		6ヵ月後			
	全体	中・小企業	全体	中・小企業	全体	中・小企業	全体	中・小企業		全体	中・小企業	全体	中・小企業	全体	中・小企業				
1	2001年3月	▲56.4	▲57.6	▲55.3	▲33.1	▲9.8	▲34.7	▲7.6	▲17.7	▲9.5	51	2013年9月	32.8	42.8	22.7	37.3	35.3	22.9	16.3
2	2001年6月	▲44.2	▲42.2	▲46.2	▲23.5	6.7	▲31.7	▲26.8	▲6.8	▲9.5	52	2013年12月	47.6	58.3	36.9	47.0	▲5.6	22.8	▲4.3
3	2001年9月	▲78.6	▲81.8	▲75.3	▲58.1	▲37.9	▲44.8	▲38.6	▲51.1	▲27.9	53	2014年3月	50.4	59.1	42.7	▲31.3	26.9	20.2	▲18.8
4	2001年12月	▲69.8	▲72.8	▲67.0	▲59.3	▲37.8	▲40.7	▲36.4	▲30.9	▲33.4	54	2014年6月	▲27.6	▲31.6	▲23.8	▲37.4	17.8	▲18.4	▲14.8
5	2002年3月	▲66.1	▲63.9	▲68.0	▲33.7	▲11.5	▲37.6	▲32.6	▲42.0	▲20.1	32	2014年9月	17.1	35.2	1.2	27.4	37.6	4.5	15.1
6	2002年6月	▲7.0	▲4.5	▲17.8	6.4	31.0	▲19.9	▲12.9	▲26.3	▲2.5	56	2014年12月	6.4	13.0	0.4	4.5	14.2	9.4	3.0
7	2002年9月	▲19.0	▲10.3	▲27.9	▲4.4	2.0	▲15.8	▲4.9	▲26.8	▲5.5	31	2015年3月	18.2	30.7	7.5	23.8	26.2	8.2	16.7
8	2002年12月	▲39.0	▲40.5	▲37.5	▲40.5	16.1	7.9	▲6.0	▲9.8	▲18.8	58	2015年6月	21.0	32.7	10.6	25.4	28.2	2.4	22.3
9	2003年3月	▲40.3	▲40.2	▲40.3	▲26.7	▲12.8	▲16.9	0.0	▲32.3	19.1	7.2	2015年9月	10.0	18.4	2.7	16.0	13.1	4.7	17.0
10	2003年6月	▲36.0	▲33.2	▲38.2	▲26.1	▲1.0	▲25.1	▲23.9	▲26.1	10.9	4.3	2015年12月	4.9	7.0	3.1	0.0	10.0	7.5	3.0
11	2003年9月	6.1	17.3	▲3.9	20.8	16.8	5.2	6.3	▲15.5	13.2	7.8	2016年3月	▲28.1	▲23.9	▲31.9	▲7.8	2.1	▲2.8	4.3
12	2003年12月	27.1	29.7	24.6	16.6	27.5	12.3	11.3	13.1	3.5	6.6	2016年6月	▲18.6	▲12.8	▲23.7	▲6.1	5.2	▲10.9	4.5
13	2004年3月	30.7	37.1	25.5	37.0	32.9	5.5	17.5	▲4.4	4.1	63	2016年9月	▲13.6	▲6.9	▲19.3	2.0	1.6	▲3.8	7.0
14	2004年6月	40.5	51.0	31.5	34.6	35.6	6.8	16.2	7.1	15.3	22.3	2016年12月	8.6	6.7	3.0	1.0	3.6	6.3	5.1
15	2004年9月	35.0	46.2	24.5	29.3	15.0	14.0	20.7	7.9	15.2	65	2017年3月	8.6	18.4	0.0	13.8	15.4	3.8	15.5
16	2004年12月	13.5	14.5	12.4	▲9.6	4.5	7.1	12.2	2.4	4.8	4.6	2017年6月	14.0	23.9	5.2	15.5	22.1	5.0	4.2
17	2005年3月	▲10.0	▲5.7	▲13.4	5.5	15.7	▲3.0	10.0	▲13.6	3.2	65	2017年9月	18.1	24.5	12.8	22.0	16.3	8.9	19.7
18	2005年6月	9.2	3.2	4.9	12.9	28.2	▲1.1	3.4	▲5.8	11.0	19.9	2017年12月	40.7	42.0	39.5	25.7	21.3	22.3	13.5
19	2005年9月	24.0	31.3	18.1	27.6	23.0	4.1	10.9	1.6	18.8	68	2018年3月	19.5	23.8	15.4	21.6	21.1	12.2	18.1
20	2005年12月	47.5	53.5	41.7	38.8	36.3	16.9	20.6	7.8	20.7	70	2018年6月	18.5	20.4	16.7	23.2	22.6	2.3	7.0
21	2006年3月	40.7	46.6	35.9	46.5	39.8	14.3	17.8	11.3	15.4	19.9	2018年9月	12.3	13.6	11.3	18.0	12.9	5.9	17.3
22	2006年6月	41.1	53.4	29.5	39.0	30.6	7.4	16.9	▲1.6	20.0	25.1	2018年12月	16.2	15.9	16.5	19.1	12.1	13.3	27.7
23	2006年9月	35.3	48.1	24.3	34.5	18.7	8.4	25.2	▲6.1	22.7	14.4	2019年3月	▲5.5	▲0.6	▲10.0	3.9	11.5	2.2	9.0
24	2006年12月	30.2	40.0	22.5	15.5	15.6	20.7	26.9	15.9	13.0	12.9	2019年6月	▲20.7	▲16.2	▲24.9	▲10.7	▲15.6	8.8	▲0.5
25	2007年3月	20.4	31.6	13.9	29.7	24.9	7.3	14.7	3.0	16.0	20.8	2019年9月	▲15.4	▲12.4	▲18.4	▲33.4	▲25.2	3.0	▲7.7
26	2007年6月	15.1	27.8	6.9	19.8	22.0	▲0.2	2.7	▲2.0	15.5	24.7	2019年12月	▲27.9	▲27.5	▲28.4	▲8.3	▲3.3	2.7	▲1.9
27	2007年9月	3.6	15.3	▲3.4	13.5	10.2	▲1.2	5.7	▲5.4	11.6	12.1	2020年3月	▲54.0	▲56.9	▲51.5	▲32.4	1.1	▲24.1	▲2.8
28	2007年12月	▲15.9	▲9.5	▲19.7	▲22.1	▲10.1	3.7	4.5	3.3	▲2.0	▲0.2	2020年6月	▲91.0	▲91.5	▲90.5	▲39.5	▲15.4	▲77.8	▲19.2
29	2008年3月	▲43.9	▲39.2	▲46.6	▲35.1	▲18.8	▲15.6	▲1.4	24.1	▲12.9	26.9	2020年9月	▲29.1	▲3.8	▲52.0	▲20.4	▲17.4	▲17.6	▲37.5
30	2008年6月	▲48.6	▲49.3	▲48.2	▲44.6	▲32.4	▲22.6	▲20.7	▲23.6	17.5	69	2020年12月	▲3.3	6.7	▲11.9	▲16.3	▲12.0	5.7	▲1.0
31	2008年9月	▲66.2	▲64.1	▲67.6	▲55.8	▲42.2	▲27.9	▲21.1	▲32.2	17.7	81	2021年3月	▲29.5	▲21.3	▲36.5	13.9	22.8	▲15.0	4.3
32	2008年12月	▲83.1	▲87.8	▲80.1	▲78.4	▲56.9	▲41.7	▲45.0	▲39.7	42.4	▲33.4	2021年6月	▲28.6	22.9	▲33.3	0.8	20.4	▲15.8	17.6
33	2009年3月	▲87.9	▲90.7	▲86.1	▲65.3	▲39.2	▲63.9	▲63.8	▲63.9	52.6	▲36.2	2021年9月	▲14.4	▲7.1	▲20.7	7.8	19.2	0.5	11.5
34	2009年6月	▲42.2	▲24.1	▲52.5	▲19.6	8.5	▲46.5	▲39.1	▲50.7	23.0	▲1.3	2021年12月	▲30.4	43.0	19.6	29.8	35.7	18.7	16.5
35	2009年9月	▲16.6	20.1	27.6	▲5.0	1.7	▲24.4	▲10.1	32.9	11.1	84	2022年3月	▲20.3	▲17.2	▲22.9	19.2	24.0	7.0	13.8
36	2009年12月	▲16.8	▲7.1	▲23.1	▲23.6	▲5.4	▲14.2	1.0	▲23.8	23.6	16.8	2022年6月	▲30.0	10.5	▲12.4	7.7	16.4	▲8.0	7.3
37	2010年3月	9.9	47.1	▲18.8	▲1.4	8.6	▲19.3	▲3.4	▲28.4	12.2	0.2	2022年9月	▲6.8	4.5	▲16.0	11.6	5.2	▲4.1	14.1
38	2010年6月	4.5	23.4	▲7.7	5.3	18.7	▲6.5	8.3	▲16.2	▲0.2	12.8	2022年12月	10.4	22.5	1.3	3.3	11.0	13.6	7.0
39	2010年9月	▲17.1	▲38.1	▲25.9	▲20.2	▲17.0	▲10.6	▲0.5	17.2	▲6.3	▲0.0	2023年3月	▲3.4	3.9	▲9.3	10.8	11.6	▲4.1	▲9.9
40	2010年12月	▲18.5	12.5	▲25.3	▲15.9	3.7	▲9.9	▲3.5	13.8	14.4	0.2	2023年6月	27.4	32.6	23.3	27.4	27.8	3.6	22.8
41	2011年3月	5.3	11.1	1.1	6.9	9.8	1.6	3.4	4.8	1.4	50	2023年9月	15.5	25.7	7.3	20.0	15.1	6.5	17.5
42	2011年6月	▲57.1	▲58.1	▲56.5	▲13.0	17.0	▲24.4	▲26.3	▲23.4	▲9.2	10.7	2023年12月	15.2	22.4	6.9	11.8	14.7	16.9	22.2
43	2011年9月	▲9.5	9.7	▲23.4	2.0	5.7	▲8.0	9.2	20.4	8.0	2.1	2024年3月	9.2	19.5	0.5	18.6	20.6	3.5	5.0
44	2011年12月	▲26.4	▲22.2	▲29.8	17.2	0.0	9.4	▲3.8	13.7	10.4	2.1	2024年6月	12.1	25.9	▲1.2	17.3	23.6	1.5	21.1
45	2012年3月	8.5	0.9	▲14.3	17.2	14.3	12.2	7.3	16.1	1.0	16.3	2024年9月	11.0	22.9	0.0	16.3	12.5	10.2	18.6
46	2012年6月	4.9	6.5	▲17.6	▲3.7	17.4	8.1	29.1	25.5	5.2	19.0	2024年12月	9.9	20.9	3.0	2.3	10.9	21.7	7.1
47	2012年9月	9.9	▲0.3	▲14.6	3.2	2.8	5.5	3.3	12.5	11.7	1.1	2025年3月	0.7	17.4	▲9.4	4.3	8.8	4.9	6.2
48	2012年12月	▲40.5	▲37.6	▲20.0	▲3.0	▲3.0	▲8.4	▲7.6	▲9.0	▲12.3	▲4.6	2025年6月	▲16.7	▲5.9	▲26.5	▲15.6	▲5.1	▲5.4	15.1
49	2013年3月	22.0	32.3	13.0	37.7	38.0	▲1.7	9.8	▲11.6	7.9	24.5	2025年9月	▲0.2	8.8	▲7.4	5.6	0.4	14.0	▲2.2
50	2013年6月	45.8	54.5	36.6	47.4	43.6	8.2	10.3	6.1	20.5	100	2025年12月	15.8	21.1	11.1	8.5	11.9	21.7	32.1
											101	2026年3月	7.5	16.8	0.0	17.8	18.1	3.4	7.8
											102	2026年6月	▲18.5	▲14.9	▲21.6	▲20.7	▲8.4	▲9.9	▲2.4

【参考資料】国内景気判断と自社業況判断の推移

国内景気判断と自社業況判断の推移

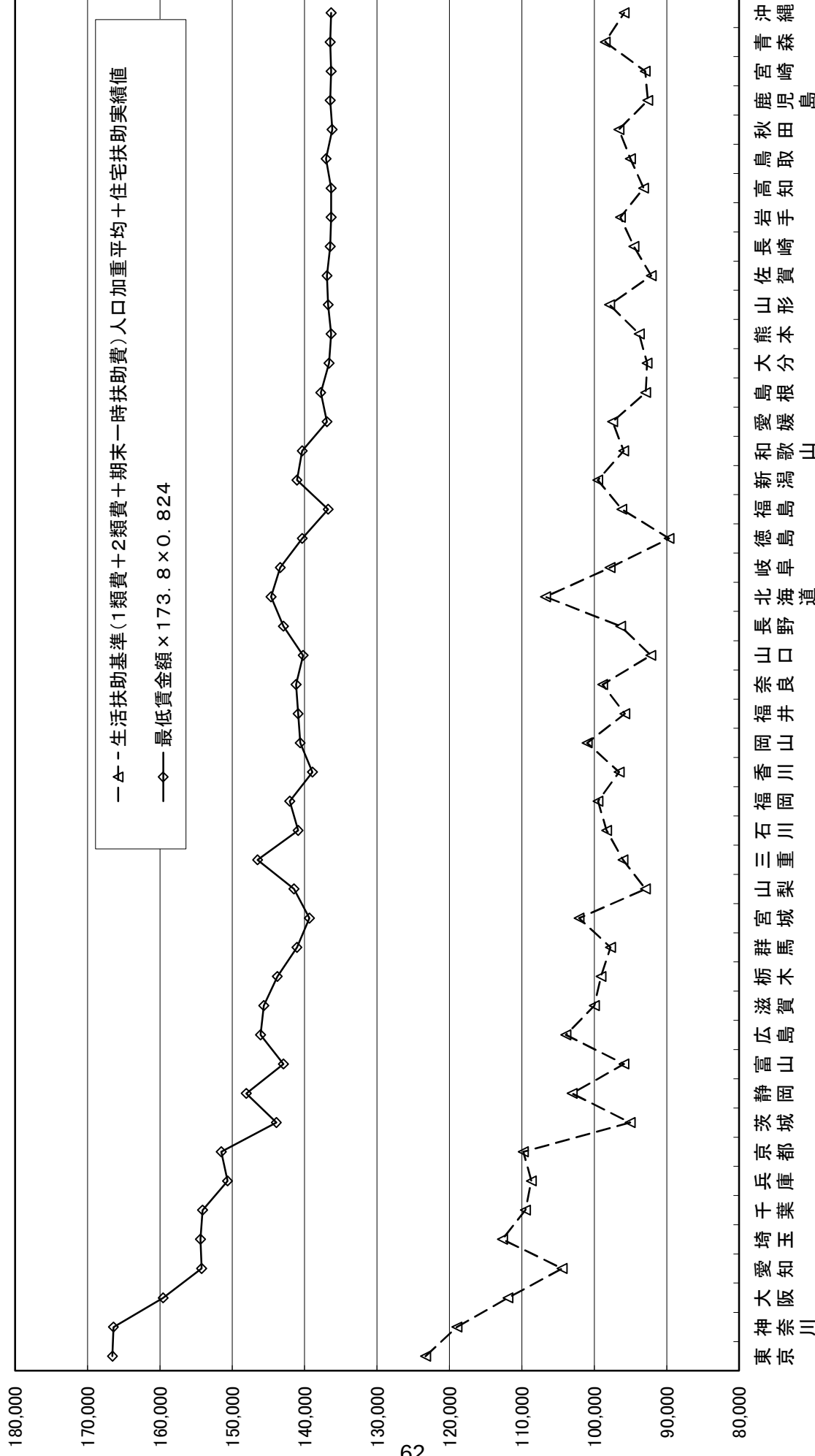


資料No. 3

生活保護と最低賃金

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円



注1)生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

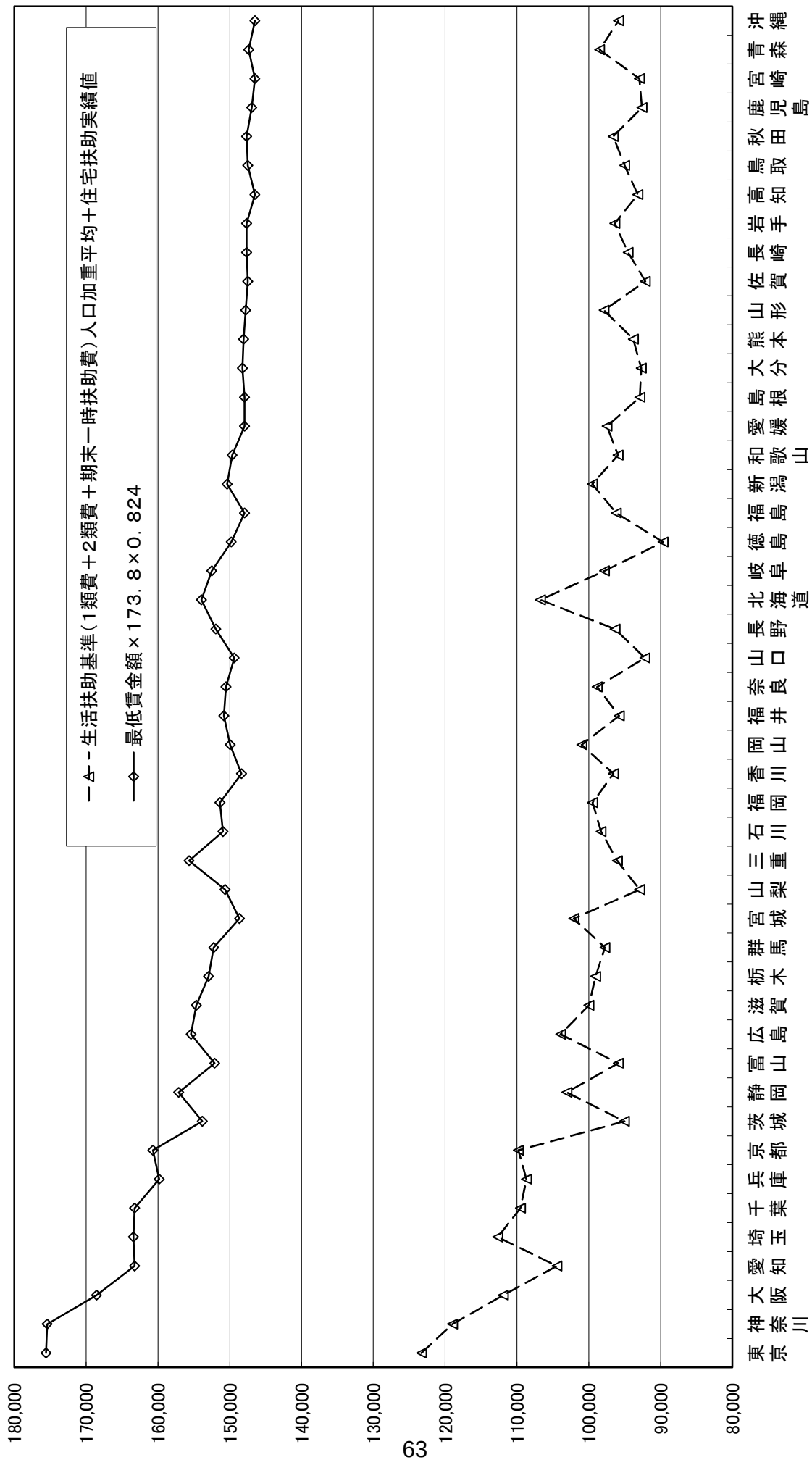
注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに2024年度のものである。

注4)0.824は時間額951円で月173.8時間働いた場合の2024年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

なお、当該比率の算出にあたっては、2024年分所得税及び住民税について定額減税（所得税から3万円、個人住民税所得割額から1万円）が行われたことを考慮している。

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円



注1) 生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。

注2) 生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3) 生活保護のデータは2024年度、最低賃金のデータは2025年度のものです。

注4) 0.824は時間額951円で月173.8時間働いた場合の2024年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

なお、当該比率の算出にあたっては、2024年分所得税及び住民税について定額減税（所得税から3万円、個人住民税所得割額から1万円）が行われたことを考慮している。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	2024年度 データに基 づく乖離額	2025年度 地域別最低 賃金引上げ額	最新の 乖離額	昨年度の 目安小委で 示した乖離額	乖離の変動額				
	(A)	(B)	(C) (=A-B)	(D)	(E) (=C-D)	最低賃金の 引上げ による影響額 (e①)	可処分所得 比率の変動 (0.807→0.824) による影響額 (e②)	生活扶助基準の 見直し、国勢調 査の更新による 影響額 (e③)	住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e④)
北海道	△265	65	△330	△250	△80	△65	△16	0	1
青森	△265	76	△341	△251	△90	△76	△14	0	0
岩手	△279	79	△358	△266	△92	△79	△14	0	1
宮城	△260	65	△325	△246	△79	△65	△15	0	1
秋田	△276	80	△356	△264	△93	△80	△14	0	2
山形	△272	77	△349	△258	△91	△77	△14	0	1
福島	△283	78	△361	△274	△87	△78	△14	0	5
茨城	△341	69	△410	△328	△82	△69	△14	0	1
栃木	△312	64	△376	△299	△78	△64	△15	0	1
群馬	△302	78	△380	△289	△92	△78	△14	0	1
埼玉	△291	63	△354	△276	△78	△63	△17	0	1
千葉	△311	64	△375	△295	△80	△64	△16	0	0
東京都	△302	63	△365	△286	△79	△63	△18	0	2
神奈川県	△331	63	△394	△315	△79	△63	△17	0	1
新潟	△290	65	△355	△278	△78	△65	△15	0	2
富山	△328	64	△392	△318	△74	△64	△14	0	4
石川	△298	70	△368	△283	△84	△70	△14	0	0
福井	△315	69	△384	△303	△81	△69	△14	0	2
山梨	△339	64	△403	△324	△79	△64	△14	0	△1
長野	△325	63	△388	△313	△76	△63	△14	0	1
岐阜	△318	64	△382	△305	△77	△64	△14	0	1
静岡県	△314	63	△377	△301	△76	△63	△15	0	2
愛知	△348	63	△411	△333	△78	△63	△15	0	0
三重	△352	64	△416	△338	△78	△64	△14	0	0
滋賀	△319	63	△382	△307	△74	△63	△15	0	3
京都	△291	64	△355	△276	△79	△64	△16	0	1
大阪	△332	63	△395	△316	△79	△63	△16	0	0
兵庫県	△293	64	△357	△279	△78	△64	△16	0	2
奈良	△296	65	△361	△282	△79	△65	△15	0	0
和歌山	△310	65	△375	△297	△78	△65	△14	0	1
鳥取	△294	73	△367	△278	△88	△73	△14	0	△1
島根	△313	71	△384	△301	△83	△71	△14	0	2
岡山	△277	65	△342	△264	△78	△65	△15	0	2
広島	△294	65	△359	△280	△80	△65	△15	0	1
山口	△335	64	△399	△322	△77	△64	△14	0	0
徳島	△354	66	△420	△341	△79	△66	△13	0	1
香川	△296	66	△362	△281	△81	△66	△14	0	△1
愛媛	△275	77	△352	△263	△90	△77	△14	0	2
高知	△301	71	△372	△289	△84	△71	△14	0	1
福岡	△297	65	△362	△284	△79	△65	△15	0	1
佐賀	△313	74	△387	△301	△85	△74	△14	0	2
長崎	△293	78	△371	△281	△90	△78	△14	0	2
熊本	△297	82	△379	△285	△94	△82	△14	0	1
大宮	△307	81	△388	△293	△95	△81	△14	0	0
分崎	△303	71	△374	△291	△83	△71	△14	0	2
鹿児島	△306	73	△379	△294	△86	△73	△14	0	1
沖縄	△283	71	△354	△268	△86	△71	△14	0	0

- ※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
- ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

足下の経済状況等に関する補足資料

内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断（2026年1月～5月）

○ 2026年5月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待されるもの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」とされている。

	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1 月月例	景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
2 月月例 66	景気は、米国の通商政策の影響が残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。	改善の動きがみられる	<u>このところ上昇テンポが緩やかに</u> なっている
3 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、 <u>中東情勢の影響を注視する必要がある。</u>	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待されるものの、 <u>中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに注意する必要がある。</u>	改善の動きがみられる	<u>このところ緩やかに</u> 上昇している
4 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに注意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
5 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待されるものの、 <u>中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。</u>	改善の動きがみられる	<u>緩やかに</u> 上昇している

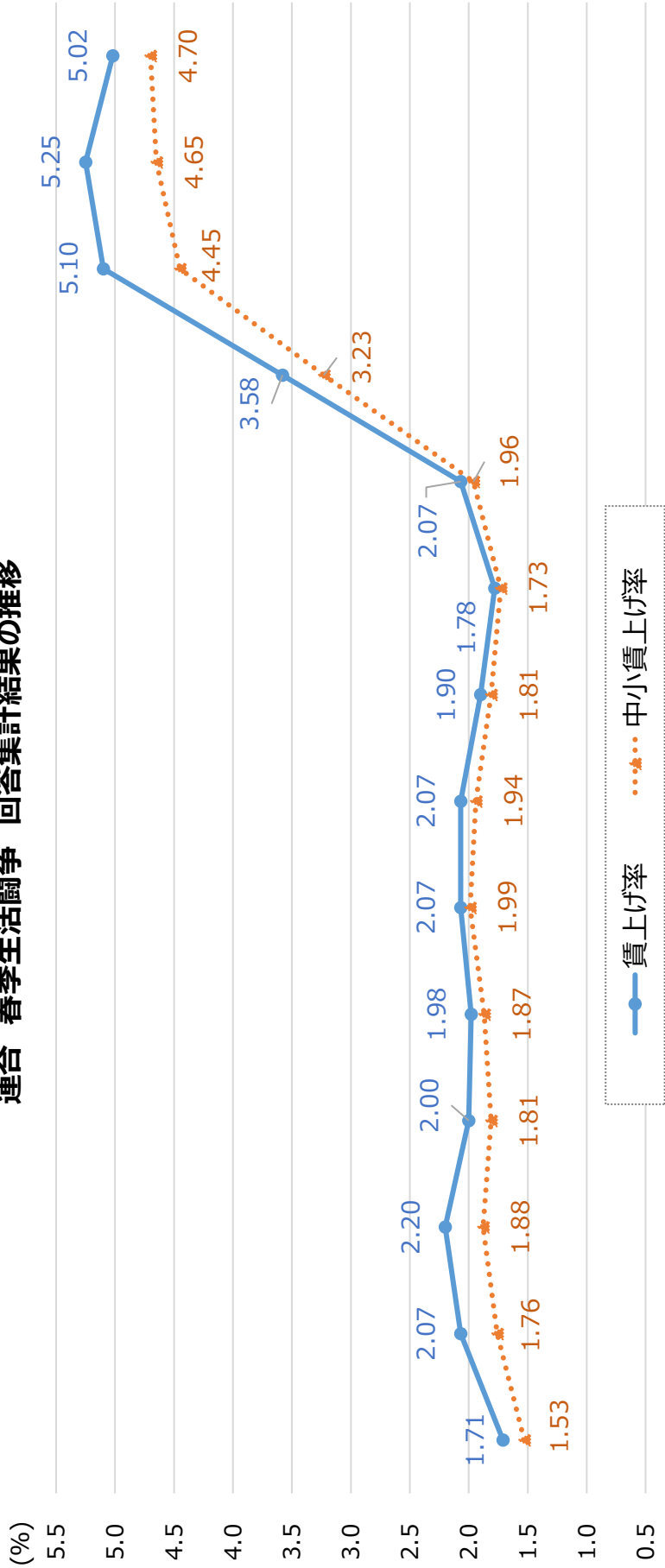
(資料出所) 内閣府「月例経済報告」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 下線は前月からの主な変更点

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第6回回答集計結果（6月4日公表）では、全体の賃上げ率は5.02%（中小4.70%）となっており、5%台の高い水準。中小は比較可能な2013年以降で最も高い。

連合 春季生活闘争 回答集計結果の推移



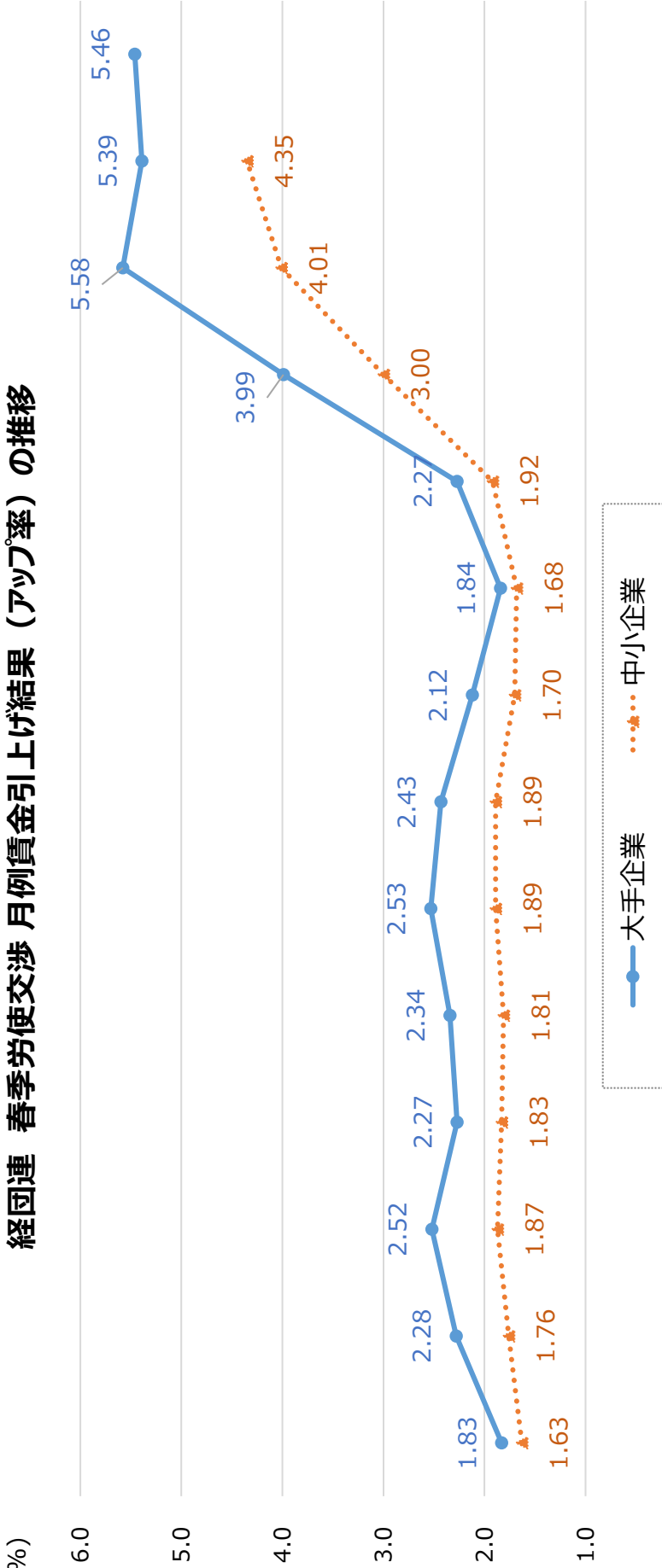
賃上げ率	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5	2024.7.3	2025.7.3	2026.6.4
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58	5.10	5.25	5.02
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23	4.45	4.65	4.70

(資料出所) 連合「2026春季生活闘争第6回回答集計結果」(2026年6月4日) をもとに厚生労働省労働基準局において作成
(注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。2025年までは最終集計結果、2026年は第6回集計結果。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2026年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.46%（第1回集計）となっている。

経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果（アップ率）の推移



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.99	5.58	5.39	5.46
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	3.00	4.01	4.35	

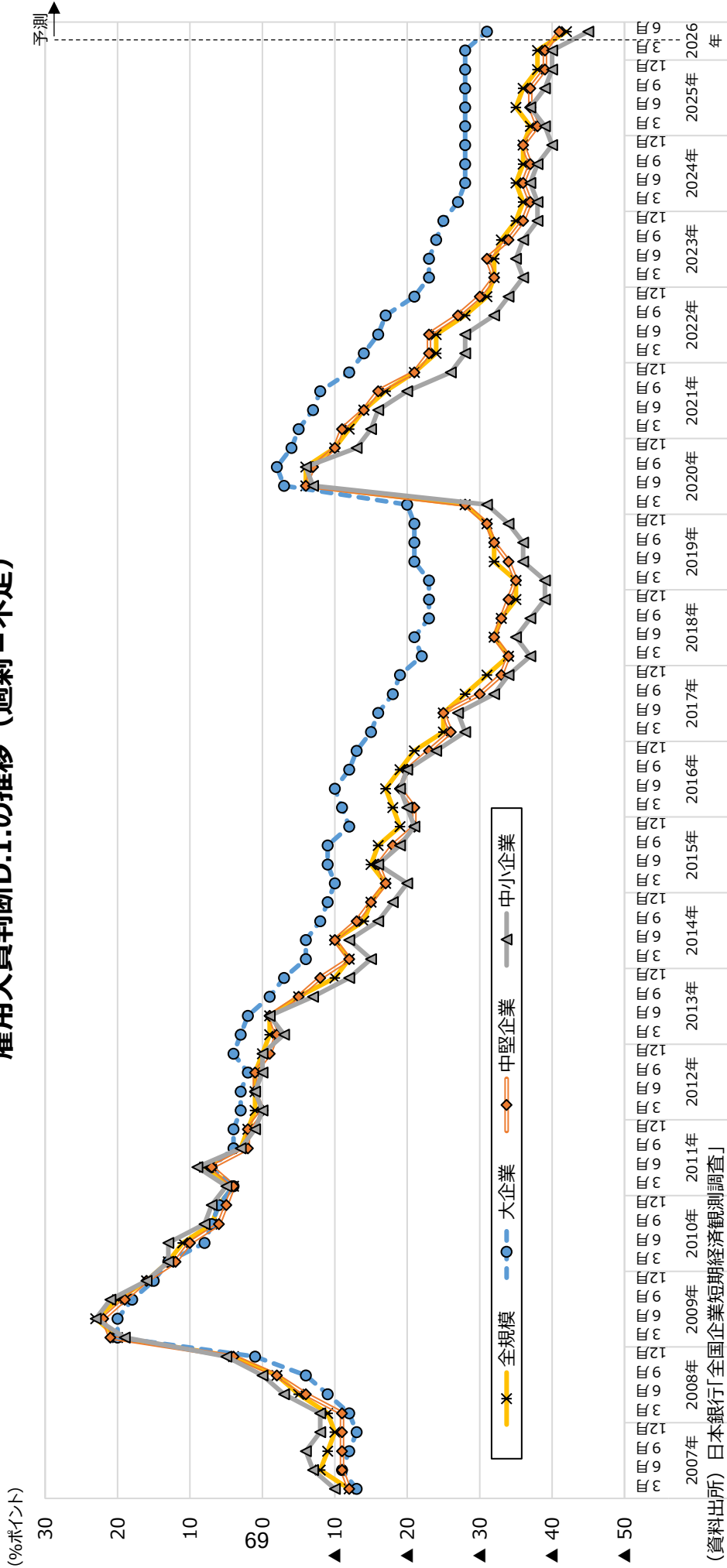
(資料出所) 経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2026年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 2025年までは最終集計結果、2026年は第1回集計結果

雇用人員判断D.I.の推移（過剰－不足）

○ 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.I.の推移（過剰－不足）

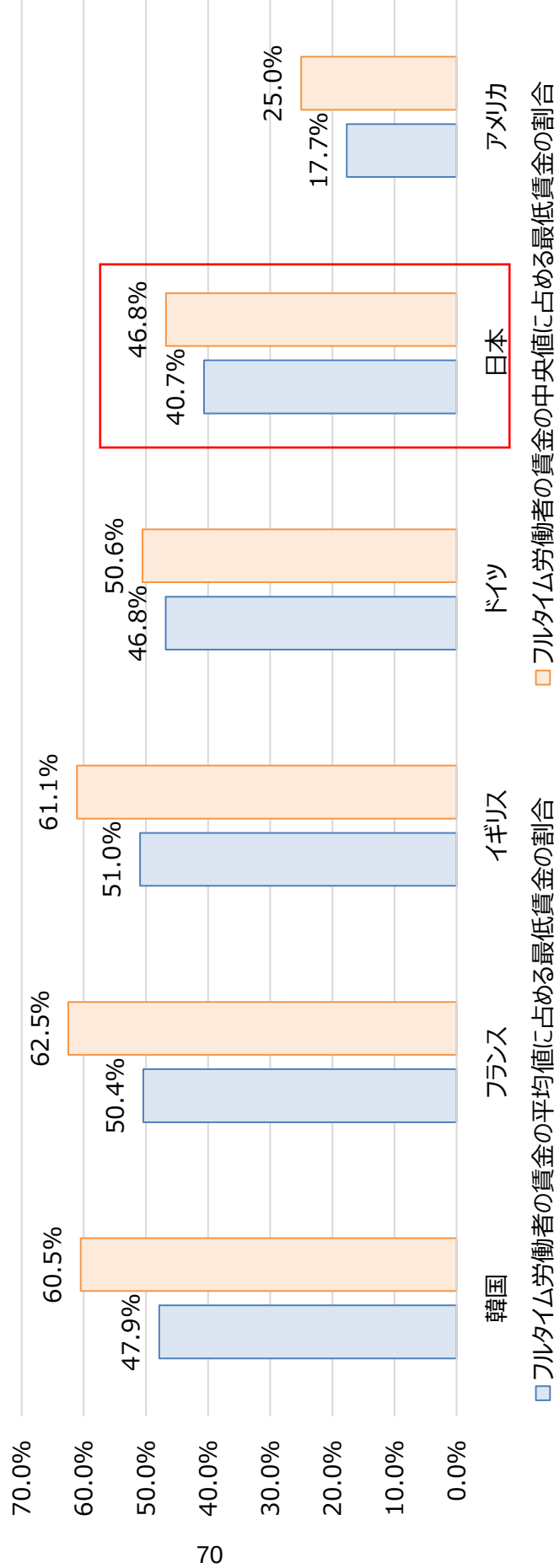


(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
(注) 1. 全産業の数値。
2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

○ 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合（2024年）



（資料出所） OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

（注1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

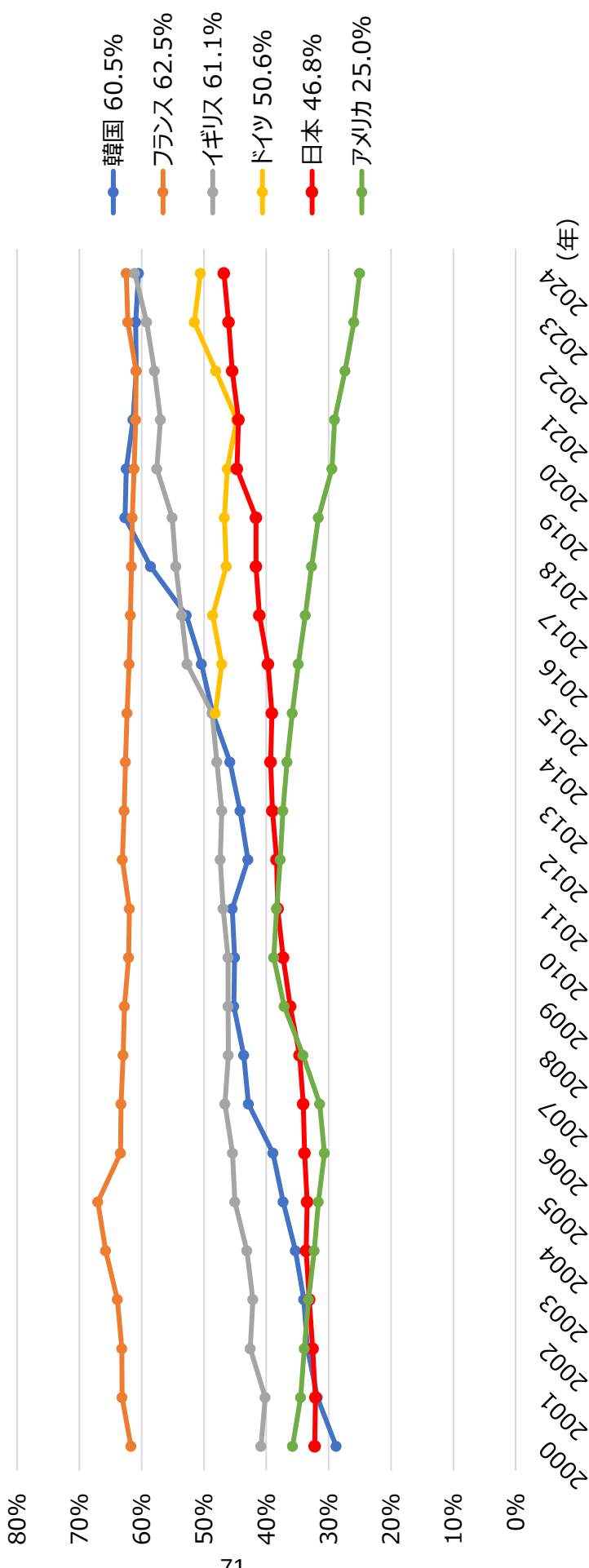
（注2）アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。

（注3）OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合（時系列・国際比較）

- フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合を時系列で見ると、直近ではフランス・アメリカ・韓国は横ばい又は低下傾向である一方、イギリス・ドイツ・日本は上昇傾向にある。

フルタイム労働者の賃金中央値に占める最低賃金の割合（時系列）



(資料出所) O E C D Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

- (注 1) 各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外である一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。
- (注 2) アメリカは、連邦最低賃金であり、州等によっては連邦最低賃金より高い最低賃金を定めているところもある。
- (注 3) ドイツの最低賃金制度の導入は2015年。

諸外国の最低賃金制度（適用除外、減額措置）

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国	（参考）日本
根拠法・導入年	全国最低賃金法 (1998年)	労働法典 (L3231-1以下) (1950年)	最低賃金法 (MiLoG) (2015年)	公正労働基準法 (FLSA) (1938年) ※州別最賃は各州法	最低賃金法 (1988年)	最低賃金法 (1959年)
設定方式	全国一律	全国一律	全国一律 ※ただし、産別最賃が法定最賃を上回る場合は産別最賃が適用	全国一律 地域別（州・市・郡最低賃金） ※併用	全国一律	地域別最低賃金 ※ただし、特定最賃が地域別最賃を上回る場合は特定最賃が適用
適用除外	○ 高等教育のコース等での就業体験、就学義務年齢（通常16歳）に満たない労働者 等	○ 労働時間を把握することができない労働者（訪問販売員などの一部）	○ 職業訓練を修了していない未成年者（18歳未満） ○ 職業訓練実習生の一部 ○ 長期失業者の就職時（開始から56か月） 等	【連邦最低賃金】 ○ 管理職、専門職等 ○ 小規模企業従業員等 【州別等最低賃金】 ○ 州により異なる	○ 精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者や最低賃金を適用することが適当でないと認められる者に該当し、雇用労働部長官の認可を受けた者	・なし
減額措置	【全国最低賃金】 ○ 18～20歳：10.85ポンド ○ 16～17歳：8ポンド ○ 見習訓練生：8ポンド ※ 21歳以上を対象とした「全国生活賃金」より減額された最低賃金額 ※ 若年層向け（18歳以上）の額は、成人向けの額との将来的な統合が予定されている。	(未成年) ○ 17歳：10%減 ○ 16歳以下：20%減 (熟練化契約) ○ 年齢により30～45%減 (見習訓練契約) ○ 年齢と契約経過年数により22～73%減	-	【連邦最低賃金】 ○ 20歳未満の労働者（雇い始めから90日間は4.25ドル） ○ 障害者（連邦労働省賃金・労働時間局の承認が必要） ○ 学生の一部 ○ 習慣的に月30ドルを超えるチップを得る従業員 【州別等最低賃金】 ○ 州等により異なる	○ 修習・試用期間中の者（修習開始から3か月。1年未満の契約労働者除く）；最低賃金額（時給額）から10%減額	【減額特例】 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用。 ○ 精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者 ○ 試の使用期間中の者 ○ 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうち一定の者 ○ 軽易な業務に従事する者及び断続的労働に従事する者
(参考) 最低賃金額	【全国生活賃金】 12.71ポンド ※ 2026年4月1日発効 ※ 成人向け「全国生活賃金」の額	12.31ユーロ ※ 2026年6月1日発効	13.90ユーロ ※ 2026年1月1日発効	【連邦最低賃金】 7.25ドル ※ 2009年7月24日発効 【州別等最低賃金】 州等により異なる	10,320ウォン ※ 2026年1月1日発効	1,121円 ※ 全国加重平均 ※ 2025年10月～2026年3月発効

欧州連合（EU）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立）

最低賃金制度や労働協約を通じて設定される賃金の最低基準について、各加盟国の慣行を尊重しつつ、適正な水準の目安となる指標の設定や、水準の決定などにおける労使の参加、また労働協約や法定最低賃金による保護の状況に関するデータの収集・報告などを求めることで、水準の引き上げや適用拡大に向けた取り組みの促進をはかる内容

【労使交渉を通じた賃金決定を重視】

労使交渉を通じた賃金決定を重視する方針を明確に示している(4条)。

【賃金の中央値の60%などを目安に】

法定最低賃金制度を有する加盟国は、最低賃金額の設定・改定手続きの確立とともに、適切な水準への設定・改定のための基準を設定しなければならない(5条)。また、各国には適正さを評価するための目安となる額を設定することが求められる。指令は、使用可能な指標として、統計上の税引き前賃金の中央値の60%、平均値の50%、その他各国で使用している目安となる額などを挙げている。

各国は、少なくとも2年に1度(物価連動型を採用している場合は4年に1度)の最低賃金額の改定のほか、制度を所管する組織に対して各種の提言を行う専門機関を設置することが求められる。加えて、異なるグループ毎の最低賃金額の設定や、一部の労働者に減額を適用する場合、それらが差別的でないことや、目的に照らして相応でなければならない(6条)。

【労使の参加】

意思決定プロセス全般で労使参加を得るための措置を講じなければならない(7条)。また、労働基準監督官または最低賃金制度の執行機関による管理・検査、等に取り組むことを求めている(8条)。

【保護状況に関するデータ収集・報告】

各国には最低賃金(法定最低賃金及び労働協約による最低基準)による保護状況に関するデータ収集のための措置を講じ、収集したデータや情報を、2年毎に欧州委に報告することが義務付けられる(10条)。

労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合

- EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、最低賃金の設定に当たって、賃金総額の中央値の6割や平均値の5割を参照指標として加盟国に示されている。
- 「賃金総額」の考え方は様々にあるが、日本において、労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合は次のとおり。

(単位：%)

	賃金平均値		賃金中央値	
	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)
所定内給与額 ＋特別給与額	43.1	49.0	51.1	61.4
所定内給与額 ＋超過労働給与額 ＋特別給与額	42.4	48.2	50.0	60.1
(参考) 所定内給与額	53.0	57.9	61.2	69.8

- (注1) 令和7年賃金構造基本統計調査の調査票情報を基に労働基準局賃金課で独自集計。5人以上事業所の常用労働者が対象。
- (注2) それぞれ、回答のあった労働者の賃金と労働時間を基に時給換算し、2025年秋以降に改定した最低賃金額（全国加重平均）との比率を算出。
- (注3) 時給換算に当たっては、
「所定内給与額＋特別給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額／12を、所定内実労働時間数(/月)＋超過実労働時間数(/月)で除し、
「所定内給与額＋超過労働給与額＋特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額／12を、所定内実労働時間(/月)＋超過実労働時間(/月)で除し、
「所定内給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除している。

地域別の状況

ひと、くらし、みらいのために



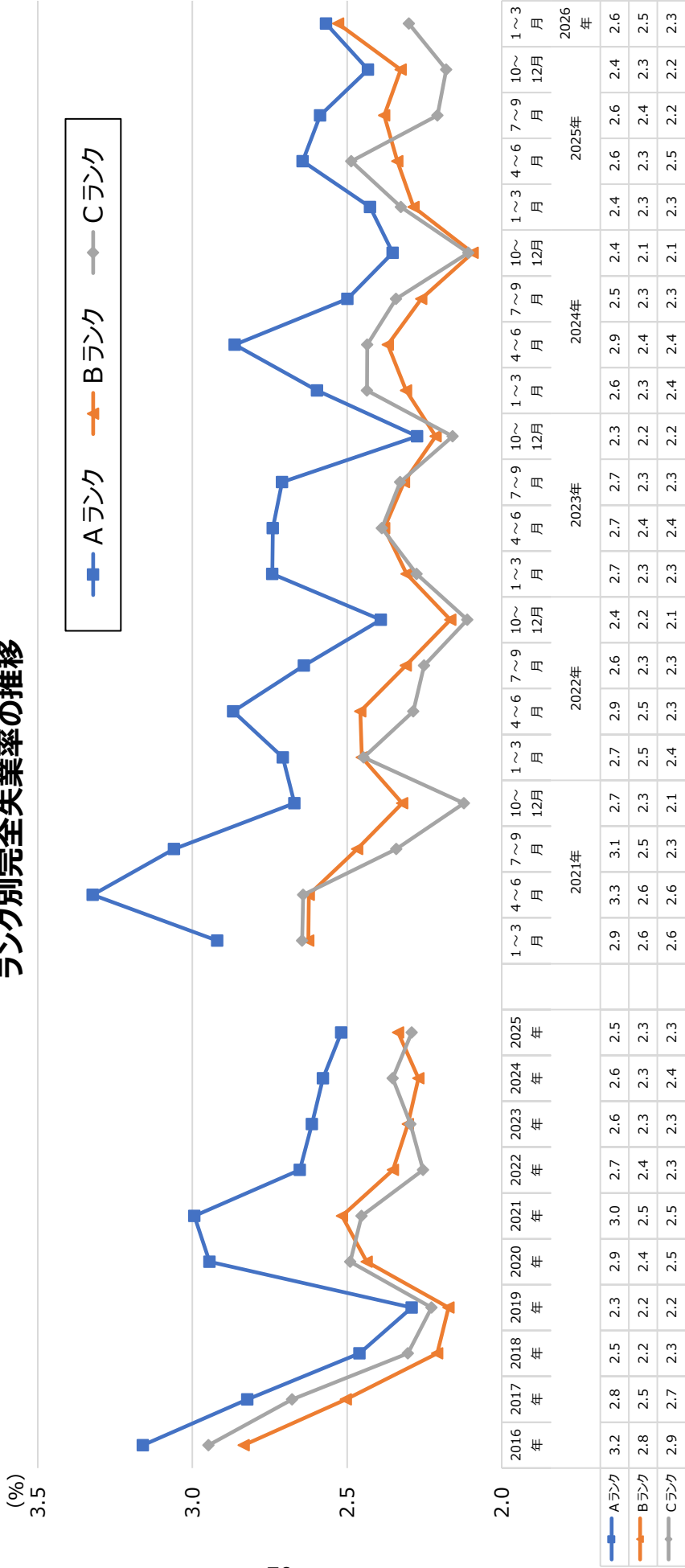
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、緩やかに改善し、このところ横ばいである。

ランク別完全失業率の推移

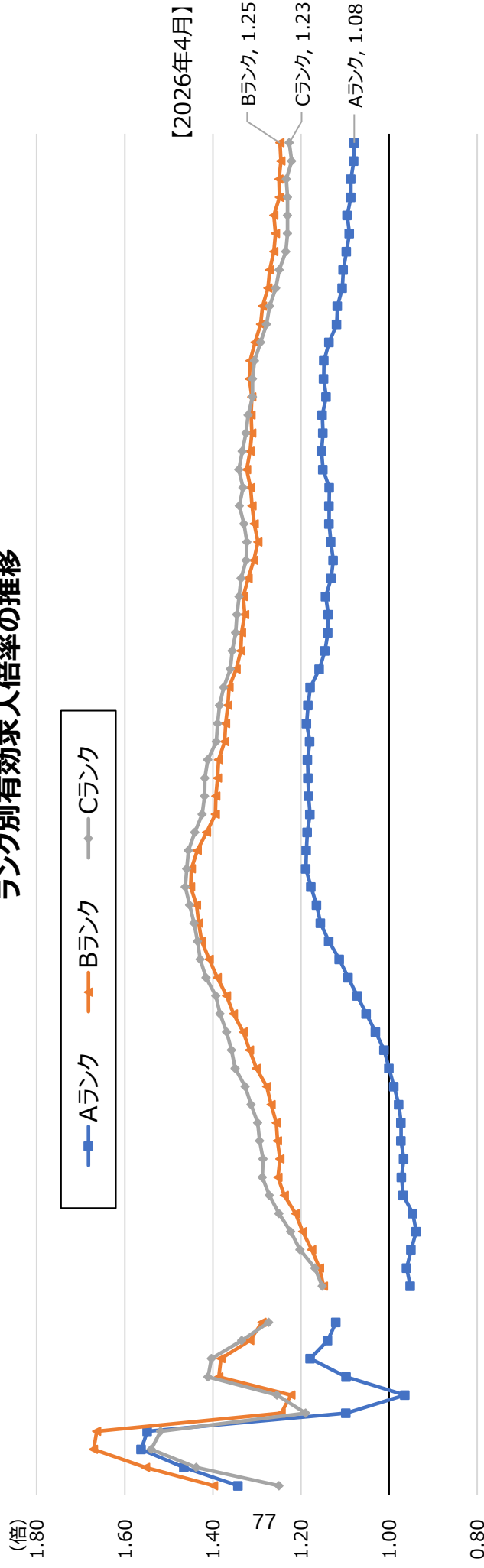


(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

リンク別有効求人倍率の推移

○ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年頃に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では微減傾向となっている。

リンク別有効求人倍率の推移

[illegible]

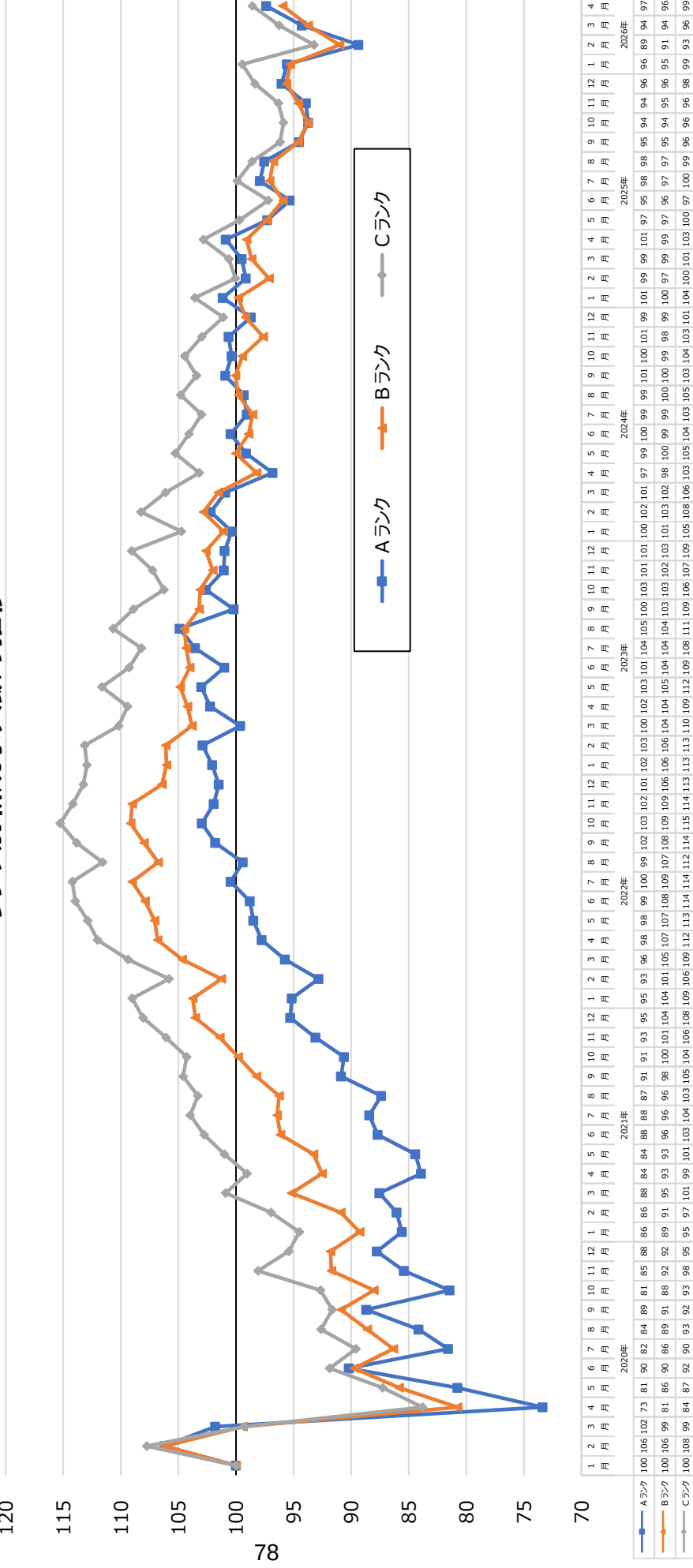
(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

リンク別新規求人数の水準の推移

- ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いたが、このところ各ランクとも微減傾向。

(2020年1月=100)



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

産業別の状況

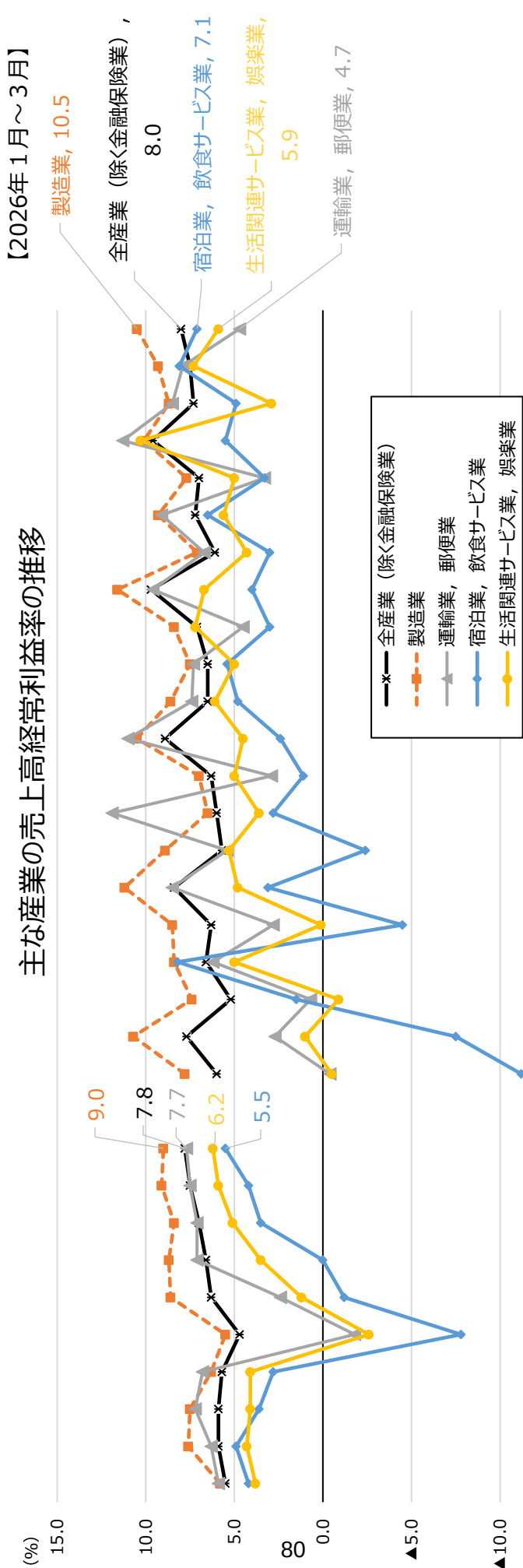
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



▲15.0									1 3 月	4 6 月	7 9 月	10 12 月	1 3 月	4 6 月	7 9 月	10 12 月	1 3 月	4 6 月	7 9 月	10 12 月	1 3 月	4 6 月	7 9 月	10 12 月	2026 年
	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026 年	2027 年	2028 年	2029 年	2030 年	2031 年	2032 年	2033 年	2034 年	2035 年	2036 年	2037 年	2038 年	2039 年	2040 年

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。
(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

(参考) 売上高経常利益率の推移 (詳細)

(単位: %)	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021年				2022年				2023年				2024年				2025年				2026 年					
						2021年				2022年				2023年				2024年				2025年									
						1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月						
全産業 (除金融保険業)	5.5	5.9	5.9	5.7	4.7	6.3	6.0	7.7	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	7.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.5	7.1	9.7	6.1	7.2	7.8	7.0	9.6	7.3	7.5	8.0	
製造業	5.8	7.6	7.5	6.3	5.5	8.6	7.8	10.7	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	8.4	7.0	10.5	8.6	7.5	9.1	8.4	11.6	7.1	9.3	9.0	7.7	10.1	8.7	9.3	10.5	
非製造業	5.4	5.2	5.2	5.5	4.3	5.4	5.3	6.4	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.4	6.0	8.2	5.6	6.1	6.8	6.6	8.9	5.7	6.3	7.4	6.8	9.4	6.6	6.7	6.9	
農林水産業	5.9	2.7	2.0	3.4	1.2	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	7.2	3.2	9.3	6.4	7.1	4.8	4.7	9.7	0.9	2.7	0.0	0.4	0.7	4.9	1.6	6.4	4.1	7.8	7.7	
鉱業、採石業、砂利採取業	14.0	21.6	19.9	22.8	8.8	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	28.1	23.3	26.5	30.3	32.4	31.9	35.1	30.3	30.6	31.9	20.8	24.7	17.7	25.9	15.8	18.3
建設業	6.4	6.3	5.9	6.0	6.1	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	6.7	9.6	6.0	4.9	5.6	6.8	9.9	6.4	3.8	6.3	7.6	11.6	6.0	5.3	6.7	11.0
電気業	4.6	3.2	3.3	4.2	4.2	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲5.0	▲4.8	7.9	4.2	15.3	9.4	4.1	5.6	0.4	11.9	6.0	4.6	6.0	1.7	12.1	7.2	4.1	▲0.2
ガス・熱供給・水道業	6.5	5.2	3.8	5.9	5.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	7.3	11.2	12.3	1.9	1.3	4.8	3.8	14.3	0.5	0.9	4.3	5.6	8.0	2.0	1.2	4.5
情報通信業	9.2	9.7	10.0	9.7	9.5	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	10.7	9.7	14.2	8.8	10.1	10.2	9.7	13.3	9.1	8.6	10.5	9.0	13.7	9.7	9.8	8.8
運輸業、郵便業	5.9	6.3	7.2	6.8	▲1.8	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	7.1	2.9	11.0	7.4	7.3	7.5	4.5	9.6	6.7	9.1	7.7	3.3	11.3	8.5	7.9	4.7
卸売業・小売業	2.5	2.7	2.8	2.9	2.7	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.8	3.4	4.8	3.7	3.6	3.9	3.6	4.9	3.3	3.9	3.9	3.7	4.9	3.5	3.7	4.0
不動産業、物品賃貸業	12.2	12.3	12.0	11.6	10.1	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	11.4	10.8	12.9	11.5	10.5	12.6	12.6	14.5	12.2	11.4	13.9	13.9	15.3	13.1	13.6	14.9
サービス業	9.8	8.2	8.0	9.1	5.8	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.7	8.1	11.7	5.8	9.3	10.8	9.8	15.8	8.8	8.9	12.5	9.7	18.3	11.2	10.9	9.8
宿泊業、飲食サービス業	4.2	4.9	3.6	2.8	▲7.8	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	3.5	1.1	2.4	4.8	5.4	4.2	3.0	4.0	3.0	6.5	5.5	3.3	5.5	4.9	8.1	7.1
生活関連サービス業、娯楽業	3.8	4.3	4.1	4.1	▲2.6	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.1	5.0	4.5	6.1	5.0	5.9	7.2	6.7	4.3	5.6	6.2	5.0	10.3	2.9	7.3	5.9
学術研究、専門・技術サービス業	22.4	14.4	16.0	19.9	15.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	17.3	14.8	24.5	7.5	21.1	22.1	18.2	34.8	19.5	15.1	26.9	20.9	38.1	26.5	20.7	17.7
教育、学習支援業	4.7	8.1	7.4	5.6	4.4	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	9.4	10.1	4.9	14.0	8.0	7.8	8.1	1.0	12.3	9.4	10.7	11.4	5.9	9.8	15.3	11.8
医療、福祉業	6.8	5.1	4.3	3.8	5.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0	2.0	3.3	0.8	2.0	5.6	5.1	7.1	4.4	5.9	3.3	4.4	3.4	3.0	2.6	3.2
職業紹介・労働者派遣業	5.1	6.0	5.2	5.3	5.2	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	5.7	4.1	9.3	5.8	3.6	5.5	2.5	8.3	4.5	5.9	5.6	3.6	7.9	5.4	5.5	3.4
その他のサービス業	7.1	7.0	6.3	6.9	6.0	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	6.3	7.2	8.9	4.8	4.4	7.5	7.7	9.4	5.5	7.2	6.3	6.1	8.2	5.0	6.2	7.3

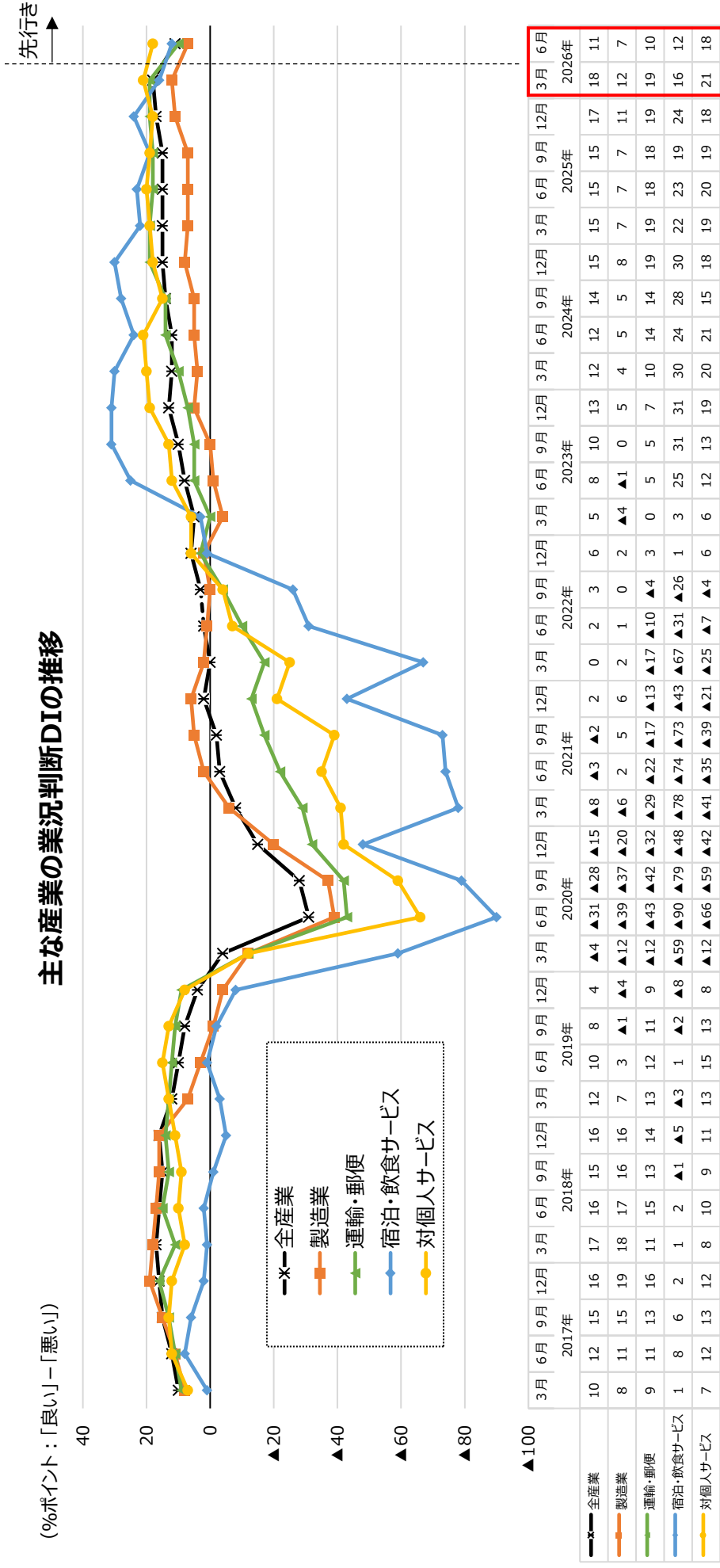
81

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

日銀短観による主な産業の業況判断D I の推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断D I の推移をみると、2020年前半に大きく低下したが、その後は改善傾向で推移し、直近では横ばいである。



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

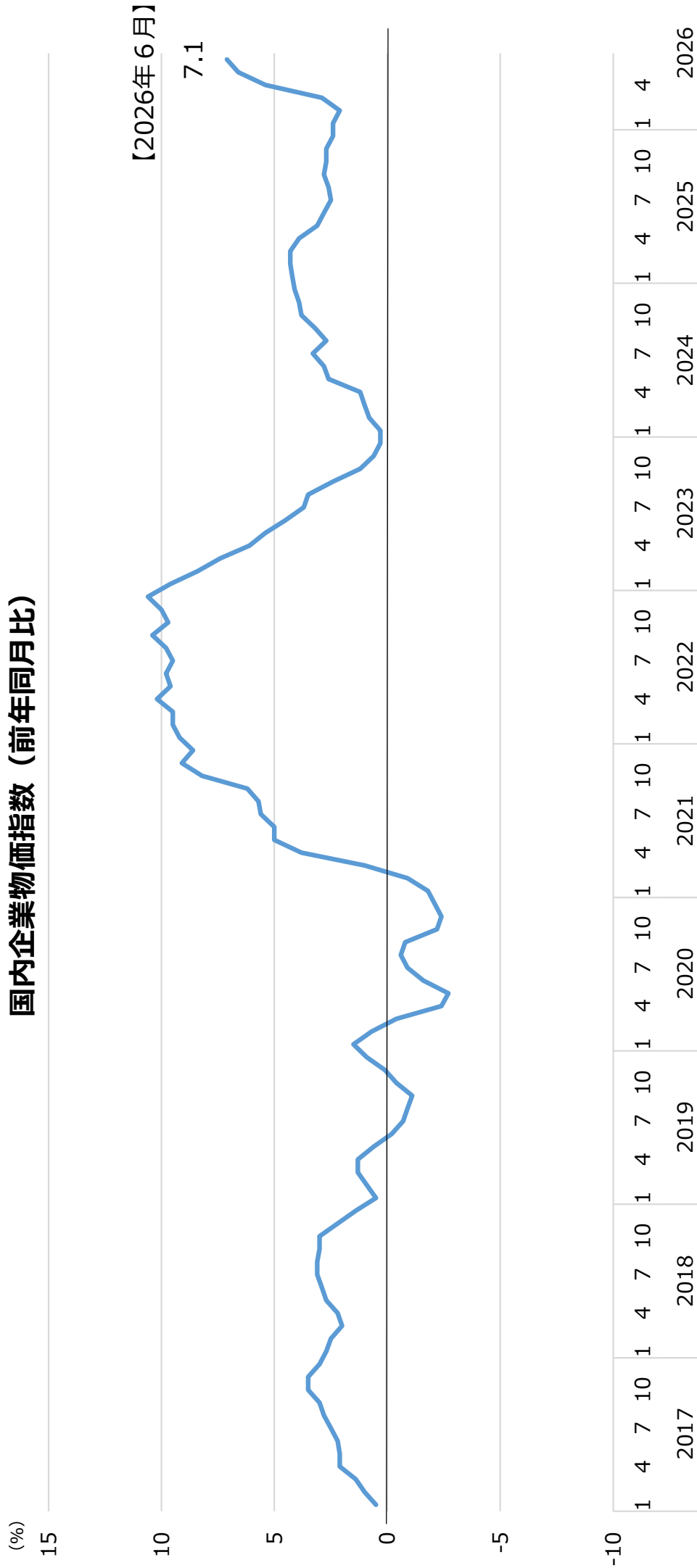
(注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く）。

2. 2026年6月の数値は、2026年3月調査による「先行き（3か月後）」の状況の数値。

3. 「対個人サービス」は、「洗濯・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数（前年同月比）については、2023年に減少傾向にあったが、足下で上昇している。

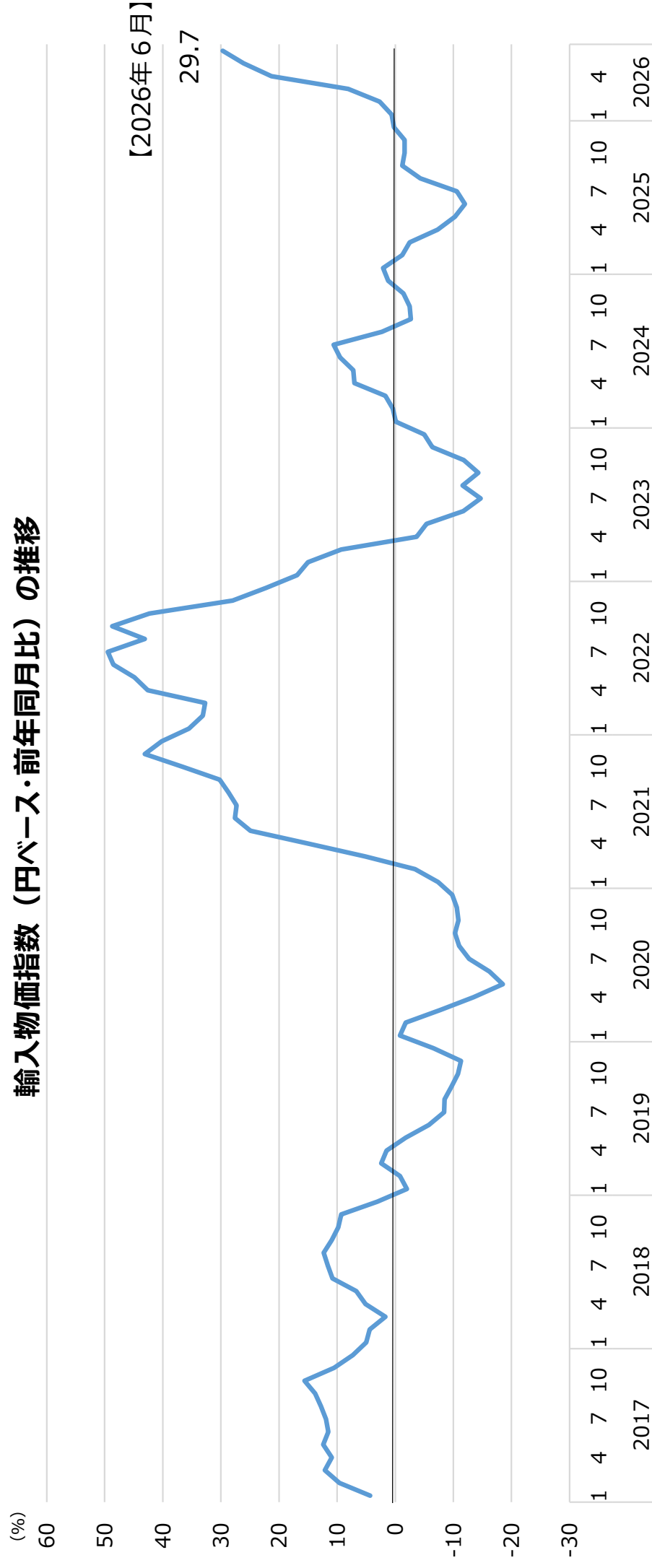


（資料出所）日本銀行「企業物価指数」
（注） 2026年6月速報値。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

- 輸入物価指数（円ベース・前年同月比）については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小した。2026年6月は+29.7%であり、足下では上昇傾向である。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2026年6月速報値。

消費者物価の動向

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

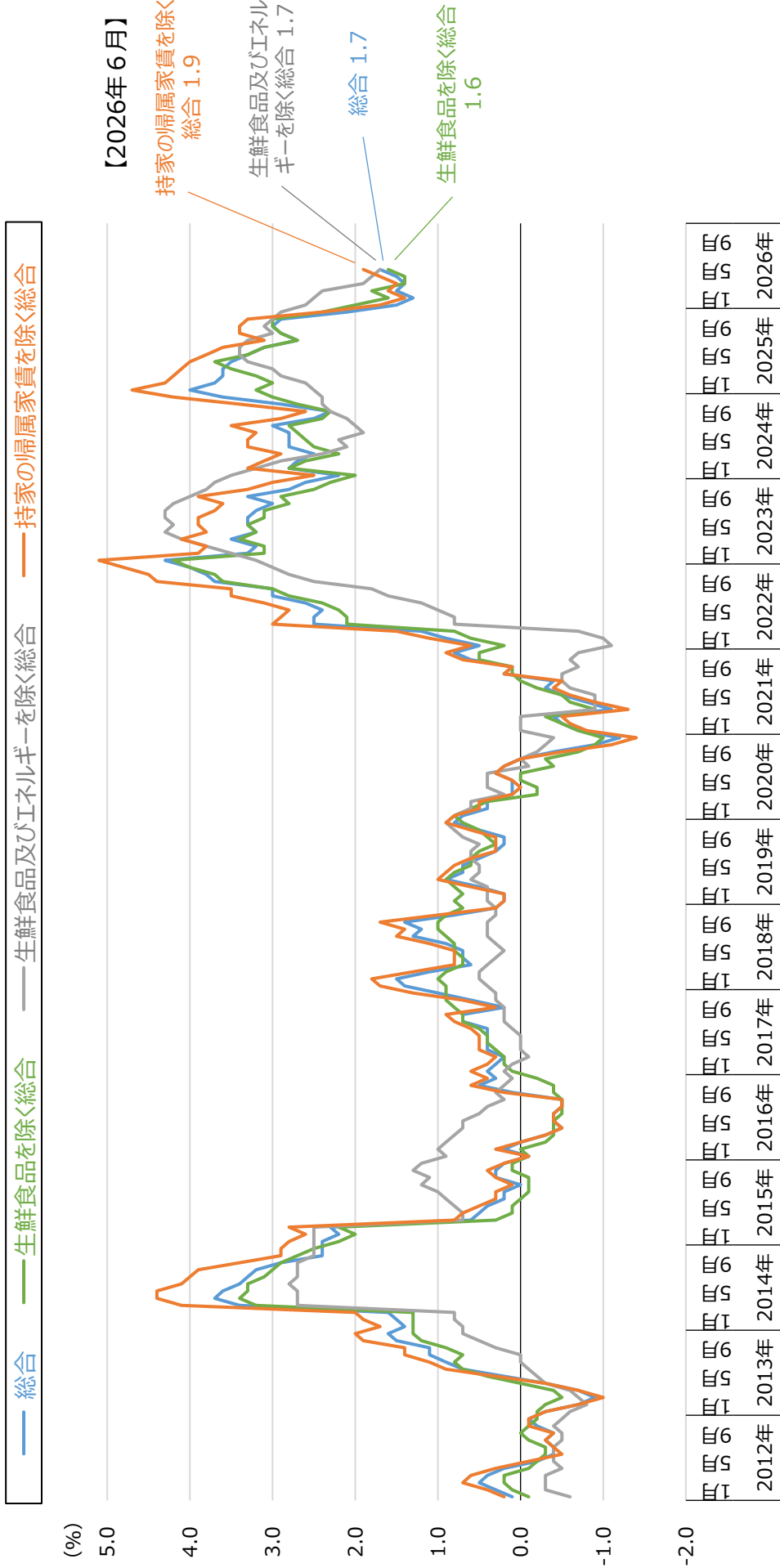
消費者物価指数の指標

○ 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

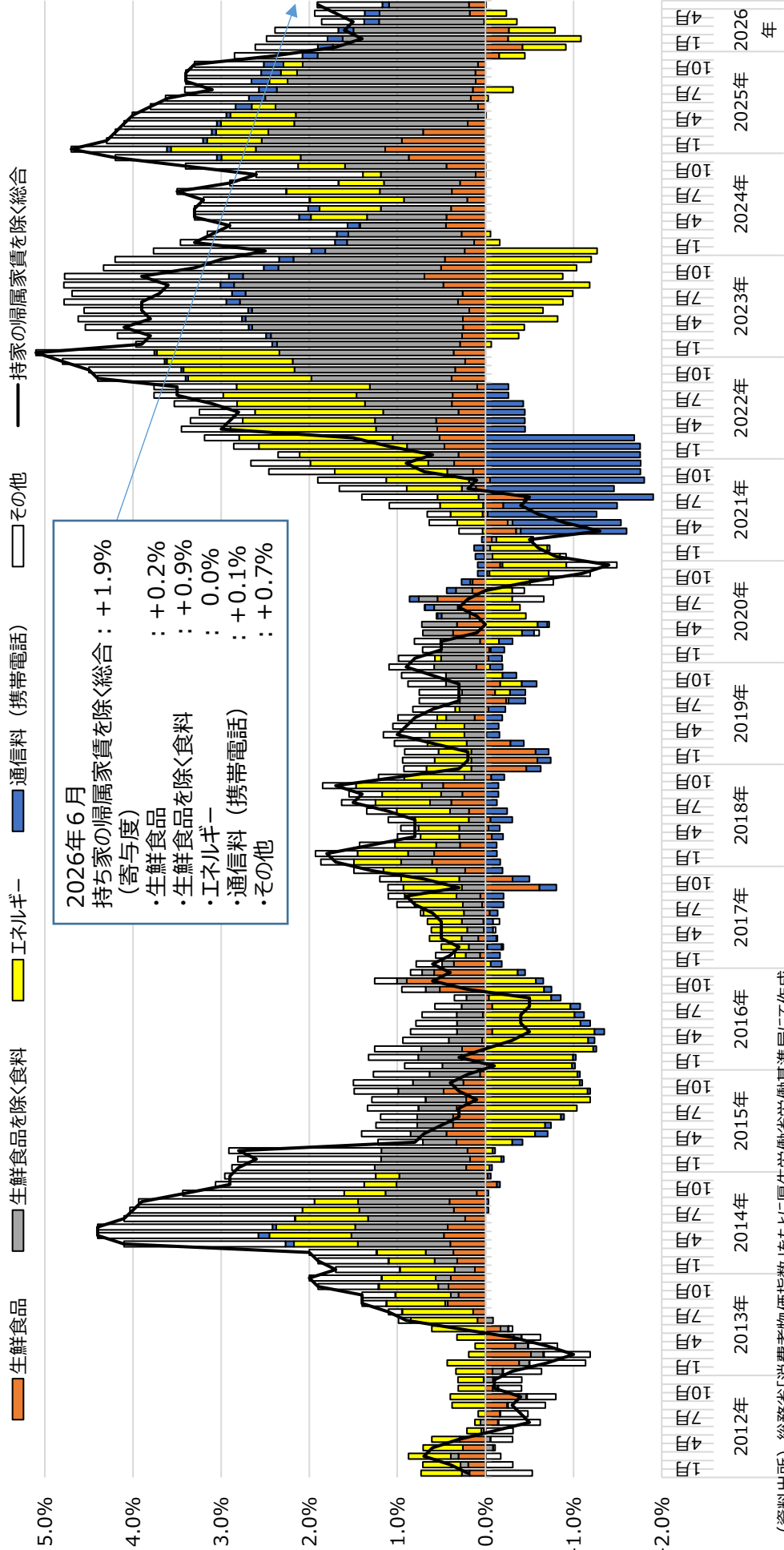
消費者物価指数の推移（対前年同月比）

○ 2026年6月の消費者物価指数の「総合」は+1.7%、「生鮮食品を除く総合」は+1.6%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+1.7%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+1.9%となっている（いずれも対前年同月比）。



消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（対前年同月比）の 主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（前年同月比）は、2026年6月に+1.9%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きい。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

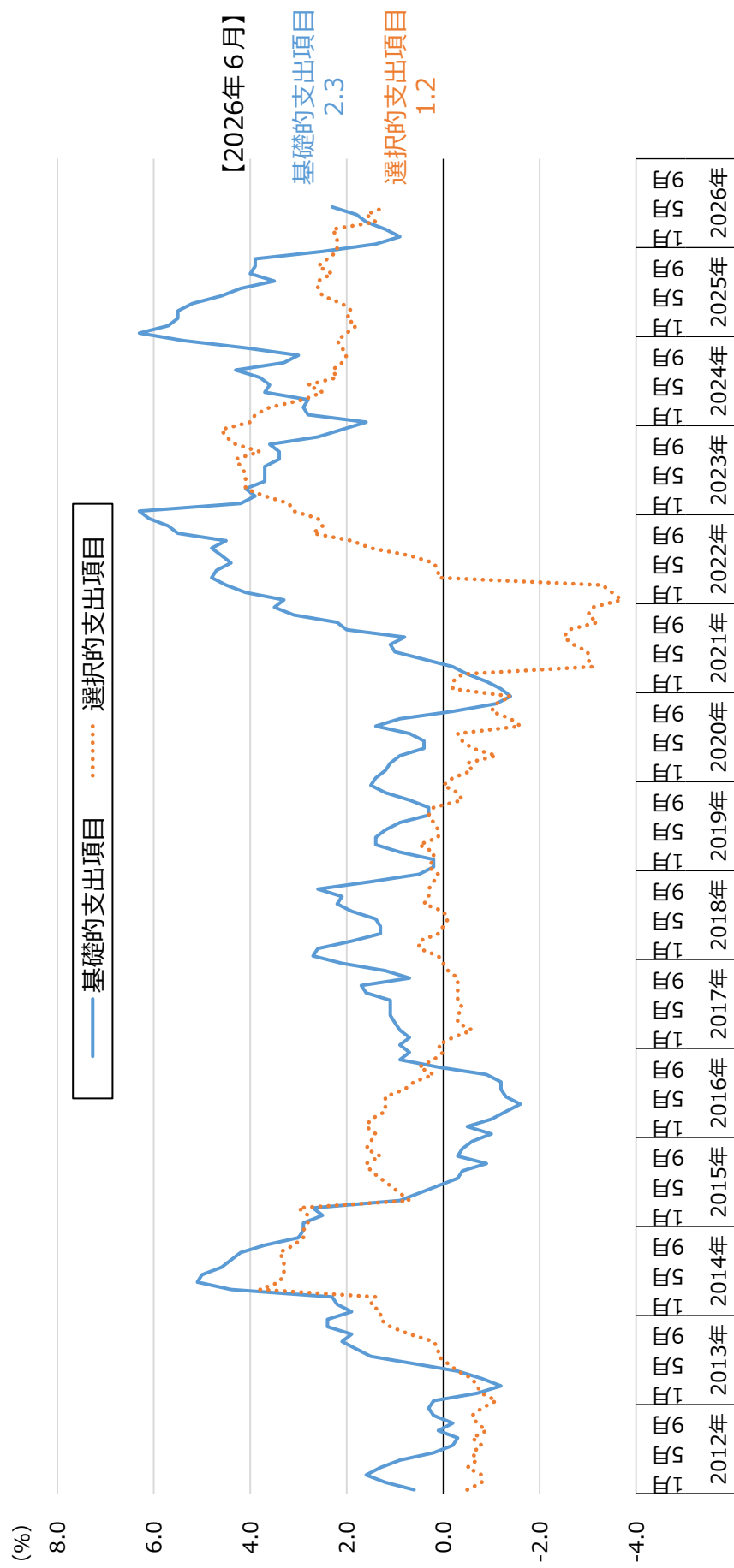
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト÷持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×（当月の当該項目の指数－前年同月の当該項目の指数）÷前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2026年6月では、「基礎的支出項目」は+2.3%、「選択的支出項目」は+1.2%となっている。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

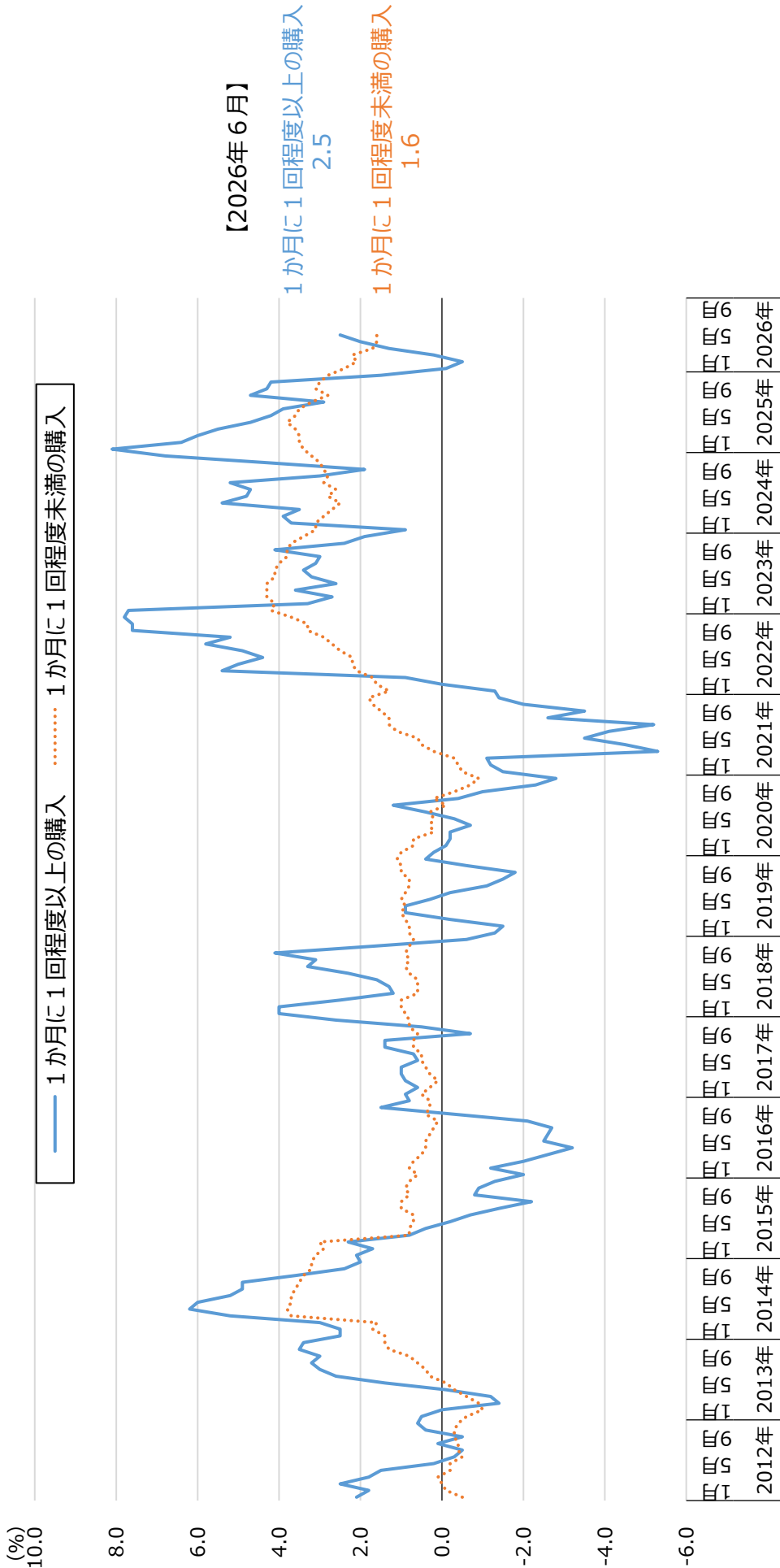
(注) 1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
選択的支出項目（贅沢品のなもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。

2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。

3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）を見ると、2026年6月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+2.5%、「1か月に1回程度未満の購入」は+1.6%となっている。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

（注）1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したもの。

「1か月に1回程度以上の購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上の品目、「1か月に1回程度未満購入する品目」は、年間購入頻度9.0回未満の品目が分類される。

2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

2025年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2025年10月以降、全国では1.4%～3.4%で推移し、2025年10月～2026年6月平均の上昇率は2.1%となっている。

	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.1
Aランク	3.2	3.2	2.4	1.8	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7	2.1
Bランク	3.3	3.2	2.3	1.5	1.2	1.5	1.4	1.6	1.9	2.0
Cランク	3.5	3.4	2.4	1.5	1.2	1.6	1.5	1.8	1.8	2.1

資料出所

総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

	ウェイト (1万分比)	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均		2024年10月～ 2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月			
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.1	3.9	

(単位：%)

(単位：％)

	ウェイト (1万分比)	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均		2024年10月～ 2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月			
頻繁に購入	1,215	3.4	3.1	0.9	-1.3	-0.6	0.5	0.5	1.5	2.7	1.2		4.2
1 か月に1 回程度購入	1,136	5.3	5.5	2.1	1.3	-0.3	-0.2	2.3	2.7	2.4	2.3		6.7
基礎的支出項目	5,121	3.9	3.9	2.5	1.4	0.9	1.2	1.6	1.8	2.3	2.2		5.0
食料	2,626	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5	3.2	4.3		6.4

(単位：％)

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注1 「頻繁に購入」、「1 か月に1 回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1 か月に1 回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
- 注3 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注4 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数「頻繁に購入する品目」及び「1 か月に1 回程度購入する品目」

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1 世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」は、年間購入頻度15.0回以上の品目、「1 か月に1 回程度購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。

「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料 A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

「1 か月に1 回程度購入する品目」の構成

まぐろ	生しいたけ	コロッケ
さけ	えのきたけ	からあげ
揚げかまぼこ	こんにゃく	ぎょうざ
ちくわ	りんご	冷凍ぎょうざ
魚介缶詰	食用油	乳酸菌飲料
牛肉（国産品）	乾燥スープ	チューハイ
牛肉（輸入品）	ふりかけ	電気代
ベーコン	つゆ	台所用洗剤
ほうれんそう	合わせ調味料	洗濯用洗剤
はくさい	ビスケット	マスク
ブロッコリー	キャンデー	通信用料（携帯電話）
じゃがいも	すし（弁当） A	
だいこん	すし（弁当） B	
かぼちゃ	弁当 A	
なす	弁当 B	

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

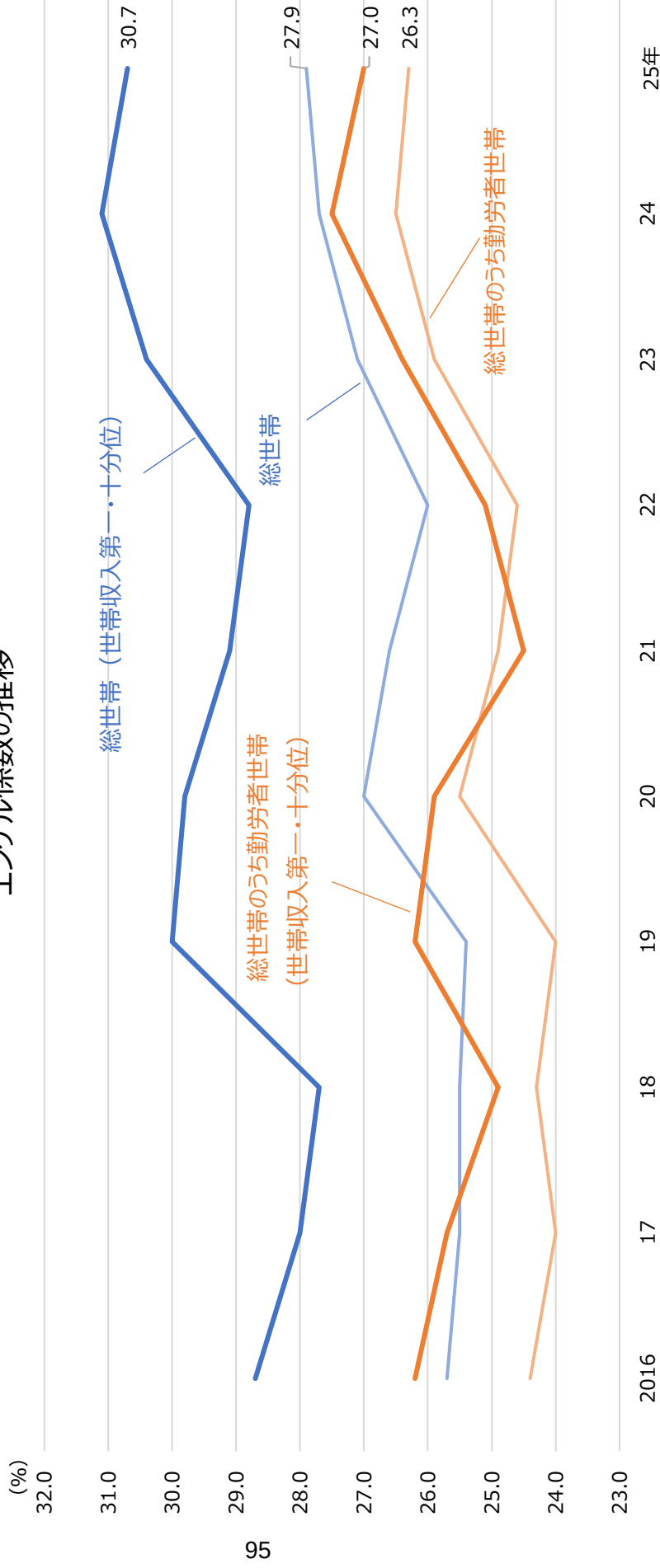
○ ガソリンの暫定税率廃止や各種政策は、一部の月で消費者物価指数「総合」に対する押し下げ効果を示している。

		2026年				
		1月	2月	3月	4月	5月
エネルギー (当月分) (前年剥落分)		-0.08	-0.32	-0.47	-1.08	-0.93
		(-0.35)	(-0.94)	(-0.96)	(-1.32)	(-0.98)
		(+0.27)	(+0.61)	(+0.49)	(+0.24)	(+0.05)
電気代 (当月分) (前年剥落分)		-	-0.22	-0.22	-0.02	-
		-	(-0.49)	(-0.49)	(-0.16)	-
		-	(+0.27)	(+0.27)	(+0.14)	-
都市ガス代 (当月分) (前年剥落分)		-	-0.04	-0.04	0.00	-
		-	(-0.09)	(-0.09)	(-0.03)	-
		-	(+0.05)	(+0.05)	(+0.02)	-
灯油 (当月分) (前年剥落分)		+0.05	+0.05	+0.02	-0.19	-0.16
		(-0.02)	(-0.02)	(-0.02)	(-0.21)	(-0.17)
		(+0.07)	(+0.07)	(+0.04)	(+0.02)	(+0.01)
ガソリン (当月分) (前年剥落分)		-0.13	-0.12	-0.23	-0.87	-0.77
		(-0.33)	(-0.34)	(-0.36)	(-0.92)	(-0.81)
		(+0.20)	(+0.22)	(+0.12)	(+0.05)	(+0.04)

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- インゲル係数の推移をみると、近年上昇傾向であり、特に世帯収入が第一・十分位階級の世帯においては、更に高い値で推移している。

インゲル係数の推移



出所：家計調査（総務省）

※インゲル係数とは、消費支出に占める食料費の割合のことである。

※第一・十分位階級とは、全ての世帯を毎月の実収入（現金収入）、世帯主の定期収入、世帯の年間収入などを収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で十等分して十のグループを作った場合の最も収入の低い階級のことである。

倒産の動向

ひと、くらし、みらいのために



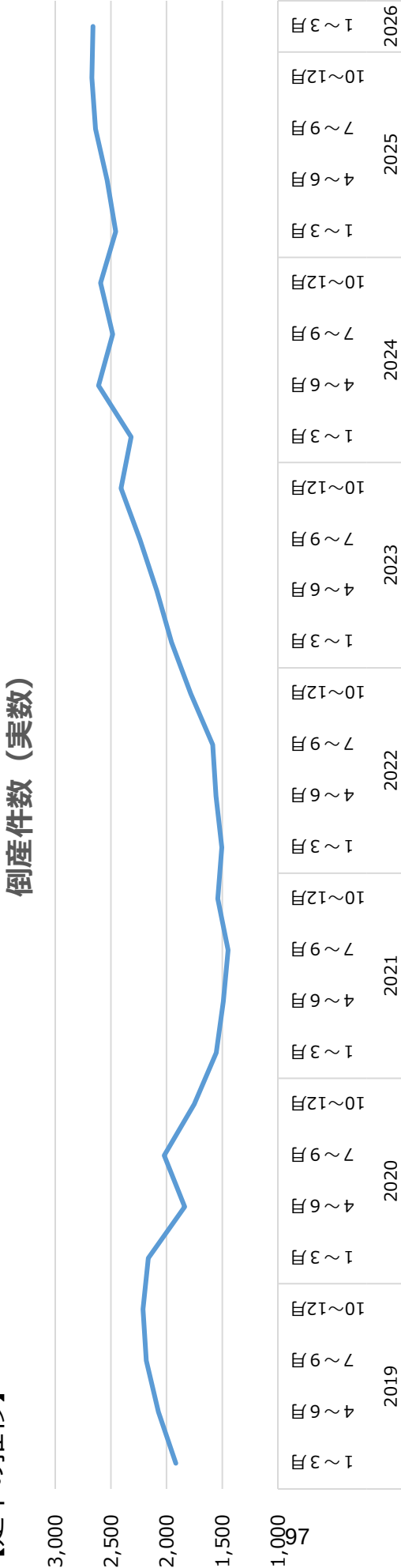
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

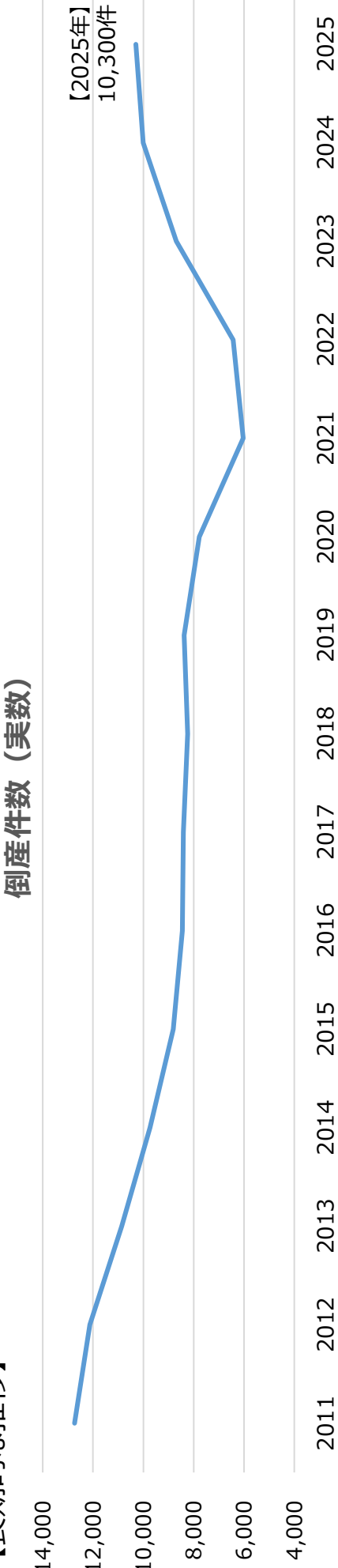
倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2025年は2024年と比較して微増。

【足下の推移】



【長期的な推移】



原因別倒産状況の推移

○ 原因別の倒産状況を見ると、「販売不振」が最も多くなっている。

	放漫経営	過少資本	連鎖倒産	既往のしわ寄せ	信用性の低下	販売不振	売掛金回収難	在庫状態悪化	設備投資過大	その他
2016年	423	448	398	1,082	39	5,759	29	5	70	193
2017年	422	390	447	1,044	43	5,813	31	4	49	162
2018年	409	342	374	967	56	5,799	27	8	71	182
2019年	434	337	370	844	37	6,079	38	8	56	180
2020年	390	205	361	771	34	5,729	26	2	47	208
2021年	284	101	299	674	25	4,403	18	3	34	189
2022年	285	124	401	757	45	4,525	20	2	38	231
2023年	386	156	476	939	43	6,380	22	2	31	255
2024年	455	166	536	1,134	56	7,352	29	7	34	237
2025年	468	162	513	1,165	43	7,615	47	7	37	243

(資料出所) 中小企業庁ホームページ「倒産の状況」 (<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/>)

- (注) 1. 中小企業庁において、株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」の調査結果を、負債総額、資本金別、業種別、原因別で倒産状況を取りまとめているもの。
2. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。
3. 負債総額1,000万円以上の倒産が対象。

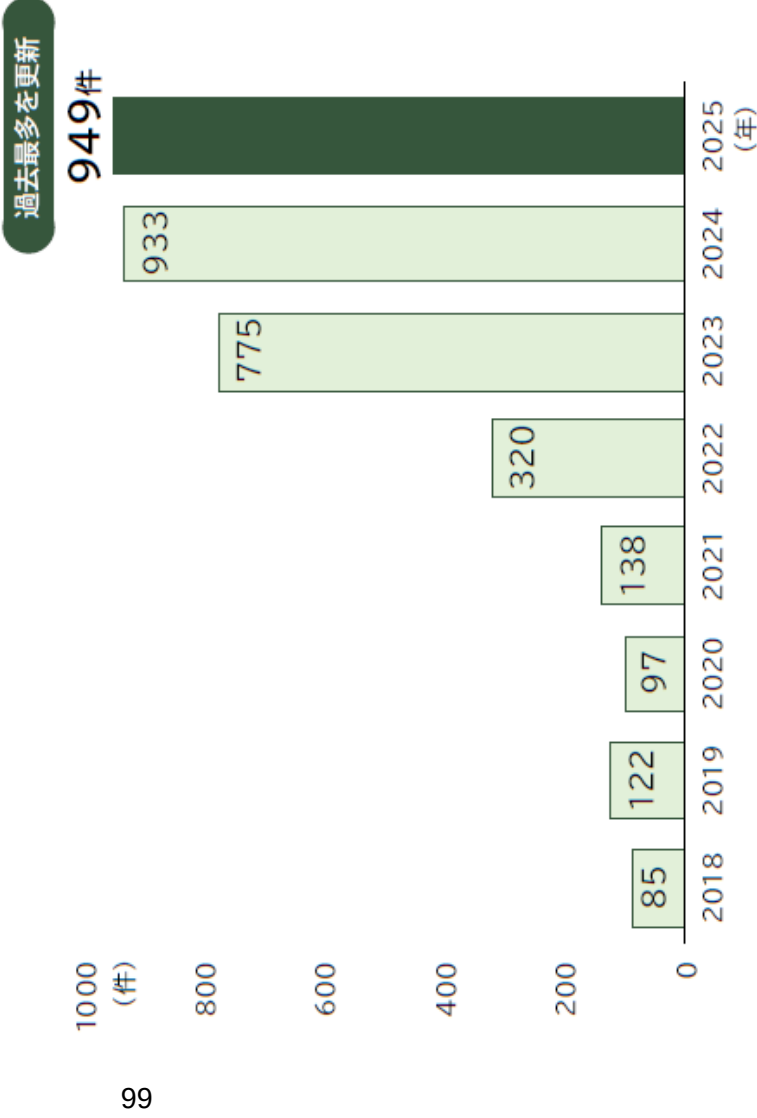
物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2025年報）（抜粋）

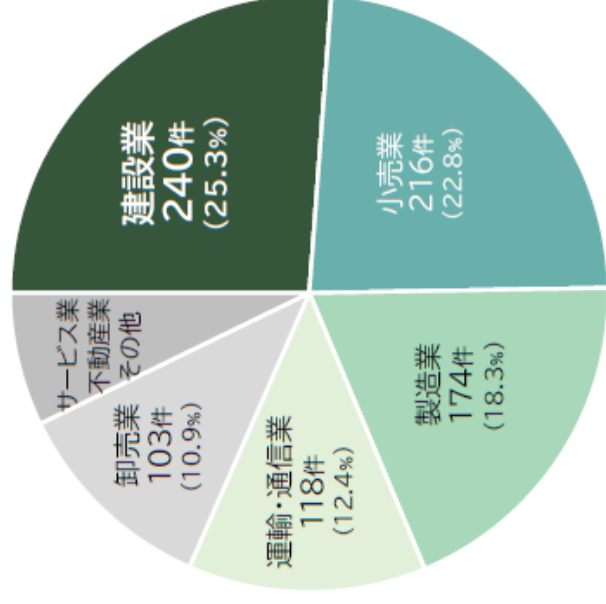
物価高倒産は949件判明 2年連続で過去最多を更新

「物価高倒産」は、949件（前年933件、1.7%増）判明した。2年連続で900件を超え、過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（240件）が最も多く、『小売業』（216件）、『製造業』（174件）が続いた。原材料や燃料費高騰などのほか、人件費の上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。

「物価高倒産」 件数推移



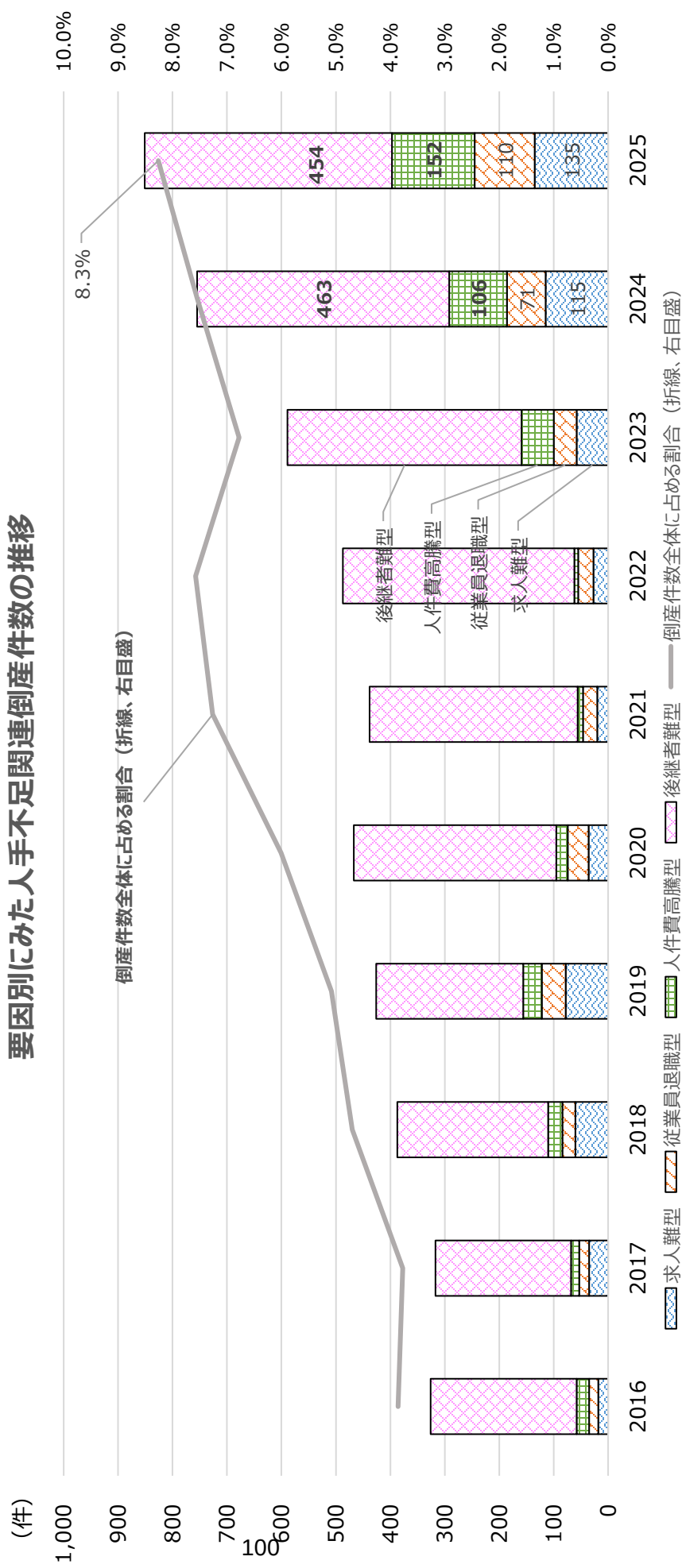
業種別 内訳(2025年)



要因別でみた人手不足関連倒産の推移

○ 人手不足関連倒産件数の推移をみると、近年は増加しており、倒産件数全体に占める人手不足関連倒産の割合も上昇している。また、人手不足関連倒産の要因は、「後継者難型」が最も多い。

要因別にみた人手不足関連倒産件数の推移



資料出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成
 (注) 負債額1,000万円以上を集計したもの。

2025年度全国加重平均66円引上げ後の状況

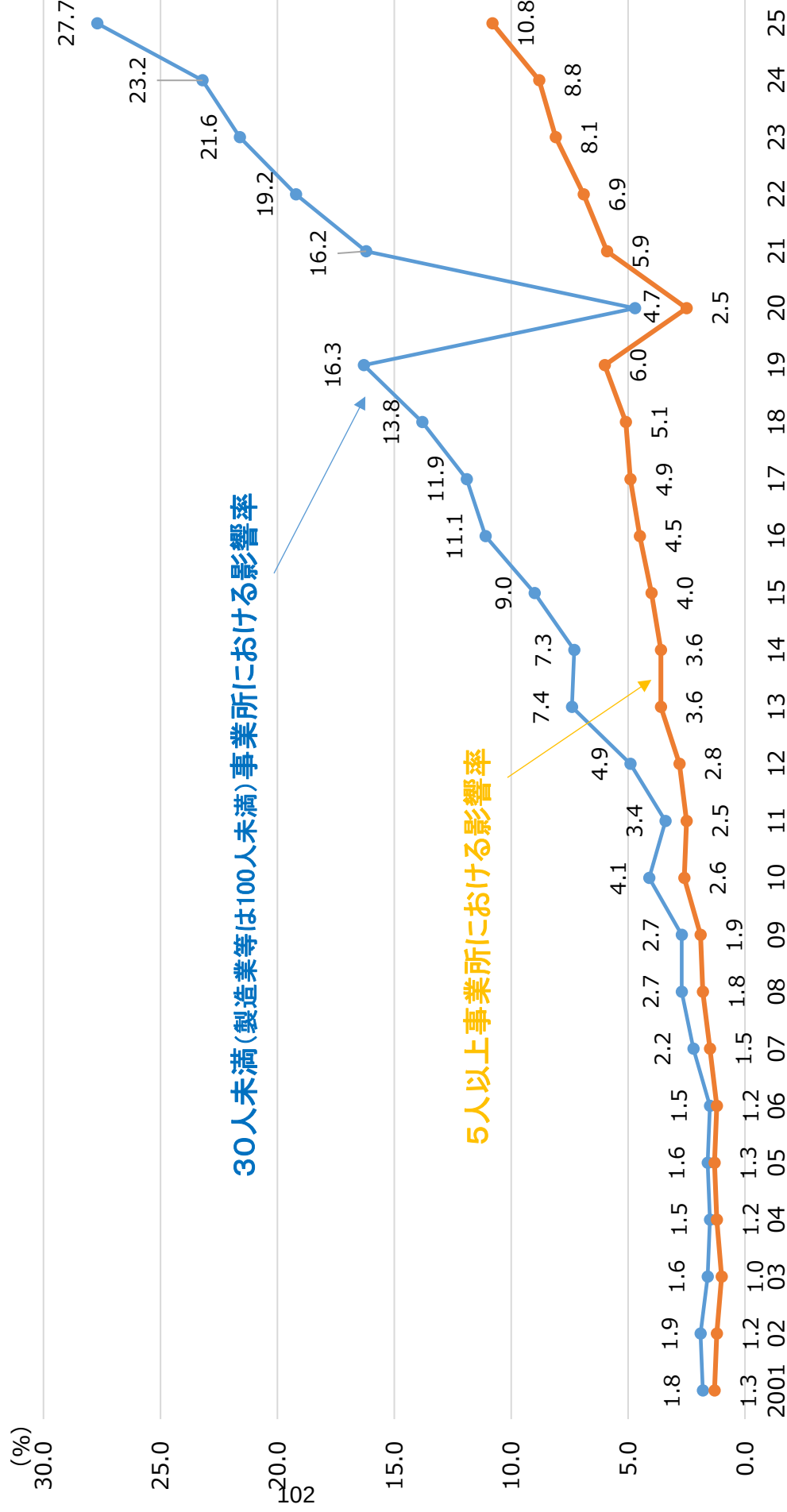
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

最低賃金の影響率の推移

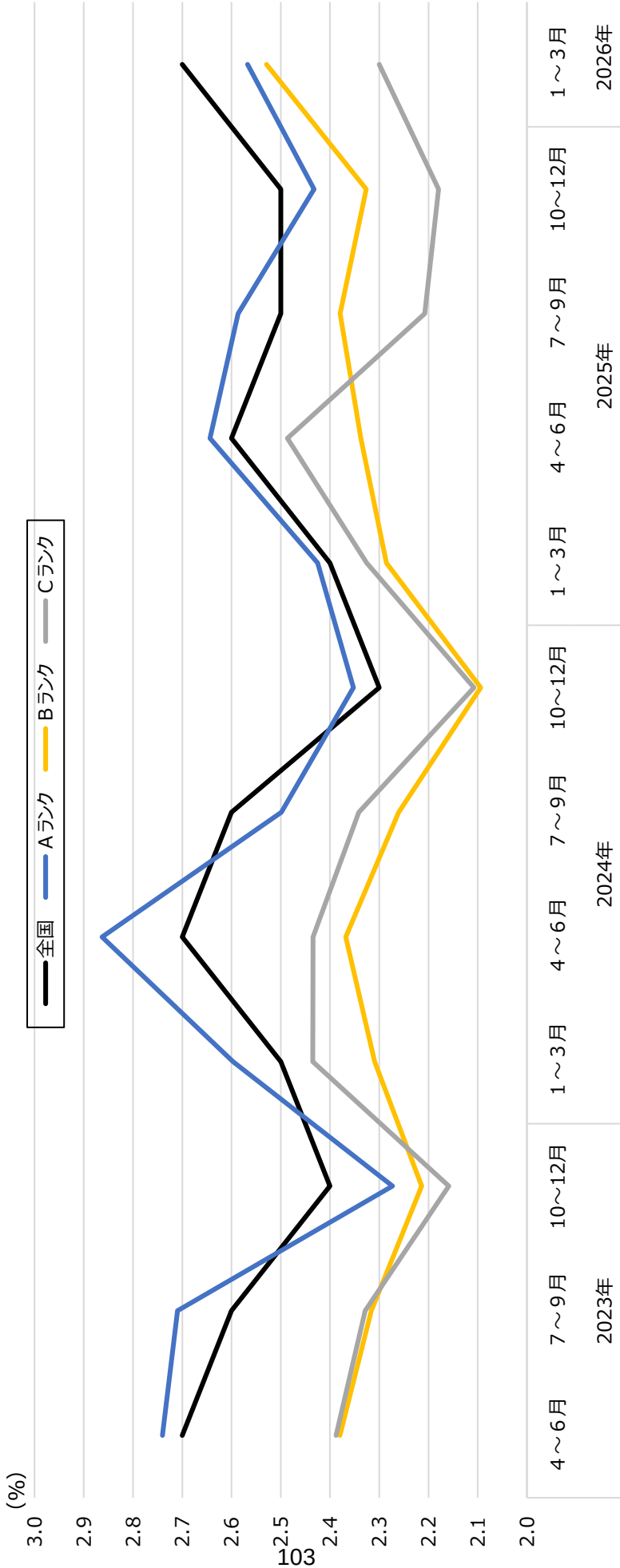
- 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。



資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（注）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」（注）調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

完全失業率

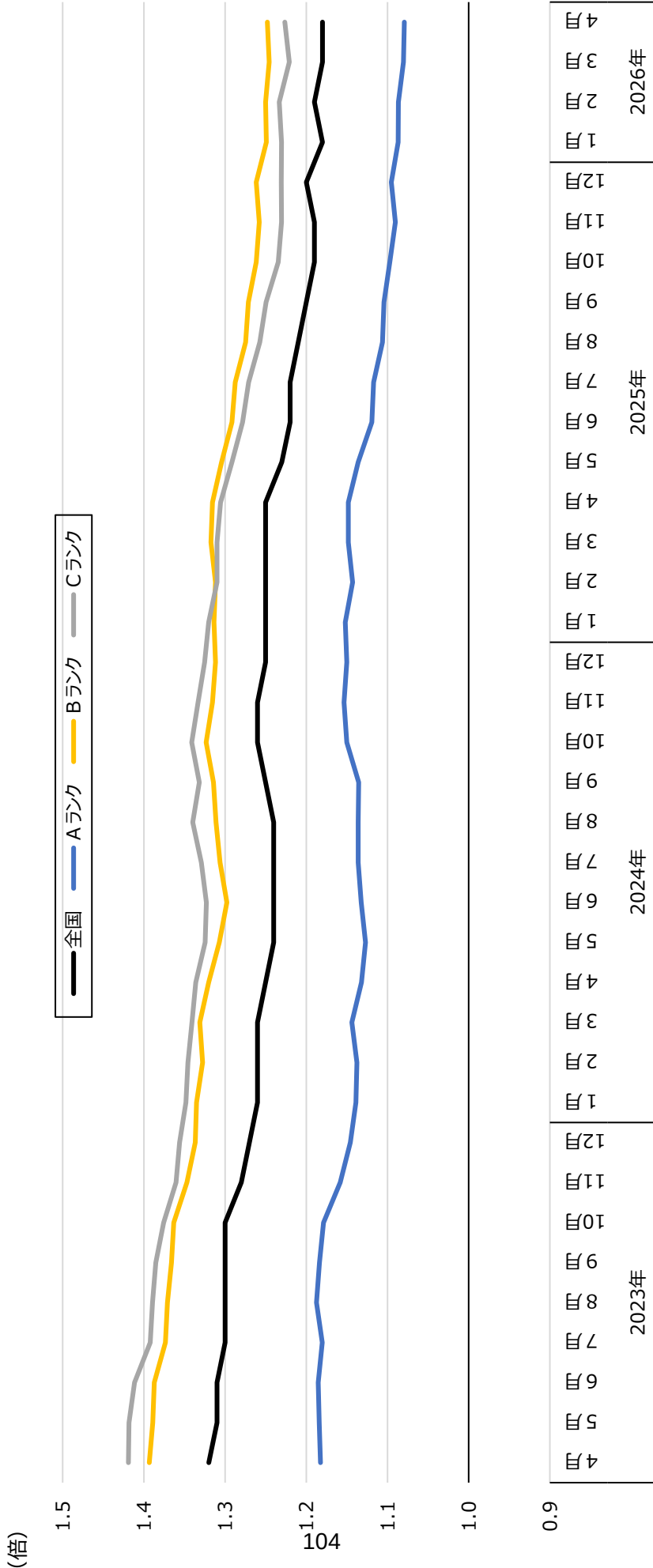
○ 完全失業率は、いずれのランクも前年と概ね同様の動きである。



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果による。
2. ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率（季節調整値）

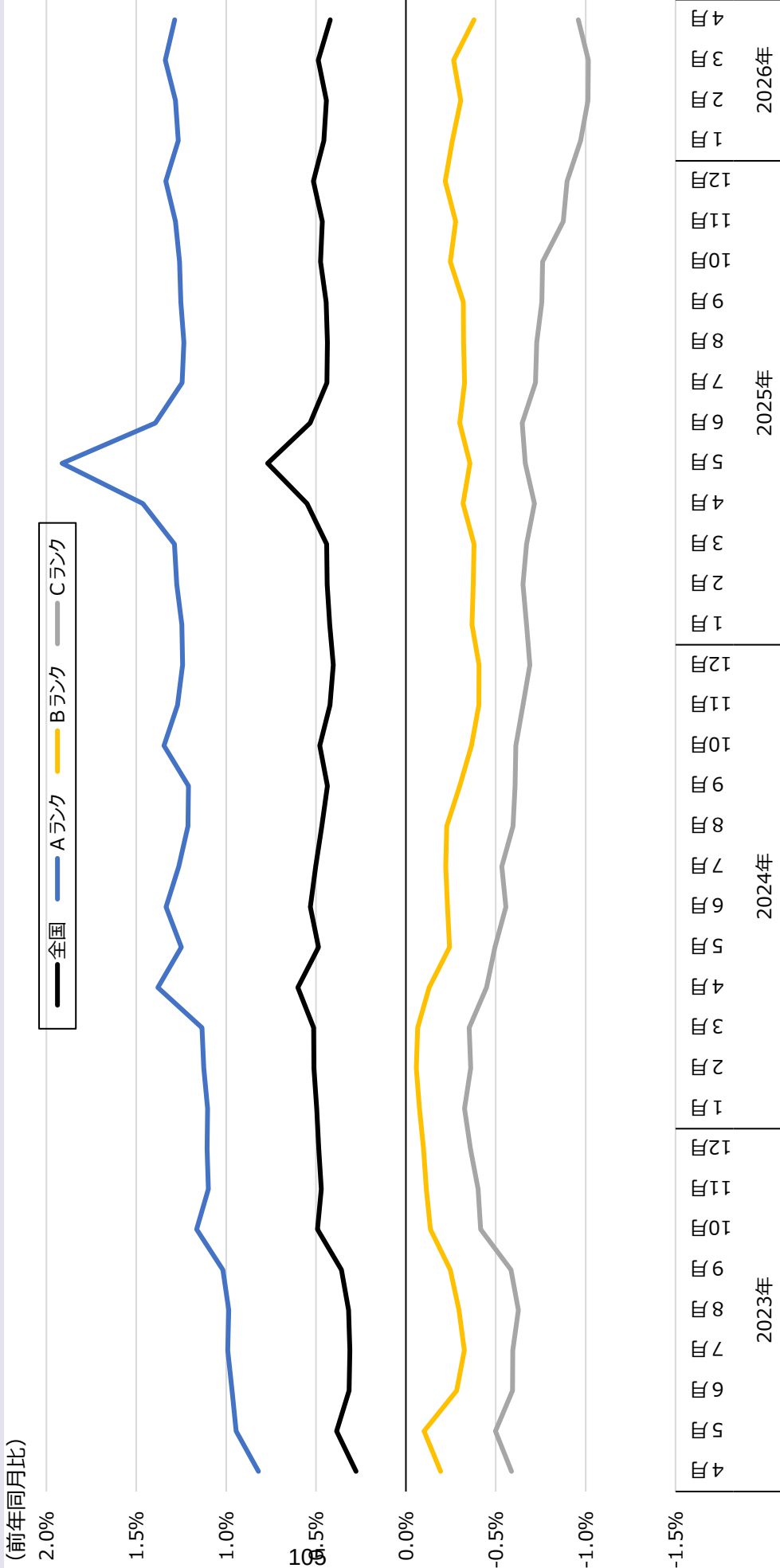
○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は微減傾向である。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

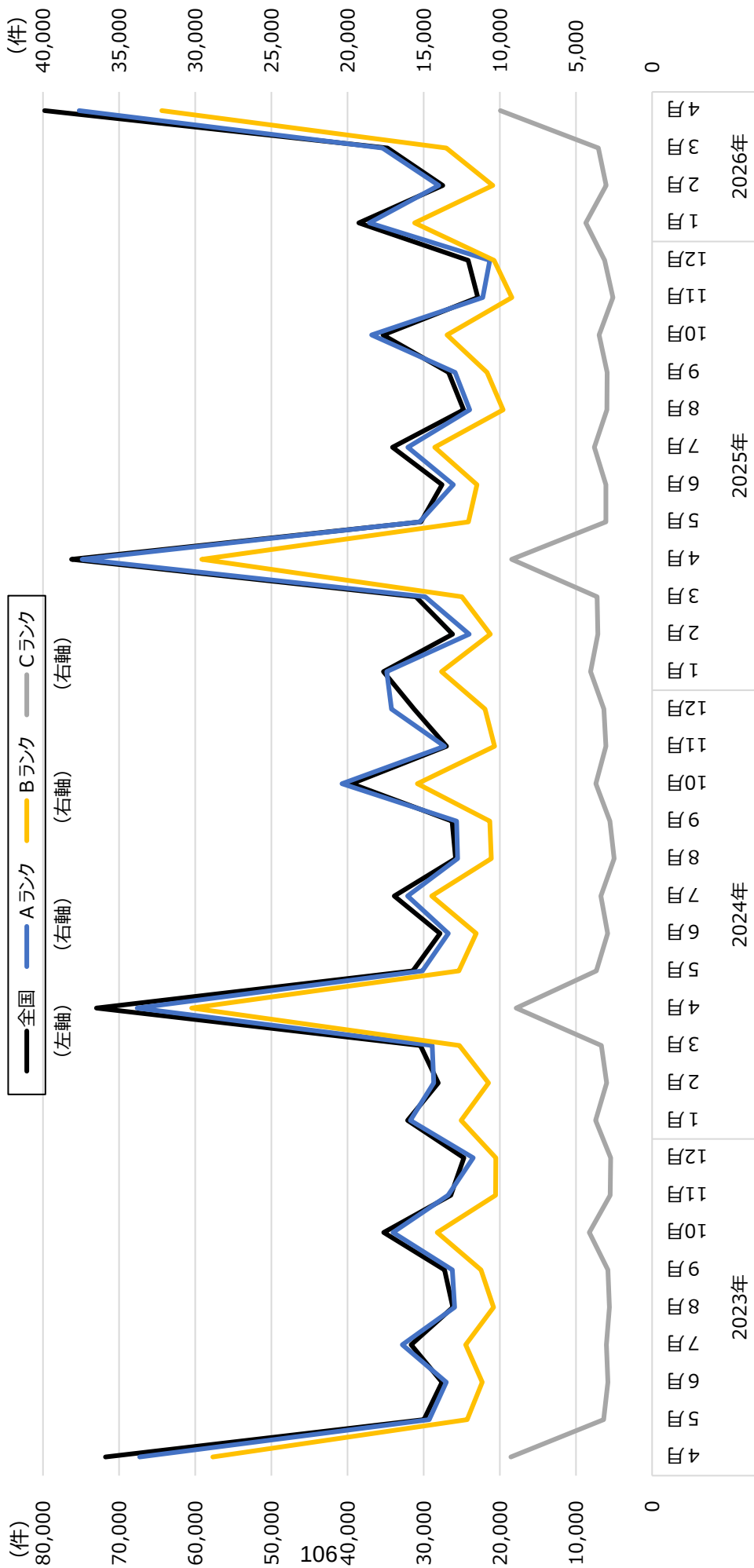
雇用保険 被保険者数（前年同月比）

・雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、Bランクは横ばい、Cランクでは減少傾向にある。



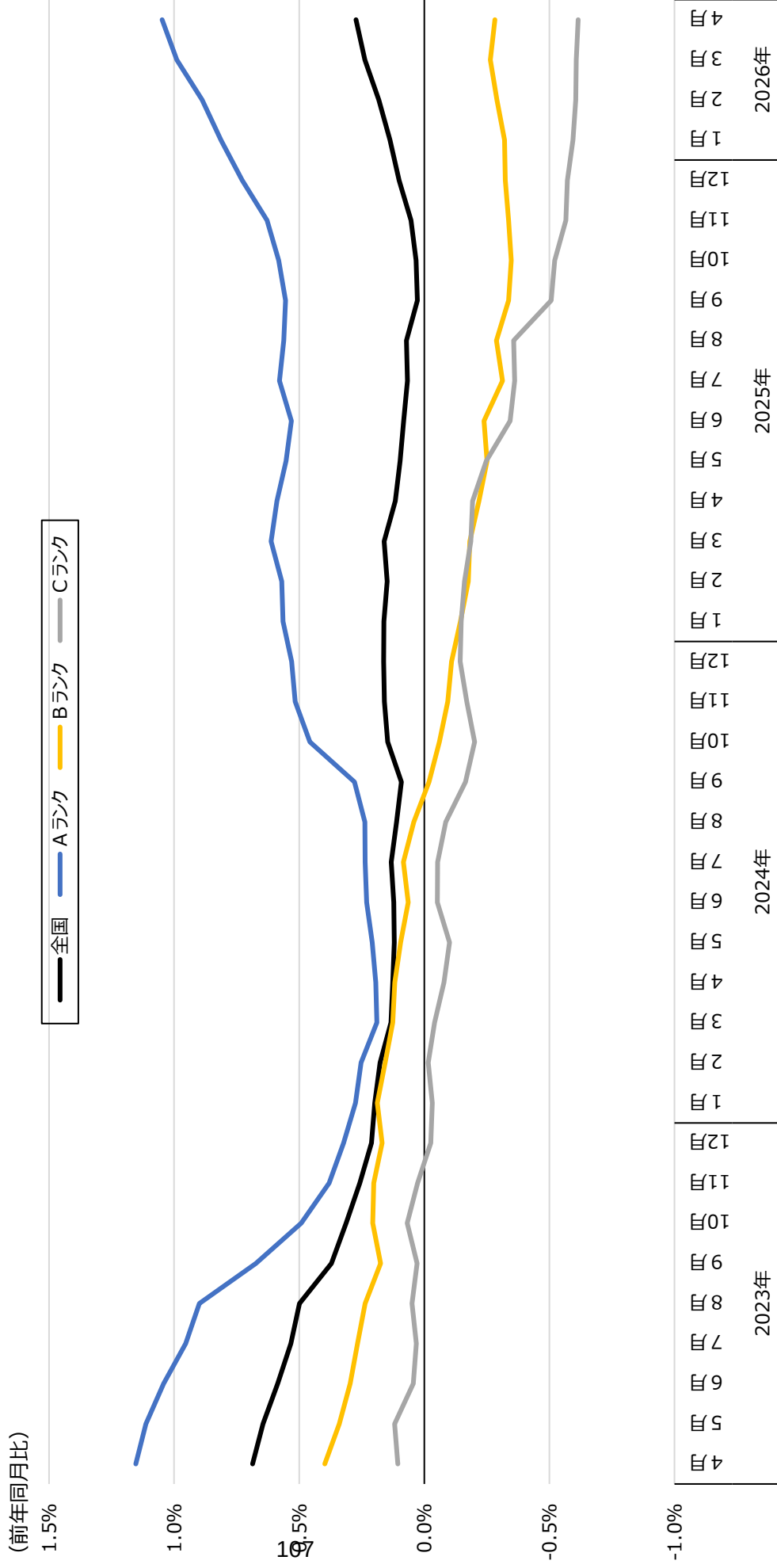
雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。



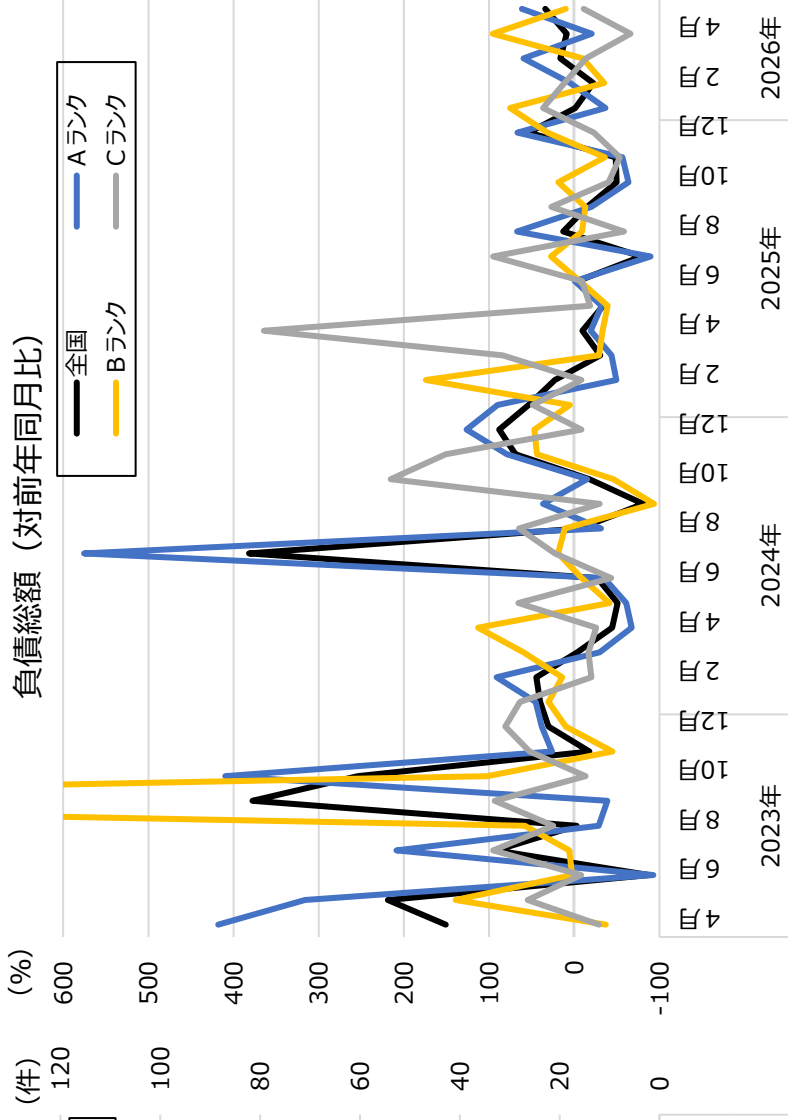
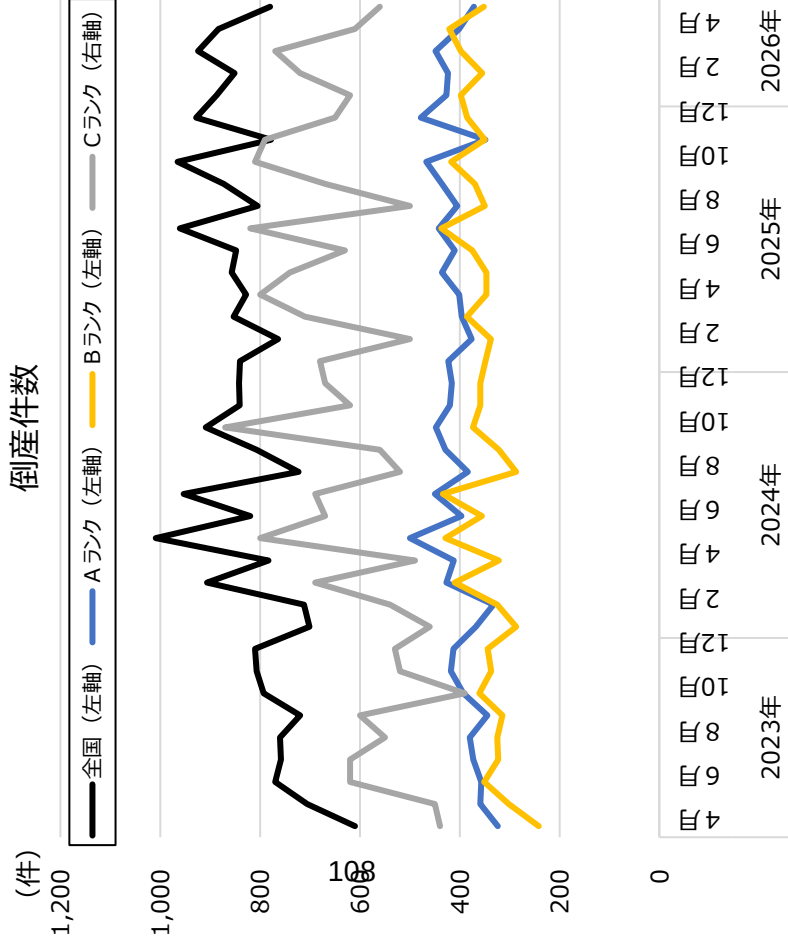
雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

○ 適用事業所数の増加率はAランクは増加傾向、Bランクは足下で横ばい、Cランクは減少傾向である。



倒産に関する状況

○ 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。



※以下の値は600%を超える。
2023年9月 Bランク：1,572%

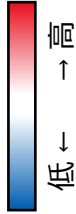
出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成

※倒産件数には、会社更生法等による法的整理のほか、私的整理も含む。負債額1,000万円以上が集計の対象。

完全失業率

(単位：%)																		
	2023年				2024年				2025年				2026年				2025年度 最賃引上げ額	
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月		
全国	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.7	2.6	2.3	2.4	2.6	2.5	2.5	2.7	2.6	2.5	2.8	2.7	66
北海道	2.6	3.2	2.8	2.7	2.4	3.0	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	3.1	2.8	2.5	3.1	2.8	2.7	65
青森県	2.8	2.6	2.4	2.6	3.3	2.8	2.6	2.5	3.0	2.6	2.3	2.3	2.5	2.6	2.3	2.5	3.2	76
岩手県	2.3	2.2	2.1	2.1	2.8	2.3	2.3	2.1	2.4	2.7	1.9	2.7	2.5	2.6	1.9	2.5	2.6	79
宮城県	2.9	2.8	3.1	3.1	3.2	3.1	3.2	2.9	3.1	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.3	65
秋田県	3.0	2.1	2.5	2.7	3.2	2.7	2.7	2.5	3.2	3.1	2.3	2.8	3.1	2.3	2.3	2.8	3.1	80
山形県	1.9	1.7	1.5	1.7	2.1	1.7	1.9	1.6	2.0	2.1	2.1	2.1	2.0	2.1	2.1	2.0	2.2	77
福島県	2.5	2.3	2.4	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4	2.7	2.7	2.6	2.7	2.6	2.7	2.6	2.7	2.8	78
茨城県	2.4	2.7	2.5	2.4	2.3	2.5	2.4	2.1	2.2	2.5	2.4	2.4	2.4	2.5	2.4	2.4	2.5	69
栃木県	2.2	2.6	2.5	2.2	2.2	2.5	2.4	1.9	2.1	2.5	2.3	2.2	2.2	2.5	2.3	2.2	2.4	64
群馬県	1.9	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9	2.0	1.7	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	2.3	78
埼玉県	2.7	2.8	2.7	2.4	2.8	2.9	2.6	2.4	2.6	2.7	2.6	2.5	2.8	2.7	2.6	2.5	2.8	63
千葉県	2.4	2.6	2.6	2.4	2.4	2.6	2.5	2.3	2.2	2.4	2.4	2.4	2.3	2.4	2.4	2.3	2.3	64
東京都	2.6	2.6	2.6	2.1	2.5	3.0	2.4	2.4	2.5	2.7	2.4	2.5	2.2	2.7	2.4	2.2	2.5	63
神奈川県	2.9	3.2	3.0	2.4	2.7	2.9	2.5	2.1	2.3	2.8	2.7	2.3	2.3	2.8	2.7	2.3	2.7	63
新潟県	2.4	2.3	1.9	2.0	2.3	2.1	1.9	1.9	2.2	2.2	2.1	2.1	2.3	2.2	2.1	2.3	2.7	65
富山県	2.0	1.9	1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.4	1.8	2.0	1.6	1.8	1.8	2.0	1.6	1.8	2.2	64
石川県	2.3	2.1	1.8	1.8	2.0	1.8	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.5	70
福井県	1.7	1.4	1.4	1.5	1.5	1.2	1.0	0.7	1.2	1.2	1.2	1.4	1.7	1.2	1.4	1.7	2.0	69
山梨県	1.6	2.2	2.0	2.0	2.0	2.2	1.8	1.1	1.5	2.1	1.8	1.8	1.8	2.1	1.8	1.8	1.8	64
長野県	2.2	2.2	1.8	2.0	2.1	2.0	1.7	1.6	1.9	2.0	1.7	2.1	2.1	2.0	1.7	2.1	2.4	63
岐阜県	1.8	2.0	1.7	1.6	1.9	2.1	1.8	1.6	1.9	1.9	1.9	1.8	1.9	1.9	1.8	1.9	2.1	64
静岡県	2.2	2.2	2.1	2.0	2.2	2.4	2.1	2.0	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.5	63
愛知県	2.0	2.1	2.0	1.7	2.0	2.4	1.8	1.9	2.0	2.3	2.5	2.3	2.2	2.3	2.5	2.2	2.3	63
三重県	2.0	2.1	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	1.9	2.1	2.1	2.1	2.1	2.3	2.1	2.3	2.3	2.5	64
滋賀県	2.2	2.0	2.5	2.3	2.4	2.1	2.4	2.2	2.2	2.2	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.5	2.3	63
京都府	2.6	2.4	2.4	2.2	2.6	2.4	2.2	2.2	2.6	2.2	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3	2.8	64
大阪府	3.7	3.0	3.4	2.6	3.3	3.2	3.2	2.8	2.8	2.9	3.1	3.1	3.2	2.9	3.1	3.2	2.7	63
兵庫県	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.5	2.3	2.3	2.4	2.6	2.5	2.4	2.5	2.6	2.5	2.4	2.5	64
奈良県	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.0	2.2	2.2	2.2	2.4	2.1	2.2	2.4	2.1	2.3	65
和歌山県	1.7	1.9	2.3	2.1	2.4	1.3	2.1	1.7	2.4	1.8	2.3	2.3	2.1	2.4	2.3	2.1	2.6	65
鳥取県	2.1	2.7	1.7	1.8	2.2	2.4	1.7	1.4	2.1	2.3	2.7	2.0	2.1	2.3	2.7	2.0	2.1	73
島根県	1.6	1.4	2.0	1.2	1.7	1.4	1.5	2.1	1.7	1.1	2.0	2.1	2.1	1.7	2.0	2.1	2.3	71
岡山県	2.2	2.4	2.2	2.0	2.4	2.5	2.3	2.1	2.6	2.6	2.7	2.6	3.0	2.6	2.7	2.6	3.0	65
広島県	2.1	2.2	2.0	2.0	2.2	2.3	2.0	2.0	2.4	2.3	2.3	2.4	2.6	2.3	2.3	2.4	2.6	65
山口県	1.4	1.8	1.7	1.8	1.5	1.9	1.7	1.8	1.6	2.0	2.2	2.2	2.2	2.0	2.2	2.2	1.8	64
徳島県	1.9	1.7	1.9	1.1	2.0	1.7	1.7	1.1	1.4	1.7	1.7	1.7	1.4	1.7	1.7	1.4	1.4	66
香川県	2.1	2.2	2.2	2.1	1.5	2.0	2.0	1.9	1.7	1.8	2.0	1.9	2.0	1.8	2.0	1.9	2.0	66
愛媛県	2.3	2.0	2.3	2.2	2.4	2.1	2.2	1.9	2.1	2.1	2.2	1.9	2.1	2.2	2.2	1.8	2.2	77
高知県	2.0	2.3	1.4	2.0	1.8	2.0	1.4	1.4	1.5	1.4	1.7	1.4	1.7	1.4	1.7	1.4	1.7	71
福岡県	2.6	2.6	2.9	2.7	2.8	2.9	3.0	2.7	2.7	2.9	2.7	2.4	2.8	2.7	2.7	2.4	2.8	65
佐賀県	1.3	1.3	1.6	1.6	1.2	1.8	1.1	1.6	2.1	1.8	1.6	1.8	1.2	1.6	1.6	1.8	1.2	74
長崎県	1.8	2.1	2.1	1.8	2.1	2.2	2.1	1.8	2.1	2.1	2.1	2.0	2.2	2.1	2.4	2.0	2.2	78
熊本県	2.4	2.6	2.5	1.9	2.6	2.5	2.6	2.2	2.5	2.6	2.3	2.0	2.2	2.6	2.3	2.0	2.2	82
大分県	2.4	2.4	2.2	2.2	2.2	2.6	1.8	2.1	1.9	2.1	1.7	1.6	1.5	2.1	1.7	1.6	1.5	81
宮崎県	1.8	2.9	2.9	1.8	2.2	2.0	2.7	1.8	2.2	2.4	2.2	1.6	2.0	2.7	2.4	1.6	2.0	71
鹿児島県	1.7	2.4	2.6	2.4	2.1	2.7	2.7	2.4	2.0	2.6	2.4	2.2	2.0	2.6	2.4	2.2	2.0	73
沖縄県	3.4	3.5	3.5	2.9	3.2	3.3	3.3	2.9	2.8	3.3	3.2	3.3	3.1	3.3	3.2	3.3	3.1	71

(単位：％)



有効求人倍率（季節調整値）

(单位:倍)

	2023年												2024年												2025年												2026年												2025年度 累计占比/%
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月																					
全国	1.35	1.33	1.32	1.32	1.31	1.31	1.30	1.30	1.30	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25																				
北京	1.16	1.12	1.09	1.07	1.05	1.05	1.04	1.02	1.03	1.03	1.02	1.04	1.02	1.00	0.98	0.95	0.97	0.97	0.99	0.98	0.98	1.00	0.99	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95																				
天津	1.20	1.18	1.19	1.21	1.21	1.19	1.17	1.17	1.18	1.17	1.15	1.14	1.12	1.13	1.13	1.13	1.11	1.11	1.11	1.10	1.09	1.09	1.09	1.08	1.07	1.09	1.10	1.12	1.10																				
上海	1.32	1.29	1.25	1.22	1.24	1.23	1.22	1.22	1.23	1.22	1.22	1.22	1.22	1.20	1.20	1.19	1.18	1.16	1.18	1.20	1.19	1.19	1.19	1.19	1.18	1.17	1.14	1.11	1.10																				
重庆	1.41	1.44	1.39	1.39	1.38	1.37	1.36	1.35	1.32	1.30	1.31	1.30	1.29	1.26	1.24	1.23	1.23	1.23	1.25	1.24	1.22	1.22	1.22	1.22	1.21	1.20	1.18	1.17	1.16																				
广东	1.47	1.42	1.35	1.37	1.35	1.38	1.35	1.34	1.31	1.32	1.30	1.29	1.28	1.29	1.30	1.28	1.26	1.26	1.26	1.25	1.25	1.24	1.24	1.24	1.23	1.20	1.21	1.20	1.15																				
山东	1.59	1.49	1.46	1.49	1.45	1.43	1.39	1.37	1.32	1.34	1.30	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.36	1.38	1.36	1.37	1.34	1.35	1.32	1.33	1.32	1.30	1.28	1.27	1.26																				
浙江	1.49	1.42	1.37	1.40	1.40	1.41	1.39	1.38	1.36	1.39	1.38	1.35	1.33	1.31	1.31	1.28	1.26	1.25	1.25	1.26	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.27	1.25	1.23	1.22																				
江苏	1.49	1.50	1.46	1.41	1.40	1.39	1.39	1.38	1.39	1.37	1.34	1.33	1.35	1.35	1.34	1.33	1.32	1.33	1.34	1.33	1.30	1.29	1.27	1.25	1.22	1.22	1.20	1.21	1.20																				
湖北	1.20	1.19	1.20	1.22	1.21	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.10	1.10	1.11	1.10	1.15	1.13	1.12	1.15	1.16	1.16	1.17	1.18	1.19	1.20	1.19	1.18	1.16	1.14																				
湖南	1.48	1.44	1.41	1.40	1.45	1.41	1.43	1.42	1.41	1.39	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.38	1.35	1.33	1.34	1.34	1.34	1.33	1.32	1.30	1.32	1.30	1.32	1.25	1.24																				
四川	1.07	1.06	1.04	1.06	1.07	1.08	1.07	1.06	1.04	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.07	1.08	1.08	1.07	1.08	1.08	1.07	1.08	1.06	1.05	0.96																				
福建	1.03	1.05	1.06	1.04	1.03	1.02	1.00	1.01	0.99	0.97	0.96	0.96	0.95	0.96	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	1.00	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	0.98	0.97	0.98																				
江西	1.75	1.76	1.77	1.78	1.77	1.77	1.78	1.82	1.82	1.78	1.76	1.75	1.76	1.75	1.76	1.77	1.76	1.75	1.76	1.74	1.77	1.76	1.75	1.75	1.76	1.74	1.72	1.71	1.70																				
河南	0.92	0.91	0.90	0.90	0.91	0.92	0.92	0.92	0.93	0.91	0.89	0.89	0.90	0.91	0.89	0.91	0.92	0.92	0.91	0.90	0.90	0.89	0.89	0.88	0.88	0.84	0.83	0.84	0.83																				
安徽	1.60	1.57	1.55	1.57	1.58	1.57	1.57	1.55	1.54	1.50	1.49	1.48	1.46	1.47	1.46	1.44	1.45	1.46	1.49	1.48	1.46	1.46	1.45	1.44	1.43	1.41	1.41	1.40																					
山西	1.58	1.53	1.50	1.50	1.49	1.46	1.44	1.42	1.43	1.41	1.40	1.43	1.42	1.43	1.42	1.43	1.36	1.38	1.39	1.39	1.40	1.43	1.44	1.44	1.47	1.48	1.49	1.47	1.46																				
吉林	1.66	1.64	1.63	1.66	1.63	1.65	1.60	1.58	1.57	1.56	1.55	1.54	1.59	1.49	1.45	1.46	1.46	1.44	1.48	1.49	1.52	1.56	1.62	1.63	1.66	1.65	1.64	1.61	1.59																				
黑龙江	1.88	1.81	1.80	1.83	1.84	1.82	1.80	1.77	1.78	1.77	1.76	1.77	1.76	1.77	1.76	1.74	1.72	1.71	1.74	1.76	1.76	1.74	1.73	1.69	1.70	1.71	1.72	1.71	1.70																				
内蒙古	1.42	1.41	1.35	1.35	1.32	1.29	1.26	1.24	1.20	1.23	1.22	1.28	1.26	1.27	1.28	1.28	1.28	1.29	1.27	1.28	1.28	1.27	1.28	1.30	1.31	1.31	1.32	1.32	1.34																				
辽宁	1.55	1.51	1.50	1.49	1.47	1.46	1.45	1.43	1.41	1.39	1.37	1.36	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32	1.31	1.32	1.31	1.31	1.30	1.29	1.29	1.29	1.30	1.29	1.27	1.26																				
陕西	1.65	1.64	1.60	1.58	1.59	1.58	1.58	1.57	1.59	1.56	1.55	1.56	1.58	1.58	1.57	1.54	1.51	1.52	1.50	1.55	1.53	1.52	1.51	1.48	1.46	1.44	1.44	1.42	1.41																				
甘肃	1.27	1.26	1.23	1.24	1.26	1.24	1.22	1.20	1.20	1.20	1.19	1.17	1.14	1.12	1.11	1.13	1.13	1.12	1.15	1.14	1.16	1.17	1.18	1.20	1.19	1.18	1.16	1.14	1.13																				
宁夏	1.42	1.39	1.35	1.33	1.33	1.36	1.36	1.35	1.34	1.34	1.32	1.31	1.29	1.30	1.28	1.28	1.27	1.26	1.26	1.27	1.29	1.28	1.29	1.29	1.31	1.31	1.29	1.27	1.26																				
青海	1.40	1.38	1.34	1.33	1.32	1.31	1.29	1.27	1.28	1.28	1.27	1.25	1.25	1.22	1.21	1.19	1.18	1.17	1.16	1.15	1.14	1.13	1.14	1.16	1.18	1.16	1.15	1.14	1.13																				
新疆	1.19	1.17	1.14	1.14	1.12	1.10	1.09	1.08	1.07	1.05	1.03	1.01	0.98	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.02	1.03	1.01	1.01	1.03	1.01	1.02	1.02	1.03	1.05	1.04																				
西藏	1.25	1.24	1.21	1.22	1.23	1.23	1.21	1.22	1.23	1.20	1.17	1.18	1.19	1.20	1.20	1.19	1.18	1.20	1.21	1.24	1.27	1.26	1.27	1.25	1.28	1.28	1.27	1.24	1.22																				
云南	1.31	1.30	1.30	1.32	1.32	1.30	1.30	1.29	1.28	1.25	1.22	1.22	1.21	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.19	1.20	1.22	1.22	1.23	1.23	1.21	1.21	1.20	1.18	1.15																				
贵州	1.05	1.01	1.01	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.01	1.00	0.99	0.98	1.01	1.02	1.02	1.00	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.94	0.93																				
海南	1.20	1.22	1.19	1.14	1.15	1.15	1.17	1.17	1.15	1.13	1.15	1.13	1.13	1.14	1.14	1.12	1.10	1.13	1.14	1.16	1.17	1.18	1.20	1.19	1.18	1.16	1.15	1.14	1.13																				
宁夏	1.15	1.18	1.15	1.16	1.15	1.13	1.11	1.12	1.12	1.10	1.11	1.13	1.14	1.14	1.14	1.10	1.13	1.12	1.14	1.13	1.14	1.13	1.14	1.13	1.14	1.10	1.10	1.06	1.03																				
湖南	1.50	1.50	1.47	1.47	1.46	1.47	1.40	1.40	1.38	1.34	1.28	1.27	1.28	1.30	1.28	1.28	1.27	1.27	1.25	1.28	1.29	1.29	1.32	1.33	1.34	1.33	1.32	1.29	1.27																				
湖北	1.68	1.68	1.61	1.60	1.58	1.55	1.52	1.50	1.48	1.46	1.45	1.44	1.45	1.43	1.42	1.43	1.42	1.43	1.42	1.43	1.42	1.43	1.43	1.40	1.39	1.34	1.34	1.34	1.34																				
山西	1.58	1.57	1.55	1.52	1.54	1.58	1.53	1.56	1.56	1.54	1.51	1.50	1.47	1.46	1.44	1.43	1.39	1.42	1.43	1.46	1.45	1.46	1.45	1.46	1.45	1.44	1.40	1.37	1.36																				
广东	1.63	1.55	1.54	1.56	1.56	1.57	1.54	1.53	1.53	1.52	1.51	1.52	1.51	1.50	1.50	1.47	1.44	1.42	1.43	1.45	1.43	1.40	1.41	1.42	1.44	1.46	1.43	1.42	1.43																				
浙江	1.58	1.52	1.49	1.49	1.49	1.50	1.49	1.50	1.50	1.51	1.52	1.52	1.51	1.47	1.46	1.46	1.43	1.43	1.47	1.50	1.47	1.44	1.42	1.45	1.44	1.43	1.40	1.36	1.35																				
江苏	1.23	1.22	1.21	1.23	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.18	1.18	1.18	1.18	1.21	1.21	1.19	1.15	1.14	1.13	1.13	1.13	1.15	1.14	1.15	1.16	1.16	1.18	1.17	1.18	1.17																			
安徽	1.54	1.51	1.48	1.44	1.43	1.44	1.44	1.43	1.41	1.40	1.39	1.39	1.40	1.41	1.42	1.43	1.43	1.44	1.47	1.48	1.48	1.47	1.49	1.50	1.50	1.50	1.48	1.45	1.44																				
江西	1.46	1.42	1.41	1.39	1.39	1.38	1.36	1.36	1.34	1.34	1.34	1.35	1.39	1.36	1.34	1.33	1.33	1.34	1.36	1.38	1.39	1.38	1.38	1.38	1.41	1.40	1.42	1.41	1.41																				
河南	1.24	1.24	1.20	1.19	1.17	1.17	1.16	1.18	1.16	1.16	1.14	1.11	1.09	1.08	1.09	1.05	1.06	1.11	1.10	1.13	1.12	1.12	1.12	1.10	1.09	1.07	1.09	1.10	1.11																				
湖北	1.26	1.27	1.26	1.26	1.26	1.22	1.22	1.22	1.23	1.21	1.21	1.21	1.20	1.20	1.18	1.14	1.14	1.19	1.20	1.20	1.18	1.18	1.19	1.20	1.20	1.18	1.18	1.18	1.18																				
湖南	1.40	1.42	1.38	1.36	1.36	1.37	1.37	1.35	1.35	1.34	1.36	1.32	1.32	1.32	1.30	1.30	1.28	1.26	1.30	1.29	1.31	1.30	1.28	1.25	1.24	1.23	1.21	1.19	1.19																				
广东	1.25	1.24	1.23	1.24	1.23	1.22	1.19	1.23	1.23	1.22	1.21	1.20	1.19	1.20	1.19	1.19	1.19	1.17	1.20	1.18	1.20	1.19	1.18	1.17	1.15	1.14	1.13	1.12	1.10																				
浙江	1.42	1.43	1.49	1.39	1.36	1.34	1.32	1.32	1.30	1.28	1.27	1.28	1.27	1.26	1.24	1.24	1.21	1.23	1.23	1.24	1.24	1.23	1.20	1.20	1.20	1.18	1.17	1.16	1.14																				
江苏	1.42	1.44	1.45	1.44	1.44	1.44	1.44	1.43	1.41	1.40	1.42	1.40	1.39	1.38	1.38	1.37	1.34	1.32																															

出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

都道府県 (受理地) 別有効求人倍率 (季節調整値) (パートタイムを含む一般)

↑
低

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年												2025年度 繰上引上げ額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
全国	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年												2025年度 最終引上人数			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	1月	2月	3月	4月								
全国計	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-6.7%	1.9%	4.5%	-3.4%	-0.9%	0.7%	-4.2%	1.8%	-10.4%	-15.2%	-22.8%	9.1%	4.9%	12.0%	4.6%	66											
北海道	-5.0%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	3.1%	24.0%	3.5%	-14.4%	-11.8%	-32.4%	-16.9%	-7.3%	-34.6%	-18.3%	-27.1%	-12.8%	9.5%	-15.2%	2.9%	76												
青森県	6.4%	-18.9%	71.0%	-26.8%	64.2%	23.2%	-0.9%	-44.3%	5.3%	-55.8%	-15.0%	0.2%	-19.0%	8.5%	-25.6%	-8.2%	-53.3%	-6.5%	-8.5%	91.9%	-1.4%	-24.7%	0.6%	-3.0%	-13.6%	-13.6%	-19.0%	75												
岩手県	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	34.4%	34.5%	39.5%	30.7%	-50.4%	-51.5%	13.4%	-5.8%	-8.7%	-16.8%	40.5%												
宮城県	9.7%	15.3%	-7.4%	-9.0%	1.5%	4.7%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	104.2%	22.1%	-6.8%	1.3%	-20.7%	-29.8%	27.5%	22.1%	-3.8%	-25.7%	-15.1%	-9.5%	-52.6%	-47.1%	-26.6%	80											
秋田県	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	104.2%	22.1%	-6.8%	1.3%	-20.7%	-29.8%	27.5%	22.1%	-3.8%	-25.7%	-15.1%	-9.5%	-52.6%	-47.1%	-26.6%											
山形県	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	7.5%	-16.8%	3.8%	-28.8%	-7.0%	-14.9%	-50.5%	-10.5%	-60.3%	14.7%	28.0%	77											
福島県	-10.1%	50.2%	46.3%	19.8%	3.6%	-27.7%	51.8%	34.5%	18.0%	-5.6%	-11.5%	-23.3%	-18.2%	-8.0%	-23.9%	-14.4%	-24.1%	9.7%	-6.7%	-25.2%	32.6%	-34.5%	-45.2%	0.3%	60.6%	8.1%	7.6%	37.1%	78											
茨城県	24.0%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	7.0%	-19.6%	-24.5%	18.9%	-16.7%	0.3%	-20.2%	-31.4%	-1.7%	21.1%	1.9%	69											
栃木県	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.9%	16.9%	9.3%	-3.2%	-14.5%	-20.4%	0.3%	19.1%	-3.7%	-31.9%	-4.2%	-40.5%	20.5%	-36.7%	20.4%	34.3%	7.1%	11.1%	10.8%	64											
群馬県	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-17.7%	-10.3%	9.3%	0.2%	43.8%	47.7%	23.2%	-20.3%	-2.8%	60.4%	32.2%	16.8%	49.8%	21.6%	17.5%	-9.5%	8.3%	-40.4%	2.8%	-2.8%	78											
埼玉県	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.8%	-35.2%	19.1%	33.8%	-26.3%	8.7%	10.5%	6.6%	-21.5%	-5.6%	-4.3%	-28.2%	-18.1%	13.2%	-20.3%	-31.2%	16.6%	-0.8%	63											
千葉県	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	4.1%	28.6%	32.8%	22.3%	-20.7%	17.4%	15.9%	-8.6%	43.6%	-18.5%	-1.2%	-6.7%	18.7%	-12.2%	-12.2%	64											
東京都	1.0%	23.4%	-16.1%	6.2%	-5.0%	-6.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	49.5%	5.6%	-29.3%	6.7%	13.1%	15.3%	7.1%	-1.4%	-9.4%	-3.0%	-4.7%	-9.6%	-39.7%	2.1%	36.4%	22.0%	-5.1%	63											
神奈川県	-12.1%	6.5%	47.1%	-6.8%	-11.9%	-8.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	-2.3%	27.1%	18.6%	-0.1%	14.1%	3.9%	-54.8%	-61.8%	12.9%	44.2%	28.0%	26.8%	63											
新潟県	-13.4%	-1.7%	5.3%	14.9%	1.8%	18.5%	22.1%	-26.2%	2.8%	-32.5%	72.5%	64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	57.6%	5.4%	-58.9%	12.9%	-29.4%	-28.4%	-47.4%	5.9%	4.4%	-6.1%	65											
富山県	-30.8%	-17.8%	7.6%	14.7%	-22.4%	-21.1%	-0.9%	27.0%	-23.7%	72.5%	64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	57.6%	5.4%	-58.9%	12.9%	-29.4%	-28.4%	-47.4%	5.9%	4.4%	-6.1%	64												
石川県	-40.0%	11.2%	-21.5%	-5.3%	13.7%	-19.2%	-35.5%	-10.9%	17.0%	14.0%	-47.7%	20.8%	85.3%	13.0%	49.7%	11.7%	-24.6%	71.8%	77.9%	-6.7%	9.5%	95.0%	64.6%	-11.1%	21.3%	-3.1%	-3.5%	23.7%	70											
福井県	27.1%	-40.8%	-2.2%	-6.2%	54.2%	-18.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-17.0%	-11.1%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	-9.1%	-42.7%	-25.8%	5.9%	16.4%	42.6%	47.4%	32.3%	-32.8%	36.6%	63.6%	18.9%	-1.5%	69											
山梨県	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.6%	-15.2%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-16.5%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	-9.1%	10.1%	-31.5%	-17.4%	4.6%	26.9%	32.7%	44.6%	0.7%	-42.6%	7.6%	64											
長野県	7.4%	62.5%	-14.2%	7.0%	22.3%	20.6%	8.5%	4.5%	27.5%	42.3%	-15.3%	26.6%	-2.3%	-16.7%	7.2%	-14.0%	3.5%	9.1%	-2.6%	-13.6%	-21.6%	-37.7%	-19.2%	20.2%	-27.0%	-4.0%	-16.2%	31.2%	63											
岐阜県	13.0%	13.8%	-25.3%	-5.4%	3.2%	23.0%	-16.1%	18.0%	-27.7%	-7.4%	6.7%	6.2%	14.2%	-15.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	-13.6%	1.8%	-25.6%	91.8%	14.6%	-12.0%	41.2%	41.4%	-21.3%	9.6%	9.1%	64											
静岡県	-11.7%	11.1%	-5.5%	16.2%	31.0%	14.9%	23.4%	-0.3%	-9.1%	85.7%	-2.0%	-15.1%	108.2%	0.7%	-1.3%	8.8%	-12.6%	-10.1%	29.4%	15.4%	9.5%	-30.7%	7.7%	11.5%	-46.8%	-18.3%	13.3%	13.0%	63											
愛知県	12.1%	44.6%	-2.6%	-8.4%	10.4%	26.2%	1.8%	4.4%	29.2%	31.0%	26.1%	25.6%	19.1%	-16.7%	-14.4%	13.4%	-22.5%	-26.5%	8.4%	-17.0%	-2.3%	-13.5%	-29.2%	-23.1%	-1.7%	-18.5%	35.8%	-2.3%	63											
三重県	-15.4%	10.3%	-0.8%	26.5%	13.1%	63.0%	22.5%	7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.9%	27.2%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	-38.8%	-4.7%	27.3%	-3.7%	-43.2%	-20.3%	-24.7%	71.9%	6.0%	13.0%	13.8%	64											
滋賀県	39.1%	81.2%	-8.7%	0.2%	-30.0%	-25.4%	58.1%	59.2%	3.2%	-12.8%	-15.0%	-11.5%	-4.5%	-39.3%	20.8%	11.3%	15.2%	54.3%	-45.4%	-53.9%	-14.0%	24.2%	-0.5%	8.0%	254.5%	51.3%	13.6%	-5.7%	63											
京都府	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	159.5%	-22.9%	5.7%	-20.6%	29.1%	-5.5%	8.5%	-2.5%	5.3%	21.9%	13.9%	40.4%	-38.3%	8.7%	5.6%	17.8%	-20.6%	-10.0%	69.6%	-1.5%	13.4%	-13.1%	64											
大阪府	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	59.1%	15.8%	1.5%	12.2%	-5.4%	-22.8%	-16.7%	-6.1%	1.8%	11.1%	-29.1%	1.8%	-37.4%	33.5%	0.7%	8.1%	12.7%	63											
兵庫県	11.6%	-4.5%	2.0%	20.7%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	3.7%	7.7%	-8.9%	8.2%	-17.0%	-13.3%	-13.1%	-2.5%	-14.8%	-7.5%	-23.3%	9.4%	-2.6%	-7.7%	-3.0%	0.9%	-7.3%	100.6%	18.1%	64											
奈良県	79.6%	-3.6%	-15.5%	12.8%	9.3%	-12.2%	-18.0%	36.4%	-14.5%	60.3%	-12.9%	-29.3%	-3.2%	45.1%	3.4%	3.7%	6.4%	28.5%	133.3%	-24.0%	-4.3%	-44.8%	-7.4%	2.0%	43.0%	4.1%	45.0%	9.2%	65											
和歌山県	5.3%	53.8%	13.5%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.6%	10.6%	-25.8%	21.1%	95.1%	-3.3%	-27.7%	-18.6%	26.7%	28.0%	-9.4%	5.5%	37.6%	42.4%	3.8%	-15.4%	29.9%	-40.3%	63.9%	-7.9%	65												
鳥取県	-18.2%	172.3%	-6.3%	-16.7%	27.9%	-13.5%	79.0%	8.2%	-78.8%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-42.2%	-8.6%	10.4%	10.5%	17.8%	-23.4%	-4.8%	96.8%	24.2%	-16.3%	73.2%	34.4%	58.1%	-14.6%	42.6%	73											
島根県	-33.7%	24.4%	10.4%	-12.8%	-11.7%	-28.4%	78.3%	2.9%	-37.9%	-10.9%	-12.6%	17.6%	92.1%	-39.9%	-50.9%	38.6%	20.7%	40.6%	-6.3%	-7.4%	42.9%	-28.1%	38.1%	-41.0%	-46.1%	29.5%	-34.6%	-33.3%	71											
岡山県	-6.5%	-16.4%	21.0%	-13.1%	-28.2%	70.3%	-15.2%	7.9%	-9.2%	1.5%	50.4%	6.7%	26.8%	11.1%	-20.5%	-27.3%	-30.1%	-39.5%	4.9%	33.0%	81.2%	-5.2%	-16.8%	49.0%	14.4%	-13.7%	43.3%	65												
広島県	36.3%	-32.0%	19.9%	-13.2%	-42.5%	-4.5%	12.5%	-34.8%	-21.7%	-15.8%	-26.0%	35.4%	-20.1%	11.0%	-26.3%	14.0%	43.4%	-0.7%	-23.7%	40.9%	4.1%	-15.3%	-11.3%	-29.1%	20.6%	-15.8%	10.2%	66												
山口県	26.1%	-20.3%	-0.3%	36.2%	0.0%	35.2%	1.6%	-18.5%	-22.0%	-30.8%	-4.5%	10.5%	37.2%	28.9%	2.3%	-32.9%	-1.7%	-1.6%	23.0%	22.0%	28.1%	38.7%	-0.4%	13.5%	-18.2%	29.2%	-43.7%	15.4%	64											
徳島県	47.8%	6.2%	-15.5%	46.5%	-29.3%	-16.2%	2.1%	111.5%	1.0%	23.7%	59.8%	-36.0%	-43.0%	-13.3%	-4.4%	-12.7%	33.0%	-18.7%	45.8%	-44.6%	-47.4%	10.2%	-22.6%	84.8%	28.0%	32.7%	37.0%	66</												

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年												2025年度 雇用引上げ率
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月									
全国計	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%									
北海道	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%									
青森県	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%									
岩手県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-1.5%	-1.6%	-1.5%									
宮城県	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%									
秋田県	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.9%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.2%	-2.1%	-2.1%									
山形県	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-2.0%	-2.0%	-2.2%	-2.2%	-2.0%	-1.9%	-1.9%									
福島県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%									
茨城県	0.8%	0.9%	0.9%	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%									
栃木県	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%									
群馬県	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%									
埼玉県	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%	1.0%	0.5%	0.8%	1.1%	1.1%	1.2%	1.4%	1.6%	1.6%									
千葉県	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%	1.6%									
東京都	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%									
神奈川県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.5%	-1.5%									
新潟県	-0.1%	-0.1%	-0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%									
富山県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%									
石川県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%									
福井県	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.0%	0.8%	0.8%	0.8%	0.5%	0.5%	0.8%	0.9%									
山梨県	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.8%	-0.8%									
岐阜県	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%									
静岡県	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%									
愛知県	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%									
三重県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.4%	-0.4%									
滋賀県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.3%									
京都府	1.0%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%									
大阪府	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.1%	-4.0%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	0.8%	0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%	0.6%									
兵庫県	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%									
奈良県	1.2%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.9%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%									
和歌山県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.4%	-0.3%	-0.3%									
鳥取県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.9%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.9%									
島根県	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%									
岡山県	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%									
広島県	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%									
山口県	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%									
徳島県	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.5%	-1.6%	-1.6%									
香川県	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.8%	-0.8%									
愛媛県	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.9%	-0.9%									
高知県	-2.2%	-2.8%	-2.9%	-2.7%	-2.7%	-2.5%	-2.7%	-2.8%	-2.7%	-2.9%	-2.3%	-1.6%	-1.2%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.3%									
福岡県	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%									
佐賀県	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%									
長門県	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.3%	-1.3%									
熊本県	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%									
大分県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%									
宮崎県	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.6%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%									
鹿児島県	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%								
沖縄県	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	1.7%	1.7%	1.8%	1.9%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.2%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.3%	1.3%									

「賃金構造基本統計調査」を用いた分析

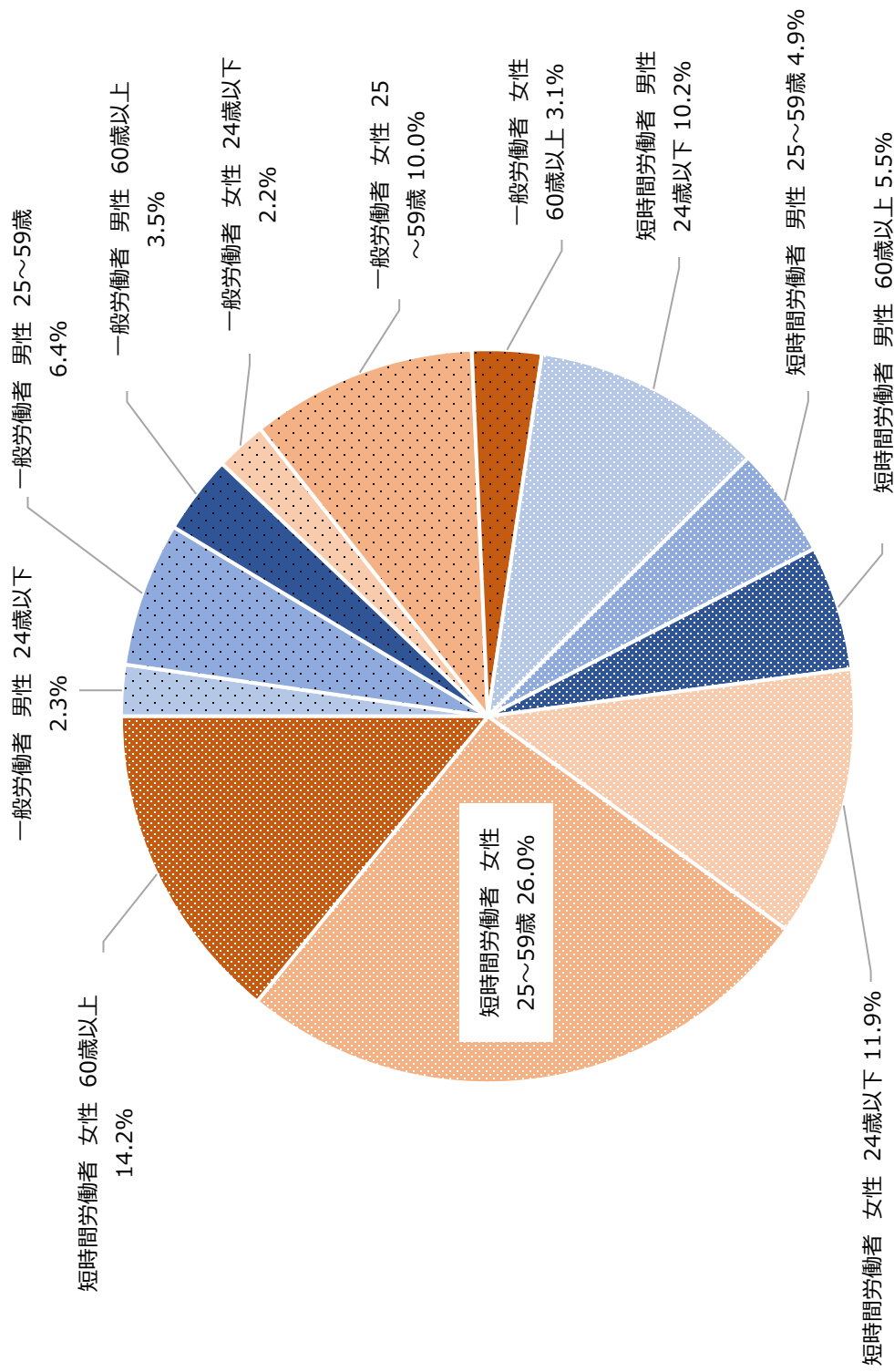
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

最賃近傍雇用者構成比（2025年）



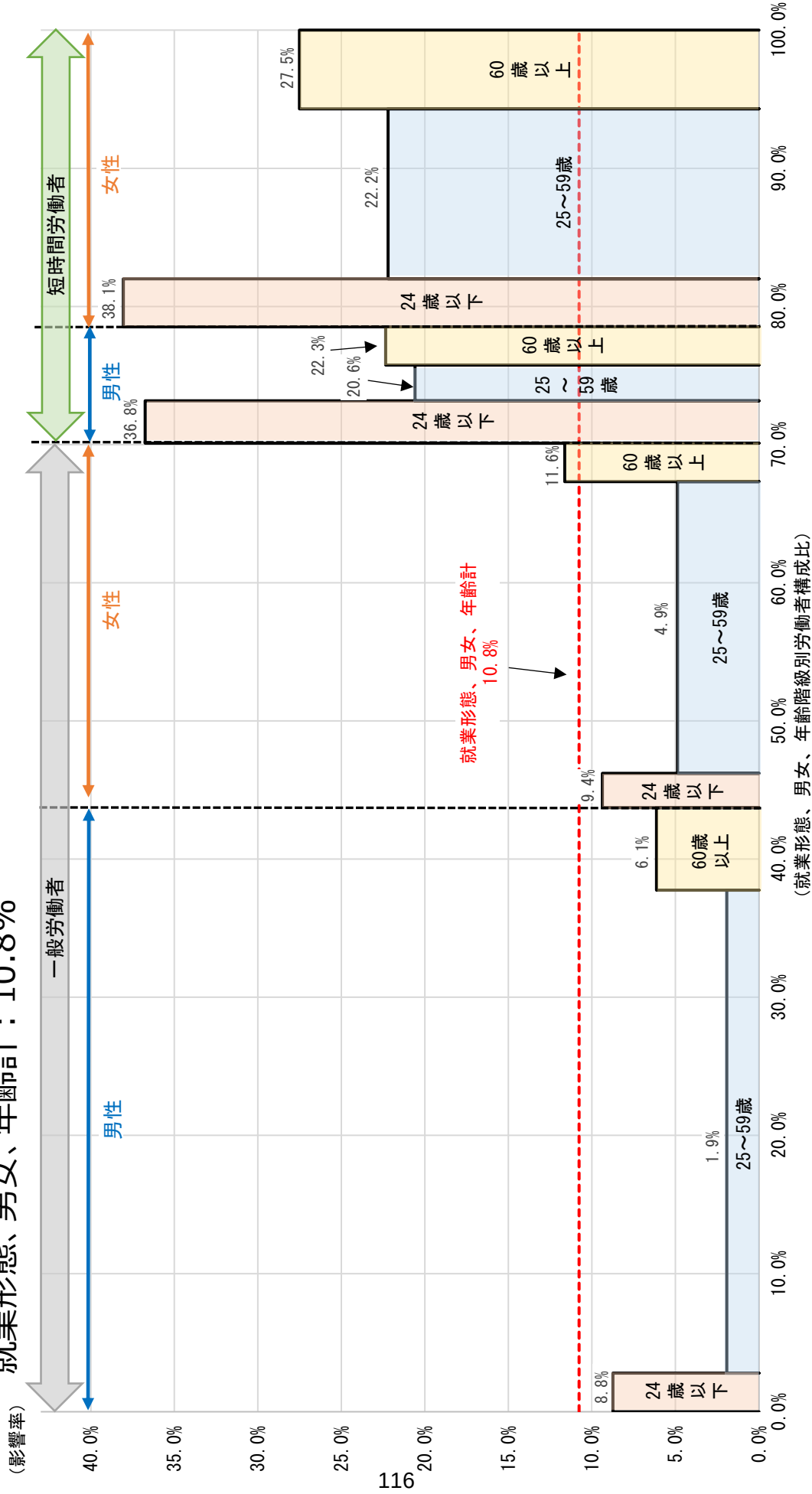
（資料出所）厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

（注）1．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2．「最賃近傍雇用者構成比」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者（ここでは、「最賃近傍雇用者」という。）の就業形態、男女、年齢階級別の構成比。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

就業形態、男女、年齢階級別影響率と労働者構成比（2025年）

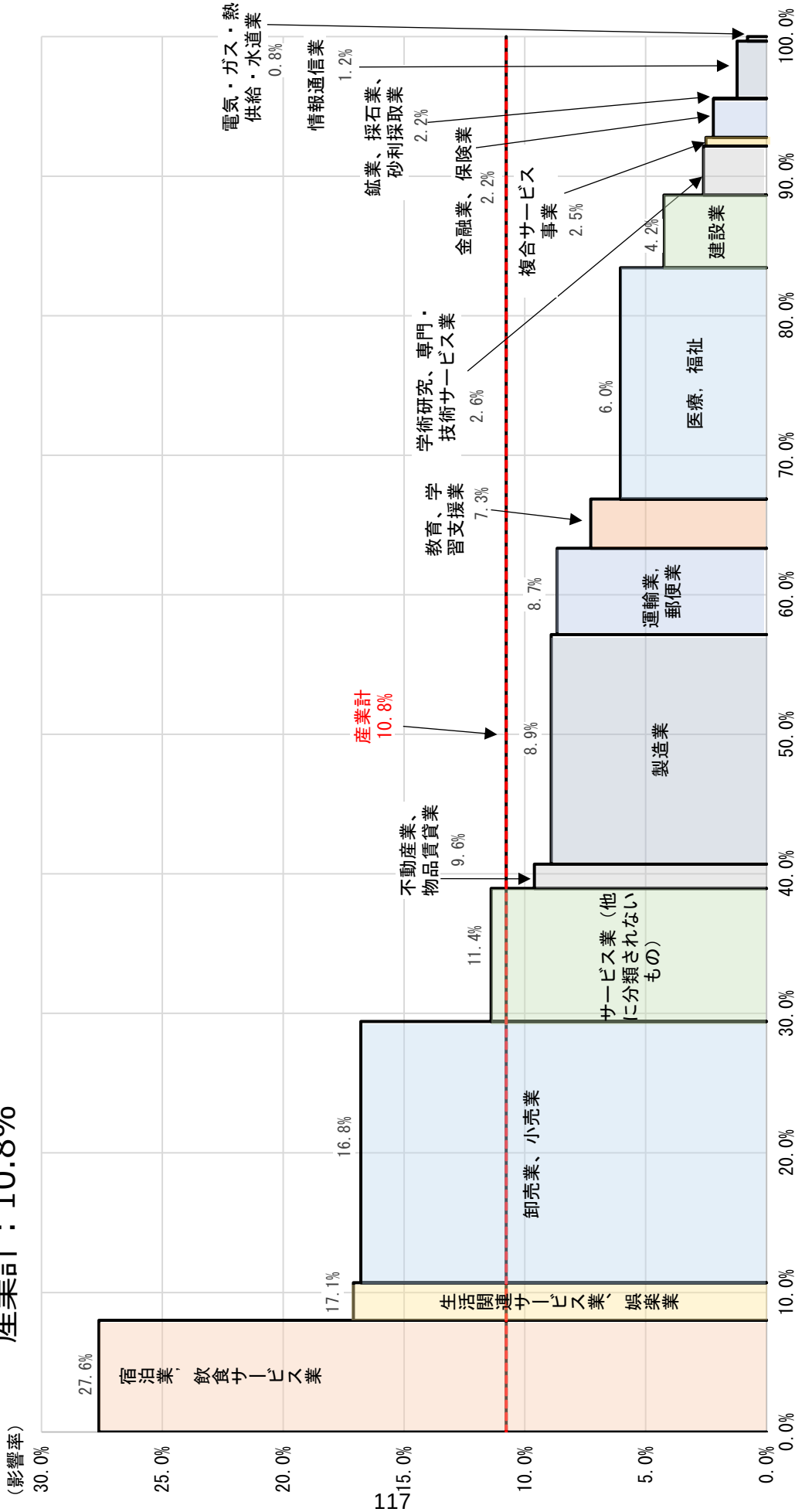
就業形態、男女、年齢計：10.8%



(資料出所) 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5~9人で企業全体の常用労働者数も5~9人である民営事業所の数値。
2. 縦軸の「影響率」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
所定内給与額には、通勤手当、精進手当、家族手当を含む。
3. 横軸の「就業形態、男女、年齢階級別労働者構成比」は、就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。
4. 各区分の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者に占める比率）を示している。

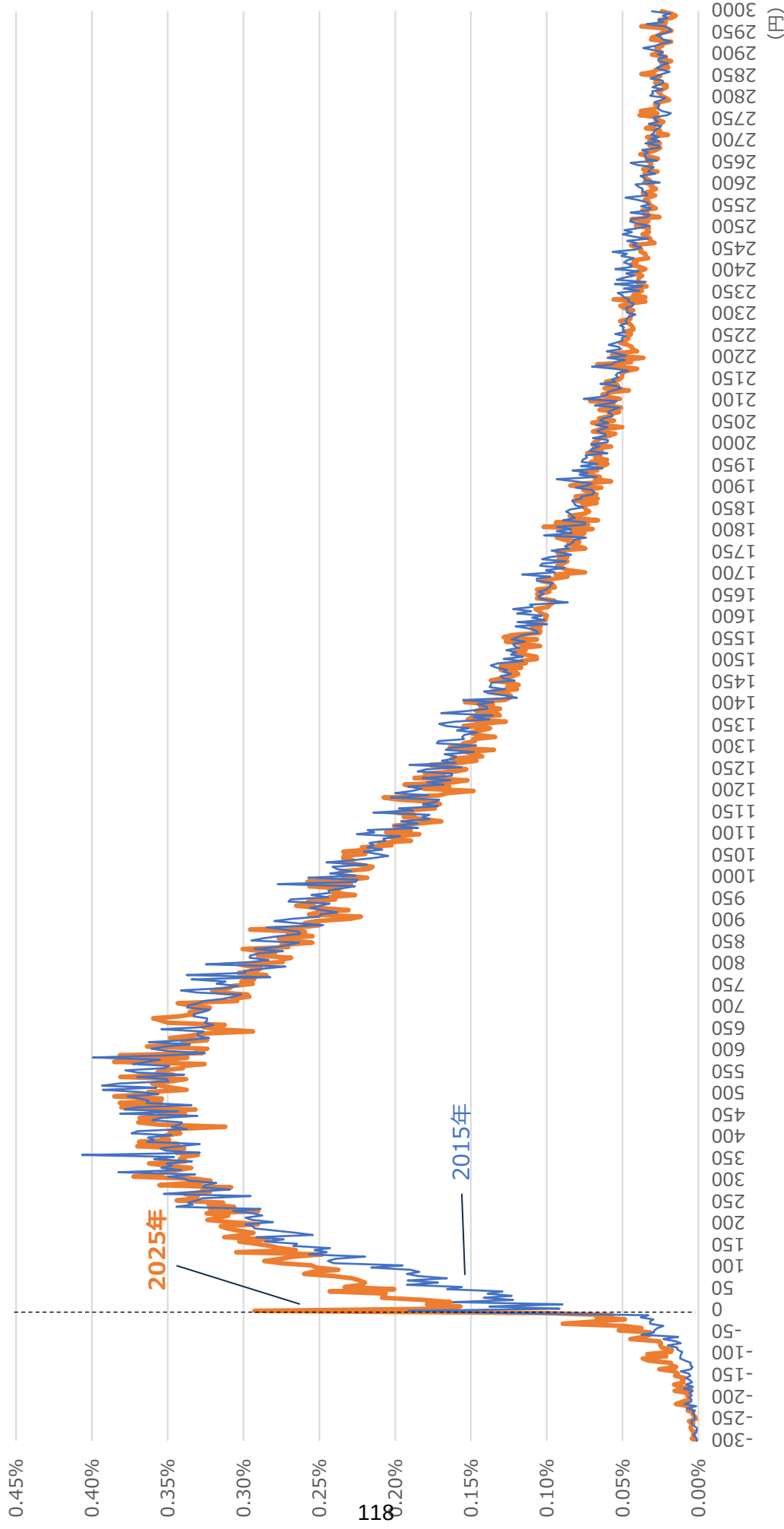
産業（大分類）別影響率と労働者構成比（2025年）

産業計：10.8%



(資料出所) 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
2. 縦軸の「影響率」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
3. 横軸の「産業大分類別労働者構成比」は、産業計の常用労働者数に占める各産業の常用労働者数の比率を示している。
4. 各産業の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（産業計の常用労働者に占める比率）を示している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（一般労働者）



(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

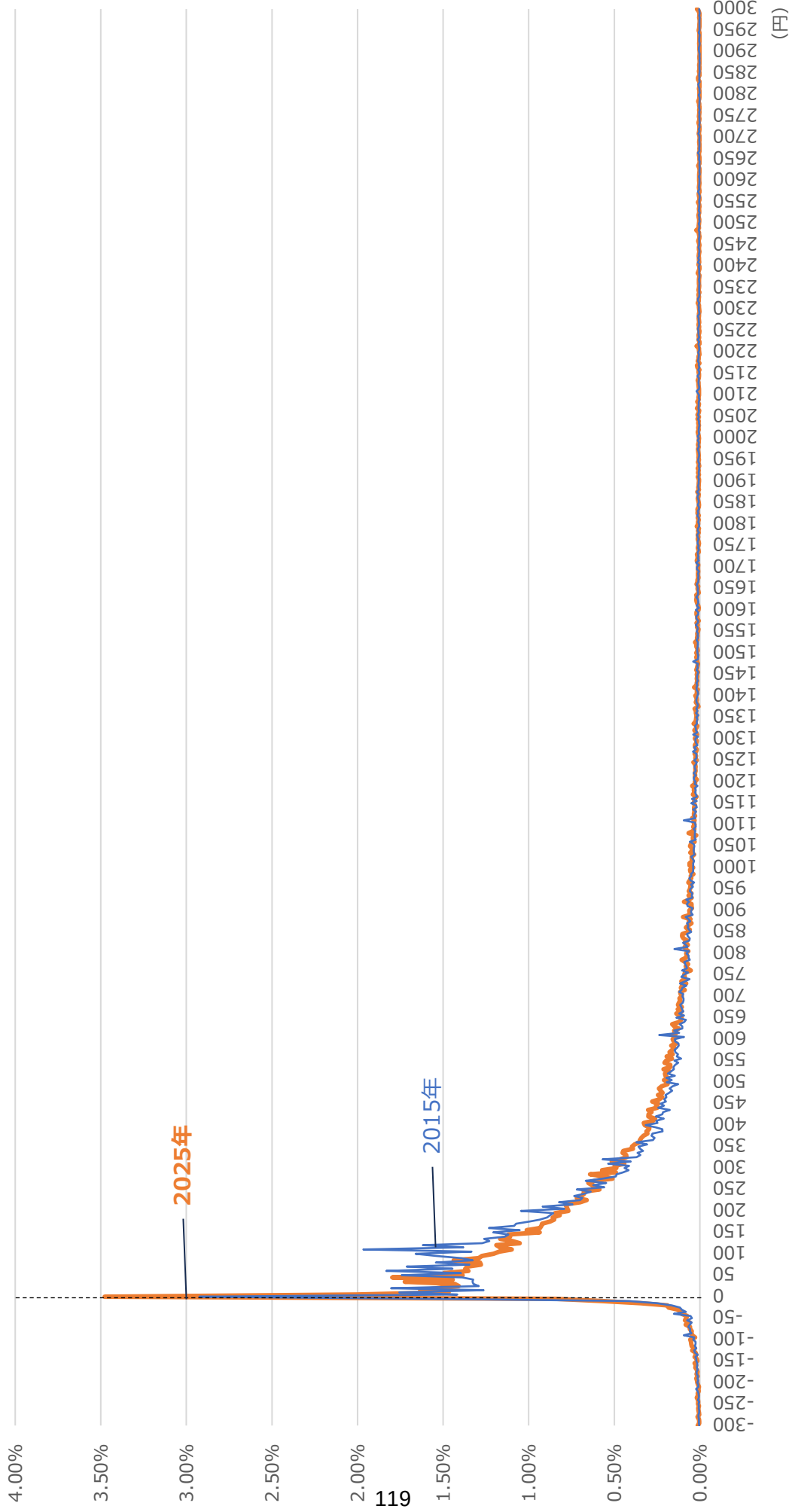
(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。

4. 2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（短時間労働者）



(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。

4. 2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

● **物価上昇を上回る賃上げ**を全国に広げ、家計の実質所得を確保

● 価格転嫁の徹底、省力化投資促進、重点支援地方交付金等により、企業の継続的・安定的な賃上げの**環境整備**

現状

- 春季労使交渉は、賃上げ率が**2年連続**で**5%台**で、約**30年**ぶりの高水準

主な取組

賃上げに向けた中小企業等の稼ぐ力の強化

- 生産性向上のための**設備投資** ● **事業承継・M&A**の支援強化
- **資・省力化投資等の強化**
- 「**100億企業**」の創出支援 ● **予兆管理や再生支援**の強化
- 「**省力化投資促進プラン**」の推進

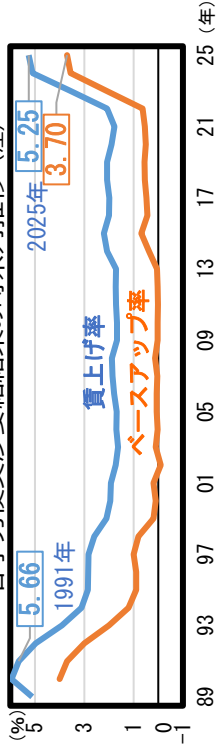
価格転嫁・取引適正化の推進

- **取適法・振興法**の厳正な執行
- 「**労務費転嫁指針**」の改正
- **官公需**における物価上昇を踏まえた単価の見直し

プッシュ型の 伴走支援の強化

- 積極的な働きかけによる**気づきの提供と相談体制**の強化
- **生産性向上支援センター**設置や自治体による**支援モデル創出**

春季労使交渉交渉結果の時系列推移（注）



医療・介護等支援パッケージ

- **令和8年度報酬改定**の効果を前倒しし、**医療・介護・介護・障害福祉分野**の現場で働く幅広い職種の方々の**賃上げ**を支援
- **ICT機器等の導入等**による**生産性向上・職場環境改善**の取組を支援

重点支援地方交付金

- 賃上げ促進税制を活用できない**中小企業・小規模事業者**を支援
- **農林水産業等も支援**

業務改善助成金

最低賃金引上げに対応する中小企業等が**賃上げと設備投資**等をする場合、**最大600万円**を支援

賃上げの継続・定着に向けてあらゆる施策を総動員

注：連合「春季生活闘争 回答集計結果」より作成。2015年までのベース率は、連合による調査結果が得られないため、厚労省「賃金事情等総合調査」による。

関連する
法令・予算

・重点支援地方交付金（予算/内閣府）、業務改善助成金（予算/厚生労働省）
・様々な事業環境変化に対応するための成長ステージに応じた中小企業の成長投資・生産性向上投資・省力化投資等に対する強力な支援（仮称）（予算/経済産業省）等

省力化投資促進プラン

- 昨年6月、人手不足が深刻と考えられる12業種について、業種毎に、生産性向上目標、周知・広報、優良事例の情報提供・横展開、サポート体制の整備などを内容とする「省力化投資促進プラン」を策定。
- 昨年12月には、新たに、警備業が追加された。
- プランの実行に当たっては、全国約2,200か所の商工会・商工会議所や中小企業団体中央会、全国約500の地域金融機関等による省力化ナビも活用したプッシュ型支援、希望する中小企業等に対する専門家等派遣、よろず支援拠点「生産性向上支援センター」による、全国規模でのサポート体制を構築。

「省力化投資促進プラン」の対象業種

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| ①飲食業（農林水産省・厚生労働省） | ⑦運輸業 |
| ②宿泊業（観光庁・厚生労働省） | (1)鉄道（国土交通省） |
| ③小売業（農林水産省・経済産業省） | (2)自動車（国土交通省・経済産業省・農林水産省） |
| ④生活関連サービス業 | (3)海事（国土交通省） |
| (1)理容業、美容業、クリーニング業（厚生労働省） | (4)航空（国土交通省） |
| (2)冠婚葬祭業（経済産業省） | ⑧建設業（国土交通省） |
| ⑤その他サービス業 | ⑨医療（厚生労働省） |
| (1)自動車整備業（国土交通省） | ⑩介護・福祉 |
| (2)ビルメンテナンス業（厚生労働省） | (1)介護（厚生労働省） |
| (3)警備業（警察庁） | (2)障害福祉（厚生労働省） |
| ⑥製造業 | ⑪保育（こども家庭庁） |
| (1)中小製造業（経済産業省） | ⑫農林水産業 |
| (2)食品製造業（農林水産省） | (1)農業（農林水産省） |
| | (2)林業（農林水産省） |
| | (3)水産業（農林水産省） |

賃金引上げに関する支援

業務改善助成金 | 21億円(15億円) | <352億円>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

キャリアアップ助成金（正社員化コース、賃金規定等改定コース）

1554億円(633億円) | 非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

18億円(制度要求) | 人材確保のために雇用管理制度の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成。

人材開発支援助成金（人材育成支援コース、人への投資促進コース、事業場等リスキリング支援コース） | 533億円(542億円) |

事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

働き方改革推進支援助成金 | 101億円(92億円) |

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組み中小企業等について、その取組に要する費用の一部を助成。

相談窓口

働き方改革推進支援事業 | 30億円(30億円) |

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

よろず支援拠点等の支援体制の充実

133億円の内数(34億円の内数) | <148億円の内数>

各都道府県によらず支援拠点を設置するとともに、よらず支援拠点の中に、事業者の生産性向上に係る課題の解決に向けて伴走支援を行う生産性向上支援センターを設置するなど、中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備。

生産性向上に関する支援

中小企業生産性革命推進事業 <3,400億円>

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小・小規模事業者の生産性向上を実現するため以下の事業を実施。

- ① 中小企業成長加速化補助金（補助上限額：5億円、補助率：1/2）
...賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援。
- ② デジタル化・AI導入補助金（補助額：5万～450万円、補助率：1/2～4/5）
...中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたAIを含むITツールの導入を支援。
- ③ 小規模事業者持続化補助金（補助上限額：原則50万円、補助率：2/3等）
...小規模事業者が経営計画を作成して、商工会・商工会議所の伴走支援を受けながら取り組む販路開拓の取組等を支援。
- ④ 事業承継・M&A補助金（補助額：150万～2,000万円、補助率：1/3～2/3）
...事業承継前の設備投資等にかかる費用やM&A時の専門家活用にかかる費用、M&A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資、承継時に伴う廃業にかかる費用を支援。

中堅等大規模成長投資補助金 <4,121億円>

中堅・中小企業が、賃上げに向けた省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るための大規模な投資を支援。

ものづくり・商業・サービス・省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業

<2,960億円 ※既存基金を活用>

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援するとともに、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

- ① 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金（補助上限額：9,000万円、補助率：1/2～2/3）
中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場、高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援。
- ② 省力化投資補助金（カタログ注文型補助上限額：最大1,500万円、補助率：1/2 一般型補助上限額：最大1億円 補助率：1/2～2/3）
...人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押し。

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業） | 122億円（123億円） |

大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発等にかかる取組を支援。また、「イノベーション・プロデューサー」を通じたイノベーションの創出支援。

中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	2025年度 応募・申請数（件） ※一部暫定値	2025年度 実績（件） ※一部暫定値	2025年度 執行額（億円） ※一部暫定値
中小企業成長加速化補助金	1,270	211	－
IT導入補助金 / デジタル化・AI導入補助金（※１）	80,439	35,202	－
小規模事業者持続化補助金	49,735	24,503	－
事業承継・M&A補助金	1,866	1,126	－
中堅等大規模成長投資補助金	439	218	308.8
新事業進出補助金（※２）	6,568	1,950	－
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（※２）	9,661	3,161	－
中小企業省力化投資補助金	11,925	8,363	－
成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）	253	124	－
業務改善助成金	27,674	18,515	270.9
キャリアアップ助成金 ※正社員化コース、賃金規定等改定コース	148,728	76,259	718.5
人材確保等支援助成金 ※雇用管理制度・雇用環境整備助成コース	1,404	－	－
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、人への投資促進コース、事業展開等リスティング支援コース	105,564	70,779	556.0
働き方改革推進支援助成金	4,040	3,228	54.5

※１「IT導入補助金」については、令和７年度補正予算から「デジタル化・AI導入補助金」に名称変更したため並記している。

※２「新事業進出補助金」及び「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」は、令和８年度より統合され、「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」となっている。

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となります。

活用例 事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30～130万円
70円コース	40～300万円
90円コース	90～600万円



賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パート・タイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

(※) 括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器的の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	加算
業種別課題 対応コース(※1)	25～550万円	賃上げ 初期賃金率
労働時間削減・ 年次有給休暇コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務時間インターバル 導入コース	50～150万円	25～100万円

(※1) 建設業の場合

(※2) 2階使用とする労働者数が10人以上30人未満の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2倍になります。

また、2階使用とする労働者数が10人未満の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2.5倍になります。

(※3) 別添団体向けのコースあり。

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の資金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

(※1) 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

(※2) 5%以上の賃上げ又は賃金等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に賃金等手当を支払った場合

区分(※)	賃上げた場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・10000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

(※3) 訓練コース・メニューによって上区分①～③のいずれが支給されるかが異なります(①～③までが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)



職業訓練 + 経費助成等
(訓練終了後の賃上げ等加算)

- ・職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働者への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- ・10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理制度(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、最大325万円が支給されます。

区分	助成額・助成率(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%又は75%(50%)



雇用管理改善の取り組み
(賃上げ加算)

- ・雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- ・原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- ・助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- ・対象労働者の賃上げで、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上乗額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上乗額は225万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- ・雇入れ支援コース: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- ・中途採用拡大コース: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- ・在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成(上限額8,870円/1人1日あたり1事業主あたり1,000万円)します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku>

[賃上げ支援助成金(パッケージ)] <https://www.bunyo-packages.00007.html>



(R. 4)

業務改善助成金の執行状況

(億円)

	当初予算額 ①	前年度から の繰越額 ②	補正予算額 ③	次年度へ の繰越額 ④	予算現額 ⑤ = ① + ② + ③ - ④	執行額 ⑥	執行率 (%) ⑥ / ⑤	執行件数 (件)
2025年度	11.9 (14.5)	133.5 (139.3)	345.4 (352.5)	202.1 (208.5)	288.7 (297.8)	270.9	93.8	18,515
2024年度	6.2 (8.2)	94.7 (102.6)	291.2 (297.4)	133.5 (139.3)	258.6 (268.9)	233.6	90.3	17,616
2023年度	7.9 (9.9)	92.6 (97.6)	171.7 (179.8)	94.7 (102.6)	177.5 (184.7)	151.6	85.4	12,977

※ 事業費を除いた業務改善助成金のみの予算を記載。() 内の数値は、事業費を含めた金額。

※ 四捨五入の関係から、数値が一致しない場合がある。

業務改善助成金の執行状況（都道府県別執行件数）

	2023年度	2024年度	2025年度
北海道	631	882	740
青森	166	243	128
岩手	246	234	283
宮城	187	233	371
秋田	94	135	177
山形	144	217	240
福島	248	336	503
茨城	211	296	293
栃木	198	337	279
群馬	177	224	191
埼玉	352	416	412
千葉	215	330	381
東京	646	905	740
神奈川	416	554	501
新潟	322	366	403
富山	144	198	209
石川	184	256	322
福井	237	332	419
山梨	124	105	123
長野	243	328	387
岐阜	301	419	397
静岡	276	688	602
愛知	1,021	1,232	1,433
三重	229	286	325

	2023年度	2024年度	2025年度
滋賀	223	266	263
京都	176	435	438
大阪	990	1,261	973
兵庫	550	853	968
奈良	159	242	280
和歌山	173	226	276
鳥取	171	183	150
島根	160	159	220
岡山	257	189	288
広島	385	409	522
山口	232	292	271
徳島	130	317	299
香川	236	315	406
愛媛	169	300	375
高知	191	164	163
福岡	511	811	754
佐賀	202	199	255
長崎	214	251	326
熊本	136	260	232
大分	225	290	280
宮崎	145	156	250
鹿児島	115	152	178
沖縄	215	334	489
全国計	12,977	17,616	18,515

(件)

賃上げを後押しする予算措置

- ・ 中小企業の大胆な賃上げを促すため、各種補助金において賃上げを行った場合のインセンティブ措置（補助上限・補助率の引上げ等）を設けている。

＜中小企業省力化投資補助金＞

【既存基金を活用】

- **事業概要：**人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押し。
- **補助率：**カタログ注文型 1/2、一般型 1/2～2/3 ⇒【最低賃金引上げ特例】：一般型において最低賃金引上げに係る補助率引上げ要件を満たす事業者については、**補助率を2/3に引上げ** ※小規模・再生事業者は除く。
- **補助上限：**カタログ注文型 最大1000万円 ⇒【大幅賃上げ特例】事業終了時に給与支給総額 + 6 %以上、かつ、事業場内最低賃金 + 3 %以上の場合 **上限額を最大1,500万円に引上げ**
一般型 最大8000万円 ⇒【大幅賃上げ特例】1人当たり給与支給総額の年平均成長率 + 6 %以上増加、かつ、事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金 + 50円以上の場合 **上限額を最大1億円に引上げ** ※最賃引上げ特例事業者は除く

＜事業承継・M&A補助金＞（事業承継促進枠）

【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要：**事業承継に際して行う設備投資等を支援
- **補助率：**1/2～2/3
- **補助上限：**最大800万円 ⇒ 従業員1人当たりの給与支給総額の上昇率が、前年比 + 3 %以上となる賃上げを達成する場合、**上限額を最大1,000万円に引上げ**

＜新事業進出・ものづくり商業サービス補助金＞

【既存基金を活用】

- **事業概要：**中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援
- **補助率：**補助率：1/2～2/3 ⇒【最低賃金引上げ特例】最低賃金引上げ要件を満たす事業者については、補助率を2/3に引上げ ※小規模・再生事業者は除く。
- **補助上限：**最大7,000万円 ⇒【大幅賃上げ特例】1人当たり給与支給総額の年平均成長率 + 6 %以上増加、かつ、事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金 + 50円以上の場合上限額を最大9,000万円に引上げ ※最賃引上げ特例事業者は除く

賃上げを後押しする予算措置

＜小規模事業者持続化補助金＞

【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要**：小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援
- **補助率**：2/3（賃上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については補助率3/4）
- **補助上限**：最大50万円 ⇒ 1人当たりの給与支給総額を前年と比べ、年平均3%以上の賃上げした場合上限額を最大200万円に引上げ

＜デジタル化・AI導入補助金＞

【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要**：中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたAIを含むITツールの導入を支援
- **補助率**：1/2～4/5 ⇒ 【最低賃金引上げ特例】通常枠において、最低賃金引上げに係る補助率引き上げ要件を満たす事業者については、補助率を1/2から2/3に引上げ
- **補助上限**：最大450万円 ⇒ 通常枠において、1人当たり給与支給総額の年平均成長率＋3%以上増加、かつ、事業場内最低賃金を地域最低賃金＋30円以上の場合上限額を最大150万円から最大450万円に引上げ

＜中小企業成長加速化補助金＞

【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要**：賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援
- **補助率**：1/2
- **補助上限**：最大5億円
- ※対象者の要件
- (1) 「100億宣言」を行っていること。
- (2) 補助対象経費のうち投資額が1億円以上（税抜き）であること。
- (3) 一定の賃上げ要件（従業員1人当たり給与支給総額4.5%以上）を満たす今後5年程度の事業計画を策定すること。

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

- ・ 中堅・中小・スタートアップ企業が、持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行います。

項目	内容
1 予算額	<u>総額2,000億円</u>
2 補助上限額	<u>50億円（補助率1/3以下）</u>
3 補助事業期間	<u>原則として、交付決定日から最長で令和10年12月末まで</u>
4 補助対象者	<u>中堅・中小・スタートアップ企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等）</u> ※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式：最大10社）も対象。 ※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外。*
5 補助事業の要件	① <u>投資額20億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分）</u> <u>※100億宣言企業は投資額15億円以上</u> ② <u>賃上げ要件（補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が5.0%以上（100億宣言企業は4.5%以上））</u> ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求める（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。）。
6 補助対象経費	<u>建物費（拠点新設・増築等※）</u> 、 <u>機械装置費（器具・備品費含む）</u> 、 <u>ソフトウェア費</u> 、 <u>外注費</u> 、 <u>専門家経費</u> ※本社機能の一部移転・新設を含む

中小企業成長加速化補助金の概要（2次公募）

- 令和7年度補正予算では**昨年の約3倍**となる「**総額3,000億円規模の100億企業支援**」を措置。

- ①成長加速化補助金を倍増（2,000億円程度）
- ②中堅等大規模成長投資補助金のうち1,000億円程度を100億宣言企業向けに措置

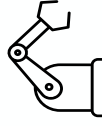
【概略】		
※1次公募 採択倍率：約6.0倍		
項目	内容	
1 上限額	5 億円（補助率1/2）	
2 事業期間	交付決定日から24か月以内	
3 対象者	売上高100億円を目指す中小企業（売上高10億円以上100億円未満）	
4 要件	・「100億宣言」を行っていること ・投資額1億円以上 ・一定の賃上げ要件※を満たす今後5年程度の事業計画 ※1人当たり給与支給総額4.5%以上	
5 対象経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費 等	



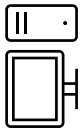
【活用イメージ】



工場、物流拠点
などの新設・増築



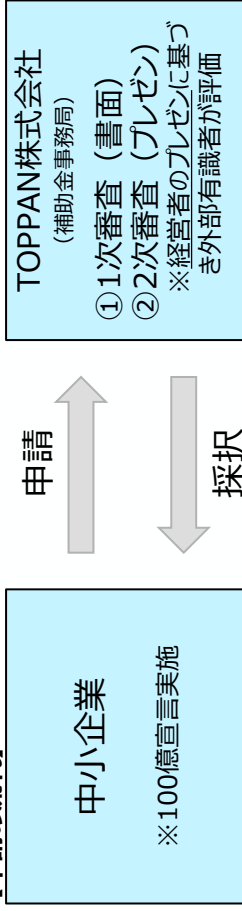
イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上



【申請の流れ】



【審査基準（ポイント）】

①将来の売上高100億円に向けた中長期的なビジョンや計画を有し、
その上で、今後5年程度の経営者の明確なシナリオ、成長余力を最大限伸張した事業戦略

（売上高成長率、付加価値増加率、売上高に占める投資比率（本補助事業））

②賃上げ・投資の持続可能性

③外部・内部環境の分析（市場ニーズの検証、差別化戦略等）

④適切な成果目標・管理体制

⑤グループ企業・コンソーシアムの場合は相乗効果

⑥域内仕入の拡大や地域における価値創造

（サプライチェーン、ものづくり高度化、イノベーション、地域資源活用等）

⑦地域のモデル企業としての取組

（取引適正化、BCP・知財・経済安全保障の対応、女性活躍等）

※例えば地域未来牽引企業、健康経営優良法人、パートナーシップ構築宣言、事業継続力強化計画等

⑧早期に実施可能な経営体制

⑨財務状況（ローカルベンチマーク）

⑩金融機関の支援姿勢（財務改善・成長資金の供給方針等）

デジタル化・AI導入補助金

- ・ 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、デジタル化やDX等に向けたAIを含むITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援する補助金。
- ・ 令和7年度補正予算事業から、「デジタル化・AI導入補助金（旧：IT導入補助金）」と名称を変更。

通常枠		複数社連携 デジタル化・AI導入枠		インボイス枠		セキュリティ 対策推進枠
活用 イメージ	ITツールを導入して、 業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小・ 小規模事業者で連携して ITツール等を導入		インボイス対応類型	電子取引類型	サイバーセキュリティ対 策を進める
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、 導入関連費（保守運用やマニュアル作成等のサポート費用と、 IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”）も対象		クラウド利用料 （最大2年分）		サイバーセキュリティお 助け隊サービス利用 料 （最大2年分）	
補助上限	ITツールのプロセス数が 1～3つまで： 5万円～150万円 4つ以上： 150万円～450万円	ハードウェア購入費 (a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)消費動向等分析経費： 50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円		ITツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円	～350万円	5万円～150万円
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者：2/3 （令和6年10月から令和7年9月の間で、 「当該期間における地域別最低賃金以 上～令和7年度改定の地域別最低賃 金未満」で雇用している従業員が全従 業員30%以上である月が3か月以上で あることを示した事業者。）	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)・(c)：2/3		～50万円以下：3/4 （小規模事業者：4/5） 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3

小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金）

- 商工会・商工会議所の経営指導員の伴走支援を受けながら、事業者自らが策定した経営計画に基づき行う販路開拓等の取組を支援します。

【概要】

項目	内容
1 補助上限	50万円（補助率2/3） ※特例を活用した場合は最大で250万円。 ※賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については補助率が上がります。
2 事業期間	1 2 か月程度（今後変更の可能性あり）
3 対象者	小規模事業者 （従業員が商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合5人以下、製造業又はそれ以外の業種の場合20人以下）
4 要件	商工会・商工会議所の経営指導員による伴走支援 ※地域の商工会・商工会議所が発行する「事業支援計画書」の添付が必要です。
5 対象経費	機械装置等費、展示会出展費、新商品開発費 等
6 その他	補助事業実施中や終了時において、商工会・商工会議所の経営指導員から助言等の支援を受けることができます。

※内容は変更となる可能性がございます

【活用事例】

- ✓ 観光ぶどう農園を有する喫茶店において、フリーズドライ製品の洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成し、高級スーパー等への商談に活用し、新たな販路を開拓。
- ✓ 醤油製造業者が、事前のテストマーケティングを実施の上、新たな原材料に対応した機械装置を導入するなどして、**新商品を開発**。海外向け展示会に出展し、新規顧客を獲得。

【関連融資制度】



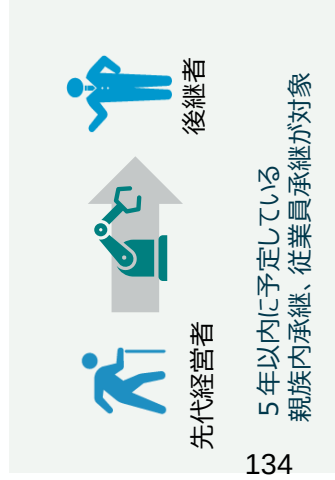
補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度
「**小規模事業者経営改善資金（マル経融資）**」
◎限度額：2,000万円
※融資のご利用には、一定の要件・審査があります。
例、最近1年以上同一地区内で事業を行っていること等
詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。

事業承継・M & A 補助金の概要

- ①事業承継前の設備投資、②M&A時の専門家活用、③M&A後のPMIの実施、④廃業・再チャレンジの取組を支援。

①事業承継促進枠

承継前の設備投資等にかかる費用を補助



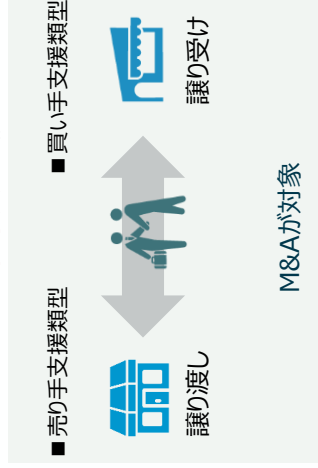
補助率 : 1/2、2/3
補助上限 : 800-1,000万円

【対象経費の例】

- 店舗改装工事費用
- 機械装置の調達費用

②専門家活用枠

M & Aにかかる専門家費用を補助



■ 買い手支援類型

補助率 : 1/3・1/2、2/3
補助上限 : 600万円-800万円、
2,000万円※

※ : 100億企業要件を満たす場合

■ 売り手支援類型

補助率 : 1/2、2/3
補助上限 : 600万円-800万円

■ 小規模売り手支援類型

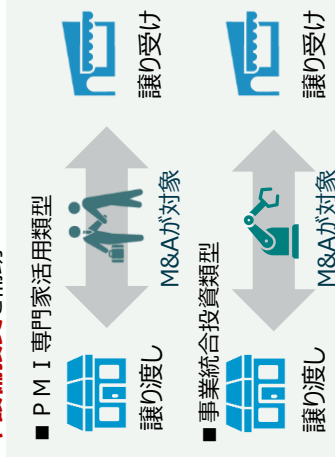
補助率 : 2/3
補助上限 : 450万円

【対象経費の例】

- M&A仲介業者やFAへの手数料等
- デューデリジェンスに係る専門家費用

③PMI推進枠

M & A 後のPMIにかかる専門家費用
や設備投資を補助



■ PMI 専門家活用類型

補助率 : 1/2
補助上限 : 150万円

■ 事業統合投資類型

補助率 : 1/2、2/3※
補助上限 : 800-1,000万円

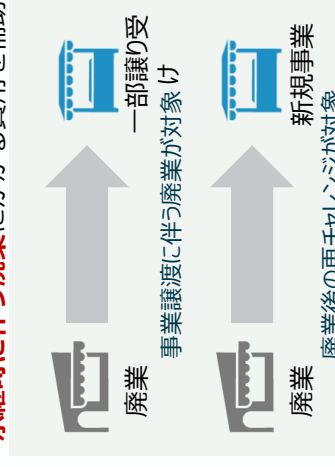
※ : 中小企業者等のうち、小規模事業
者に該当する場合

【対象経費の例】

- PMI専門家への委託費用
- 設備の規格統一など、事業統合に係る設備投資費用

④廃業・再チャレンジ枠

承継時に伴う廃業にかかる費用を補助



補助率 : 1/2、2/3
補助上限 : 300万円

【対象経費の例】

- 廃業支援費、在庫処分費、解体費、
現状回復費、土壌汚染調査費

※赤字は令和7年度補正予算にて拡充。

ものづくり商業サービス省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業

2,960億円

(中小企業等事業再構築促進基金を活用 令和7年に再編)



事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援するとともに、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。
これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

① 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金

中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援する。

(2) 中小企業省力化投資補助金

① カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

② 一般型

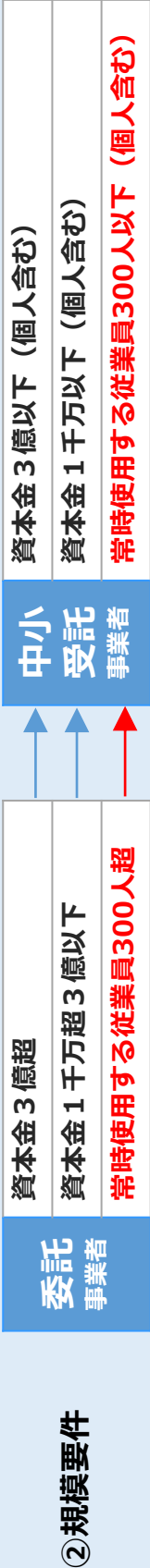
業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

枠・類型、補助上限額、補助率			
	枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅質上げを行う場合	補助率
新事業進出・ものづくり商業サービス補助金	革新的新製品・サービス枠	5人以下 750万円 (850万円) 6～20人 1,000万円 (1,250万円) 21～50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円)	1/2、小規模・再生2/3 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）
	新事業進出枠	20人以下 2,500万円 (3,000万円) 21～50人 4,000万円 (5,000万円) 51～100人 5,500万円 (7,000万円) 101人以上 7,000万円 (9,000万円)	1/2 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ
	グローバル枠		2/3
	カタログ注文型	5人以下 500万円 (750万円) 6～20人 750万円 (1000万円) 21人以上 1,000万円 (1,500万円)	1/2
中小企業省力化投資補助金	一般型	5人以下 750万円 (1,000万円) 6～20人 1,500万円 (2,000万円) 21～50人 3,000万円 (4,000万円) 51～100人 5,000万円 (6,500万円) 101人以上 8,000万円 (1億円)	1/2、小規模・再生 2/3 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）

取適法（改正下請法）の概要

法目的 中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護

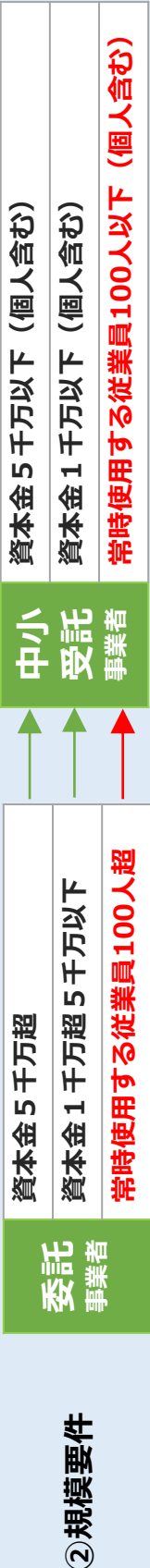
適用対象 ①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引



①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)



義務

発注内容を明示する義務（発注書の交付）
取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）
支払期日（受領後60日以内）を定める義務
遅延利息（14.6％）の支払義務

禁止行為

受領拒否	報復措置
支払遅延（手形払等の禁止）	有償支給原材料等の対価の早期決済
減額	割引困難な手形の交付
返品	不当な経済上の利益提供要請
買いたたき	不当な給付内容の変更・やり直し
購入・利用強制	協議に応じない一方的な代金決定

措置 公取委による勧告、公取委・中企庁・事業所管大臣による指導・助言

※ 赤色は改正内容

振興法（受託中小企業振興法）の概要

法目的

受託中小企業の振興

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容



②規模要件

（製造業、建設業、運輸業その他）

委託事業者	資本金が中小受託事業者より1円でも大きい 常時使用する従業員数が、中小受託事業者より1人でも多い
-------	---

中小受託事業者	資本金3億以下（個人含む） 常時使用する従業員300人以下
---------	----------------------------------

②規模要件

（サービス業）

委託事業者	資本金が中小受託事業者より1円でも大きい 常時使用する従業員数が、中小受託事業者より1人でも多い
-------	---

中小受託事業者	資本金5千万以下（個人含む） 常時使用する従業員100人以下（個人含む）
---------	---

具体的な措置

① 経済産業大臣が中小受託事業者と委託事業者のよるべき基準として「振興基準」※を定める。

※パートナーシップ構築宣言では振興基準遵守が必須。業界団体の自主行動計画（34業種・95団体）にも振興基準の遵守が盛り込まれる

② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への指導・助言又は勧奨。

③ 調査、公表（例：価格交渉・転嫁等の状況の「発注者リスト」（発注側企業522社及び89の国の機関・地方公共団体）を公表）

④ サプライチェーンの多段階にある受注側企業と発注側企業が協力して作成する「振興事業計画」について、金融支援。

⑤ 国及び地方公共団体の責務、連携強化。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

概要

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の1 2 の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、記載された**発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）上の問題が生じない旨**を明記。
- ✓ 令和8年1月1日の取適法の施行等を踏まえ改正した内容等を、全国47都道府県で開催された「地方版政労使会議」を通じて周知した。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は中小受託取引適正化法上の買いたたきとして、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、中小受託取引適正化法上の協議に応じない一方的な代金決定として、それぞれ問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。**

★行動④：サブライチエーション全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サブライチエーション全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。**

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。**

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。**

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、次頁の様式を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的に優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に周知活動を実施してきたところ、引き続き、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をするにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び中小受託取引適正化法に基づき厳正に対処**していく。

また、事業者が**匿名で情報を提供できるフォーム**を作成し、広く情報を受け付けているところ、引き続き、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

「パートナーシップ構築宣言」について

- パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表する取組。
- 一定の補助金の加点措置、賃上げ促進税制の要件として活用されている。
- 2026/6/5時点で95,002社が宣言。



宣言の骨子

- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（脱炭素化・情報化等）
- (2) 委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（※）（振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正

※発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護 等

（参考）コーポレートガバナンス・コード

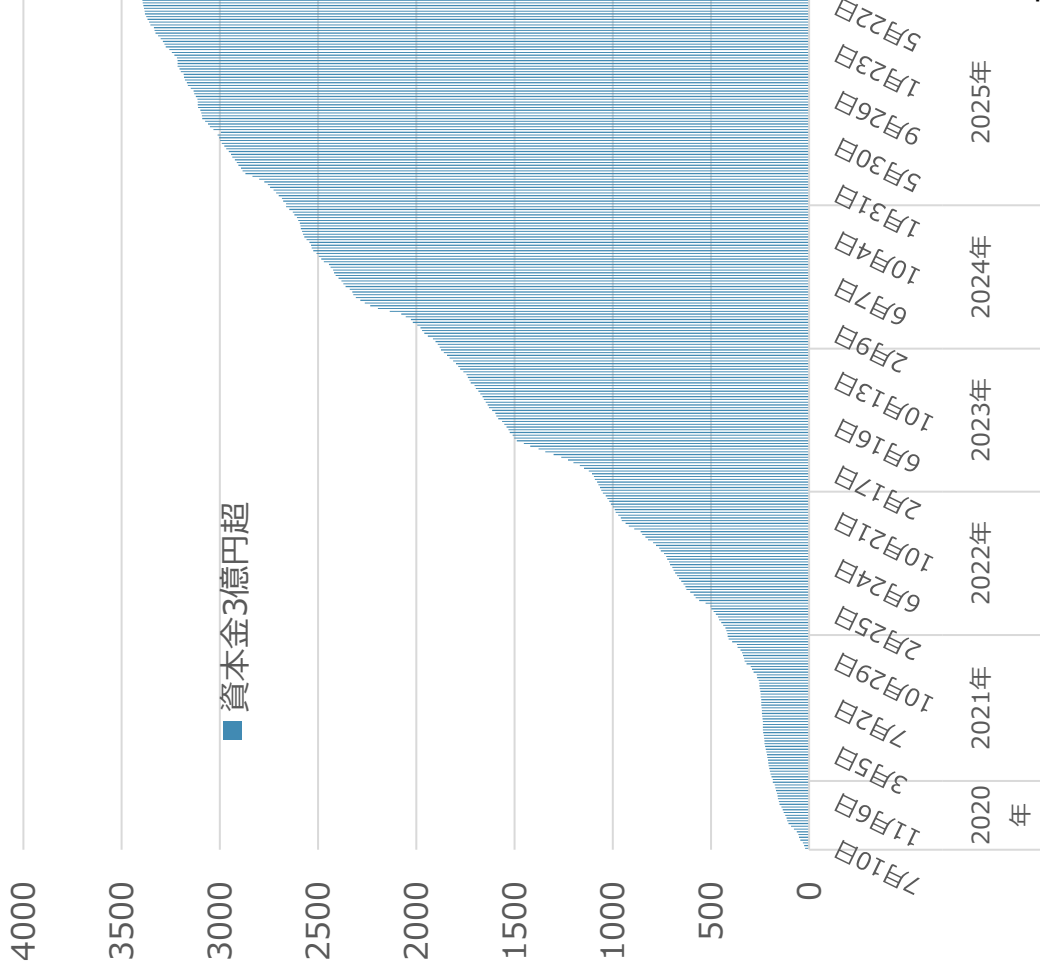
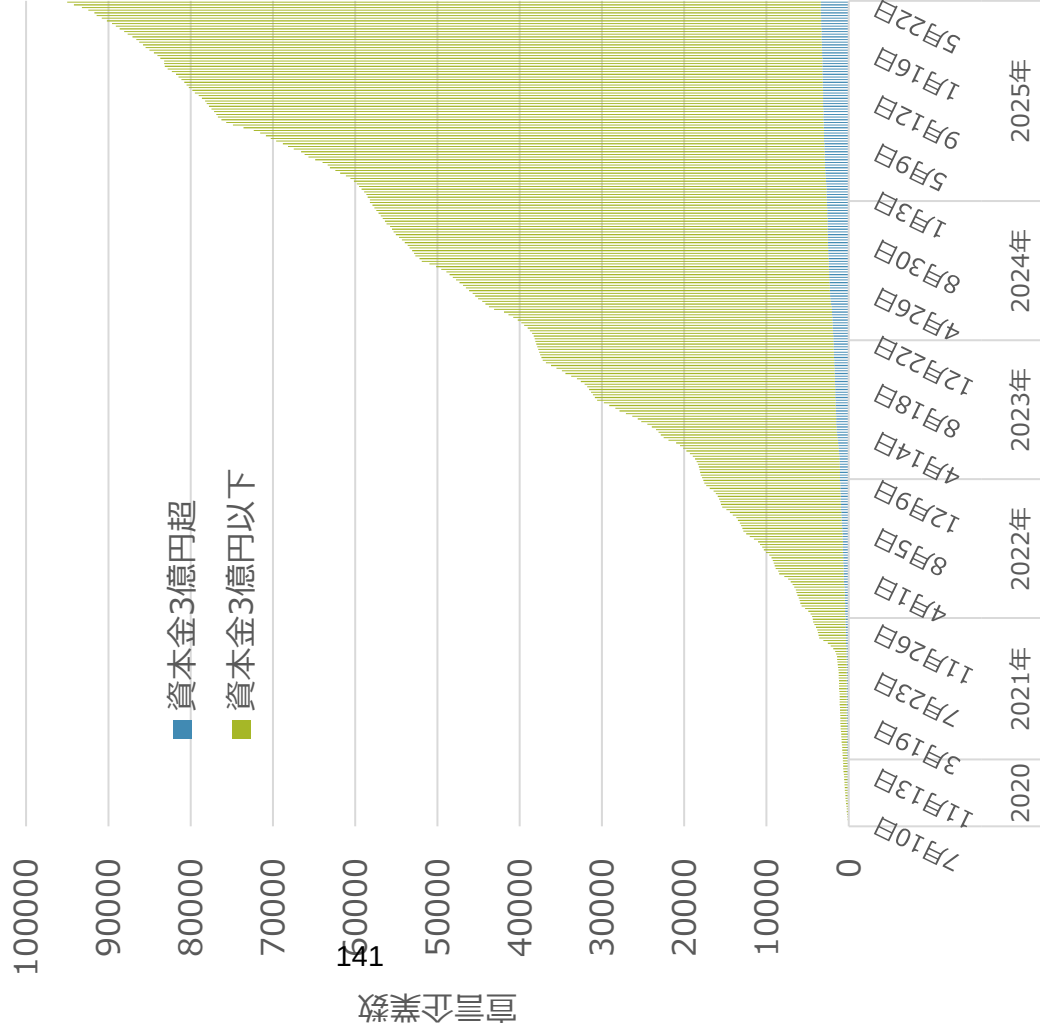
（東京証券取引所 令和3年6月改訂） 抜粋

- 【原則2－3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】 上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。
- 【補充原則 2－3①】 取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。
- 【コーポレートガバナンスシステムに関する実務指針（2022年7月19日改訂） 抜粋】 取引先との公正・適正な取引については、監督の具体的な方法の一つとして、「パートナーシップ構築宣言」を行っているかどうかについての状況や、宣言している場合にはその実行状況について取締役会が監督することが有益である。

パートナーシップ構築宣言の宣言数

- 2026年6月5日時点で**95,002社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**3,395社**）

■ 宣言数の推移



2025年9月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2025年9月で9回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉・転嫁の実施状況等について、中小企業に対し、①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリングを実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

①アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、2025年4月～2025年9月末までの期間における、発注者（最大3者分）との間の価格交渉・価格転嫁・支払条件の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間

2025年9月24日～11月7日

○回答企業数

69,988社（回答から抽出される発注企業数は延べ86,538社）

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は13,661社

※参考：2025年3月調査：65,725社（延べ76,894社）

2024年9月調査：51,282社（延べ54,430社）

○回収率

23.3%（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2025年3月調査：21.9%、2024年9月調査：17.1%

②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査の内容

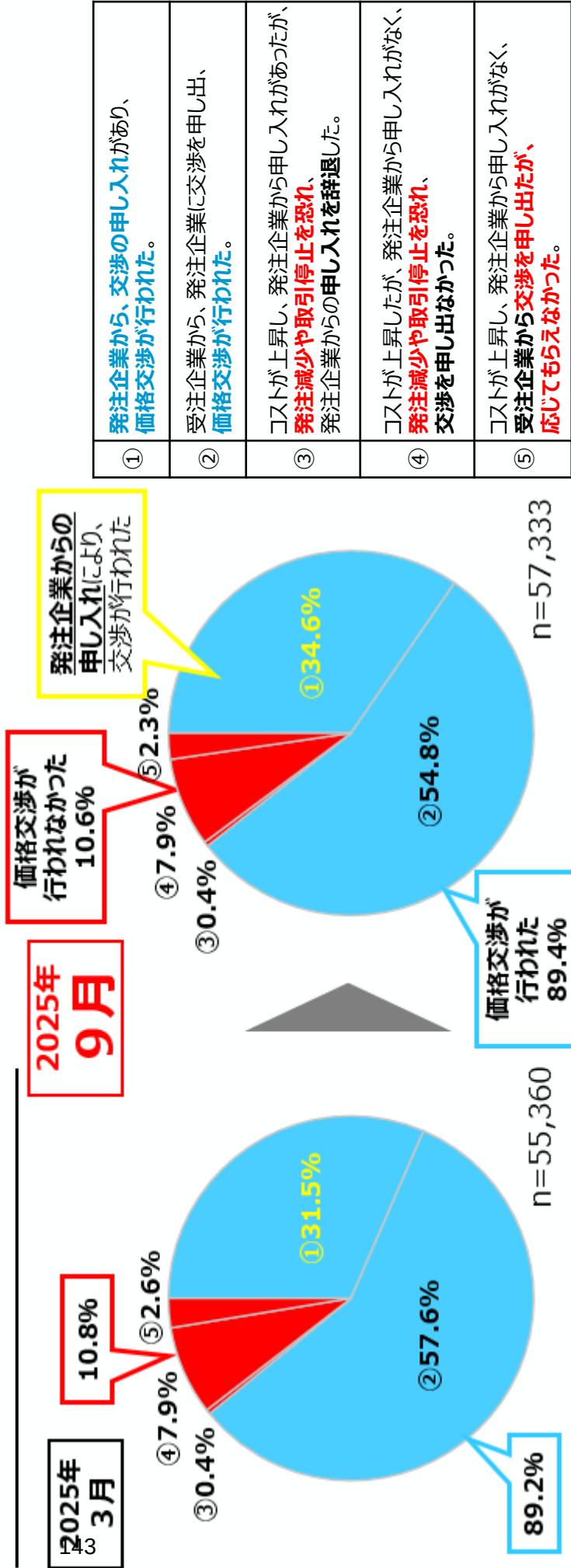
発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

価格交渉の状況

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約3ポイント増の34.6%。
- 「価格交渉が行われた」割合（①②）は全体の89.4%。
- 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）はほぼ横ばいの状況（前回10.8%→10.6%）。

➤ 発注企業からの申し入れは浸透しつつあるもの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかつた者が約1割。協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の施行・厳正な執行などを通して、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

直近6か月間における価格交渉の状況



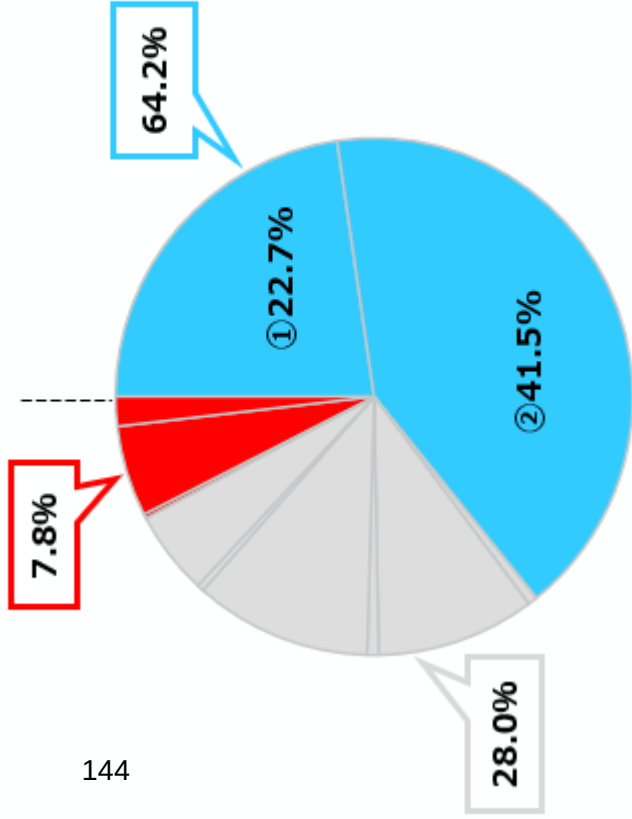
※「価格交渉不要」の回答を除いた分布。
※本調査の回答は、下請法の対象外取引も含まれ得ることに留意。以下同じ。

【参考】「価格交渉不要」の回答を含めた場合の回答分布

- 「発注企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、2割超（前回22.7%→22.9%）。
- 発注企業との価格交渉が行われた割合は、約6割（59.2%）。
- 「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合は若干減少（前回7.8%→7.0%）。

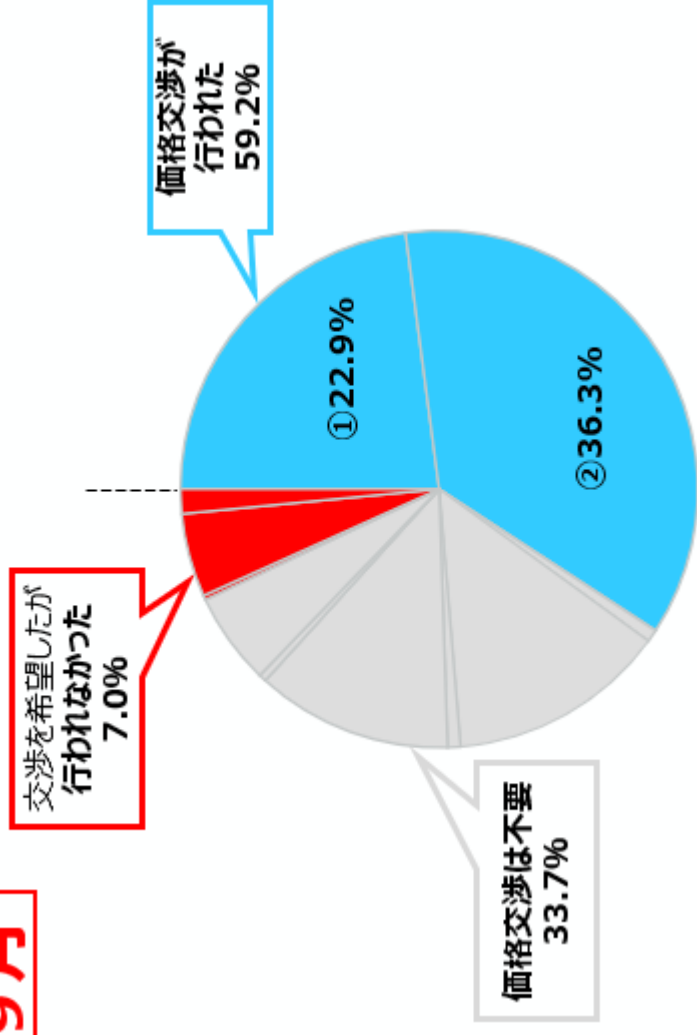
直近6か月間における価格交渉の状況

3月



n= 76,894

9月



n=86,538

【参考】価格交渉【アンケート回答項目と回答分布】

直近 6 か月間における価格交渉の状況

3月

9月

n= 76,894 n=86,538

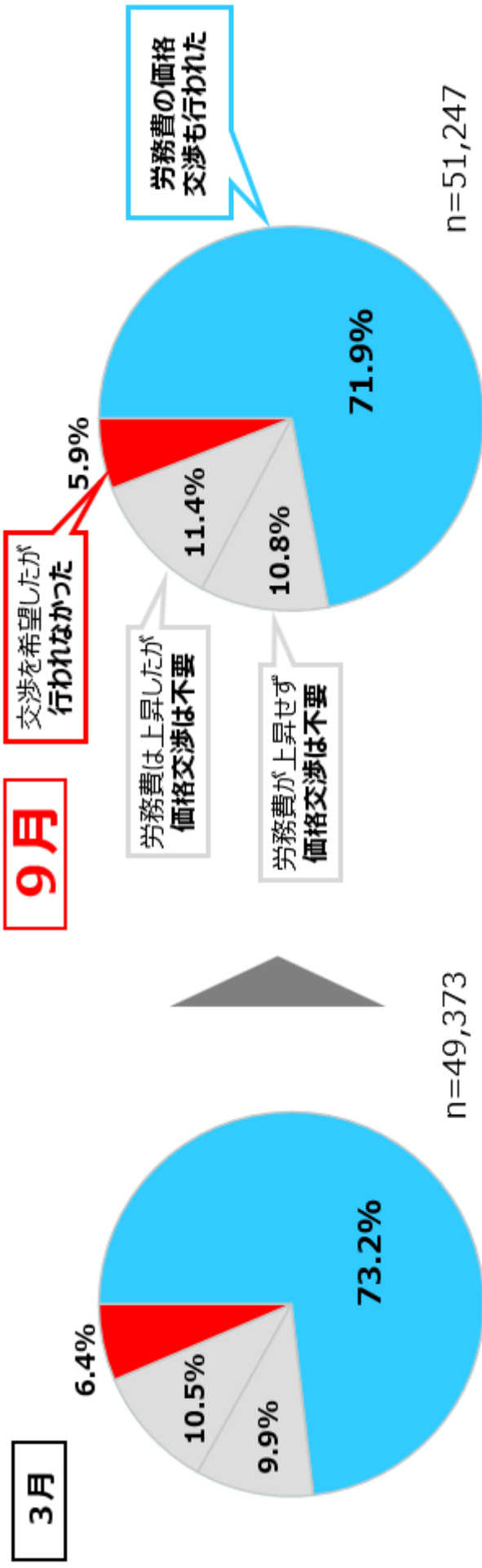
①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	22.7%	22.9%
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	41.5%	36.3%
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.6%	0.8%
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	9.9%	13.7%
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.7%	0.8%
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	11.1%	12.3%
⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.4%	0.5%
⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	5.3%	5.8%
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%	0.3%
⑩	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。	5.7%	5.2%
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	1.8%	1.5%

労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査。

- 価格交渉が行われた企業（59.2%）のうち**7割超**において、**労務費についても交渉を実施**。
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」企業も依然として存在（前回6.4%→**5.9%**）。
- 公正取引委員会等と連携し、「**労務費指針**」を**周知・徹底**していく。

労務費の交渉状況



146

アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 労務費の交渉を申し出たものの、**自助努力で解決**すべき、他社に切り替える、などと言われ交渉が難航した。
- ▲ 労務費の価格交渉を申し出たが、**根拠資料**を求められ、**詳細資料を提出したが交渉に応じてもらえなかった**。

価格転嫁の状況①【コスト全般】

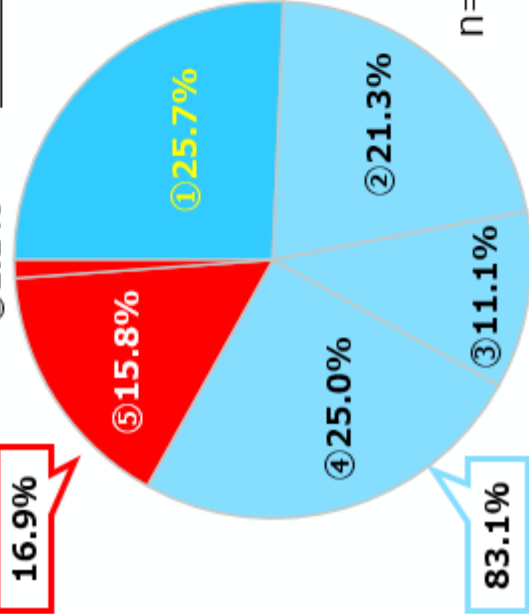
- コスト全体の価格転嫁率は53.5%。今年3月時点より約1ポイント増加（前回52.4%→53.5%）。
- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は、8割超。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は横ばいの状況（前回16.9%→16.8%）。
- 価格転嫁の状況はほぼ横ばいであり、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態が継続している。
転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況

3月
147

転嫁率【コスト全般】

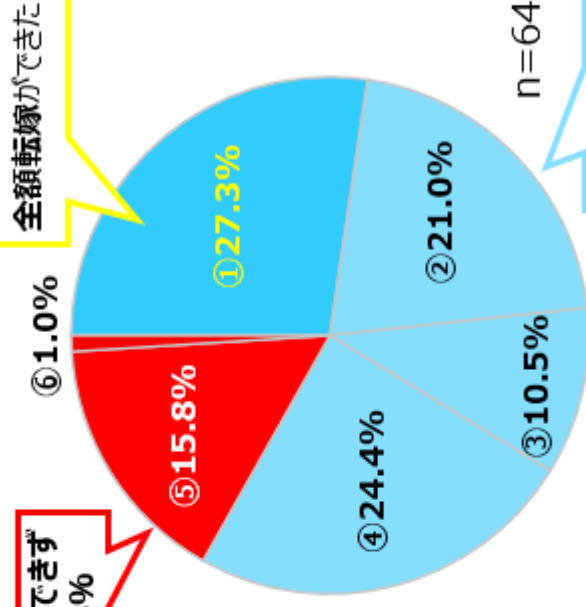
: 52.4%



9月

転嫁率【コスト全般】

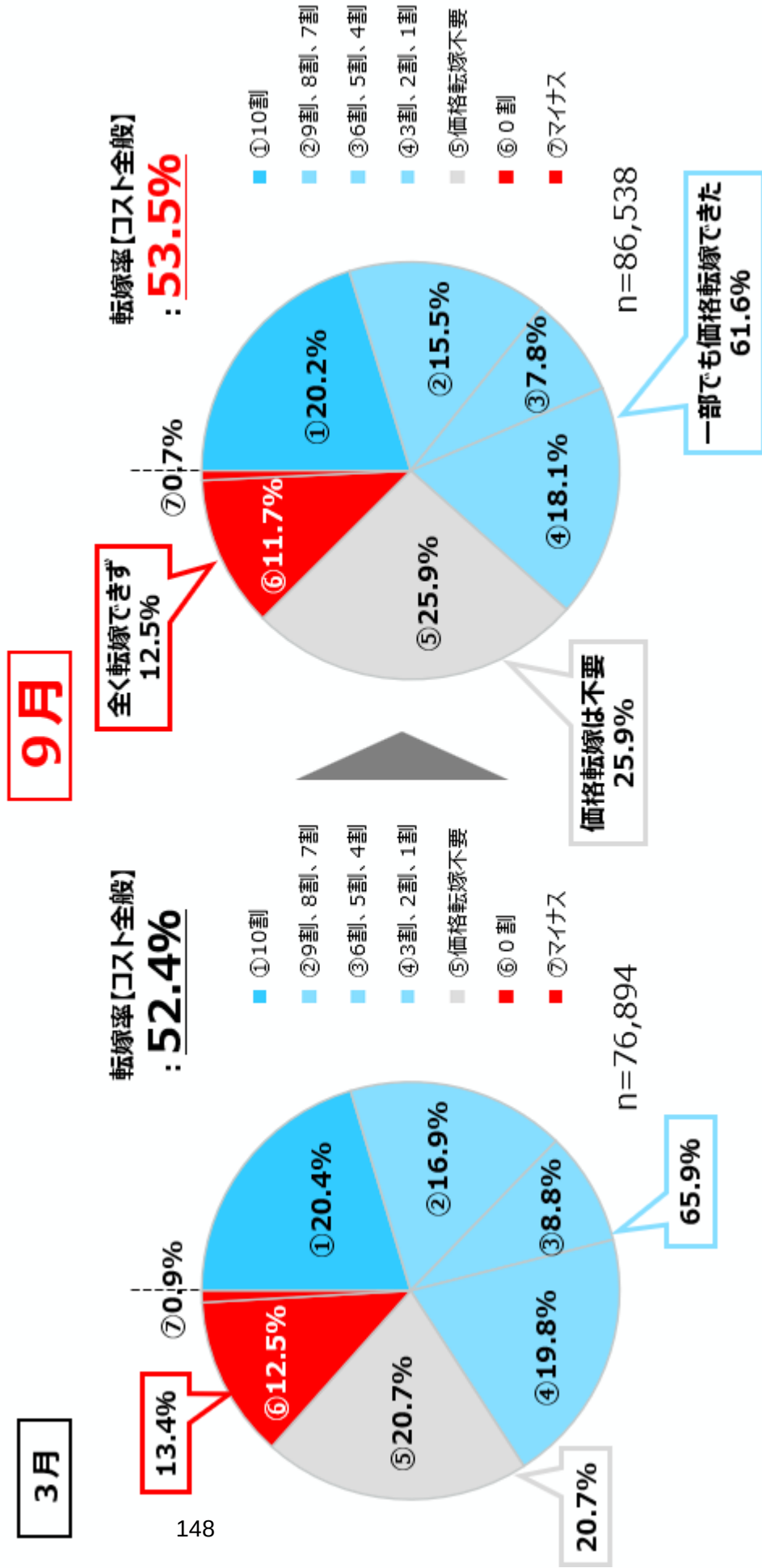
: 53.5%



【参考】「価格転嫁不要」の回答を含めた回答分布

- 「全額転嫁できた」割合は、引き続き、約 2 割程度。「一部でも転嫁できた」割合は、6 割超。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合は減少（前回13.4%→12.5%）。

直近 6 か月間における価格転嫁の状況



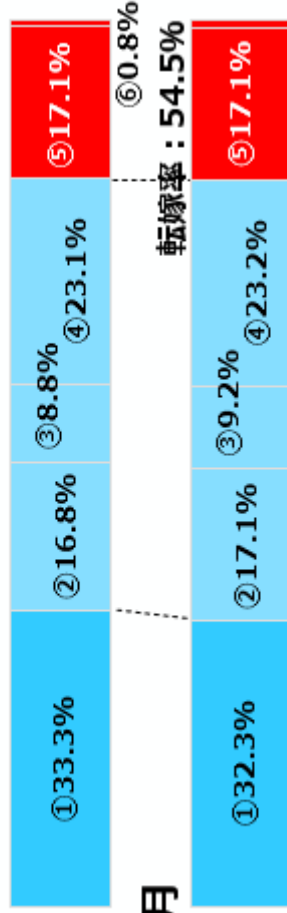
価格転嫁の状況②【コスト要素別】

- 労務費の転嫁率は、はじめて5割に到達したものの、原材料費と比較して約5ポイント低い。
- エネルギー費の転嫁率は、前回から上昇したものの、要素別では最も低い水準となっている。
- 労務費に限らず、原材料費・エネルギー費を含めたコスト全般の価格転嫁を一層推進していく必要がある。

原材料費

9月

転嫁率：55.0%



3月

転嫁率：54.5%



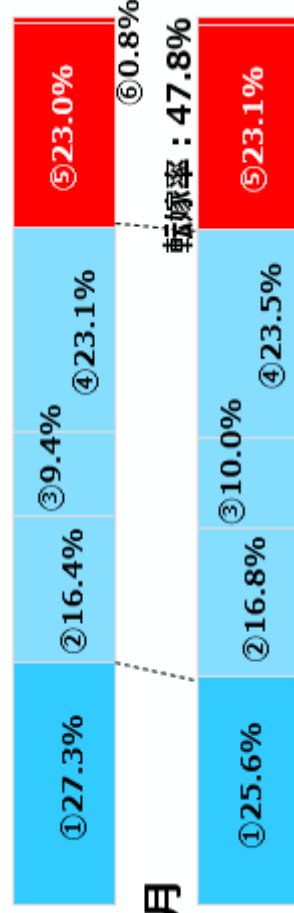
一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

エネルギー費

9月

転嫁率：48.9%



3月

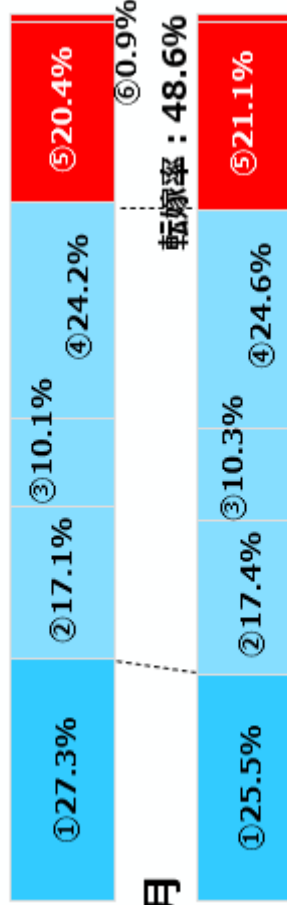
転嫁率：47.8%



労務費

9月

転嫁率：50.0%



3月

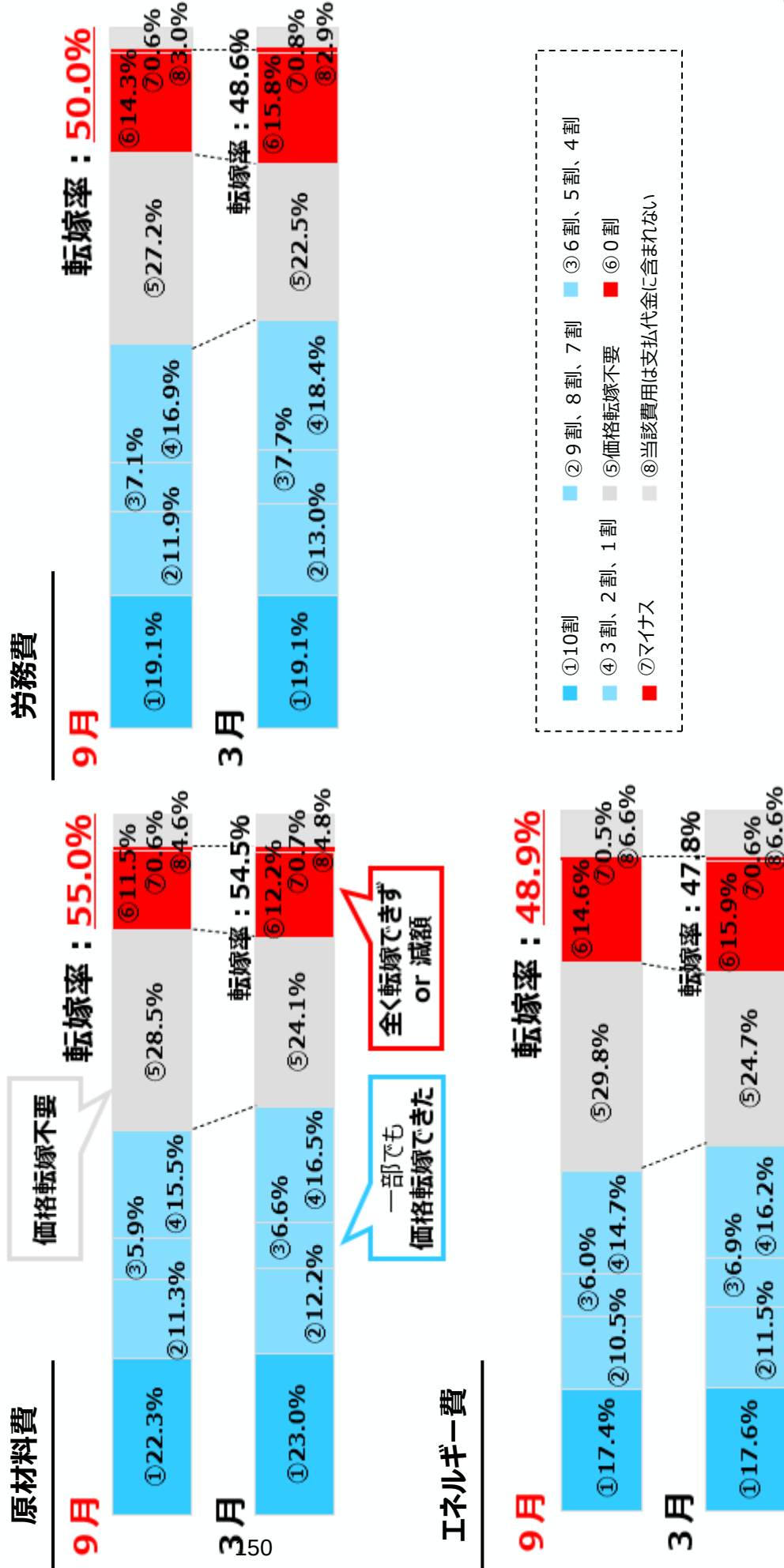
転嫁率：48.6%



① 10割
② 9割、8割、7割
③ 6割、5割、4割
④ 3割、2割、1割
⑤ 0割
⑥ マイナス

【参考】価格転嫁の状況②【コスト要素別】（「価格転嫁不要」の回答を含む）

- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合は、それぞれ約1～2ポイント減少。
- 「全額転嫁できた」割合は、いずれのコストにおいてもほぼ横ばいの状況。



価格転嫁に関する発注側企業による説明

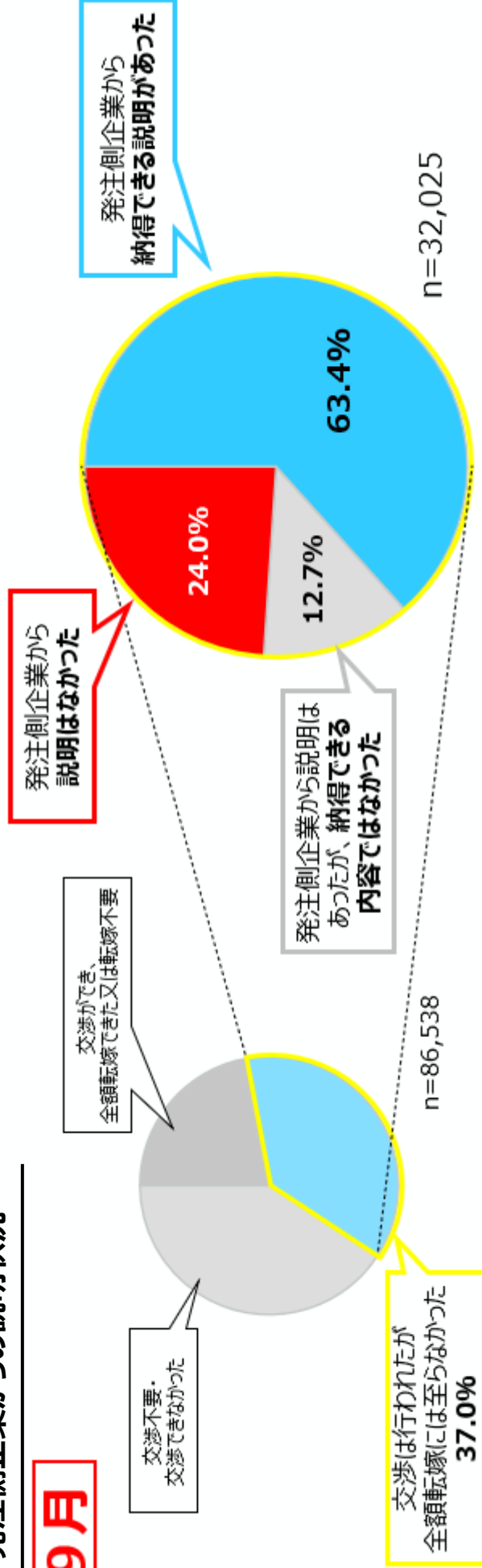
- 価格交渉が行われたものの、全額の転嫁には至らなかった企業（全体の37.0%）のうち、「発注側企業から説明はあったものの、納得できるものではなかった」又は「発注側企業からの説明はなかった」とする回答が約4割（前回38.2%→36.6%）。

- 発注側企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、**価格に関する十分な説明**も求めていく必要。
「**中小受託取引適正化法**」の施行により、価格協議において、**必要な説明又は情報の提供をしないことや一方的な価格決定が禁止**されるの旨の周知、対応の徹底を促していく。

発注側企業からの説明状況

9月

151



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 値上げ交渉を行ったが、申し入れた金額は受け入れられず一方的に金額を決められたうえ、転注を示唆された。
- ▲ 根拠資料を提出して交渉を申し入れたが、エビデンスが足りないと一蹴され、協議に応じてもらえなかった。複数回申し入れたが、3～4か月経っても返事がなく諦めた。

価格交渉の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

※ 価格交渉の実施状況に係る回答を点数化し、発注企業の業種毎に平均点を集計。

- 交渉に応じている業種と応じていない業種の差が拡大。交渉に応じている業種は転嫁率も高い傾向にある。

順位	業種	交渉平均点
—	全体	↑ 7.30 (7.18)
1位	建設	↑ 7.96 (7.65)
2位	化学	↑ 7.94 (7.52)
3位	造船	↑ 7.58 (7.46)
4位	電気・ガス・熱供給・水道	↓ 7.55 (7.67)
5位	情報サービス・ソフトウェア	↓ 7.39 (7.40)
6位	自動車・自動車部品	↑ 7.29 (7.05)
7位	卸売	↓ 7.28 (7.36)
8位	不動産業・物品賃貸	↑ 7.26 (6.60)
8位	電機・情報通信機器	↓ 7.26 (7.38)
10位	製薬	↓ ↓ 7.22 (8.40)
11位	食品製造業	↓ 7.14 (7.19)
12位	農業・林業	↑ 7.13 (7.01)
12位	機械製造業	↑ 7.13 (6.86)
14位	通信	↑ ↑ 7.11 (6.36)
15位	飲食サービス	↓ ↓ 7.09 (7.67)
16位	広告	↓ 7.07 (7.13)
17位	金属	↑ ↑ 7.05 (6.44)
17位	小売	↓ 7.05 (7.27)
19位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↓ 6.98 (7.54)
20位	金融・保険	↑ 6.95 (6.86)
21位	放送コンテンツ	↓ 6.77 (6.84)
22位	鉱業・採石・砂利採取	↓ ↓ 6.67 (7.39)
23位	紙・紙加工	↓ 6.57 (6.97)
24位	印刷	↑ 6.48 (6.30)
25位	生活関連サービス	↓ 6.42 (6.54)
26位	繊維	↑ 6.38 (6.19)
27位	石油製品・石炭製品製造	↑ 6.35 (6.02)
28位	建材・住宅設備	↓ 6.27 (6.31)
29位	廃棄物処理	↓ 5.90 (6.15)
30位	トラック運送	↓ ↓ 5.60 (6.21)
—	その他	—

※ () 内は2025年3月の平均点を示す。3月時点との変化幅と矢印の数の関係は以下のとおり。
↑ : 0.1～0.4ポイント上昇、↑↑ : 0.5～0.9ポイント上昇、↑↑↑ : 1.0ポイント以上上昇
※価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。
(例) 家電メーカー（発注者）が、トラック運送業者（受注者）に運送委託するケースは、「電機・情報通信機器」に集計。

質問① 交渉有無	質問② 交渉申し入れ 有無	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申し入れがあった	—	10点
	申し入れがなかった	—	8点
	申し入れがあった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
	申し入れがなかった	支払代金が市場価格に連動するため、交渉は不要と判断し、辞退したため	対象外
		コストが上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、辞退したため	5点
	行われなかった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		支払代金が市場価格に連動するため、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかったため	－5点
		コストが上昇し、交渉を申し出たが、応じてもらえなかったため	－10点

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

- 上位の製造業系の業種は、転嫁率が数ポイントずつ上昇し、改善傾向にあるものの、下位のトラック運送業、放送コンテンツ業、農業・林業などは、今年3月時点から転嫁率が悪化する結果となった。

2025年9月			コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率										
					原材料費		エネルギー費		労務費						
業種別	全体		↑	53.5%	(52.4%)	↑	55.0%	(54.5%)	↑	48.9%	(47.8%)	↑	50.0%	(48.6%)	
	1位	化学		↑	66.7%	(64.8%)	↑	69.6%	(69.3%)	↑	62.5%	(62.4%)	↓	60.6%	(61.3%)
	2位	電機・情報通信機器	↑	60.6%	(58.4%)	↑	64.5%	(62.8%)	↑	54.9%	(52.7%)	↑	56.0%	(53.3%)	
	3位	機械製造業	↑	59.4%	(56.2%)	↑	64.8%	(63.3%)	↑	55.2%	(52.2%)	↑	54.5%	(50.6%)	
	3位	造船	↑	59.4%	(57.6%)	↑	63.9%	(60.2%)	↓	55.1%	(57.9%)	↑	54.1%	(51.0%)	
	5位	食品製造業	↓	59.3%	(60.3%)	↓	60.2%	(62.7%)	↑	53.1%	(52.2%)	↑	53.2%	(51.7%)	
	6位	自動車・自動車部品	↑	58.9%	(56.6%)	↑	64.9%	(63.7%)	↑	56.0%	(55.0%)	↑	56.1%	(53.4%)	
	7位	飲食サービス	↓	57.2%	(57.3%)	↑	60.7%	(58.4%)	↑	48.4%	(48.2%)	↑	48.5%	(46.1%)	
	8位	金融・保険	↑↑	56.2%	(51.1%)	↑↑	58.6%	(50.5%)	↑↑	54.0%	(45.6%)	↑↑	56.0%	(47.7%)	
	9位	金属	↑	54.2%	(50.9%)	↑	58.5%	(56.4%)	↑	49.4%	(47.5%)	↑	48.9%	(46.3%)	
	10位	卸売	↓	54.1%	(54.4%)	↓	55.7%	(56.5%)	↑	49.4%	(48.1%)	↑	48.6%	(47.4%)	
	11位	小売	↑	54.0%	(52.5%)	↑	55.7%	(53.4%)	↑	48.3%	(46.8%)	↑	48.0%	(46.3%)	
	12位	建設	↑	53.2%	(52.6%)	↑	53.9%	(53.7%)	↑	49.8%	(48.2%)	↑	51.6%	(50.4%)	
	13位	鉱業・採石・砂利採取	↑	52.9%	(52.2%)	↓	52.2%	(53.5%)	↓	48.6%	(51.0%)	↓	47.7%	(49.5%)	
	14位	電気・ガス・熱供給・水道	↓	52.7%	(53.6%)	↓	53.2%	(55.2%)	↓	49.3%	(50.1%)	↓	50.5%	(51.8%)	
	15位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑	52.4%	(51.5%)	↓	49.9%	(50.6%)	↓	45.8%	(48.1%)	↓	48.9%	(49.3%)	
	16位	不動産業・物品賃貸	↑	51.7%	(48.5%)	↑	51.3%	(49.0%)	↑	47.2%	(46.0%)	↑	48.3%	(47.0%)	
	17位	情報サービス・ソフトウェア	↓	50.9%	(54.3%)	↓	46.1%	(50.5%)	↓	43.2%	(46.0%)	↓	51.3%	(53.6%)	
	18位	石油製品・石炭製品製造	↑	50.0%	(46.0%)	↓	55.6%	(55.6%)	↑	44.9%	(42.4%)	↑	44.6%	(41.2%)	
	18位	紙・紙加工	↓	50.0%	(51.4%)	↑	53.2%	(52.5%)	↓	45.5%	(46.8%)	↓	44.7%	(46.7%)	
	20位	印刷	↑	49.9%	(47.7%)	↑	49.8%	(48.9%)	↑	42.7%	(41.3%)	↑	44.0%	(39.6%)	
	21位	生活関連サービス	↓	48.9%	(50.2%)	↑	49.8%	(48.9%)	↓	42.3%	(44.5%)	↑	44.2%	(43.4%)	
	22位	繊維	↑	48.1%	(47.5%)	↑	51.6%	(49.1%)	↑	44.6%	(41.6%)	↑	44.8%	(41.7%)	
	23位	建材・住宅設備	↑	47.2%	(46.6%)	↑	48.9%	(48.3%)	↓	40.9%	(41.3%)	↑	41.6%	(39.5%)	
	24位	製薬	↓↓↓	46.7%	(64.1%)	↓↓↓	50.8%	(68.7%)	↓↓↓	46.0%	(56.6%)	↓↓↓	42.6%	(61.7%)	
	25位	通信	↑↑	46.6%	(37.7%)	↑↑	46.6%	(37.2%)	↑↑	43.4%	(34.1%)	↑↑	45.9%	(37.3%)	
	26位	広告	↑	43.4%	(38.7%)	↓	43.6%	(48.4%)	↓	33.5%	(37.8%)	↑↑	42.8%	(36.3%)	
	27位	農業・林業	↓	42.3%	(45.0%)	↓	41.9%	(44.6%)	↓	38.7%	(41.3%)	↓	38.1%	(38.9%)	
	28位	廃棄物処理	↑	41.1%	(39.3%)	↑	38.0%	(37.2%)	↑	36.0%	(34.4%)	↓	34.9%	(35.3%)	
	29位	放送コンテンツ	↓	40.1%	(43.2%)	↓	41.6%	(44.6%)	↓	34.2%	(36.0%)	↓	37.7%	(41.7%)	
	30位	トラック運送	↓	34.7%	(36.1%)	↓	31.3%	(32.1%)	↓	30.4%	(33.1%)	↓	31.0%	(32.8%)	
	—	その他	—				—				—				

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【受注企業の業種毎に集計】

- 受注者として価格転嫁してもらえている業種（上位にある業種）は、発注者としても価格転嫁に応じている傾向にある。また、今年3月と比べ、上位業種と下位業種の転嫁率の差が拡大している。

2025年9月		コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率			
全体				原材料費	エネルギー費	労務費	
業種別	順位	コスト増に対する転嫁率	原材料費	エネルギー費	労務費	コスト増に対する転嫁率	順位
業種別	1位	↑ 53.5%	↑ 52.4%	↑ 55.0%	↑ 54.5%	↑ 48.9%	↑ 47.8%
	2位	↑ 64.5%	↑ 64.4%	↓ 66.5%	↑ 69.8%	↓ 58.8%	↓ 60.9%
	3位	↑ 63.4%	↑ 61.0%	↑ 68.3%	↑ 66.7%	↑ 60.4%	↑ 56.8%
	4位	↑ 61.8%	↑ 61.3%	↑ 63.8%	↑ 63.7%	↑ 54.7%	↑ 52.9%
	5位	↑ 61.1%	↑ 57.3%	↑ 64.6%	↑ 62.5%	↑ 55.1%	↑ 52.8%
	6位	↑ 58.1%	↑ 53.4%	↑ 66.6%	↑ 63.2%	↑ 57.4%	↑ 53.4%
	7位	↑ 57.3%	↑ 55.7%	↑ 60.0%	↑ 56.7%	↑ 51.0%	↑ 46.9%
	8位	↑ 55.7%	↑ 55.4%	↑ 57.6%	↑ 57.4%	↑ 50.4%	↑ 49.2%
	9位	↑ 54.8%	↑ 51.9%	↑ 60.3%	↑ 59.8%	↑ 49.7%	↑ 48.5%
	10位	↑ 53.4%	↑ 52.5%	↑ 54.4%	↑ 53.9%	↑ 50.7%	↑ 49.4%
	11位	↓ 53.0%	↓ 55.7%	↓ 54.9%	↓ 58.3%	↓ 48.1%	↓ 49.3%
	12位	↓ 51.9%	↓ 54.0%	↓ 47.5%	↓ 50.1%	↓ 44.4%	↓ 45.4%
	13位	↓ 51.3%	↓ 53.0%	↓ 49.7%	↓ 50.1%	↓ 44.9%	↓ 50.3%
	14位	↓ 51.2%	↓ 54.8%	↓ 51.9%	↓ 62.0%	↓ 45.9%	↓ 61.8%
	15位	↑ 50.7%	↑ 50.7%	↓ 48.2%	↑ 48.7%	↓ 47.0%	↑ 48.3%
	16位	↑ 50.3%	↑ 46.8%	↓ 57.9%	↑ 58.4%	↑ 46.3%	↑ 42.4%
	17位	↑ 49.1%	↑ 51.0%	↓ 50.4%	↑ 52.3%	↓ 42.2%	↑ 44.7%
	18位	↑ 49.0%	↑ 47.8%	↓ 48.4%	↑ 50.8%	↓ 50.1%	↑ 50.6%
	19位	↓ 48.2%	↓ 49.4%	↓ 49.6%	↑ 51.1%	↓ 42.4%	↑ 44.3%
	20位	↓ 46.8%	↓ 48.3%	↓ 45.4%	↑ 52.8%	↓ 40.8%	↑ 47.4%
	21位	↑ 46.3%	↑ 50.6%	↑ 48.7%	↑ 51.6%	↑ 43.6%	↑ 45.0%
	22位	↑ 46.1%	↑ 35.4%	↑ 49.7%	↑ 35.7%	↑ 44.4%	↑ 34.5%
	23位	↑ 45.4%	↑ 45.5%	↑ 47.8%	↑ 47.2%	↑ 42.8%	↑ 42.1%
	24位	↑ 45.0%	↑ 28.5%	↑ 36.4%	↑ 30.6%	↑ 36.4%	↑ 32.1%
	25位	↓ 41.4%	↓ 44.8%	↓ 41.2%	↑ 43.4%	↓ 38.3%	↑ 40.6%
	26位	↓ 39.6%	↓ 40.1%	↓ 36.7%	↑ 37.6%	↓ 35.6%	↑ 38.8%
	27位	↓ 37.6%	↓ 42.1%	↓ 35.3%	↑ 41.8%	↓ 32.2%	↑ 38.1%
	28位	↓ 36.5%	↓ 37.6%	↓ 32.5%	↑ 33.6%	↓ 33.9%	↑ 35.4%
	29位	↓ 34.0%	↓ 41.0%	↓ 34.9%	↑ 45.4%	↓ 30.3%	↑ 38.2%
	30位	↓ 33.0%	↓ 36.9%	↓ 25.7%	↑ 42.8%	↓ 26.5%	↑ 44.6%
	その他	↓ 30.0%	↓ 45.0%	↓ 30.0%	↑ 66.7%	↓ 30.0%	↑ 41.7%
平均		↑	↑	↑	↑	↑	↑
標準偏差		1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5

賃上げ促進税制の見直し

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

経済産業関係

令和8年度税制改正について

- 物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け、足元の賃上げ状況等を踏まえつつ、本税制を見直す。
(全企業向け措置は令和7年度末で終了。中堅企業向け措置は賃上げ基準見直し。教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止。)

改正概要

改正後

継続雇用者※3 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※5	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+4%	10%	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5%
+5%	15%		上乗せ
+6%	25%		上乗せ

中堅企業※1



改正前

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+3%	10%	+10%	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5%
+4%	25%	上乗せ		上乗せ

全雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+1.5%	15%	くるみん or えるぼし二段階目以上	5%
+2.5%	30%		上乗せ

中小企業※2



全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+1.5%	15%	+5%	くるみん or えるぼし二段階目以上	5%
+2.5%	30%	上乗せ		上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能※6。

- ※1 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。
ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。
- ※2 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※3 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※4 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
- ※5 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※6 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

賃金と物価の好循環に関する理解醸成について

- 賃金と物価の好循環の実現に向けた継続的な賃上げには、コスト上昇分が適切に価格転嫁できる環境の整備が必要です。
- 消費者庁では、賃金上昇が巡り巡ると物価上昇や更なる賃金上昇をもたらし得るという共通理解を消費者を含めた社会全体で醸成すべく、消費者の物価に対する理解を促進するための動画コンテンツを作成し、周知を図っています。

動画コンテンツ「値段が上がるって、本当に良くないこと？」「物価があがれば賃金も上がるってホント？」

日本の賃金と物価を巡るこれまでの状況や、モノやサービスの値段が決まる仕組み、消費者が物価上昇にどのような向き合えば良いかについて、わかりやすく解説。

156



- ✓ 値上げは、必ずしも悪いことではない
- ✓ 2022年頃までの約30年間、コストが上昇しても、企業が消費者離れをおそれて値上げできない状況が続いた
- ✓ 2022年頃から、生産コストの上昇が値段に反映され、賃金も物価も上がり始めている
- ✓ 現在は、賃金上昇と物価上昇の好循環ができつつある状況
- ✓ 賃金上昇と物価上昇の良い循環につなげていくことが大切
- ✓ キーワードは「値段の背景を意識して」「買って企業を応援」

くより深く学びたい方向け>

※メイン動画をより詳細に解説した過去動画です。

- #1 物価上昇！どうする？
- #2 物の値段はどうやって決まる？
- #3 物価が上がらないのは、なぜ良くないの？
- #4 日本の物価・賃金、世界と比べてここが変！
- #5 物価はなんで上がらないの？
- #6 物価をウォッチしよう！



3～5分
で観られ
ます！

動画は[こちら](#)、または

消費者庁 物価について考える

検索

作成した動画コンテンツは、消費者庁ホームページやYouTubeに掲載し、SNS（X等）を活用した周知・啓発を行っているほか、消費者団体に対して、当該コンテンツのチラシをお送りするなどして、周知を図っています。

中東情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置（2026年3月11日 総理指示）

- 3月11日（水）の総理指示を踏まえ、緊急的に燃料油（ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料）に対する支援を決定。3/19（木）出荷分から支給開始。
- 現在の燃料油補助金の基金残高を活用し、ガソリンについては、全国平均小売価格が、170円程度を超える見込みとなった場合には、その水準を超えないよう、170円を超える部分について、10/10の補助を行う。
- 軽油・重油・灯油についてはガソリンと同額の補助を行う。

※ 軽油については、暫定税率が廃止される4月1日まで、暫定税率相当の17.1円の補助に加えて、追加的に支給。
※ 重油・灯油については、従前の5円の定額引下げ補助に代えて、ガソリンと同額の補助を行う。
※ 航空機燃料については、従前の4円の定額引下げ補助に代えて、ガソリンの補助額の4割相当の支援とする。



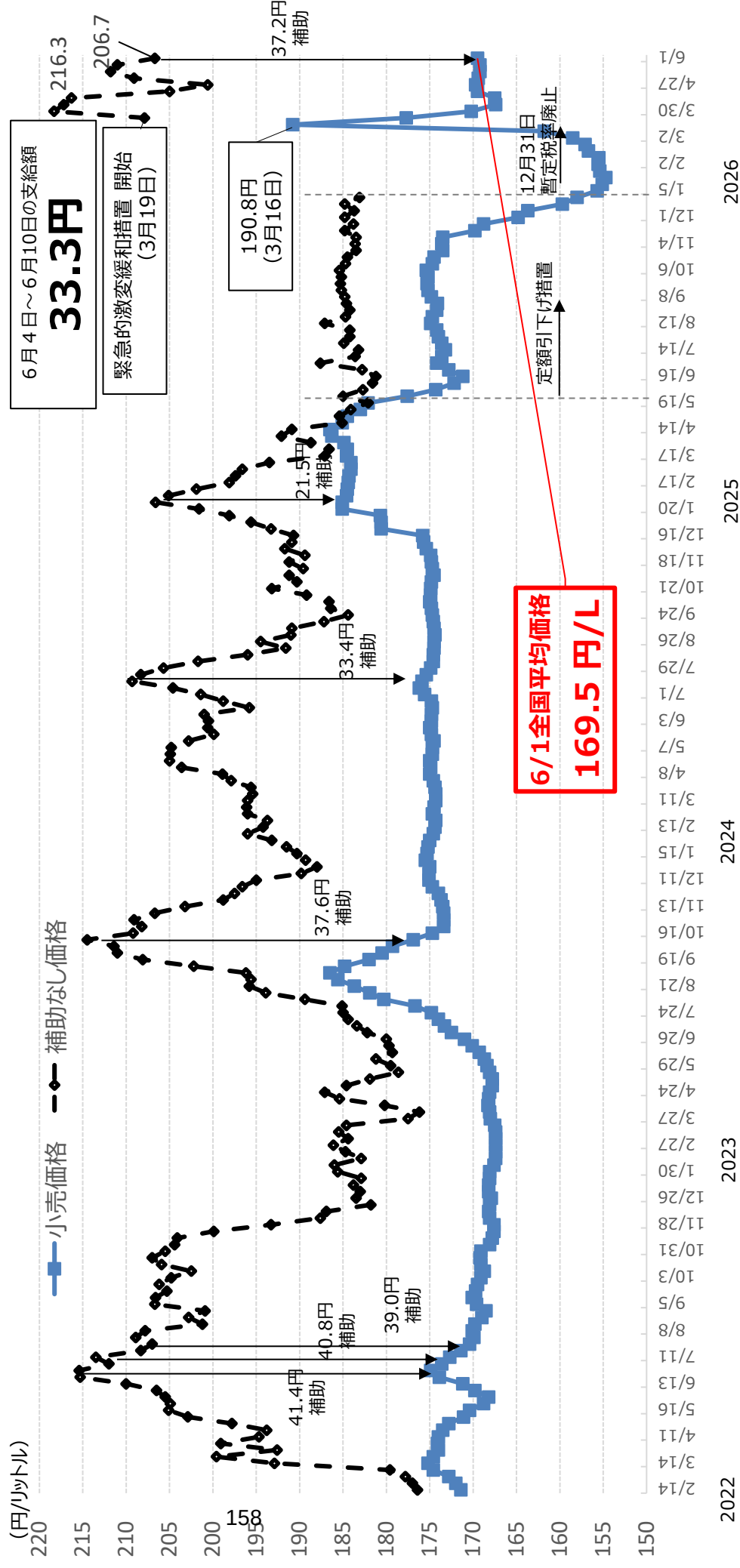
- 今般、令和7年度予備費を7,948億円措置。（3/24(火)閣議決定）
- 元々の3月末基金残高見込みと合わせて、1兆円超の基金規模を確保
⇒ 価格高騰が継続する場合にも、切れ目なく安定的な支援

ガソリン全国平均価格の推移

- 2026年6月1日（月）のガソリン全国平均価格は、169.5円（前週比+0.3円）となった。
- 6月4日（木）から適用するガソリンの補助額は33.3円。

※支給単価＝翌週の想定ガリン小売価格（今週の価格169.5円＋前週の支給額37.2円＋原油価格の変動分－3.4円）－基準価格170.0円

レギュラーガソリン・全国平均価格



今夏の電気・ガス料金支援（2026年7月～9月）

【令和8年度一般会計予備費5,135億円】

- 暑くなる夏への対応として、エアコンを適切に利用いただくなど、国民の命と暮らしを守る観点から、使用量が増加する7月から9月まで電気・ガス代の支援を行う。
- 特に、電力使用量がピークとなる8月使用分の負担軽減を重点化する。

支援の概要

	電気		都市ガス
	低圧	高圧	
7月	3.5円/kWh	1.8円/kWh	14円/㎡
8月	4.5円/kWh	2.3円/kWh	18円/㎡
9月	3.5円/kWh	1.8円/kWh	14円/㎡

支援の効果

- ☑標準的な家庭において、3ヶ月5,000円程度の負担引下げ効果を実現。
- ☑支援後の料金水準は、昨年夏の水準を下回る見込み。

概要

- 扶養される側（被扶養配偶者（第3号被保険者））が、以下の全ての要件を満たす場合、扶養から外れ、厚生年金・健康保険に加入し、保険料負担（労使折半）が生じるため、壁を超える前後で手取りが減少する
 - ・ 賃金要件：雇用契約時の所定内賃金（注1）が月8.8万円（年収 約106万円）以上
 - ・ 労働時間要件：週の所定労働時間が20時間以上
 - ・ 企業規模要件：従業員50人超の企業に勤務
 - ・ 学生除外要件：学生ではない

➢ 加入すると、厚生年金や健康保険の傷病手当金等の給付が上乗せされる

106万
(社保)
↓
撤廃

対策（令和7年以降）

- **令和7年年金制度改正法による要件の見直し（被用者保険の適用拡大）**
- ⇒ **賃金要件を撤廃（令和8年10月予定）**
 - ※ 最低賃金が時給1,016円以上となると週20時間以上働く方の賃金が月8.8万円以上となり、賃金要件の意味が実質的になくなる（2025年度には全ての都道府県の最低賃金が時給1,016円以上となる）
- ⇒ **企業規模要件を下表のとおり段階的に撤廃**

対象時期	2027年10月～	2029年10月～	2032年10月～	2035年10月～
従業員数	36～50人	21～35人	11～20人	10人以下

- できる限り「被用者保険」への移行を促す観点から「**被用者保険の適用拡大**」を**着実に実施**。その上で、以下の取組を通じて働く方々に「壁」を意識せず働いていただける環境作りを支援。
 - **キャリアアップ助成金の拡充**
 - ⇒ 「短時間労働者労働時間延長支援コース」の新設（令和7年7月）
 - **被扶養者認定に係る見直し**
 - ⇒ 被扶養者認定の円滑化（注3）の恒久化（令和7年10月）
 - ⇒ 大学生年代の被扶養者の認定基準を150万円まで引上げ（令和7年10月）
 - ※ 令和7年度税制改正における特定扶養控除の所得要件引き上げの趣旨との整合性を図る観点から見直しを実施。
 - ⇒ 被扶養者認定を雇用契約の内容を基にして行う取扱いを新たに導入（令和8年4月）

130万
(社保)
↓
対応

（注1）毎月支払われる基本的な賃金を指し、時間外手当や家族手当、通勤手当、賞与などは除く。
（注2）健康保険の場合、扶養される側には配偶者以外に三親等以内の親族まで含まれる。その場合、年金は第1号被保険者となる。
（注3）人手不足による労働時間延長等に伴い一時的に収入が130万円を超えても、事業主の証明があれば、原則として連続2回までは引き続き扶養にとどまることが可能。

被用者保険の適用拡大（令和7年改正）

改正のねらい

- 年金額の増加など、働くことで手厚い保障が受けられる方を増やします。
- 厚生年金や健康保険（被用者保険）の加入条件をよりわかりやすくシンプルにし、働く方が自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくします。
- 人口が減少する中で、事業所の人材確保に資する取組を進めます。

〔短時間労働者（パート労働者など）の厚生年金等の適用要件を改正〕

- 撤廃

① 賃金が月額8.8万円（年収106万円相当）以上
- ② 週所定労働時間が20時間以上（雇用契約で判断）

③ 学生は適用対象外

段階的に撤廃

④ 51人以上の企業が適用対象

賃金要件

最低賃金が1,016円以上の地域では、週20時間働くことと賃金要件（年額換算で約106万円）を満たすことから、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて撤廃　＜公布から3年以内の政令で定める日（令和8年10月予定）から施行＞

※ 最低賃金の減額特例の対象者は、申出により任意加入を可能に。

企業規模の要件

より円滑な施行ができるよう、段階的に撤廃

企業規模（常勤の従業員数で判断）		実施時期
500人超	約107万人 (実績値)	2016年10月
100人超		2022年10月
50人超		2024年10月
35人超	約10万人	2027年10月
20人超	約15万人	2029年10月
10人超	約20万人	2032年10月
10人以下	約25万人	2035年10月

今回改正

〔個人事業所の適用業種を拡大（フルタイムも含めた適用拡大）〕

常時5人以上の者を使用する事業所

「法律で定める17業種 適用（現行どおり）」
「上記以外の業種（※） 非適用 ⇒ **適用**」

※ 農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業等

5人未満の事業所 非適用（現行どおり）

＜2029年10月施行＞
ただし、経過措置として、
施行時に存在する事業所
は当面期限を定めず適用
除外。

※ これらの措置は、適用拡大の対象となる前の事業所が、
〔支援策〕 任意に短時間労働者への適用を行う場合にも活用可能とする。

被保険者への支援（就業調整を減らすための保険料調整）

適用拡大の対象となる比較的小規模な企業で働く短時間労働者に対し、社会保険料による手取り減少の緩和で、就業調整を減らし、被用者保険の持続可能性の向上につなげる観点から、3年間、保険料負担を国の定める割合（下表）に軽減できる特例的・時限的な経過措置を設ける。
（事業主が労使折半を超えて一旦負担した保険料相当額を制度的に支援）

標準報酬月額 （年額換算）	8.8万 （106万）	9.8万 （118万）	10.4万 （125万）	11万 （132万）	11.8万 （142万）	12.6万 （151万）	13.4万 （161万）
労働者の 負担割合	50% →25%	50% →30%	50% →36%	50% →41%	50% →45%	50% →48%	50%

※ 3年目は軽減割合を半減

事業主への支援

被用者保険の適用に当たり、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主をキャリアアップ助成金により支援。（令和7年7月開始、1人当たり最大75万円助成）

①

被扶養者認定における雇用契約ベースの判断の導入（令和8年4月1日施行）

- ・ 被扶養認定基準（配偶者は年間収入見込み130万円）について、いわゆる「106万円」の取扱いと同様に、被扶養者の認定時点で労働契約の内容（基本給および諸手当等）によって年間収入が130万円未満であることが明らかな場合には、その時点で被扶養者認定を行う。
- ※ 併せて、当面の措置とされていた事業主証明による一時的な収入変動の場合の迅速な被扶

養者認定を恒久化。

162

②

学生等を対象とした被扶養認定基準の見直し（令和7年10月1日施行）

- ・ 特定扶養控除の所得要件の引上げに併せて、19～22歳の学生等についての被扶養者認定の収入要件を年間150万円未満に引き上げる。

労働時間延長メニュー（～R8.3.31）

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
①	4時間以上	—	30万円
②	3時間以上 4時間未満	5%以上	
③	2時間以上 3時間未満	10%以上	
④	1時間以上 2時間未満	15%以上	

(注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3／4の額。

- ・取組から6ヶ月後に支給申請。
- ・賃金は基本給。

短時間労働者労働時間延長支援コース（R7.7.1～）

【1年目】

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額	
			中小企業	小規模企業
①	5時間以上	—	40万円	50万円
②	4時間以上 5時間未満	5%以上		
③	3時間以上 4時間未満	10%以上		
④	2時間以上 3時間未満	15%以上		

(注)・助成額は大企業の場合は中小企業の3／4の額。

- ・取組から6ヶ月後に支給申請。
- ・賃金は基本給。
- ・左記メニューからの切り替え可。
- ・複数年度かけて上記要件を満たす場合も対象。
- ・小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主。

【2年目】

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額	
			中小企業	小規模企業
①	労働時間を更に 2時間以上延長	—	20万円	25万円
②	—	基本給を更に5% 以上増加又は昇給、 賞与若しくは退職 金制度の適用		

- (注)・被用者保険への継続加入が必要。
- ・助成額は大企業の場合は中小企業の3／4の額。
 - ・取組から1年6ヶ月後に支給申請。
(被用者保険適用後1年目と2年目で比較)
 - ・賃金は基本給。
 - ・小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主。

令和8年度当初予算額 1,022億円 (1,025億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

うち雇用環境・均等局計上分 1,015億円 (1,020億円) うち職業安定局計上分 7億円 (5億円)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

コース名／コース内容

正社員化支援

正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員転換（※）

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む

- 正社員転換後6か月間の賃金が正社員転換前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要

障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

処遇改善支援

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用

賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用

賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施

短時間労働者労働時間延長支援コース

短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、賃上げ、労働時間の延長（週当たり5時間以上等）を実施。また、更なる処遇改善に向けた2年目の取り組みの実施。

年収の壁
突破

支給額（1人当たり）

【重点支援対象者※】		【左記以外】
有期→正規：	80万円（60万円）	40万円（30万円）
無期→正規：	40万円（30万円）	20万円（15万円）
※ a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b：雇入れから3年未満で、次の①②③いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c：派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者		
➢ 新規学卒者で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外		
➢ 有期雇用期間が通算5年超の者は無期雇用労働者とみなして適用		
上限人数：20人		

- ①有期→正規：90万円（67.5万円）
- ②有期→無期：45万円（33万円）
- ③無期→正規：45万円（33万円）

- ①3%以上4%未満：4万円（2.6万円）
- ②4%以上5%未満：5万円（3.3万円）
- ③5%以上6%未満：6.5万円（4.3万円）
- ④6%以上：7万円（4.6万円）

上限人数：100人

1事業所当たり 60万円（45万円）
1事業所当たり1回のみ

1事業所当たり 40万円（30万円）
1事業所当たり1回のみ

60万円（45万円）<75万円>（※）

※1～2年目までの各要件を全て満たした場合の2年間の合計額
複数年度かけて要件を満たす場合も助成対象

令和6年度実績：71,981件

労働特会		子子待会	
労災	雇用	徴収	育休
	○		

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

加算措置等／加算額

正社員化コース

- 通常の正社員転換制度を新たに規定し転換
1事業所当たり 20万円（15万円）
- 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換
1事業所当たり 40万円（30万円）
- 非正規雇用労働者の情報公表加算【新設】
1事業所当たり 20万円（15万円）

賃金規定等改定コース

- 「職務評価」の活用により実施
1事業所当たり 20万円（15万円）
- 昇給制度を新たに設けた場合
1事業所当たり 20万円（15万円）

賞与・退職金制度導入コース

- 両方を同時に導入した場合
1事業所当たり 16.8万円（12.6万円）

※()は、大企業の場合の額。<>は、小規模事業所の場合の額。
※加算措置要件を満たした場合は、支給額＋加算額を助成。
※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、
①120万円(90万円)②③60万円（45万円）となる。
※上限人数は、1年度当たりの上限。記載がないコース
は上限はない。



(参考) 「年収の壁・支援強化パッケージ」概要

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策（支援強化パッケージ）に取り組むこととし、さらに、制度の見直しに取り組む。

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、

被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当

（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たったその労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等
わかりやすい資料を作成・公表した。
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

資料 12-2

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断（2026年1月～6月）

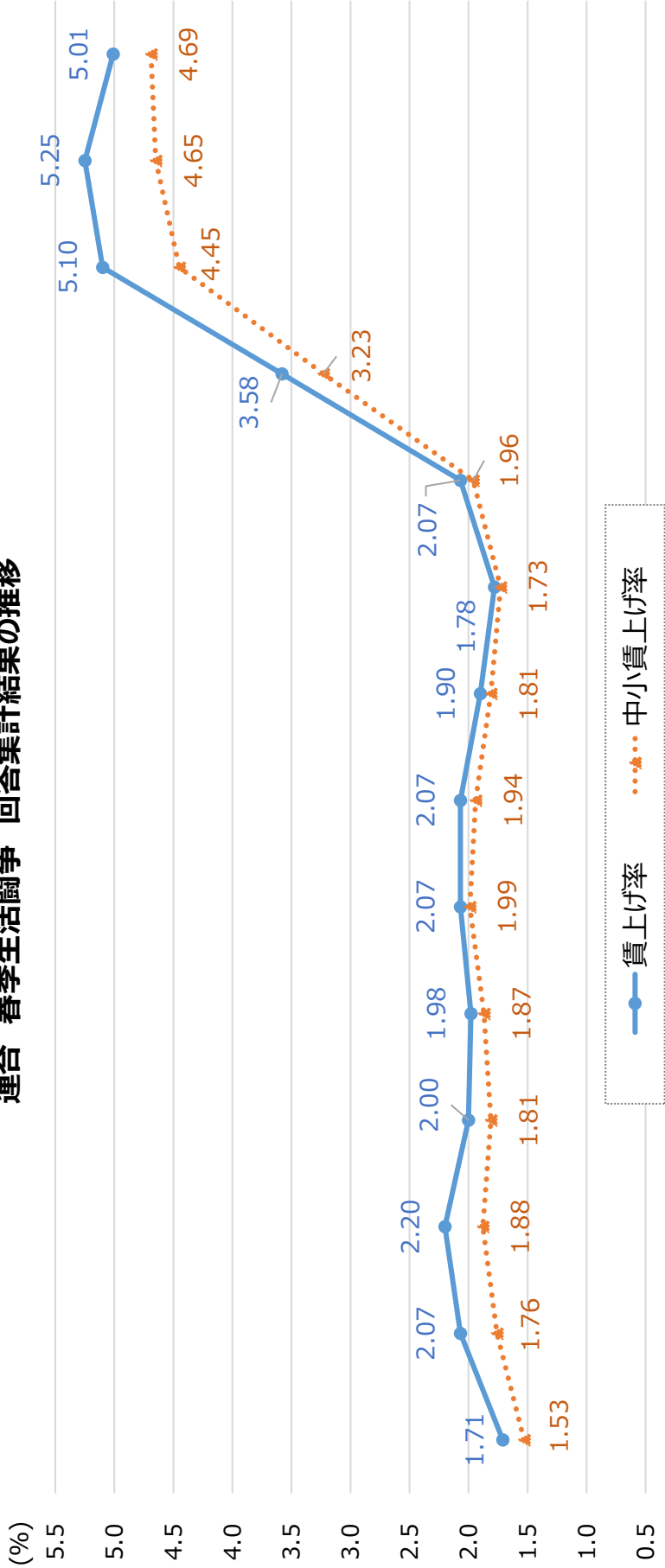
○ 2026年6月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を引き続き注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」とされている。

	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1 月月例	景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
2 月月例 168	景気は、米国の通商政策の影響が残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。	改善の動きがみられる	<u>このところ上昇テンポが緩やかに</u> なっている
3 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、 <u>中東情勢の影響を注視する必要がある。</u>	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待されるものの、 <u>中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに注意する必要がある。</u>	改善の動きがみられる	<u>このところ緩やかに</u> 上昇している
4 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待されるものの、 <u>中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに注意する必要がある。</u>	改善の動きがみられる	<u>このところ緩やかに</u> 上昇している
5 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、 <u>中東情勢の影響を注視する必要がある。</u>	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待されるものの、 <u>中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。</u>	改善の動きがみられる	<u>緩やかに</u> 上昇している
6 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、 <u>中東情勢の影響を注視する必要がある。</u>	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待されるものの、 <u>中東情勢の影響を引き続き注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。</u>	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第7回（最終）回答集計結果（7月3日公表）では、全体の賃上げ率は5.01%（中小4.69%）となっており、5%台の高い水準。中小は比較可能な2013年以降で最も高い。

連合 春季生活闘争 回答集計結果の推移



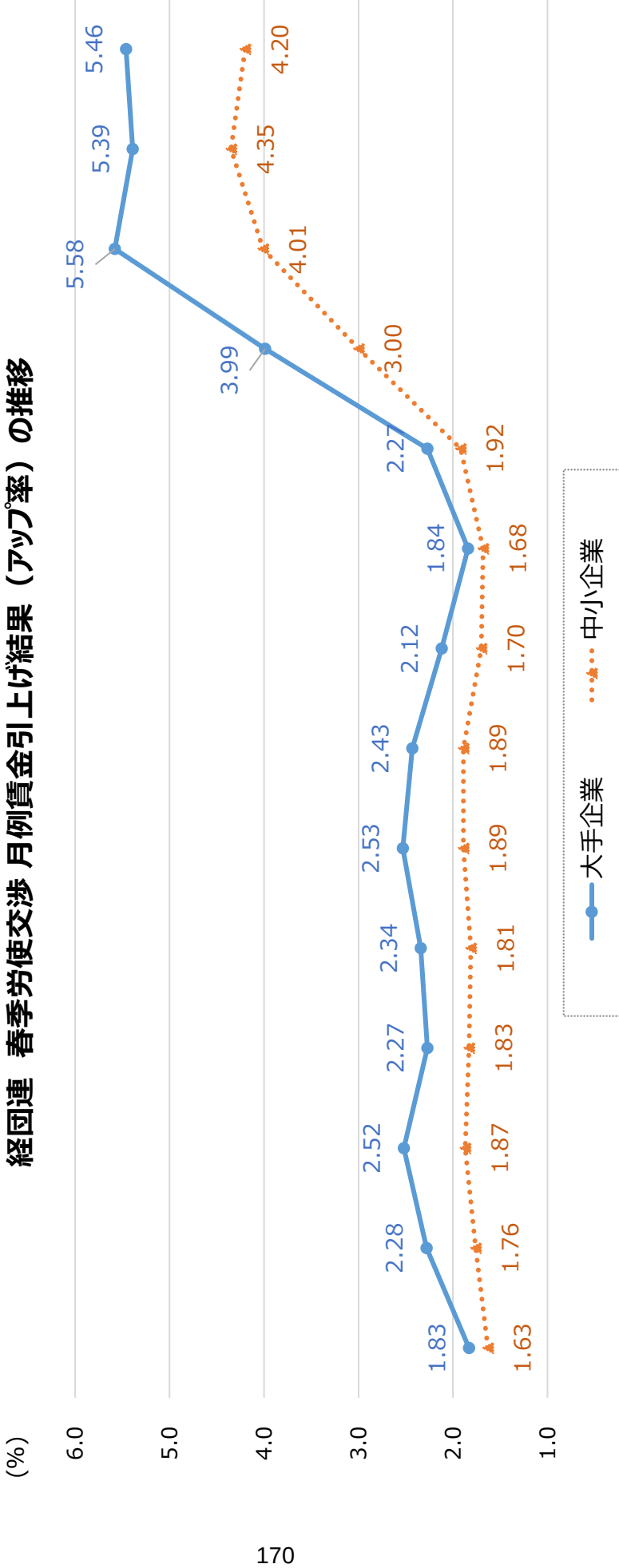
	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5	2024.7.3	2025.7.3	2026.7.3
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58	5.10	5.25	5.01
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23	4.45	4.65	4.69

（資料出所）連合「2026春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果」（2026年7月3日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成
（注）各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2026年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.46%（第1回集計）、中小企業4.20%（第1回集計）となっている。

経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果（アップ率）の推移



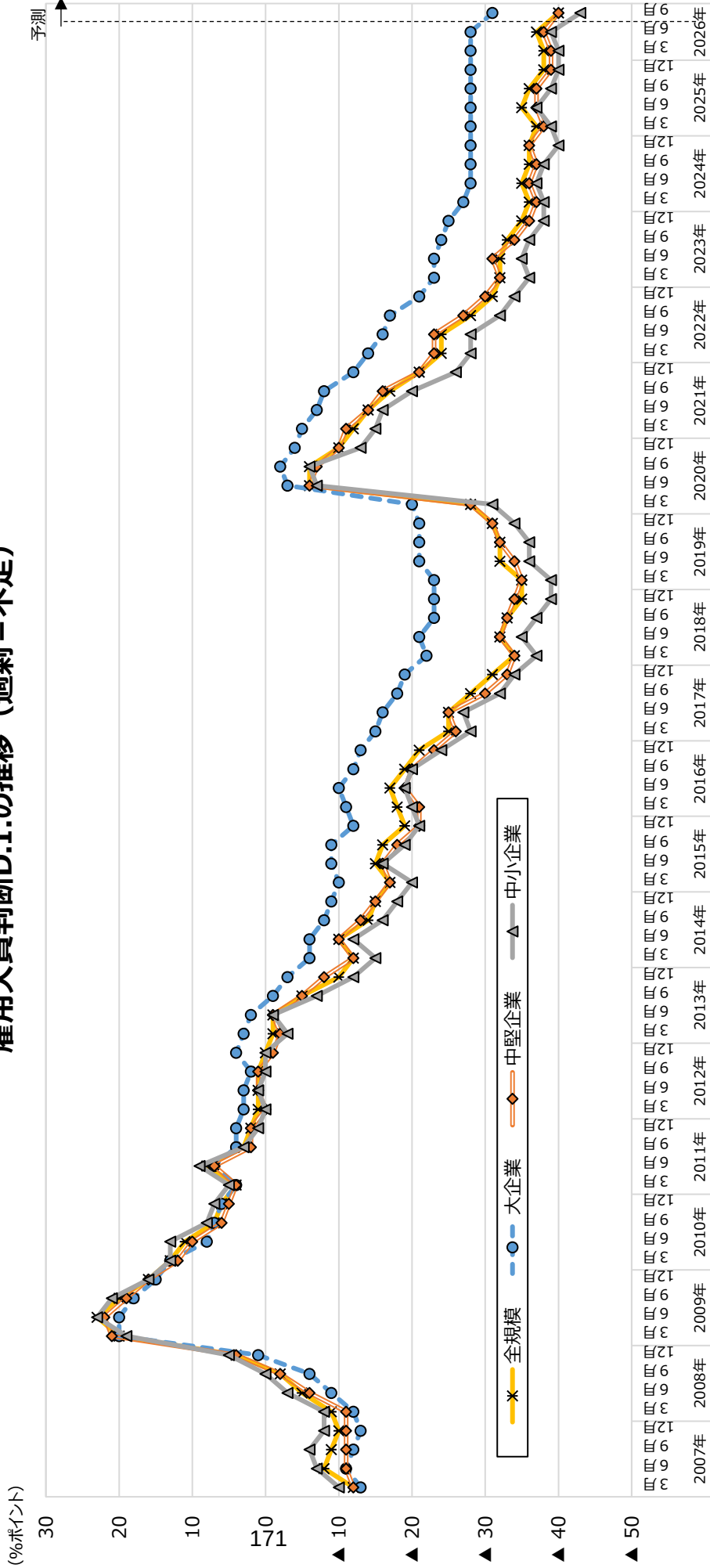
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.99	5.58	5.39	5.46
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	3.00	4.01	4.35	4.20

(資料出所) 経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2026年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2026年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
(注) 2025年までは最終集計結果、2026年は第1回集計結果

雇用人員判断D.I.の推移（過剰－不足）

○ 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.I.の推移（過剰－不足）

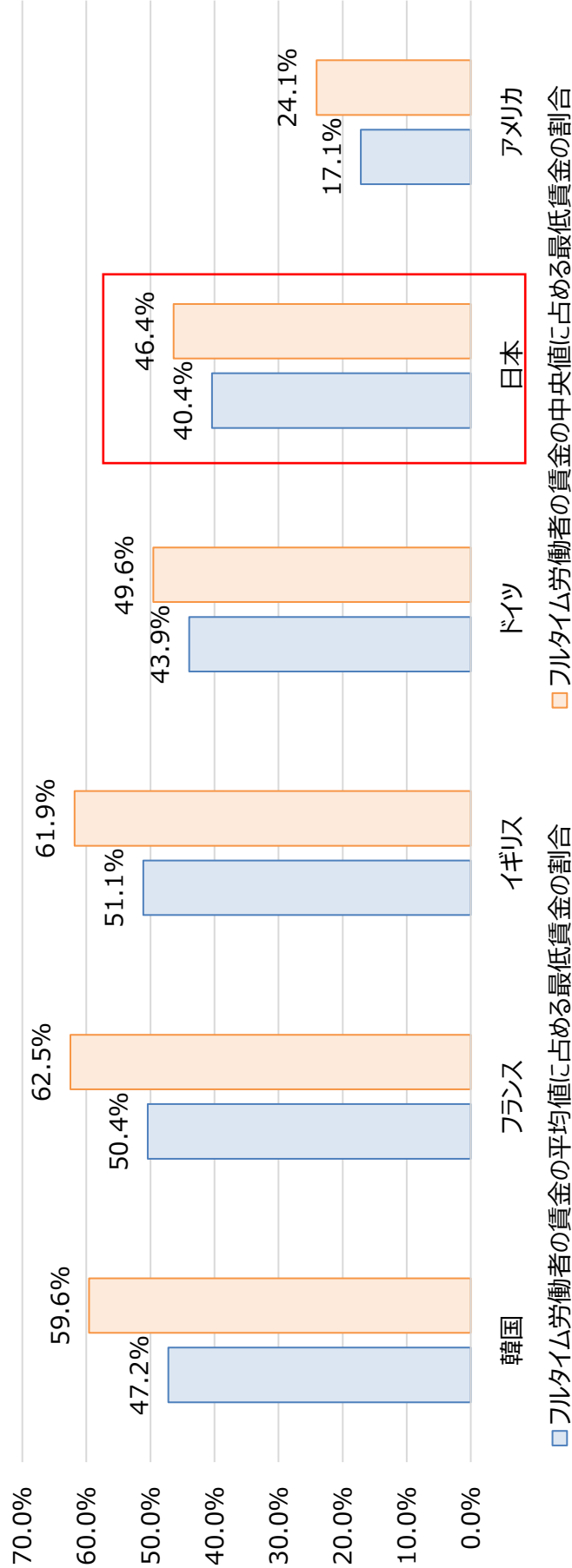


(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
(注) 1. 全産業の数値。
2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の国際比較

○ 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合（2025年）



(資料出所) OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

(注1) 各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

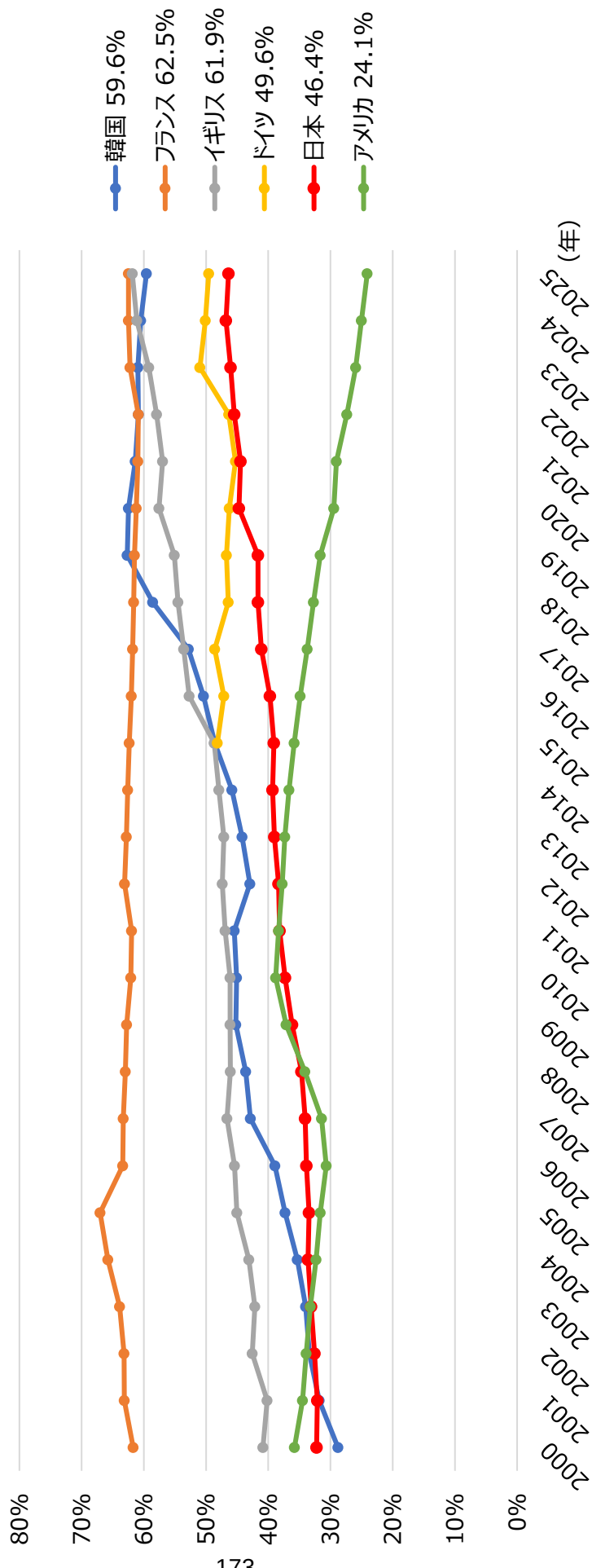
(注2) アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。

(注3) OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合（時系列・国際比較）

- フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合を時系列で見ると、直近ではフランス・アメリカ・韓国は横ばい又は低下傾向である一方、イギリス・ドイツ・日本は上昇傾向にある。

フルタイム労働者の賃金中央値に占める最低賃金の割合（時系列）



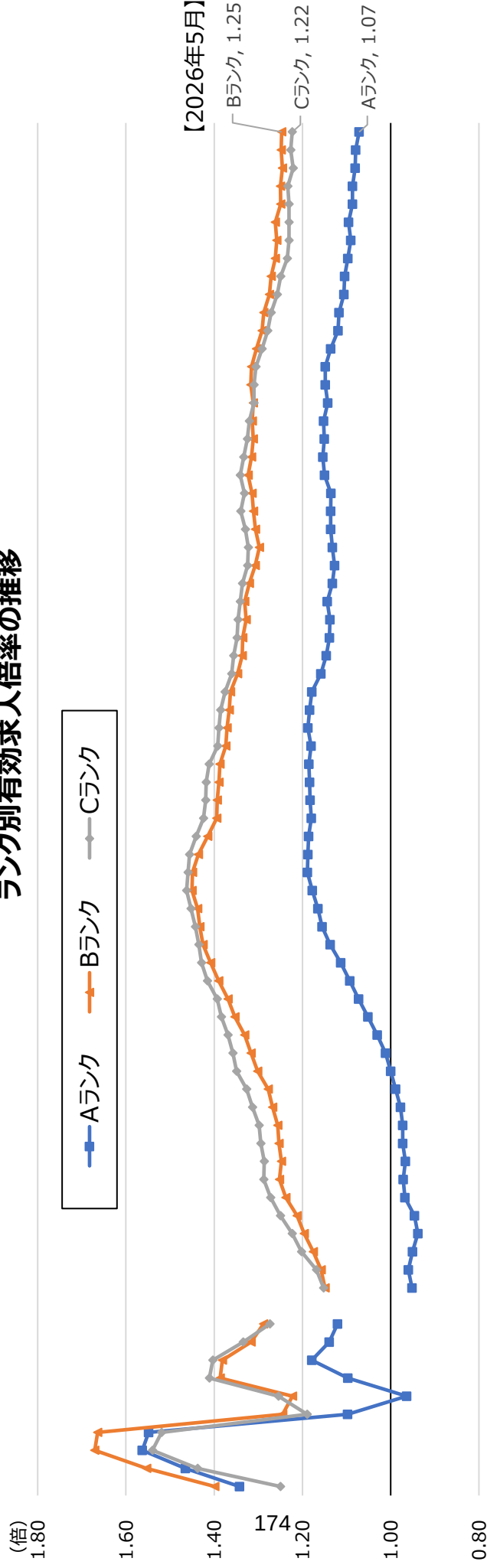
（資料出所）O E C D Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

- （注１）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外である一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。
- （注２）アメリカは、連邦最低賃金であり、州等によっては連邦最低賃金より高い最低賃金を定めているところもある。
- （注３）ドイツの最低賃金制度の導入は2015年。

リンク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年頃に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では微減傾向となっている。

ランク別有効求人倍率の推移



0.60

[illegible]

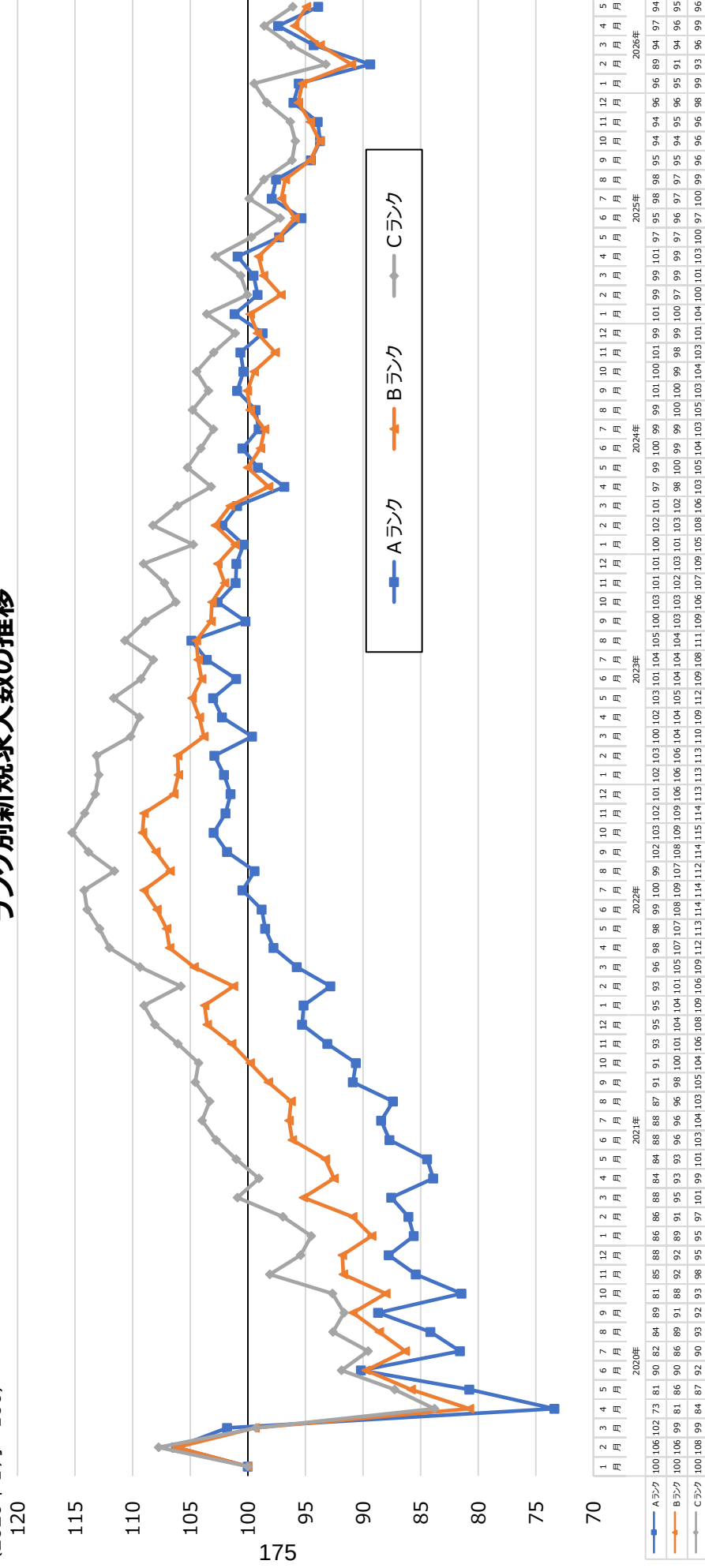
(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

リンク別新規求人数の水準の推移

- ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いたが、このところ各ランクとも微減傾向。

(2020年1月=100)

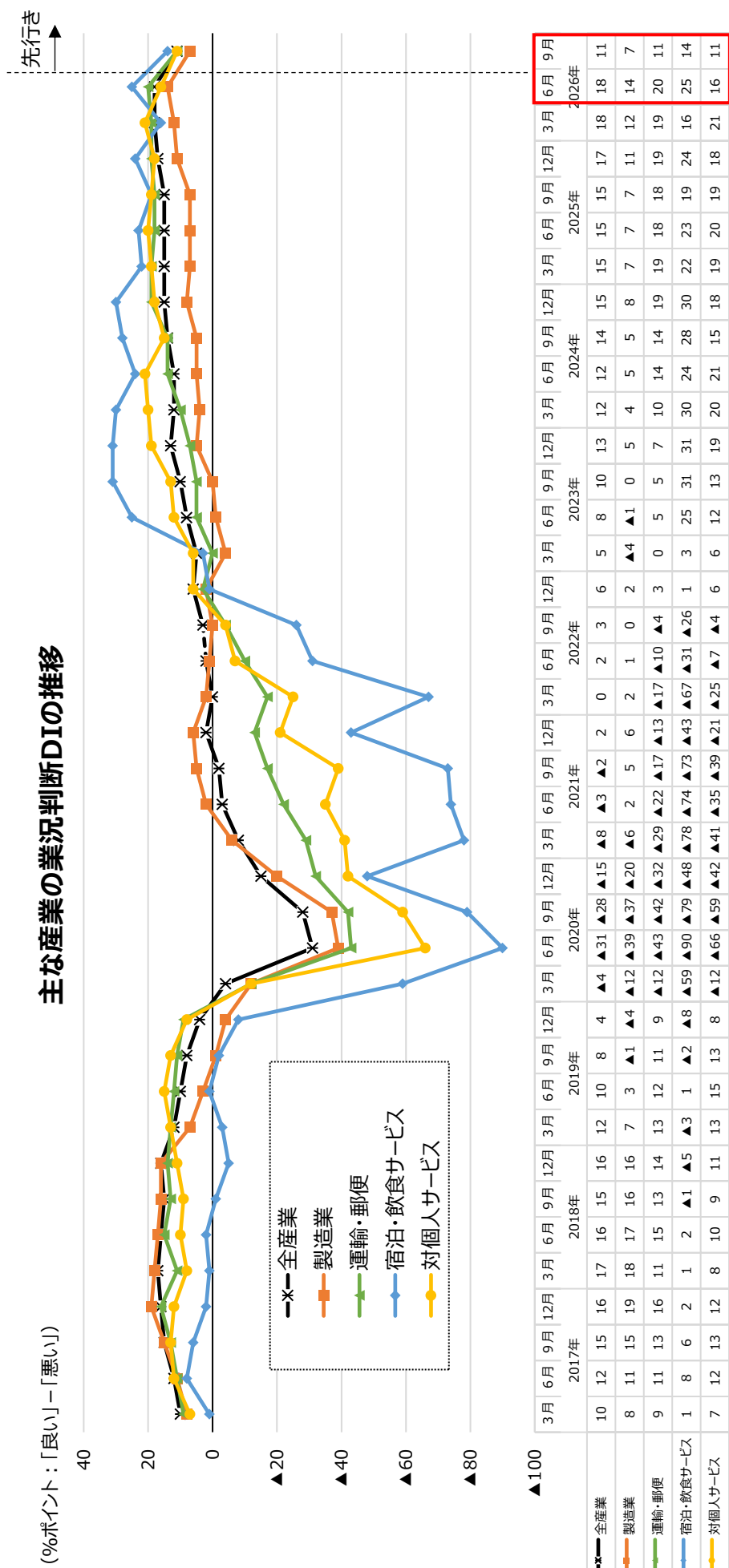


(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に大きく低下したが、その後は改善傾向で推移し、直近では横ばいである。

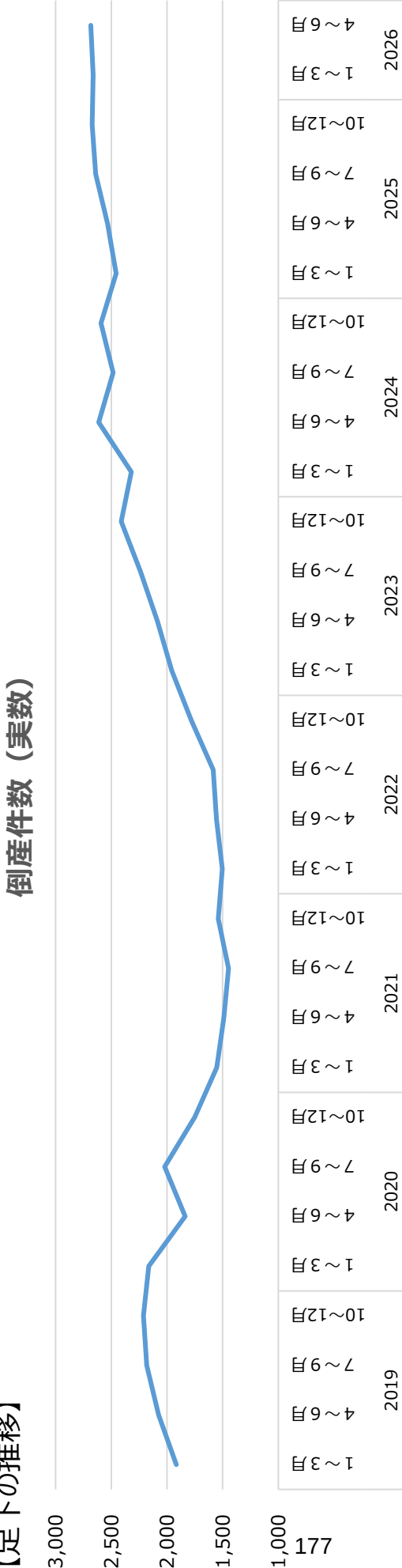


(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
(注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（「金融機関」および「経営コンサルティング業、純粋持株会社」を除く）。
2. 2026年6月の数値は、2026年3月調査による「先行き（3か月後）」の状況の数値。
3. 「対個人サービス」は、「洗濯・美容・美容・娯楽業」その他の生活関連サービス業「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

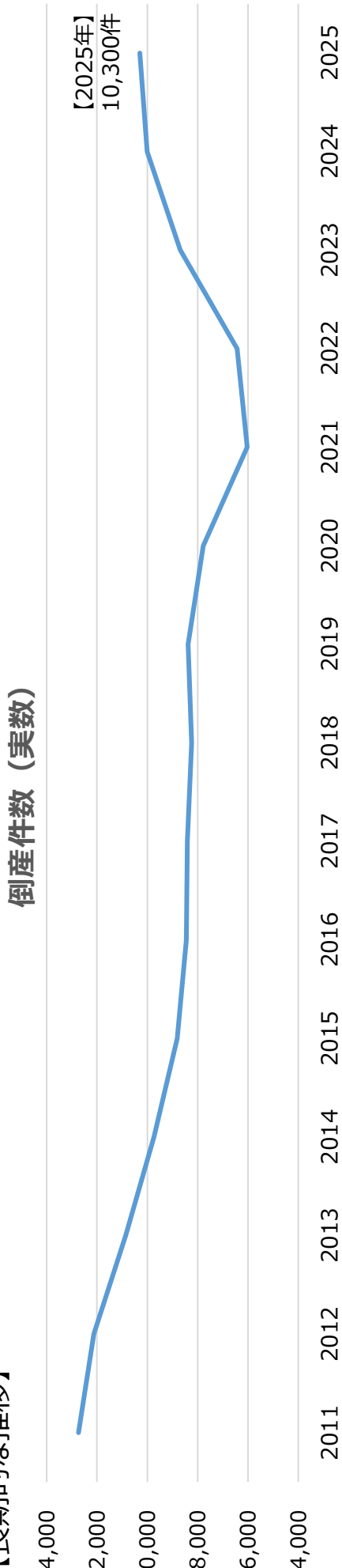
倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2025年は2024年と比較して微増。

【足下の推移】



【長期的な推移】



物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2025年報）（抜粋）

物価高倒産は949件判明 2年連続で過去最多を更新

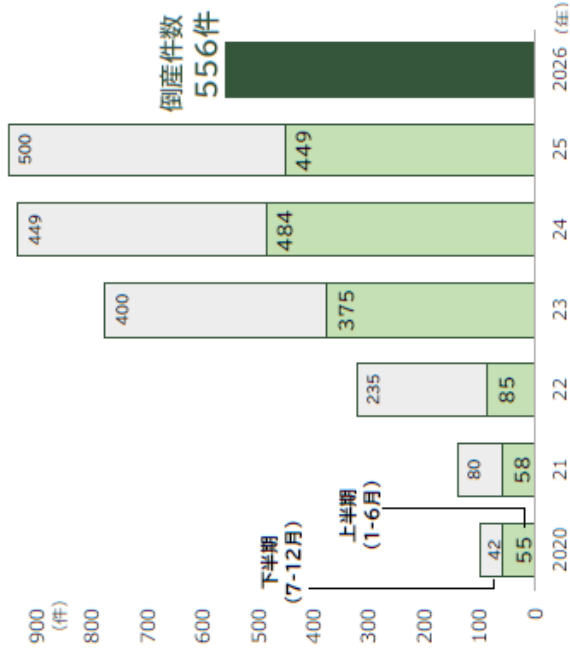
「物価高倒産」は、949件（前年933件、1.7%増）判明した。2年連続で900件を超え、過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（240件）が最も多く、『小売業』（216件）、『製造業』（174件）が続いた。原材料や燃料費高騰などのほか、人件費の上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。

全国企業倒産集計（2026年上半期報）（抜粋）（下図）

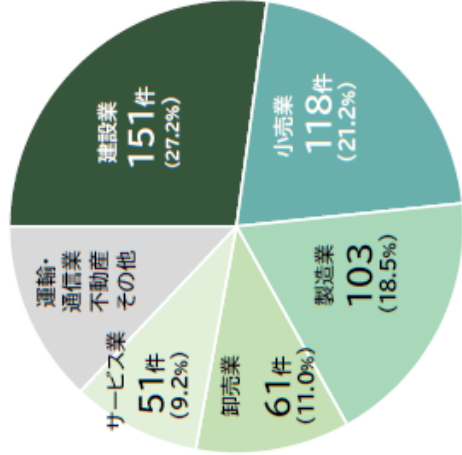
物価高倒産は556件判明 過去最多を大幅更新

「物価高倒産」は、556件（前年同期449件、23.8%増）判明し、上半期としては2年ぶりに前年を上回った。集計開始から初めて500件を上回り、過去最多を大幅に更新した。2026年6月は113件（前年同月85件）となり、単月としても過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（151件）が最も多く、『小売業』（118件）、『製造業』（103件）が続いた。

「物価高倒産」 件数推移

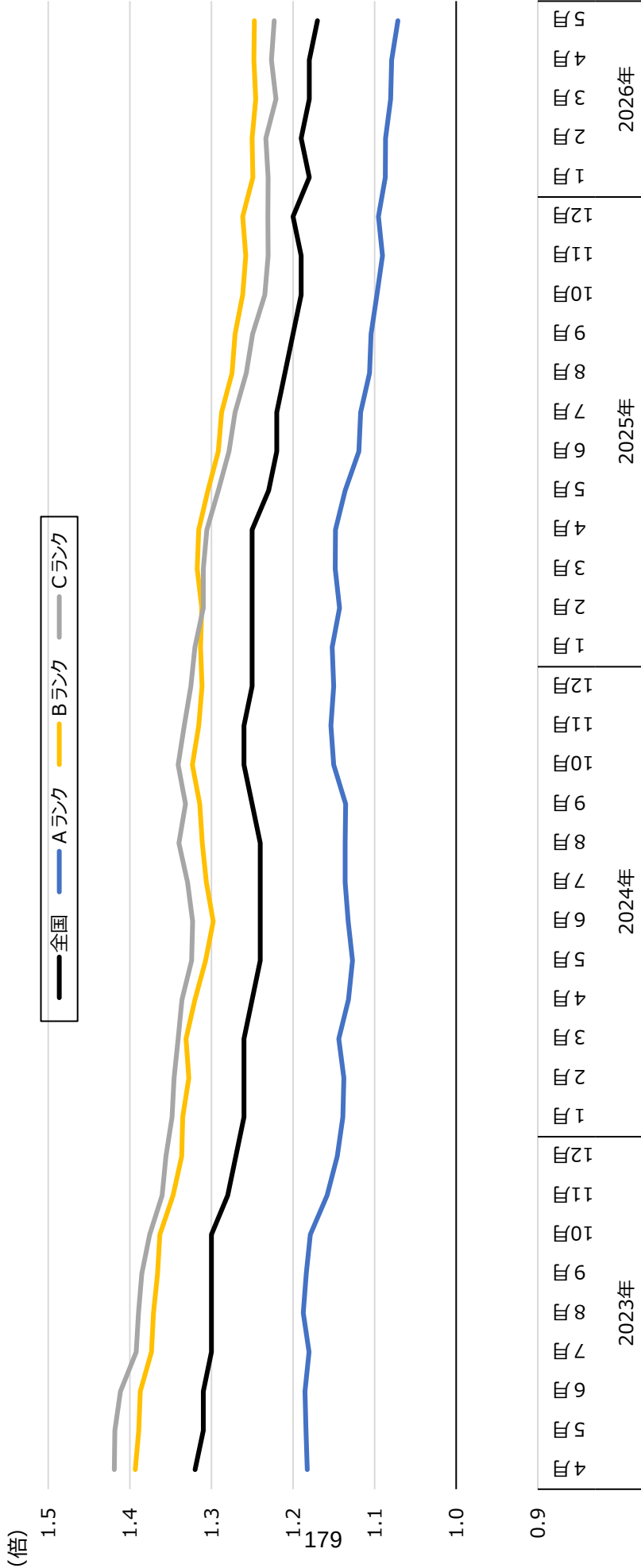


業種別 内訳(2026 年上半期)



有効求人倍率（季節調整値）

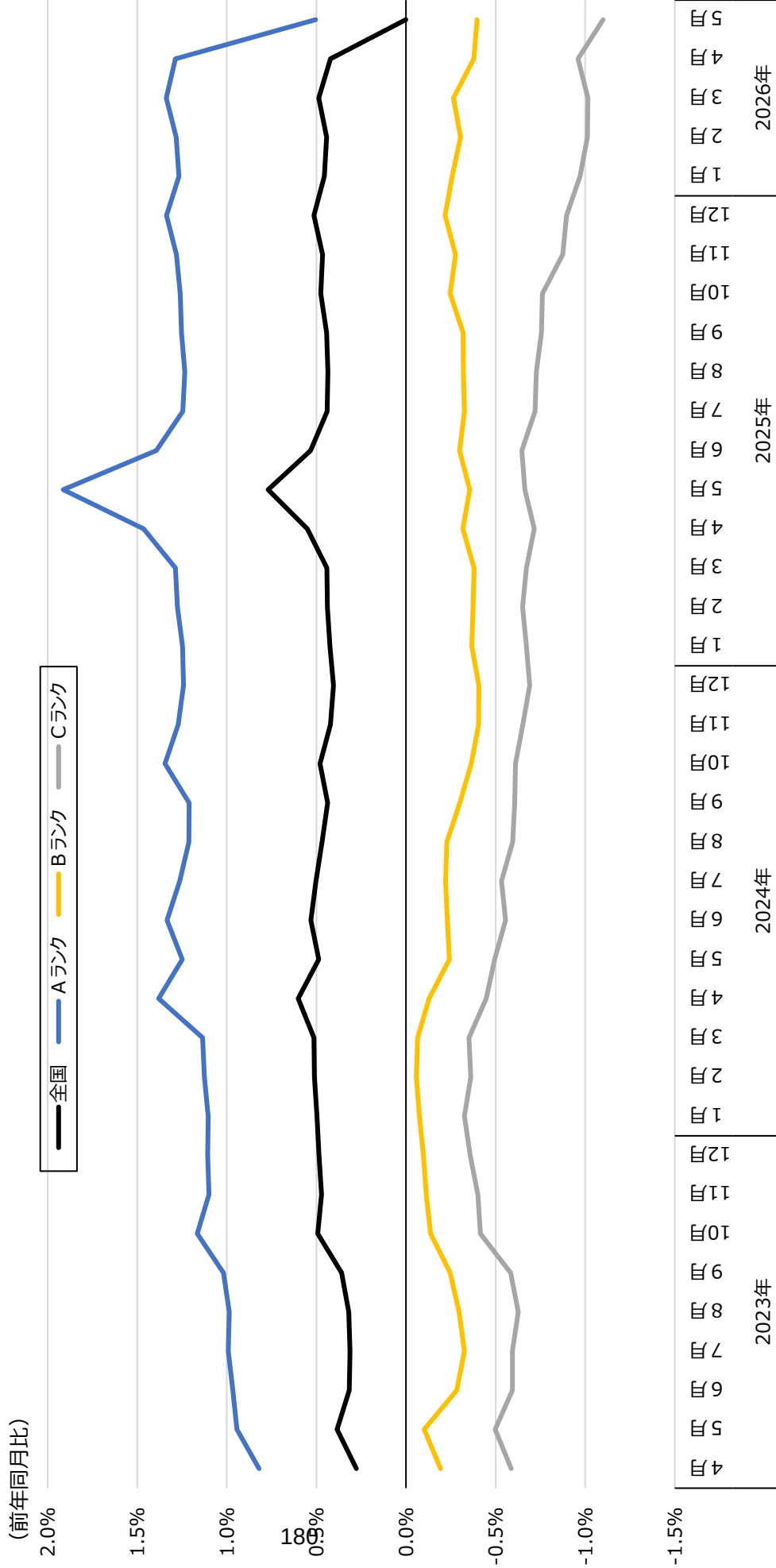
○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は微減傾向である。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

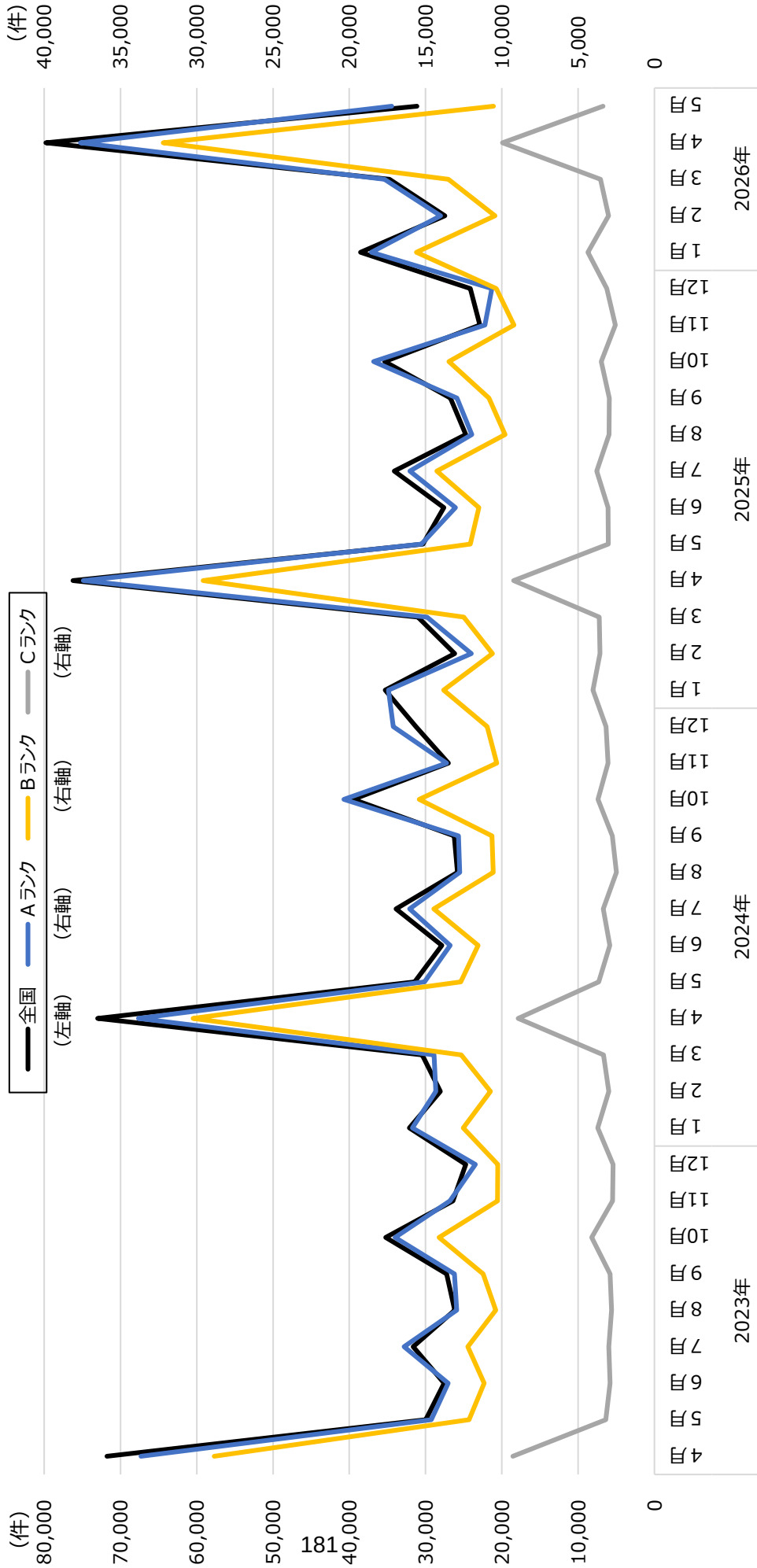
・雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、Bランクは横ばい、Cランクでは減少傾向にある。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 月末被保険者数を基に集計

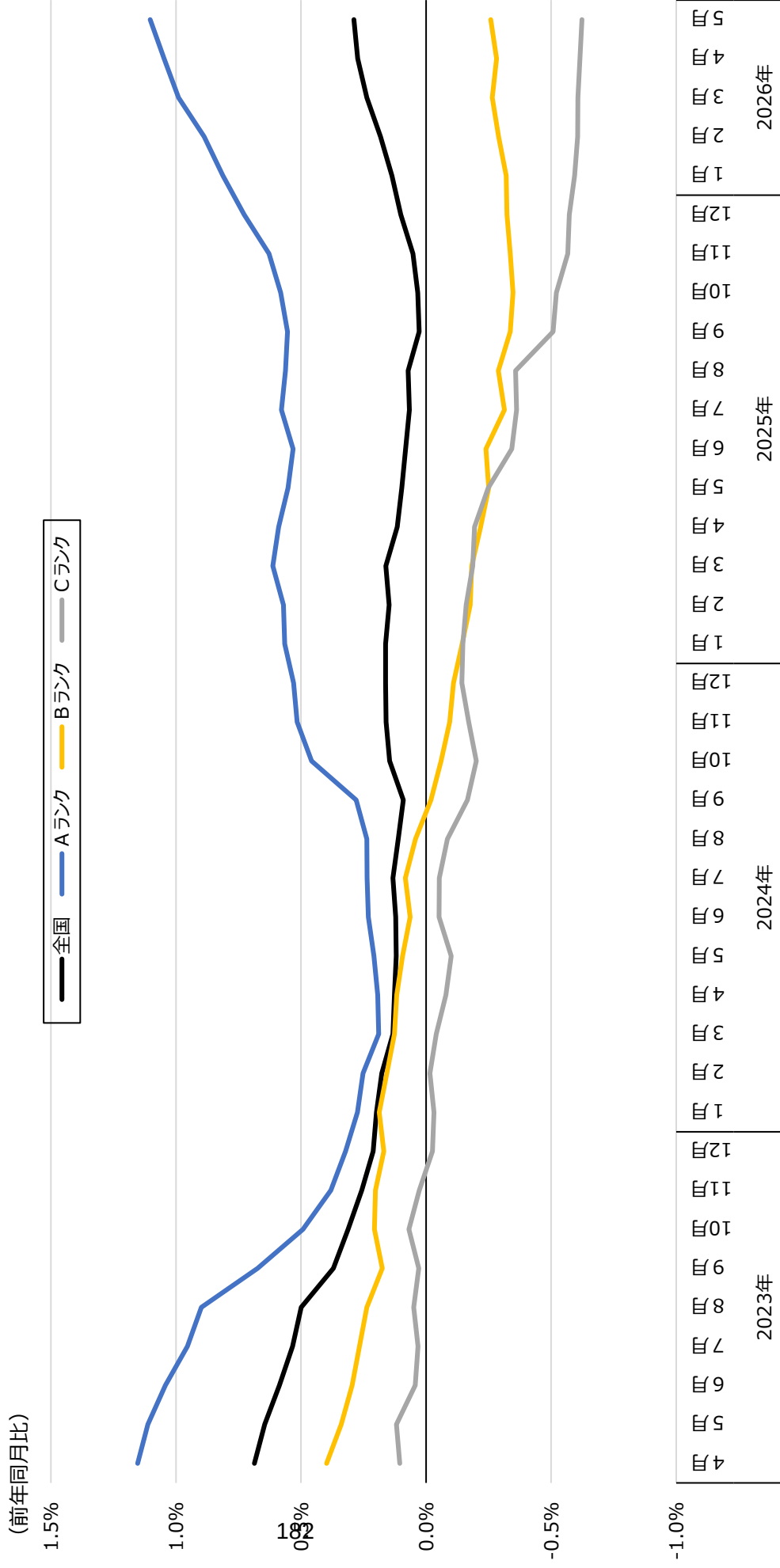
雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。



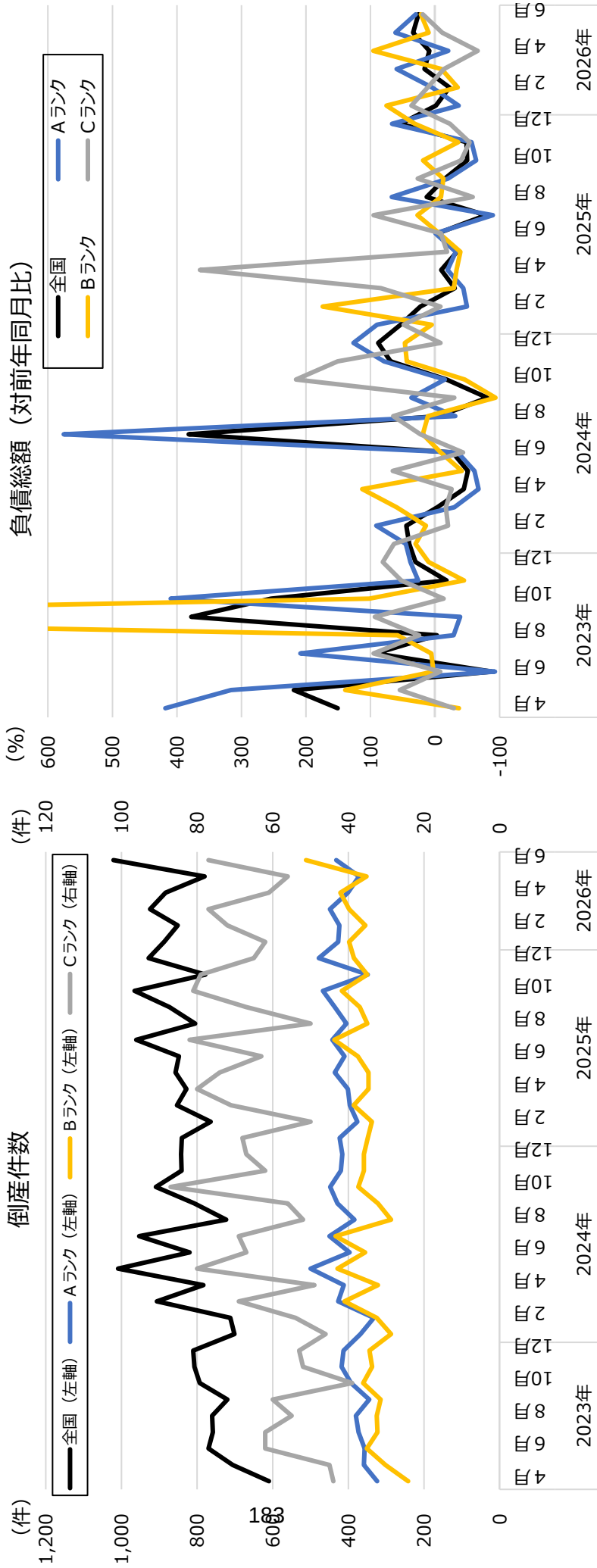
雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

○ 適用事業所数の増加率はAランクは増加傾向、Bランクは足下で横ばい、Cランクは減少傾向である。



倒産に関する状況

○ 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。



※以下の値は600%を超える。
2023年9月 Bランク：1,572%

出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成

※倒産件数には、会社更生法等による法的整理のほか、私的整理も含む。負債額1,000万円以上が集計の対象。

有效求人倍率(季節調整値)

(単位: 倍)

	2023年												2024年												2025年												2026年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
全国	1.35	1.33	1.32	1.32	1.31	1.31	1.30	1.30	1.30	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.24	1.25	1.25	1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17	1.16	1.15	1.15	1.14	1.14	1.13	1.13	1.12	1.12	1.11	1.11	1.10	1.10	1.09	1.08	1.07	1.06	1.05	1.04	1.03	1.02	1.01	1.00	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.94	0.93	0.92	0.91	0.91																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
北海道	1.16	1.12	1.09	1.07	1.05	1.05	1.04	1.02	1.03	1.03	1.02	1.04	1.02	1.00	0.98	0.95	0.97	0.99	0.98	0.98	1.00	0.99	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.98	0.99	0.98	0.98	1.00	0.99	1.00	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99

出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

都道府県(受理地) 別有効求人倍率(季節調整値) (パートタイムを含む一般)

低
 ↓
 低

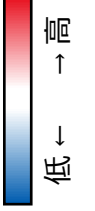
雇用保険 被保険者数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年												2025年度			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月											
全国	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.0%				
北海道	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.4%					
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.6%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%				
岩手県	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	-2.1%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.1%	-2.2%	-2.2%	-2.2%	-2.1%	-1.9%	-1.7%										
宮城県	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-1.0%	-0.6%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%										
秋田県	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-0.6%	-0.6%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-2.3%					
山形県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.6%						
福島県	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.3%						
茨城県	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.6%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.1%	0.3%	0.6%									
栃木県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	-0.3%	-0.7%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	0.7%	0.2%									
群馬県	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.5%							
埼玉県	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	0.8%	0.9%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	1.2%	1.1%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.3%	1.0%						
千葉県	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	1.2%	2.6%	2.3%	1.2%	1.0%	1.0%	1.2%	1.0%	1.1%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%							
東京都	1.5%	1.5%	1.5%	1.8%	1.7%	1.8%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.8%	1.8%	1.5%	1.5%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.6%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	0.3%						
神奈川県	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	1.3%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	0.9%	0.1%						
新潟県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.7%	-1.8%	-1.9%	-1.9%	-1.8%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.2%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%						
富山県	-0.5%	-0.3%	-0.3%	0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.7%						
石川県	0.6%	0.1%	0.4%	1.2%	0.9%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	-0.2%						
福井県	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.4%							
山梨県	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%							
長野県	0.1%	0.2%	0.2%	-0.4%	-0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.8%						
岐阜県	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.1%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%						
静岡県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.7%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%					
愛知県	0.6%	0.5%	0.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%						
三重県	-0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	-0.3%						
滋賀県	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	0.1%	-0.1%	-0.1%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%					
京都府	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	-0.5%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.6%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%						
大阪府	0.5%	0.5%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.2%	1.3%	1.1%	1.3%	1.2%	1.3%	1.2%	1.3%	1.2%	1.3%	1.2%	1.3%					
兵庫県	0.1%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	0.3%	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	0.0%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.0%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.0%	-0.2%	-0.3%						
奈良県	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.0%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.0%	-0.2%						
和歌山県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%						
鳥取県	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-1.4%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-1.5%	-0.9%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%						
島根県	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%						
岡山県	0.5%	0.4%	0.4%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%					
広島県	-0.8%	-0.9%	-0.4%	-1.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-1.0%	-0.6%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%										
山口県	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-1.0%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%						
徳島県	0.0%	0.1%	0.1%	-0.6%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0																

雇用保険事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

		2024年					2025年					2026年					2025年					2026年								
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
全国合计	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-6.7%	1.9%	4.5%	-3.4%	-0.9%	0.7%	-4.2%	1.8%	-10.4%	-15.2%	-22.8%	9.1%	4.9%	12.0%	4.6%	2.6%	
北京	-5.0%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	-20.5%	-7.1%	31.4%	24.0%	3.5%	-14.8%	-8.2%	-53.3%	-8.4%	-16.9%	-7.3%	-34.6%	-18.3%	-27.1%	-12.8%	9.5%	-15.2%	-7.5%	2.9%	-23.9%
天津	6.4%	-18.9%	71.0%	26.8%	64.2%	23.2%	-41.3%	-44.3%	5.3%	-58.8%	15.0%	0.2%	-19.0%	8.5%	-23.6%	-8.2%	-53.3%	-8.4%	-8.5%	91.9%	30.7%	-54.7%	0.6%	-3.0%	0.8%	-13.6%	-3.0%	-19.0%	26.9%	
上海	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	-0.9%	-31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	34.4%	34.5%	39.5%	1.4%	-20.4%	-51.5%	13.4%	-5.8%	-8.7%	-16.8%	-40.5%	53.2%	
重庆	9.7%	15.3%	-7.4%	-9.5%	1.7%	72.0%	20.7%	-12.1%	39.7%	35.6%	-8.5%	-1.1%	41.6%	108.2%	21.1%	-6.8%	1.3%	-20.7%	-16.8%	37.1%	-1.3%	-27.6%	-27.6%	-50.5%	-10.5%	-45.5%	-3.0%	-3.4%		
深圳	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	114.0%	-35.6%	42.5%	136.6%	116.1%	3.5%	95.4%	49.0%	-2.2%	-20.4%	-31.5%	-29.8%	27.5%	22.1%	-3.8%	-25.7%	-15.1%	-9.5%	-52.6%	-47.1%	-26.6%	-32.5%	
广州	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-22.5%	135.6%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	7.5%	-16.8%	3.8%	-28.8%	-7.0%	-14.9%	50.5%	-10.5%	60.3%	14.7%	28.0%	24.4%	
武汉	-10.1%	50.2%	46.3%	19.8%	3.1%	-27.7%	51.8%	18.0%	-5.6%	-11.5%	-22.3%	-18.2%	-18.2%	-18.2%	-14.4%	-24.1%	-9.7%	-6.7%	-25.2%	-34.5%	-34.5%	-45.2%	0.3%	60.6%	8.1%	7.6%	37.1%	-10.4%		
西安	24.0%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	7.0%	-19.6%	-24.5%	18.9%	-16.7%	0.3%	-20.2%	-31.4%	-1.7%	21.1%	1.9%	36.9%	
成都	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	14.4%	12.9%	16.9%	-3.3%	-14.5%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	-3.7%	-31.9%	-4.2%	-40.5%	20.4%	34.3%	7.1%	1.1%	10.8%	-43.5%			
杭州	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-1.4%	-10.3%	8.4%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	-2.3%	27.1%	18.6%	-0.1%	14.1%	3.9%	-54.8%	12.9%	44.2%	28.0%	4.6%	
南京	-1.3%	-41.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.8%	-35.2%	19.1%	33.8%	-26.3%	8.7%	10.5%	6.6%	-21.5%	-5.6%	-4.3%	-28.2%	-18.1%	13.2%	-20.3%	-31.2%	16.6%	-0.8%	4.3%	
昆明	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	4.1%	28.6%	32.8%	13.3%	25.3%	7.1%	17.4%	15.9%	-8.6%	43.6%	-18.5%	-1.2%	-6.7%	18.7%	-12.2%	-21.8%	
长沙	23.4%	16.1%	-1.6%	6.2%	-5.0%	-6.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	49.5%	5.6%	-29.3%	6.7%	13.1%	35.3%	13.5%	-3.0%	-1.4%	-9.4%	-3.0%	-9.6%	-39.7%	2.1%	36.4%	-22.0%	-5.1%	7.3%	
青岛	-20.1%	-41.8%	-21.5%	-5.3%	13.7%	-19.2%	-38.5%	-45.9%	-10.9%	17.0%	14.0%	-47.0%	20.8%	85.3%	13.0%	49.7%	11.7%	-24.6%	71.8%	77.9%	5.9%	16.4%	42.6%	47.4%	32.3%	-32.8%	36.6%	63.6%	18.8%	
福州	27.1%	-10.8%	-2.2%	-6.3%	54.2%	-13.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-14.0%	-11.1%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	-9.1%	-42.7%	-25.8%	9.1%	10.1%	-31.5%	-17.4%	4.6%	26.9%	32.7%	44.6%	0.7%	2.6%	29.5%	
太原	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.6%	-15.7%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-16.5%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	-9.1%	-2.6%	-13.6%	-12.6%	-37.7%	-19.2%	-27.0%	-27.0%	-4.0%	-16.2%	31.2%	-14.5%	
贵阳	7.4%	62.5%	-14.2%	7.0%	22.3%	-20.6%	8.5%	4.8%	27.5%	42.3%	-15.3%	26.6%	-2.3%	-16.7%	7.2%	-14.0%	3.5%	9.1%	-2.6%	-13.6%	-11.4%	-37.7%	-19.2%	-27.0%	-27.0%	-4.0%	-16.2%	31.2%	-14.5%	
珠海	13.0%	13.8%	-28.3%	-5.4%	3.2%	23.0%	-16.1%	18.0%	-27.7%	-7.4%	6.7%	6.2%	6.2%	14.2%	-15.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	-13.6%	1.8%	-25.6%	91.8%	14.6%	-12.0%	41.2%	-21.3%	9.6%	9.1%	11.7%	
海口	-11.7%	11.1%	-5.5%	16.2%	31.0%	14.9%	23.4%	-0.3%	-9.1%	85.7%	-20.1%	-15.1%	108.2%	0.7%	-1.3%	8.8%	-12.6%	-10.1%	29.4%	15.4%	9.5%	-30.7%	7.7%	11.5%	-46.8%	-18.3%	13.3%	13.0%	-14.5%	
厦门	12.1%	44.6%	-2.6%	10.4%	26.2%	1.8%	4.4%	29.2%	31.0%	-7.1%	25.6%	26.1%	25.6%	19.8%	1.9%	-16.7%	-14.4%	13.4%	-22.5%	-26.5%	8.4%	-17.0%	-2.3%	-13.5%	-29.2%	-23.1%	-1.7%	-18.5%	35.8%	
三亚	-15.4%	10.3%	-0.8%	26.5%	13.1%	63.0%	22.5%	-7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.9%	27.3%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	-13.1%	-38.8%	-4.7%	27.3%	-3.7%	-43.2%	-20.3%	-24.7%	71.9%	6.0%	13.0%	13.8%	-30.4%	
漳州	19.1%	81.2%	-8.7%	0.2%	-30.0%	58.1%	59.2%	3.2%	-12.8%	-15.0%	-11.5%	-4.5%	-39.3%	20.8%	11.3%	15.2%	54.3%	-45.4%	-53.9%	15.6%	17.8%	-20.6%	-0.5%	8.0%	254.5%	51.3%	13.6%	-5.7%	-10.5%	
龙岩	-38.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	159.5%	-22.9%	5.7%	-20.6%	29.1%	-5.5%	8.5%	-2.5%	5.3%	21.9%	-13.9%	40.4%	-38.3%	8.7%	54.0%	42.4%	-17.0%	-20.6%	69.6%	-1.5%	13.4%	-13.1%	-22.7%	
大同府	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	59.1%	15.8%	1.5%	12.2%	-5.4%	-22.8%	-16.7%	-6.1%	1.8%	11.1%	-29.1%	1.8%	-37.4%	33.5%	0.7%	8.1%	12.7%	71.3%	
蚌埠	11.6%	-4.5%	2.0%	7.8%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	3.7%	77.7%	-8.9%	-8.2%	-47.0%	-13.3%	-13.1%	-2.5%	-14.8%	-7.5%	-23.3%	-2.4%	-2.6%	-7.7%	-3.0%	0.9%	-7.3%	100.6%	18.1%	-16.1%	
菏泽	79.0%	-3.6%	-15.5%	12.8%	9.3%	-12.2%	-18.0%	36.4%	-14.5%	60.3%	-12.9%	-29.3%	-8.2%	45.1%	3.4%	3.4%	6.4%	28.5%	133.3%	-24.0%	-4.3%	-44.8%	-7.4%	2.0%	43.0%	4.1%	45.0%	9.2%	-20.8%	
聊城	5.3%	53.8%	13.3%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.6%	10.6%	-25.8%	21.1%	95.1%	-3.1%	-3.7%	-27.7%	-18.6%	26.7%	28.0%	-9.2%	-2.4%	5.5%	37.6%	42.4%	3.8%	-17.3%	29.9%	-40.3%	63.9%	-7.9%	-5.8%
德州	-18.2%	172.3%	-6.3%	-16.7%	27.9%	-13.3%	79.0%	8.2%	-7.8%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-42.2%	-8.6%	10.0%	10.5%	17.8%	-22.4%	-4.8%	96.8%	24.2%	-16.3%	73.2%	-34.4%	58.1%	-14.6%	42.6%	-30.6%	
聊城	-33.7%	24.4%	10.4%	-12.8%	-13.7%	-28.4%	78.3%	2.9%	37.9%	-10.9%	-12.6%	17.6%	92.1%	39.9%	50.9%	38.6%	20.7%	40.6%	-6.3%	-7.4%	42.9%	-28.1%	38.1%	-41.0%	-46.1%	29.5%	-34.6%	-33.3%	-24.0%	
烟台	-6.5%	-32.4%	21.0%	-1.7%	28.2%	-70.3%	-15.2%	-5.2%	37.9%	-7.9%	-9.2%	1.5%	50.4%	6.0%	-21.1%	-25.0%	-27.3%	-20.3%	-39.5%	4.9%	33.0%	81.2%	-51.2%	-16.8%	49.0%	14.5%	-43.7%	43.3%	-11.9%	
威海	36.3%	-32.0%	19.9%	-13.2%	-42.5%	-4.5%	12.5%	-18.6%	-26.0%	35.4%	-20.1%	11.0%	-26.3%	14.0%	43.4%	-0.7%	-23.9%	24.0%	40.9%	4.1%	-1.6%	63.6%	28.1%	-38.7%	-0.4%	13.5%	-18.2%	29.2%	10.2%	-29.1%
日照	27.1%	-20.3%	-0.3%	36.2%	0.0%	35.2%	1.6%	-18.5%	-22.0%	-30.8%	-4.5%	10.5%	37.0%	2.3%	-32.9%	-17.0%	-3.7%	-33.9%	-13.0%	-1.6%	63.6%	42.6%	-48.1%	10.2%	-22.6%	48.1%	37.0%	15.4%	0.4%	
潍坊	46.8%	6.0%	-15.5%	-29.3%	-16.2%	2.1%	111.5%	1.0%	23.7%	59.8%	-36.0%	-43.0%	-13.3%	-4.4%	-12.7%	33.0%	-18.7%	45.5%	44.6%	-44.6%	-44.6%	10.2%	-22.6%	84.8%	28.0%	32.7%	61.5%	37.0%	-17.0%	
烟台	12.6%	-2.6%	-31.3%	-7.4%	7.0%	50.4%	5.6%	-31.6%	-0.6%	25.0%	28.6%	47.2%	-13.5%	-43.4%	36.6%	-8.6%	-11.2%	34.1%	-11.1%	-18.4%	6.4%	-38.6%	-37.8%	-12.3%	10.3%	9.6%	41.0%	19.6%	17.8%	
威海	-10.4%	42.2%	-0.4%	-3.4%	85.6%	-29.2%	12.0%	-4.8%	-33.7%	115.0%	39.8%	23.4%	18.4%	-24.4%	-2.4%	36.3%	20.7%	83.3%	106.8%	2.7%	38.0%	-34.3%	-51.5%	-2.2%	-0.5%	-2.3%	-4.5%	-9.3%	-31.4%	
日照	-10.1%	0.0%	43.3%	16.7%	-1.9%	15.0%	-10.7%	-38.9%	25.6%	24.8%	55.8%	12.5%	54.1%	26.6%	-21.5%	5.8%	35.1%	-16.3%	-12.4%	4.9%	7.0%	-31.8%	-22.2%	23.9%	-4.5%	15.6%	30.4%	-13.7%		
日照	-0.5%	17.8%	22.6%	4.3%	10.2%	14.4%	13.9%	-2.8%	3.8%	46.9%	-16.2%	31.5%	9.1%	-12.2%	-10.3%	-6.4%	-11.8%	-10.1%	-3.5%	5.2%	-3.6%	-33.6%	2.7%	3.3%	1.6%	18.3%	9.1%	28.6%	21.7%	
日照	-3.1%	-40.5%	-7.8%	-12.7%	-30.1%	42.2%	18.3%	1.9%	1.7%	67.0%	-16.2%	73.0%	104.8%	96.0%	34.8%	-21.0%	4.6%	-27.8%	8.8%	9.5%	62.3%	-6.3%	-32.2%	-6.3%	-22.9%	11.6%	-23.7%	-5.9%	-8.8%	
日照	26.1%	-16.0%	4.1%	5.5%	24.4%	-2.6%	-3.2%	-24.0%	4.9%	-13.0%	12.0%	-24.2%	35.0%	7.7%	33.1%	10.8%	-6.5%	37.1%	53.9%	40.1%	-20.0%	30.8%	-32.0%	24.1%	-24.1%	-36.8%	2.2%	-1.9%		
日照	46.8%	3.7%	10.6%	-22.8%	-3.9%	38.5%	13.8%	-28.5%	-28.1%	-17.6%	-25.2%	25.8%	-15.3%	-24.1%	-37.1%	4.6%	-12.8%	1.5%	43.9%	4.1%	4.2%	9.4%	-9.0%	-13.6%	-16.2%	64.9%	-21.3%	22.0%		
日照	0.0%	47.4%	15.4%	12.4%	0.5%	-35.9%	9.0%	-26.8%	-30.9%	-49.4%	31.8%	89.3%	35.1%	-47.7%	1.6%	-12.8%	1.5%	43.9%	11.8%	29.8%	-4.0%	98.1%	-7.5%	-33.3%	67.1%	234.8%	-7.1%	14.8%	36.7%	
日照	-10.7%	19.1%	-35.2%	-24.5%	-16.7%	55.5%	0.0%	13.2%	6.4%	-0.7%	48.6%	-3.8%	36.5%	27.2%	44.2%	32.5%	-19.0%	1.6%	102.0%	52.3%	-15.3%	-2.2%	24.6%	9.0%	0.0%	-13.6%	-2.7%	34.9%	77.8%	
日照	48.1%	65.7%	2.5%	6.3%	-45.6%	-38.7%	11.2%	-13.7%	-13.0%	5.4%	-17.1%	-1.6%	-25.8%	-19.0%	-13.7%	51.7%	21.4%	28.3%	-16.8%	19.5%	0.0%	16.7%	-31.8%	-49.4%	-28.4%	24.8%	-7.1%	-8.2%		
日照	10.7%	55.1%	3.0%	-13.2%	-4.8%	-6.9%	-29.1%	-13.1%	78.1%	-23.0%	-5.9%	-19.4%	-29.3%	-13.9%	-9.4%	-27.0%	-29.3%	-16.4%	-52.6%	-22.7%	-6.1%	52.6%	-22.7%	-0.0%	69.6%	-51.8%	-26.4%	-1.9%	-9.8%	1.1%

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」都道府県労働局別適用状況 資格喪失者数うち事業主都合



雇用保険適用事業所数（前年同月比）

2025年度 累計引上行程																
2024年					2025年					2026年						
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
全国計	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.3%
北海道	-0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%
青森県	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.7%
岩手県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.1%	-1.0%	-1.2%	-1.1%
宮城県	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-0.7%	-0.7%
秋田県	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%
山形県	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%
福島県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.1%
茨城県	0.8%	0.9%	0.9%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.7%	0.8%	0.9%
栃木県	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%
群馬県	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%
埼玉県	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	1.1%	1.2%
千葉県	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%
東京都	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%
神奈川県	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%
新潟県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	1.0%
富山県	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%
石川県	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%
福井県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.3%
山梨県	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.0%	1.0%
長野県	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%
岐阜県	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%
静岡県	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%
愛知県	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%
三重県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.0%
滋賀県	1.0%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	0.6%
大阪府	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.0%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	-0.8%	-0.8%
兵庫県	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%
奈良県	1.2%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.7%
和歌山県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	-0.4%	-0.8%	-0.8%	-0.8%
鳥取県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.3%
島根県	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%
岡山県	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%
広島県	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%
山口県	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%
徳島県	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-1.0%	-1.1%
香川県	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%
愛媛県	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%
高知県	-2.2%	-2.8%	-2.7%	-2.7%	-2.5%	-2.7%	-2.8%	-2.7%	-2.9%	-2.3%	-1.6%	-1.2%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.3%
福岡県	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.7%	0.6%
佐賀県	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%
長崎県	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.3%
熊本県	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	0.8%	0.7%	0.6%	0.5%	0.1%
大分県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.5%
宮崎県	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.9%	0.8%	0.6%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%
鹿児島県	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.2%	0.3%	0.1%	0.0%	-0.1%
沖縄県	1.7%	1.8%	1.7%	1.7%	1.7%	1.8%	1.8%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.3%	1.4%

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」

都道府県労働局別適用状況 月末適用事業所数を基に集計

↑
↓

2026年3月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2026年3月で10回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉・転嫁の実施状況等について、中小企業に対し、①アンケート調査、②取引Gメンによるヒアリングを実施。必要に応じて業所管大臣名での行政指導等に繋げていく。

①アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、2025年10月～2026年3月末までの期間における、発注者（最大3者分）との間の価格交渉・価格転嫁・支払条件の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先は、経済センサスの産業別・都道府県別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間

2026年4月20日～6月3日

○回答企業数

69,625社（回答から抽出される発注企業数は延べ91,233社）

※回答企業のうち、BtoC取引のみであり発注者となる取引先がないなどの理由により、回答対象外の企業は10,774社

※参考：2025年9月調査：69,988社（延べ86,538社）

2025年3月調査：65,725社（延べ76,894社）

○回収率

23.2%（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2025年9月調査：23.3%、2025年3月調査：21.9%

②取引Gメンによるヒアリング調査

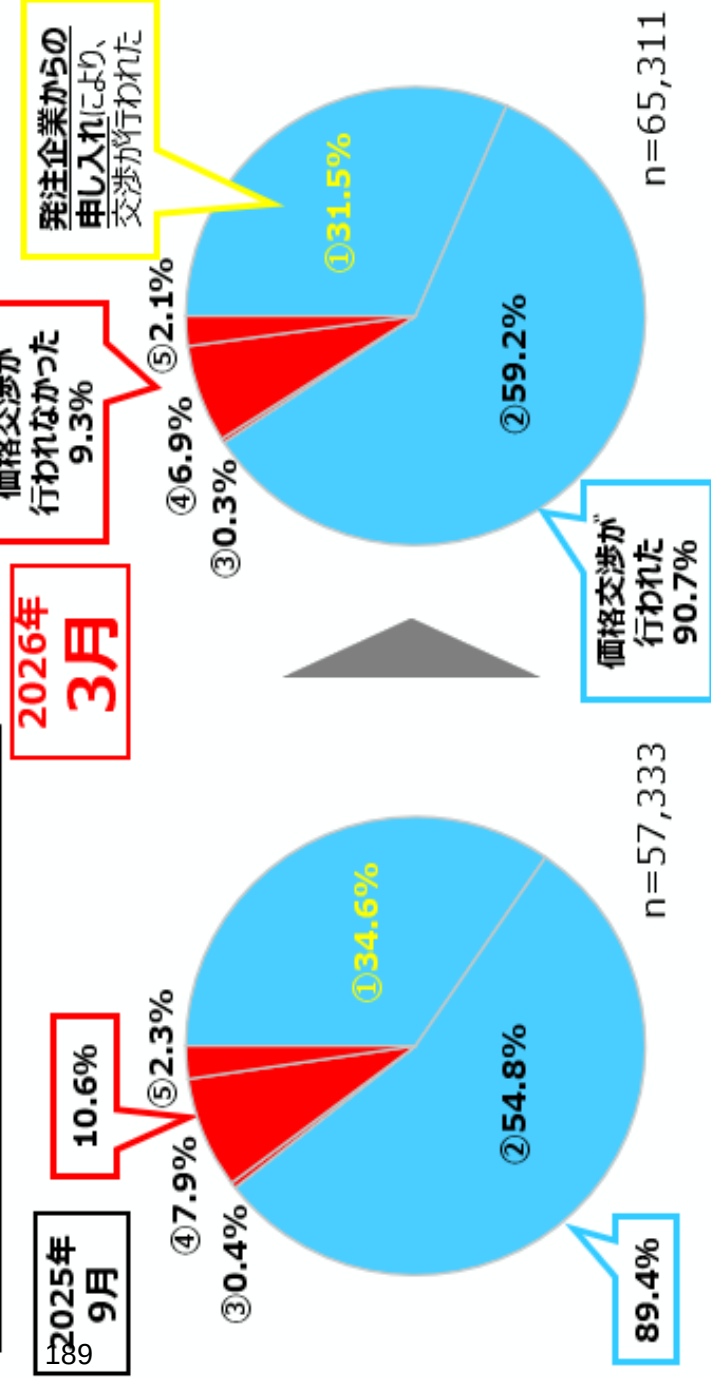
○調査の内容

発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

価格交渉の状況

- 「価格交渉が行われた」割合（①②）は前回から約 1 ポイント増加し、9 割を超過（前回89.4%→90.7%）。
- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約 3 ポイント減の31.5%。
- 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）は前回から微減（前回10.6%→9.3%）。
 - 価格交渉は浸透しつつあるもの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約 1 割。協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の着実な執行などを通して、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

直近 6 か月間における価格交渉の状況

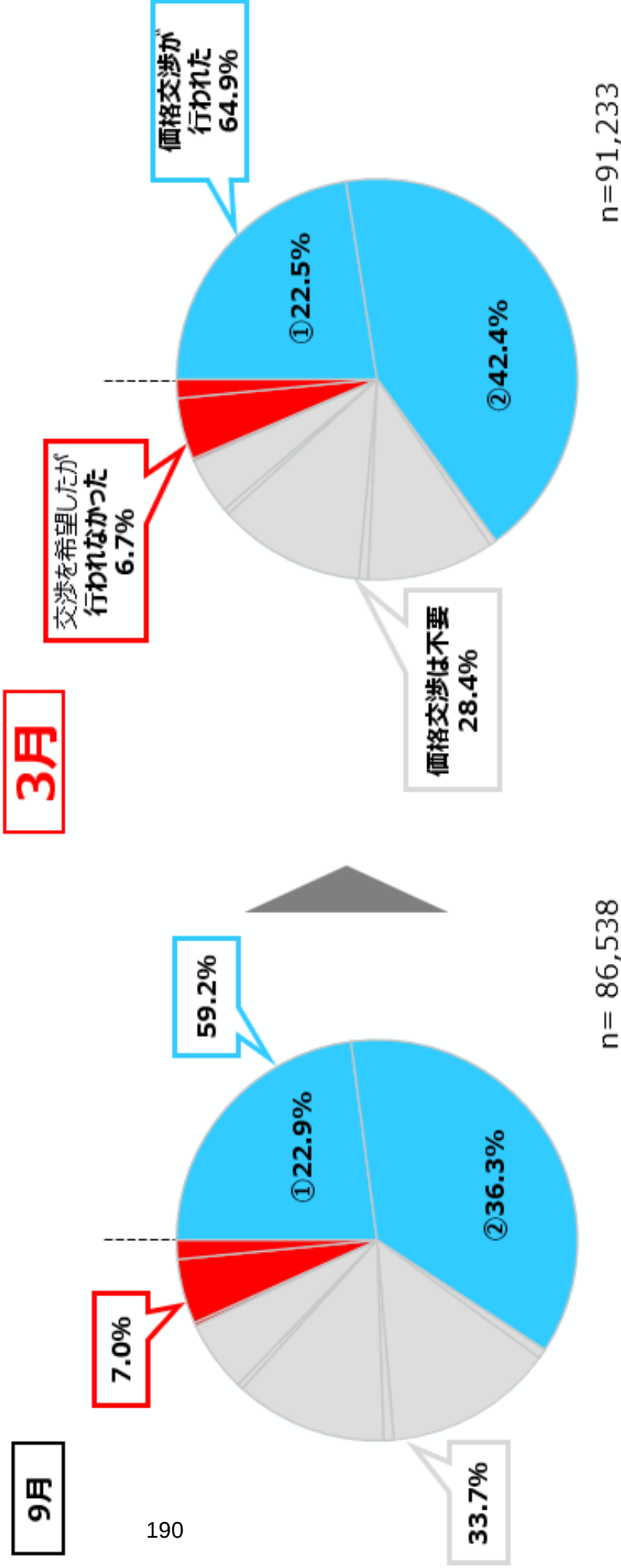


※「価格交渉不要」の回答を除いた分布。
 ※本調査の回答は、取適法の対象外取引も含まれ得ることに留意。以下同じ。

【参考】「価格交渉不要」の回答を含めた場合の回答分布

- 発注企業との価格交渉が行われた割合は、約 6割となり、前回から増加（前回59.2%→**64.9%**）。
- 「発注企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、2割超（前回22.9%→**22.5%**）。
- 「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合は横ばい（前回7.0%→**6.7%**）。

直近 6 か月間における価格交渉の状況



【参考】価格交渉【アンケート回答項目と回答分布】

直近 6 か月間における価格交渉の状況

9月

3月

n= 86,538 n=91,233

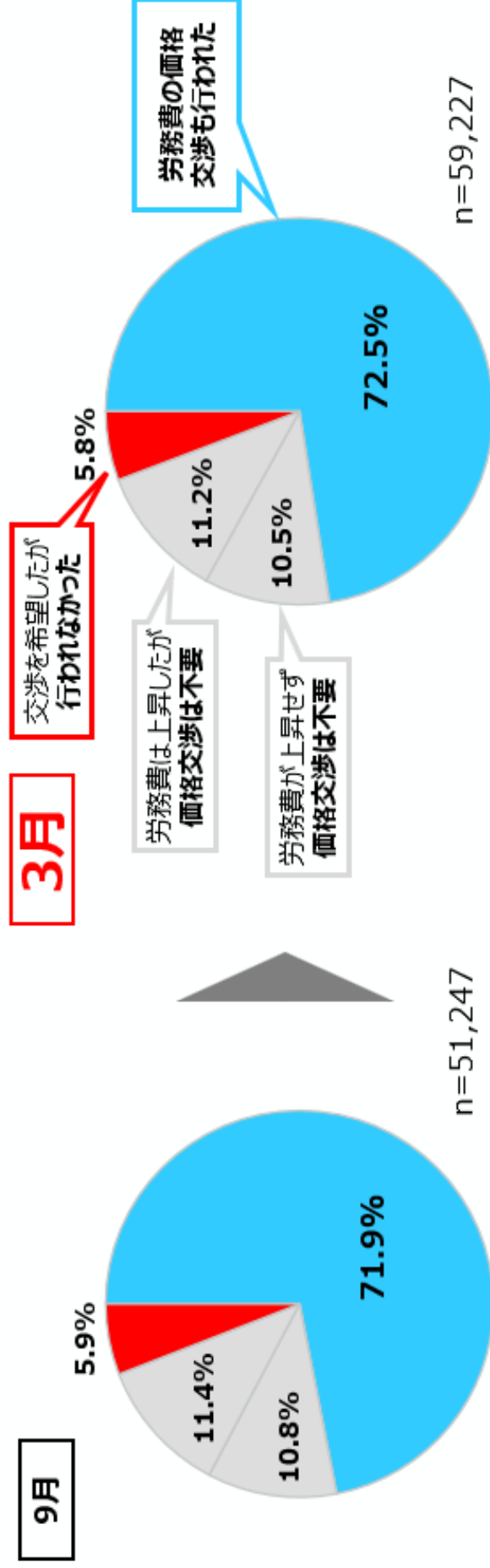
①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	22.9%	22.5%
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	36.3%	42.4%
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.8%	0.6%
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	13.7%	10.2%
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.8%	0.8%
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	12.3%	11.8%
⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.5%	0.5%
⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	5.8%	4.5%
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%	0.2%
⑩	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。	5.2%	5.0%
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	1.5%	1.5%

労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査（同指針は2025年12月に改定）。

- 価格交渉が行われた企業（64.9%）のうち**7割超**において、**労務費についても交渉を実施**。
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」企業も依然として存在（前回5.9%→**5.8%**）。
 - 公正取引委員会等と連携し、「**労務費指針**」を**周知・徹底**していく。

労務費の交渉状況



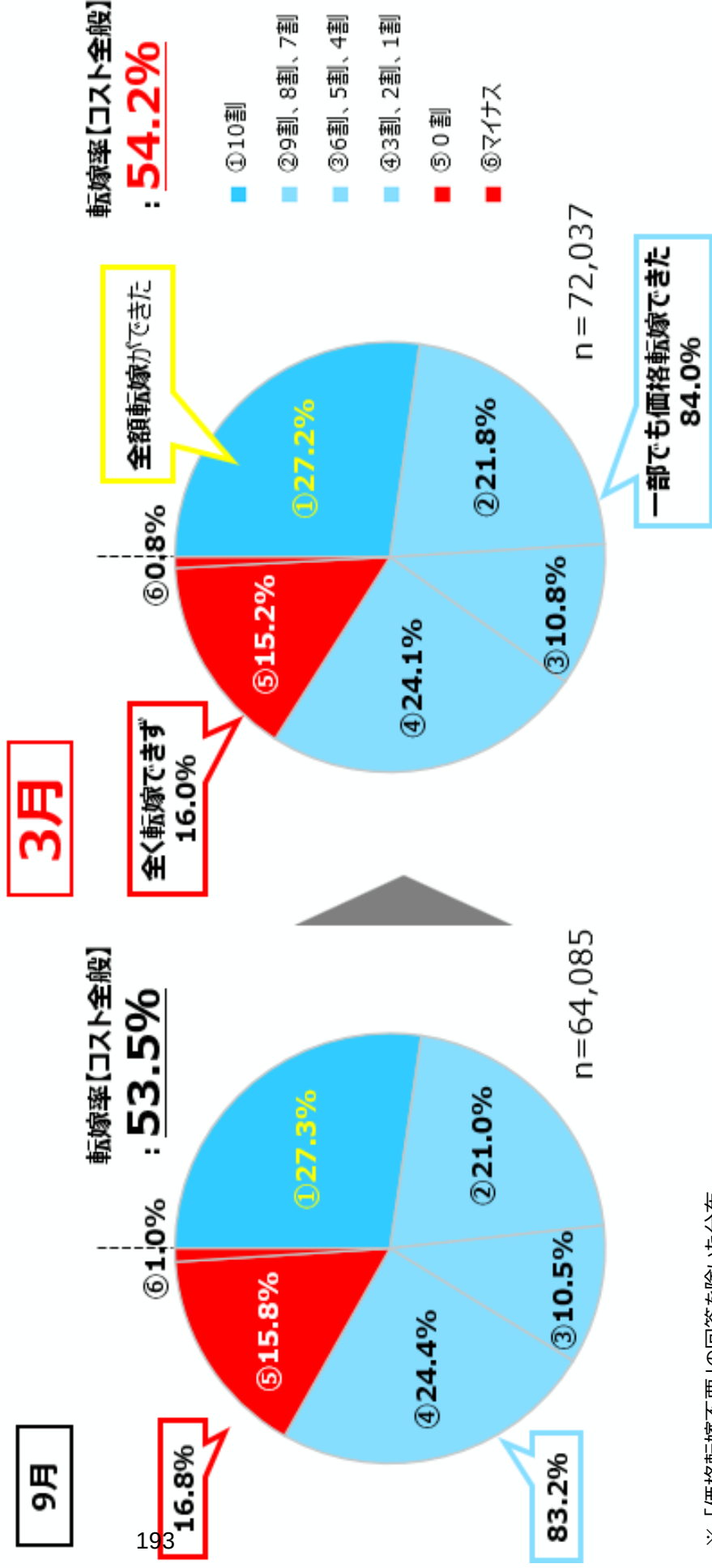
アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ OEMや業界団体が示す比率（価格上昇率・労務費率など）を一方向的に採用され、実際の価格上昇分の一部しか転嫁できなかった。個別交渉をお願いしたが応じてもらえなかった。
- ▲ 資料を揃えて労務費の交渉を申し入れたが、**最低賃金の上昇分すら転嫁を認めてもらえなかった**。

価格転嫁の状況【コスト全般】

- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は8割超。「全額転嫁できた」割合（①）は3割弱。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は横ばいの状況（前回16.8%→16.0%）。
- 価格転嫁の状況はほぼ横ばいであり、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態が継続している。転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況

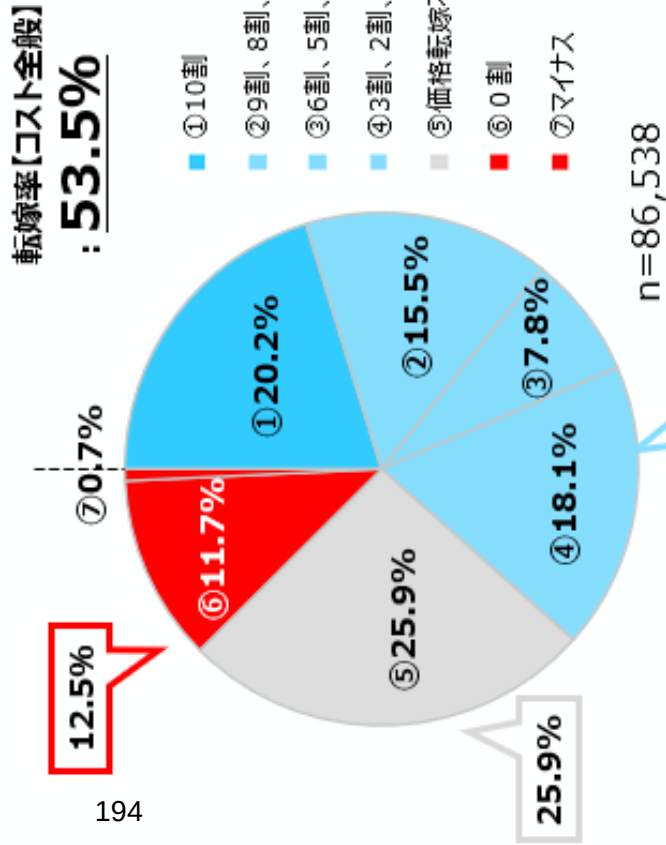


【参考】「価格転嫁不要」の回答を含めた回答分布

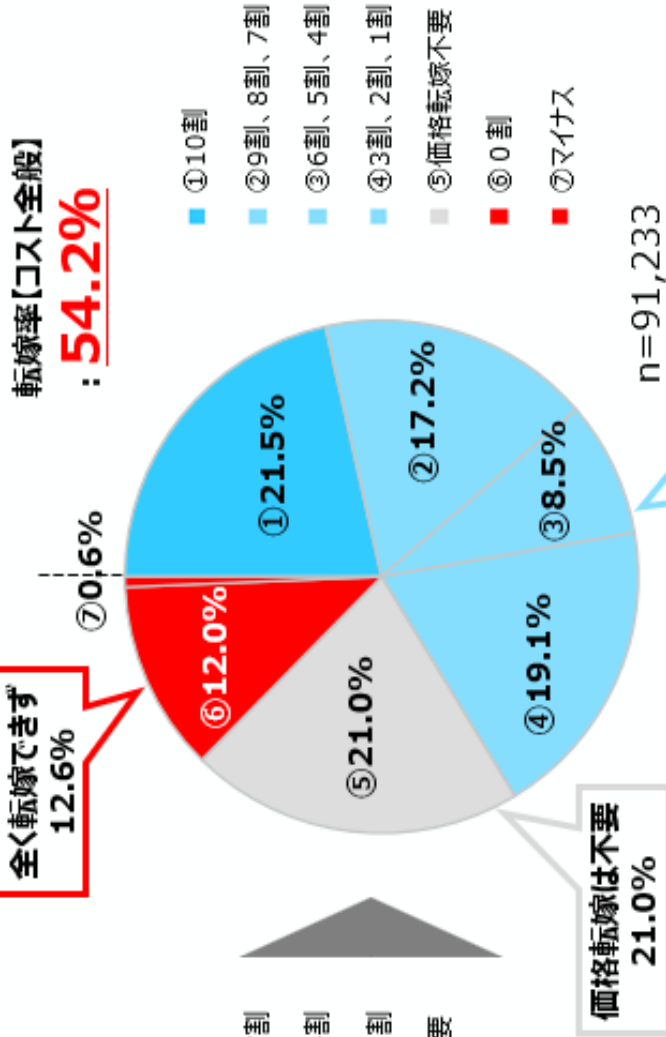
- 「全額転嫁できた」割合は、引き続き、約 2 割程度。「一部でも転嫁できた」割合は、7 割弱。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合は横ばいの状況（前回12.5%→12.6%）。

直近 6 か月間における価格転嫁の状況

9月



3月



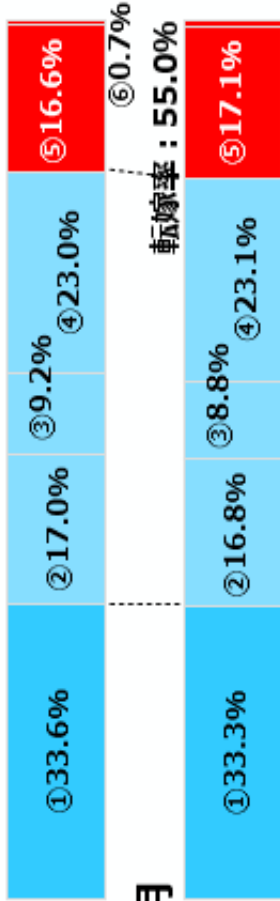
価格転嫁の状況【コスト要素別】

- 原材料費の転嫁率は上昇したもの、労務費・エネルギー費は前回から横ばい。
 - 労務費の転嫁率は、5割を維持したもの、原材料費と比較して約5ポイント低い。エネルギー費の転嫁率が前回に引き続き最も低い水準となった。
- 労務費に限らず、原材料費・エネルギー費を含めたコスト全般の価格転嫁を一層推進していく必要がある。

原材料費

3月

転嫁率：55.7%



9月

転嫁率：55.0%

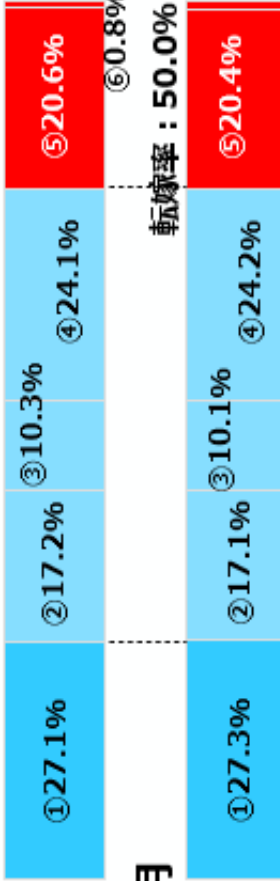
一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

労務費

3月

転嫁率：50.0%



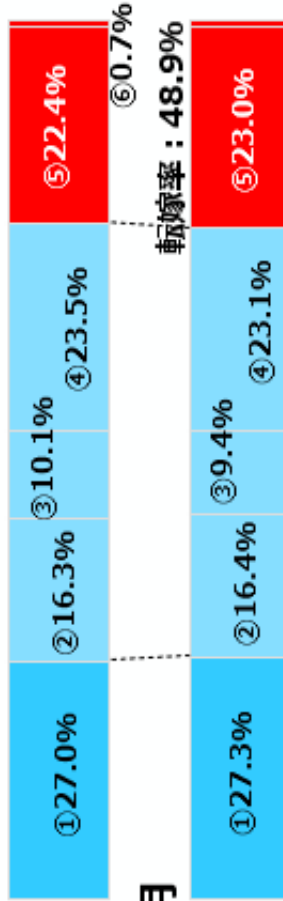
9月

転嫁率：50.0%

エネルギー費

3月

転嫁率：48.9%



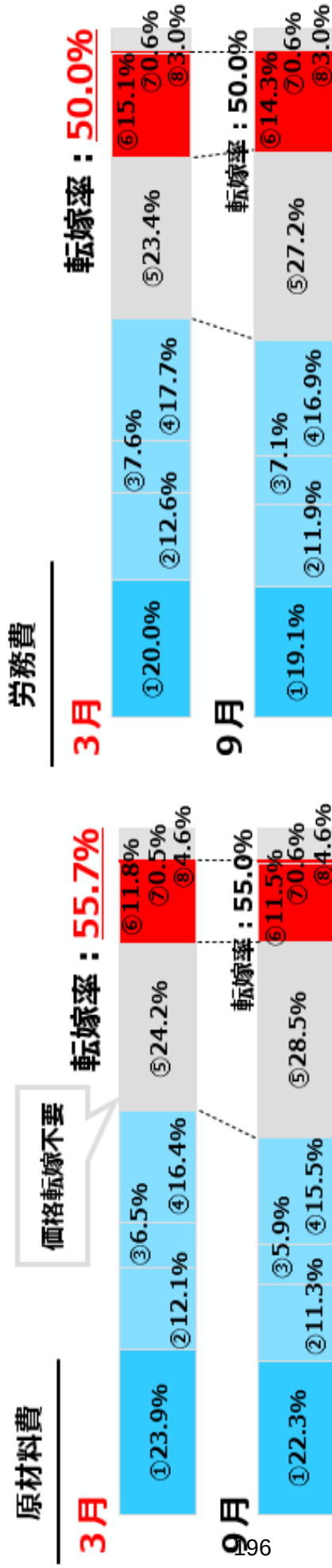
9月

転嫁率：48.9%

①10割 ②9割、8割、7割 ③6割、5割、4割
④3割、2割、1割 ⑤0割 ⑥マイナス

【参考】価格転嫁の状況【コスト要素別】（「価格転嫁不要」の回答を含む）

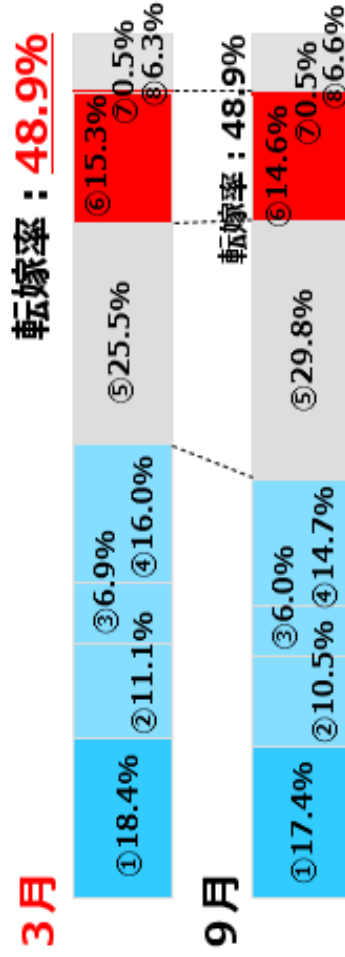
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合は、それぞれ微増。
- 「全額転嫁できた」割合についても、いずれのコストにおいても微増の状況。



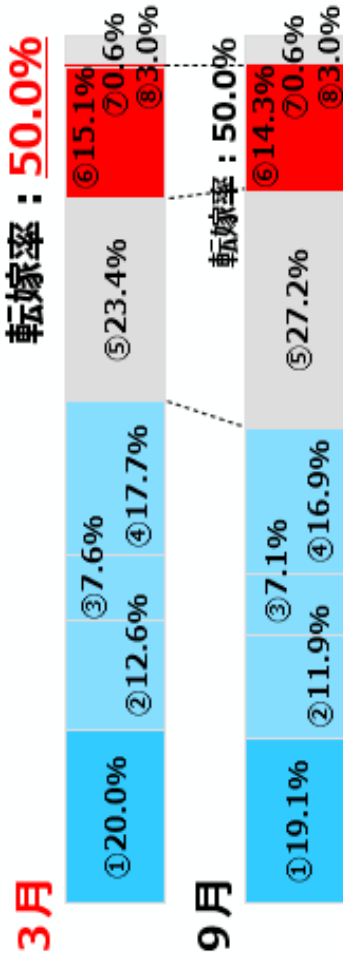
一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

エネルギー費



労務費



- ① 10割
- ② 9割、8割、7割
- ③ 6割、5割、4割
- ④ 3割、2割、1割
- ⑤ 価格転嫁不要
- ⑥ 0割
- ⑦ マイナス
- ⑧ 当該費用は支払代金に含まれない

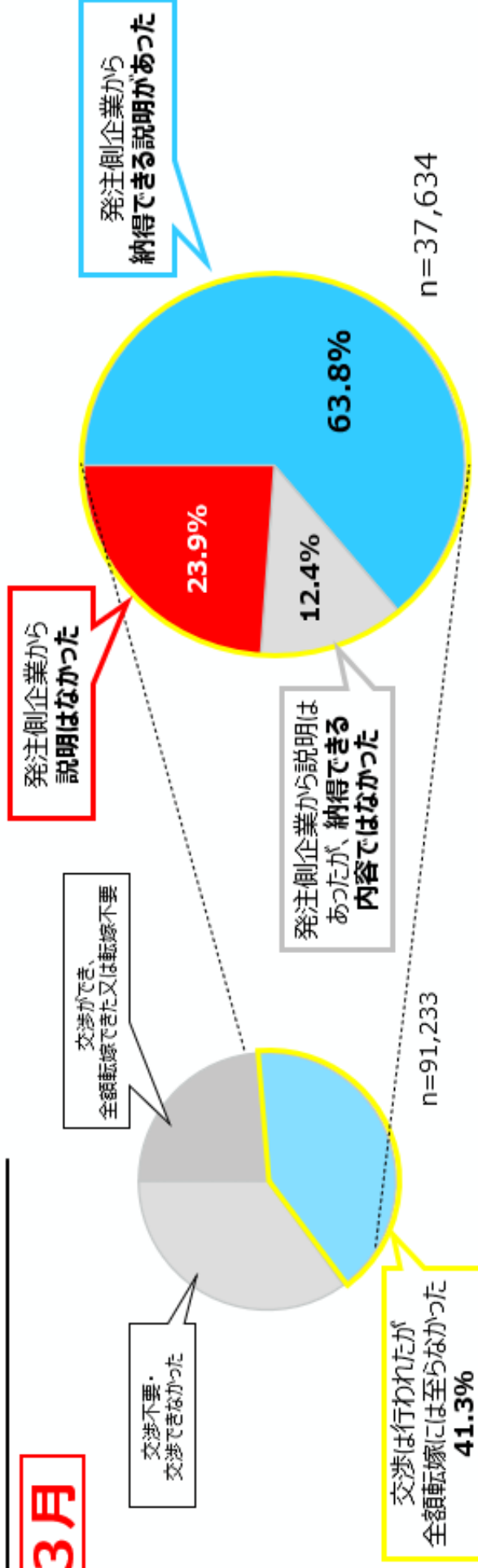
価格転嫁に関する発注側企業による説明

- 価格交渉が行われたものの、全額の転嫁には至らなかった企業（全体の41.3%）のうち、「発注側企業から説明はあったものの、納得できるものではなかった」又は「発注側企業からの説明はなかった」とする回答が約4割（前回36.6%→36.3%）。

- 発注側企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、**価格に関する十分な説明**も求めていく必要。
「**中小受託取引適正化法**」により、価格協議において、**必要な説明又は情報の提供をしないことや一方的な価格決定が禁止**されている旨の周知、対応の徹底を促していく。

発注側企業からの説明状況

3月



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 自社（受注側）にはコスト上昇についての詳細な根拠資料を求めるにも関わらず、一方的に価格を決められ、その根拠について発注側からの説明はない。

価格交渉の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

- 交渉に応じている業種と応じていない業種の差が僅かに縮小。交渉に応じている業種は転嫁率も高い傾向にある。

順位	業種	交渉平均点
—	全体	7.39 (7.30)
1位	製薬	↑↑ 8.49 (7.22)
2位	造船	↑ 7.92 (7.58)
3位	建設	↓ 7.82 (7.96)
4位	化学	↓ 7.81 (7.94)
5位	電気・ガス・熱供給・水道	↑ 7.80 (7.55)
6位	情報サービス・ソフトウェア	↑ 7.76 (7.39)
7位	広告	↑↑ 7.70 (7.07)
8位	通信	↑↑ 7.66 (7.11)
9位	鉱業・採石・砂利採取	↑↑ 7.58 (6.67)
10位	電機・情報通信機器	↑ 7.57 (7.26)
11位	金融・保険	↑↑ 7.52 (6.95)
12位	自動車・自動車部品	↑ 7.42 (7.29)
13位	食品製造	↑ 7.41 (7.14)
14位	機械製造	↑ 7.35 (7.13)
15位	卸売	↑ 7.31 (7.28)
16位	飲食サービス	↑ 7.28 (7.09)
17位	不動産業・物品賃貸業	↓ 7.25 (7.26)
18位	警備	— 7.23 —
19位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑ 7.22 (6.98)
20位	小売	↑ 7.20 (7.05)
21位	放送コンテンツ	↑ 7.01 (6.77)
22位	金属	↓ 6.99 (7.05)
23位	農業・林業	↓ 6.95 (7.13)
24位	建材・住宅設備	↑↑ 6.93 (6.27)
25位	石油製品・石炭製品製造	↑↑ 6.88 (6.35)
26位	繊維	↑ 6.84 (6.38)
27位	印刷	↑ 6.81 (6.48)
28位	紙・紙加工	↑ 6.78 (6.57)
29位	廃棄物処理	↑↑ 6.54 (5.90)
30位	生活関連サービス	↑ 6.48 (6.42)
31位	ビルメンテナンス	— 6.35 —
32位	トラック運送	↑↑ 6.27 (5.60)
—	その他	—

※（）内は2025年9月の平均点を示す。9月時点との変化幅と矢印の数の関係は以下のとおり。
↑／↓：0.5未満 上昇／下落、↑↑／↓↓：0.5以上～1.0未満 上昇／下落、
↑↑↑／↓↓↓：1.0以上 上昇／下落

※価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。
(例) 家電メーカー（発注者）が、トラック運送業者（受注者）に運送委託するケースは、「電機・情報通信機器」に集計。

質問① 交渉有無	質問② 交渉申し入れ 有無	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申し入れがあった	—	10点
	申し入れがなかった	—	8点
		コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
	申し入れがあった	支払代金が市場価格に連動するため、交渉は不要と判断し、辞退したため	対象外
		コストが上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、辞退したため	5点
行われなかった		コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
	申し入れがなかった	支払代金が市場価格に連動するため、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかったため	－5点
		コストが上昇し、交渉を申し出たが、応じてもらえなかったため	－10点

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

- 上位の製造業系の業種は、転嫁率が数ポイントずつ上昇し、改善傾向にあるものの、下位のトラック運送業、廃棄物処理、農業・林業などは、昨年9月時点とほぼ横ばいの結果となっている。

2026年3月		コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率		
				原材料費	エネルギー費	労務費
業種別	全体					
	1位	化学	↑ 54.2% (53.5%)	↑ 55.7% (55.0%)	↓ 48.9% (48.9%)	↑ 50.0% (50.0%)
	2位	電機・情報通信機器	↓ 65.9% (66.7%)	↑ 69.7% (69.6%)	↓ 62.4% (62.5%)	↓ 60.0% (60.6%)
	3位	造船	↑ 63.6% (60.6%)	↑ 67.7% (64.5%)	↑ 56.5% (54.9%)	↑ 56.9% (56.0%)
	4位	飲食サービス	↑ 62.4% (59.4%)	↑ 64.9% (63.9%)	↑ 57.0% (55.1%)	↑ 56.9% (54.1%)
	5位	機械製造	↑ 62.0% (57.2%)	↑ 62.7% (60.7%)	↑ 52.2% (48.4%)	↑ 53.0% (48.5%)
	6位	自動車・自動車部品	↑ 61.4% (59.4%)	↑ 65.7% (64.8%)	↑ 56.5% (55.2%)	↑ 56.4% (54.5%)
	7位	食品製造	↑ 61.2% (58.9%)	↑ 67.8% (64.9%)	↑ 59.4% (56.0%)	↑ 58.1% (56.1%)
	8位	製薬	↑ 59.5% (59.3%)	↑ 61.9% (60.2%)	↑ 53.2% (53.1%)	↓ 52.6% (53.2%)
	9位	情報サービス・ソフトウェア	↑↑ 57.2% (46.7%)	↑↑ 57.6% (50.8%)	↑↑ 52.6% (46.0%)	↑↑ 51.1% (42.6%)
	10位	鉱業・採石・砂利採取	↑ 56.7% (50.9%)	↑↑ 51.3% (46.1%)	↑↑ 49.4% (43.2%)	↑↑ 56.4% (51.3%)
	11位	金融・保険	↑ 56.5% (52.9%)	↑ 56.3% (52.2%)	↑ 52.1% (48.6%)	↑↑ 54.8% (47.7%)
	12位	電気・ガス・熱供給・水道	↑ 56.5% (56.2%)	↓ 54.4% (58.6%)	↓ 49.2% (54.0%)	↓ 54.5% (56.0%)
	13位	金属	↑ 56.2% (52.7%)	↑ 57.6% (53.2%)	↑ 52.2% (49.3%)	↑ 53.4% (50.5%)
	14位	石油製品・石炭製品製造	↑ 55.1% (54.2%)	↑ 59.6% (58.5%)	↑ 49.5% (49.4%)	↑ 49.3% (48.9%)
	15位	卸売	↑ 54.7% (50.0%)	↑↑ 61.5% (55.6%)	↑ 48.7% (44.9%)	↑ 49.1% (44.6%)
	16位	小売	↑ 54.6% (54.1%)	↑ 55.7% (55.7%)	↓ 47.8% (49.4%)	↓ 47.2% (48.6%)
	17位	紙・紙加工	↑ 54.3% (54.0%)	↑ 56.0% (55.7%)	↑ 48.7% (48.3%)	↓ 47.3% (48.0%)
	18位	建設	↑ 53.4% (50.0%)	↑ 54.2% (53.2%)	↑ 47.5% (45.5%)	↑ 47.6% (44.7%)
	19位	不動産業・物品賃貸業	↓ 53.0% (53.2%)	↑ 53.9% (53.9%)	↓ 48.5% (49.8%)	↑ 50.5% (51.6%)
	20位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑ 52.9% (51.7%)	↑ 51.9% (51.3%)	↓ 47.1% (47.2%)	↑ 50.2% (48.3%)
	21位	印刷	↑ 52.8% (52.4%)	↓ 49.4% (49.9%)	↑ 48.1% (45.8%)	↑ 49.2% (48.9%)
	22位	警備	↑ 51.7% (49.9%)	↑ 52.3% (49.8%)	↑ 44.0% (42.7%)	↓ 42.0% (44.0%)
	23位	繊維	－ 50.5% －	－ 42.0% －	－ 38.6% －	－ 49.7% －
	24位	生活関連サービス	↑ 50.2% (48.1%)	↑ 52.6% (51.6%)	↑ 44.8% (44.6%)	↑ 44.8% (44.8%)
	25位	建材・住宅設備	↑ 49.3% (48.9%)	↓ 48.1% (49.8%)	↑ 43.0% (42.3%)	↑ 44.8% (44.2%)
	26位	通信	↑ 48.9% (47.2%)	↑ 51.7% (48.9%)	↑ 42.7% (40.9%)	↑ 42.5% (41.6%)
	27位	広告	↑ 48.1% (46.6%)	↑ 46.6% (46.6%)	↓ 41.8% (43.4%)	↑ 47.6% (45.9%)
	28位	農業・林業	↑ 44.0% (43.4%)	↑ 43.9% (43.6%)	↑ 35.2% (33.5%)	↓ 42.2% (42.8%)
	29位	廃棄物処理	↑ 42.4% (42.3%)	↑ 43.3% (41.9%)	↑ 38.9% (38.7%)	↑ 38.3% (38.1%)
	30位	放送コンテンツ	↑ 42.0% (41.1%)	↑ 40.4% (38.0%)	↑ 39.5% (36.0%)	↑ 37.8% (34.9%)
	31位	ビルメンテナンス	↑ 41.4% (40.1%)	↓ 38.3% (41.6%)	↓ 33.0% (34.2%)	↑ 37.9% (37.7%)
	32位	トラック運送	－ 40.2% －	－ 36.0% －	－ 34.2% －	－ 39.9% －
－	その他	↓ 34.5% (34.7%)	↑ 31.0% (31.3%)	↑ 31.4% (30.4%)	↑ 31.3% (31.0%)	

※2025年9月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑ / ↓ : ～4ポイント上昇 / 下落、↑↑ / ↓↓ : 5～9ポイント上昇 / 下落、↑↑↑ / ↓↓↓ : 10ポイント以上上昇 / 下落

※（ ）内は前回の転嫁率を示す。

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【受注企業の業種毎に集計】

- 状況が改善した業種、悪化した業種の乖離が大きくなる結果となった。受注者として価格転嫁してもらえている業種（上位にある業種）は、発注者としても価格転嫁に応じている傾向にある。

2026年3月		コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率						
				原材料費		エネルギー費		労務費		
業種別	全体									
	1位	化学	↑ 54.2%	(53.5%)	↑ 55.7%	(55.0%)	↓ 48.9%	(48.9%)	↑ 50.0%	(50.0%)
	2位	電機・情報通信機器	↑ 65.7%	(64.5%)	↑ 72.5%	(66.5%)	↑ 61.7%	(58.8%)	↑ 57.1%	(56.4%)
	3位	紙・紙加工	↑ 64.5%	(61.1%)	↑ 68.3%	(64.6%)	↑ 58.2%	(55.1%)	↑ 58.3%	(56.8%)
	4位	機械製造	↑↑ 64.3%	(53.0%)	↑ 68.0%	(54.9%)	↑ 57.2%	(48.1%)	↑ 56.5%	(48.6%)
	5位	卸売	↑ 63.9%	(63.4%)	↓ 68.2%	(68.3%)	↑ 60.6%	(60.4%)	↑ 60.0%	(59.9%)
	6位	造船	↑ 62.9%	(61.8%)	↑ 65.2%	(63.8%)	↓ 54.6%	(54.7%)	↓ 52.5%	(53.1%)
	7位	自動車・自動車部品	↑ 60.7%	(51.2%)	↑ 61.9%	(51.9%)	↑ 54.3%	(45.9%)	↑ 55.5%	(48.1%)
	8位	情報サービス・ソフトウェア	↑ 58.2%	(58.1%)	↓ 66.5%	(66.6%)	↓ 57.3%	(57.4%)	↑ 57.1%	(56.9%)
	9位	石油製品・石炭製品製造	↑ 57.3%	(51.9%)	↑ 52.2%	(47.5%)	↑ 48.2%	(44.4%)	↑ 56.8%	(52.5%)
	10位	金属	↑ 55.9%	(50.3%)	↑ 64.9%	(57.9%)	↑ 48.8%	(46.3%)	↑ 48.7%	(44.7%)
	11位	食品製造	↓ 54.9%	(55.7%)	↓ 56.1%	(57.6%)	↓ 49.0%	(50.4%)	↓ 48.4%	(51.0%)
	12位	広告	↑ 54.8%	(46.8%)	↑ 56.9%	(45.4%)	↑ 50.7%	(40.8%)	↑ 48.7%	(43.8%)
	13位	小売	↓ 54.5%	(57.3%)	↓ 56.2%	(60.0%)	↓ 48.0%	(51.0%)	↓ 45.5%	(51.0%)
	14位	建材・住宅設備	↑ 54.4%	(48.2%)	↑ 55.8%	(49.6%)	↑ 47.5%	(42.4%)	↑ 48.2%	(42.7%)
	15位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑ 53.9%	(50.7%)	↑ 50.0%	(48.2%)	↑ 51.5%	(47.0%)	↑ 50.9%	(49.0%)
	16位	鉱業・採石・砂利採取	↑ 52.6%	(51.3%)	↑ 50.2%	(49.7%)	↑ 47.5%	(44.9%)	↓ 42.6%	(45.2%)
	17位	建設	↓ 52.3%	(53.4%)	↓ 53.6%	(54.4%)	↓ 48.4%	(50.7%)	↓ 50.7%	(52.3%)
	18位	印刷	↑ 51.7%	(49.1%)	↑ 52.2%	(50.4%)	↑ 43.6%	(42.2%)	↑ 43.3%	(42.1%)
	19位	警備	－ 51.5%	－	－ 39.5%	－	－ 40.1%	－	－ 52.6%	－
	20位	電気・ガス・熱供給・水道	↑ 49.1%	(45.4%)	↑ 51.2%	(47.8%)	↑ 45.6%	(42.8%)	↑ 46.5%	(43.0%)
	21位	飲食サービス	↑ 46.8%	(33.0%)	↑ 31.1%	(25.7%)	↑ 30.0%	(26.5%)	↑ 41.5%	(31.0%)
	22位	製薬	↑ 46.7%	(30.0%)	↑ 75.0%	(30.0%)	↑ 48.3%	(30.0%)	↑ 54.0%	(16.7%)
	23位	繊維	↑ 46.5%	(46.3%)	↓ 48.2%	(48.7%)	↓ 40.6%	(43.6%)	↓ 41.1%	(42.3%)
	24位	生活関連サービス	↑ 46.3%	(37.6%)	↑ 43.1%	(35.3%)	↑ 42.9%	(32.2%)	↑ 44.6%	(34.6%)
	25位	通信	↑ 46.1%	(46.1%)	↓ 43.7%	(49.7%)	↓ 41.0%	(44.4%)	↑ 49.5%	(46.1%)
	26位	ビルメンテナンス	－ 45.3%	－	－ 39.4%	－	－ 36.5%	－	－ 44.7%	－
	27位	廃棄物処理	↑ 43.2%	(39.6%)	↑ 41.8%	(36.7%)	↑ 40.1%	(35.6%)	↑ 39.9%	(35.7%)
	28位	不動産業・物品賃貸業	↓ 41.0%	(49.0%)	↓ 39.7%	(48.4%)	↓ 36.9%	(50.1%)	↓ 41.4%	(50.5%)
	29位	農業・林業	↓ 38.3%	(41.4%)	↓ 37.2%	(41.2%)	↓ 35.0%	(38.3%)	↓ 34.1%	(37.0%)
	30位	放送コンテンツ	↑ 38.0%	(34.0%)	↓ 34.7%	(34.9%)	↑ 30.3%	(30.3%)	↑ 34.4%	(32.5%)
	31位	トラック運送	↑ 36.9%	(36.5%)	↓ 32.2%	(32.5%)	↑ 34.2%	(33.9%)	↓ 33.5%	(33.6%)
	32位	金融・保険	↓ 31.4%	(45.0%)	↓ 36.0%	(36.4%)	↓ 12.9%	(36.4%)	↓ 25.0%	(50.0%)
－	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	

※2025年9月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑／↓：～4ポイント上昇／下落、↑↑／↓↓：5～9ポイント上昇／下落、↑↑↑／↓↓↓：10ポイント以上上昇／下落

※（ ）内は前回の転嫁率を示す。

中東情勢の変化による価格交渉・価格転嫁への影響

- 発注側企業との価格交渉・価格転嫁の状況について、今般の中東情勢の変化による影響の有無を調査。
- 「影響があった」と回答した企業は全体の約 2 割。また、「影響なし」が約 5 割、「影響は不明」が約 3 割。
- 「影響あり」と回答した企業の割合が高い業種は、石油製品・石炭製品製造業、紙・紙加工業、トラック運送業などとなった。

中東情勢による価格交渉・転嫁への影響の有無

受注側企業の業種ごとの影響有無（「影響あり」が多い上位20業種）

